

# 相互接続ガイドブック

Guide Book for Interconnection  
with NTT-West Networks



1

相互接続共通手続き

## はじめに

当社では、従来からネットワークのオープン化を進めるとともに、相互接続について自主的にルールを定めて推進してまいりました。特に他事業者様との円滑な接続の実現に向け、相互接続の手続き等を解説した「相互接続ガイドブック」を発行しております。

当社では、ブロードバンドサービスを始めとした情報通信市場全体の更なる発展のためには、他事業者様個々の努力による事業拡大はもとより、他事業者様相互間の協調関係によりネットワーク自体の価値を高めてゆくことが必要であると考えております。当社のネットワークと他事業者様との相互接続においては、これまでどおりにご利用いただけることはもとより、これまで以上に他事業者様向けに使い勝手の良いネットワークリソースの提供に努めていきたいと思っております。本冊子をご活用の上、当社のネットワークの積極的なご利用をお願いいたします。

# 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。  
②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報はホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

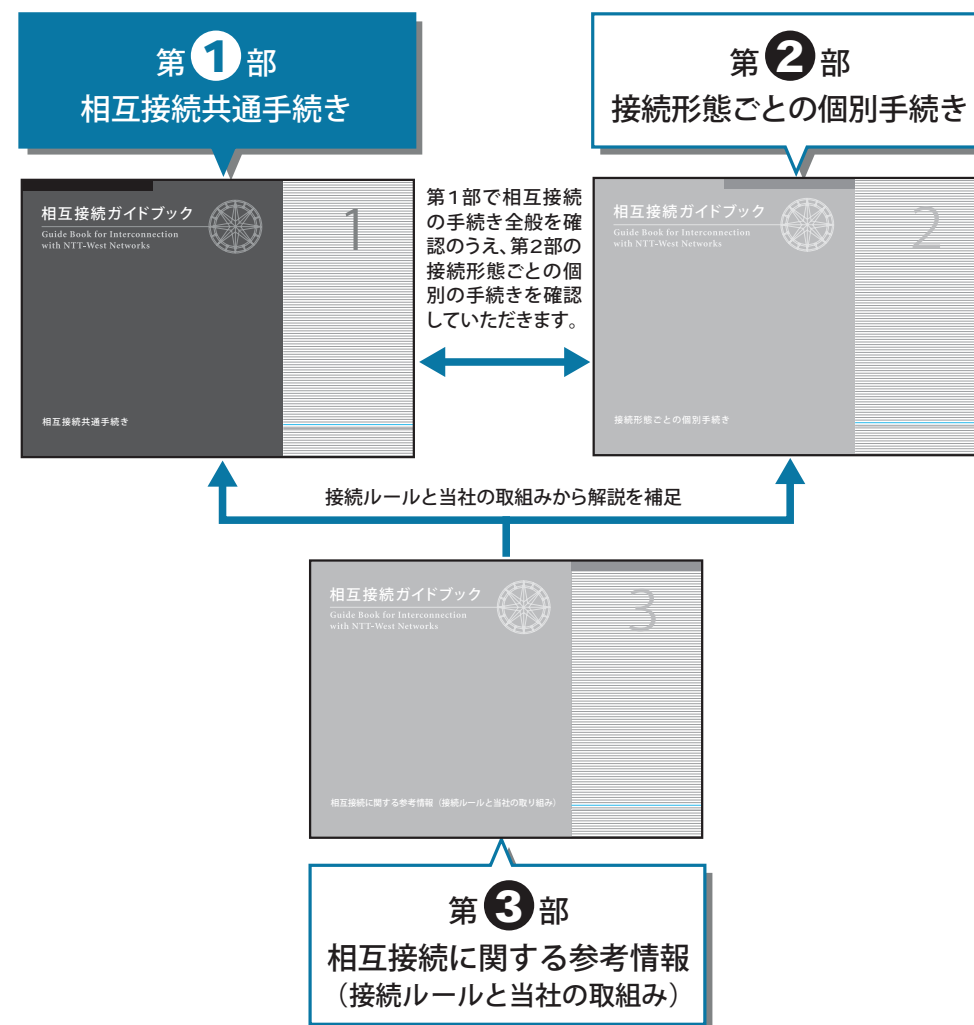
<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

## お申込みいただく前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためには、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいります。相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただきます。



## 相互接続に関する基本的な考え方

当社では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化につながるものと考えており、他事業者様からの「すべての接続要望にお応えする」ことを原則として取り組んでいます。

また他事業者様のご利用しやすい、他事業者様から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

### ● 接続要望に関する基本的考え方—すべての接続要望にお応えします

- ・ 接続約款に規定した費用をお支払いいただきます
- ・ 当社が接続をお断りするのには接続約款（第22条第1項）に規定した以下の4つの場合です
  - ① 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
  - ② 接続が当社の利益を不当に害するおそれがある場合
  - ③ 接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠っている場合又は怠るおそれがある場合
  - ④ 接続のための設備の設置又は改修が技術的に又は経済的に著しく困難な場合
  - ⑤ 接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第3号に掲げる理由を除きます。）。

### ● 相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし、同一条件を確保します

# 目次

はじめに	1	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ①	30
本ガイドブックの構成について	2	Ⅲ-3-① 相互接続点調査及び設置申込み ②	31
相互接続に関する基本的な考え方	3	Ⅲ-3-② 他事業者様設備の設置工事	32
		Ⅲ-3-③ 他事業者様設備の保守	33
		(参考) コロケーションに関する標準的期間	34
		(参考) 当社の通信用建物等において工事可能な工事会社の基準	35
第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要		Ⅲ-4-① 線路設備調査及び接続申込み (中継系光ファイバとの接続の場合)	36
Ⅰ 当社のネットワーク構成 (電話網)	6	Ⅲ-4-② 線路設備調査及び接続申込み (中継系光ファイバとの接続の場合)	37
Ⅱ 当社のネットワーク構成 (ISP接続用ルータとの接続)	7	Ⅲ-5 光回線設備接続申込み (加入者光ファイバとの接続の場合) ①	38
Ⅲ 第一種指定電気通信設備	8	光回線設備接続申込み (加入者光ファイバとの接続の場合) ②	39
Ⅳ 標準的な接続箇所と技術的条件	9	Ⅲ-6 光回線設備接続申込み (局内光ファイバとの接続の場合)	40
Ⅴ 相互接続に必要な契約等	10	Ⅲ-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み	41
Ⅵ-1 相互接続に関わる主な費用 (1) (内容、請求方法等)	11	Ⅳ 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修	42
Ⅵ-2 相互接続に関わる主な費用 (2) (設備対応イメージ)	12	Ⅳ-1 接続用ソフトウェアの開発/接続用設備の設置又は改修の手順	43
Ⅵ-3 相互接続に関わる費用 (網使用料) の支払い義務について	13	Ⅳ-2 接続用ソフトウェア開発 (個別要望開発) ①	44
(参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法	14	Ⅳ-2 接続用ソフトウェア開発 (個別要望開発) ②	45
Ⅵ-4 相互接続に関わる費用 (網改造料) の支払い義務について ①	15	Ⅳ-3 基本的な接続機能の利用 (個別要望開発以外)	46
相互接続に関わる費用 (網改造料) の支払い義務について ②	16	Ⅳ-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み (個別要望開発)	47
Ⅵ-5 相互接続に関わるその他の費用負担 (コロケーションスペース等) について	17	(参考) 網機能提供計画で届け出た機能のご利用について	48
Ⅵ-6 相互接続に関わるその他の費用負担 (光ファイバ) について ①	18	Ⅳ-5 個別建設契約・設備工事	49
相互接続に関わるその他の費用負担 (光ファイバ) について ②	19	Ⅳ-6 中間配線盤に係る手続き	50
Ⅵ-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認	20	Ⅴ 相互接続協定等の締結	51
Ⅵ-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い	21	Ⅴ-1 相互接続協定等の締結	52
		Ⅴ-2 接続に関してご協力いただく事項	53
		(参考) 接続試験の概要	54
		Ⅵ お問い合わせ・申込み等の窓口	55
第2章 相互接続開始までの手順		第3章 各種様式	
Ⅰ 調査から相互接続開始までの概要	23	各種様式について	57
Ⅱ 相互接続手順 (全体フロー)	24		
Ⅲ 調査から接続申込みまでの手続き	25		
Ⅲ-1-① 事前調査申込み	26		
Ⅲ-1-② 事前調査回答	27		
Ⅲ-1-③ 接続申込み	28		
Ⅲ-2 事前照会申込み	29		

# 第1章

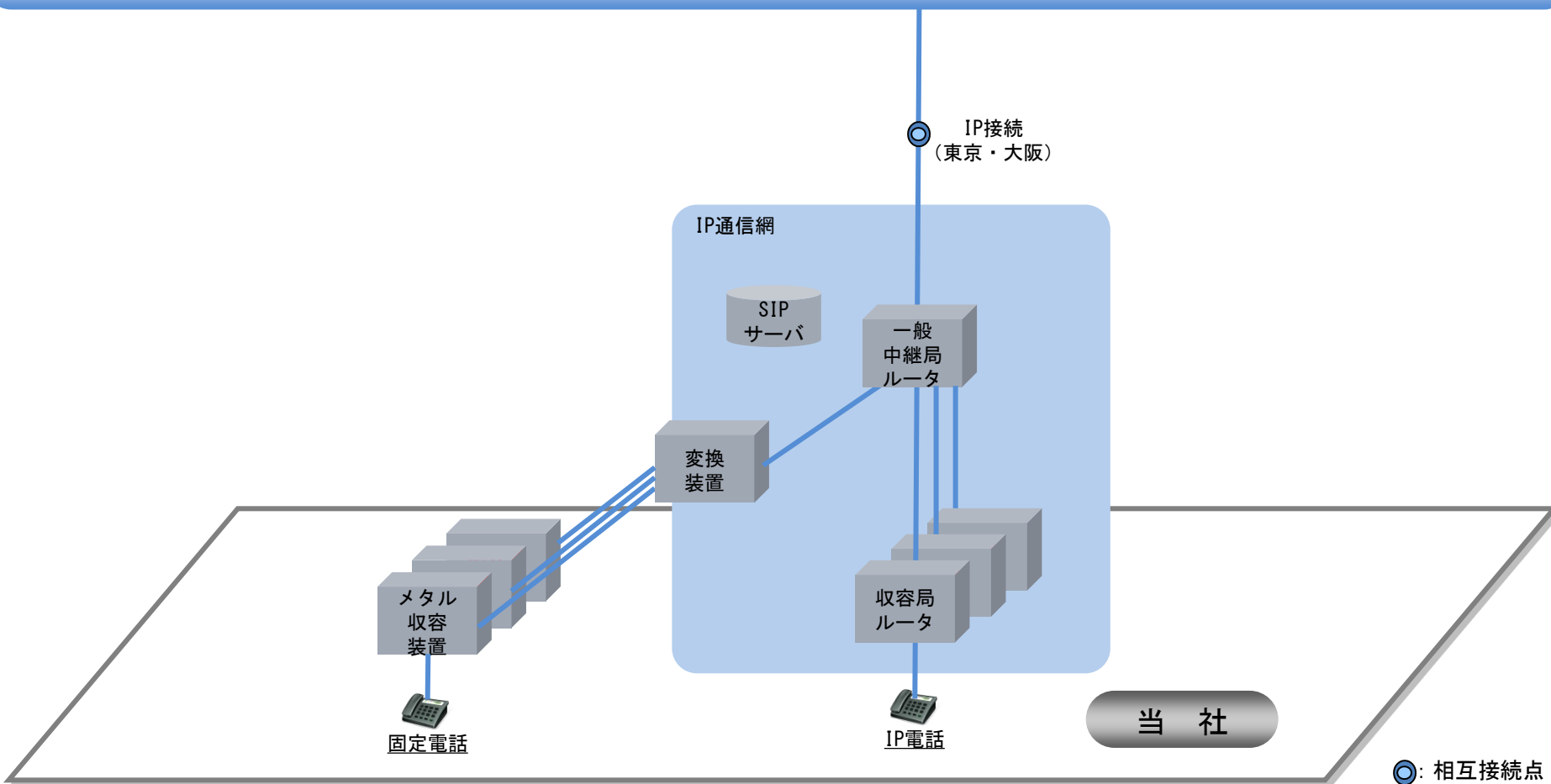
---

## 当社ネットワークとの相互接続の概要

## I 当社のネットワーク構成(電話網)

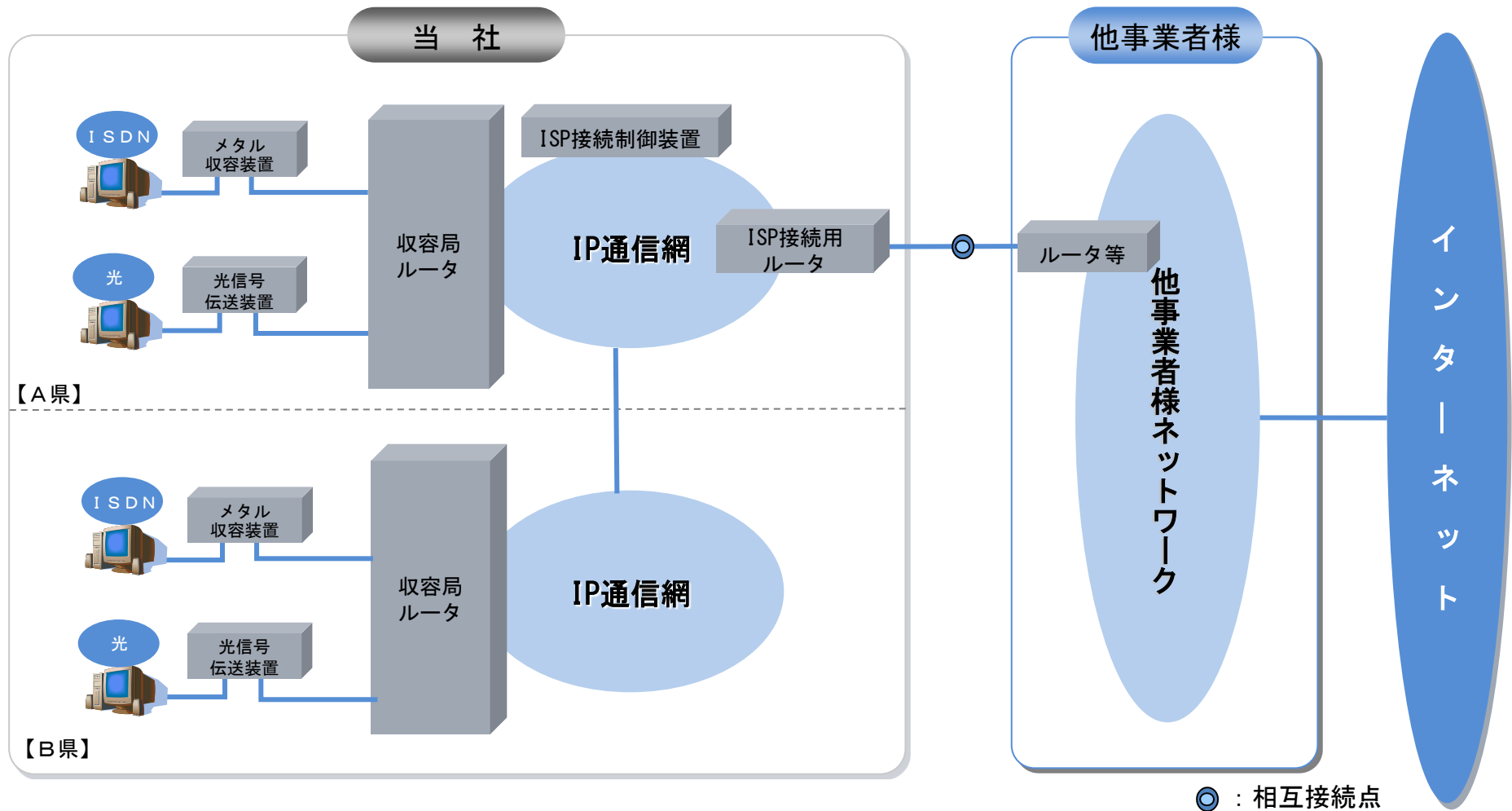
当社は西日本エリア（東海、北陸、関西、中国、四国、九州・沖縄）の県内・県間通信を提供します。下図は当社のネットワーク（電話網）の構成イメージです。

他 事 業 者 様 ネット ワ ー ク



## Ⅱ 当社のネットワーク構成 (ISP接続用ルータとの接続)

当社は西日本エリア（東海、北陸、関西、中国、四国、九州・沖縄）内の通信を提供します。下図は当社のネットワーク（IP通信網）の構成イメージです。

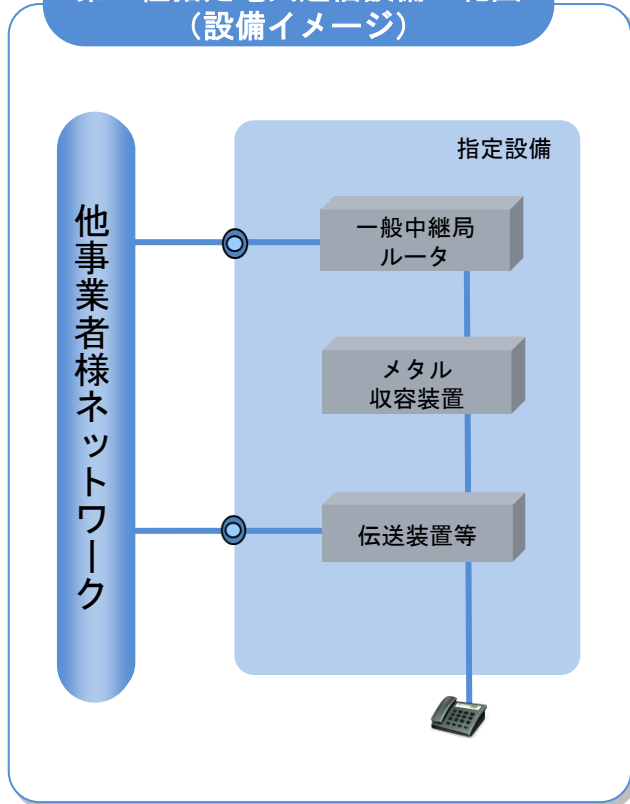




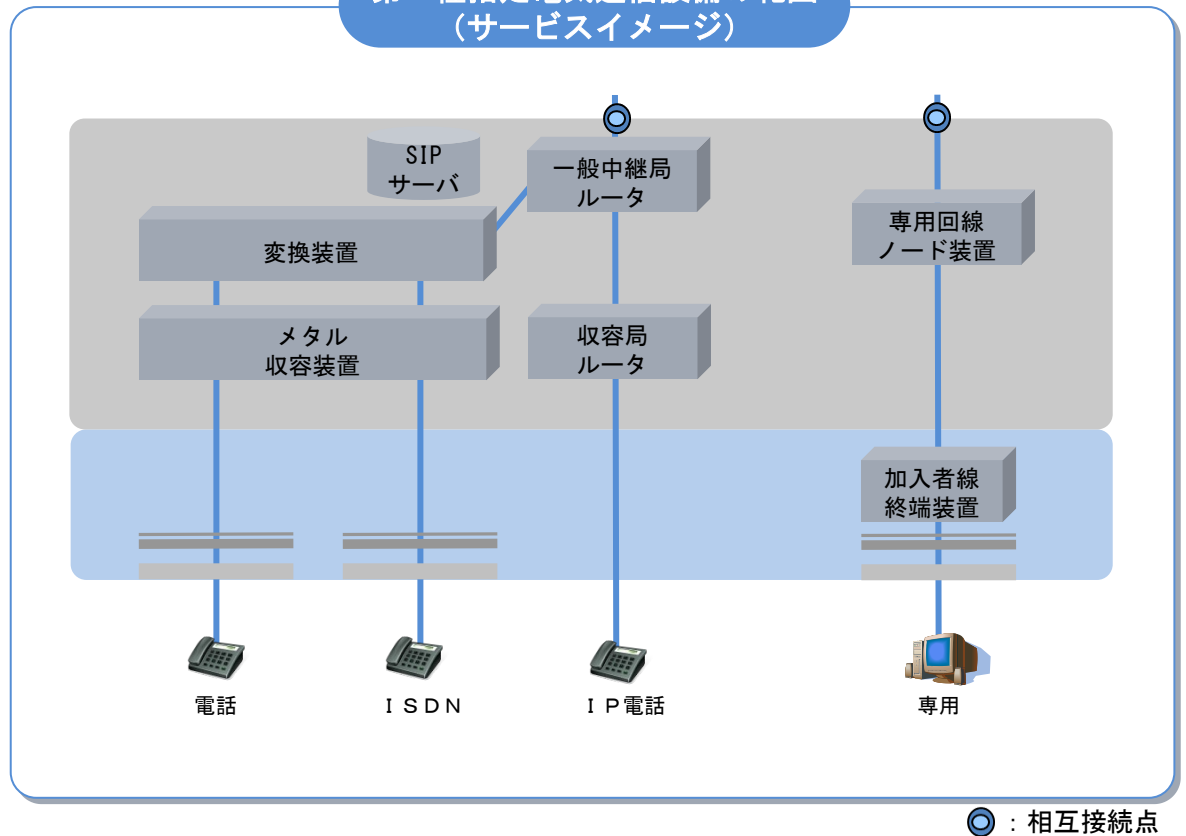
### Ⅲ 第一種指定電気通信設備

本ガイドブック内で解説する当社の設備は、主にお客様サービスを提供する上で不可欠な設備として総務大臣より指定※された「第一種指定電気通信設備」です。

第一種指定電気通信設備の範囲  
(設備イメージ)



第一種指定電気通信設備の範囲  
(サービスイメージ)




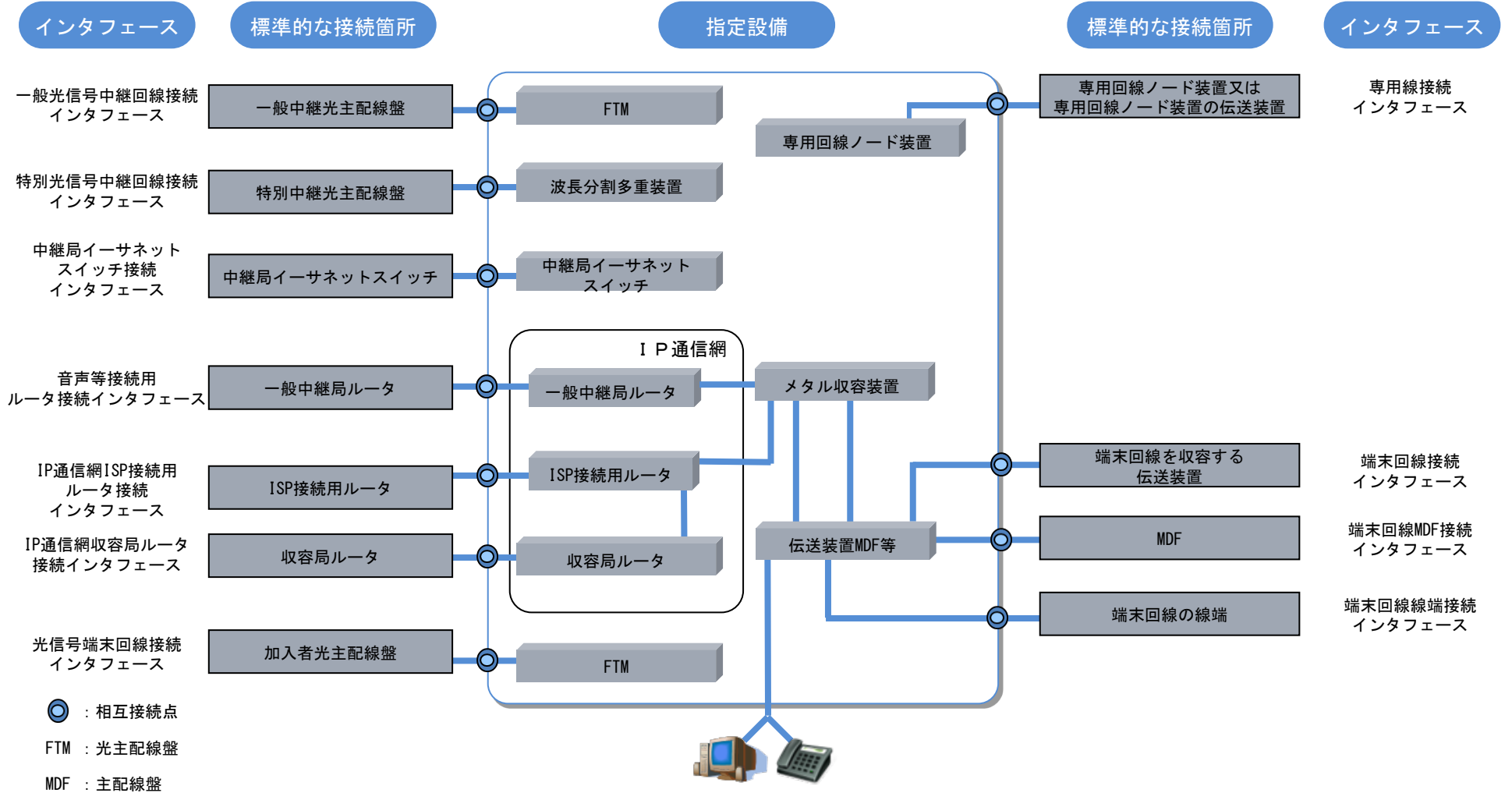
#### 解説

※平成13年総務省告示第243号により規定

# IV 標準的な接続箇所と技術的条件

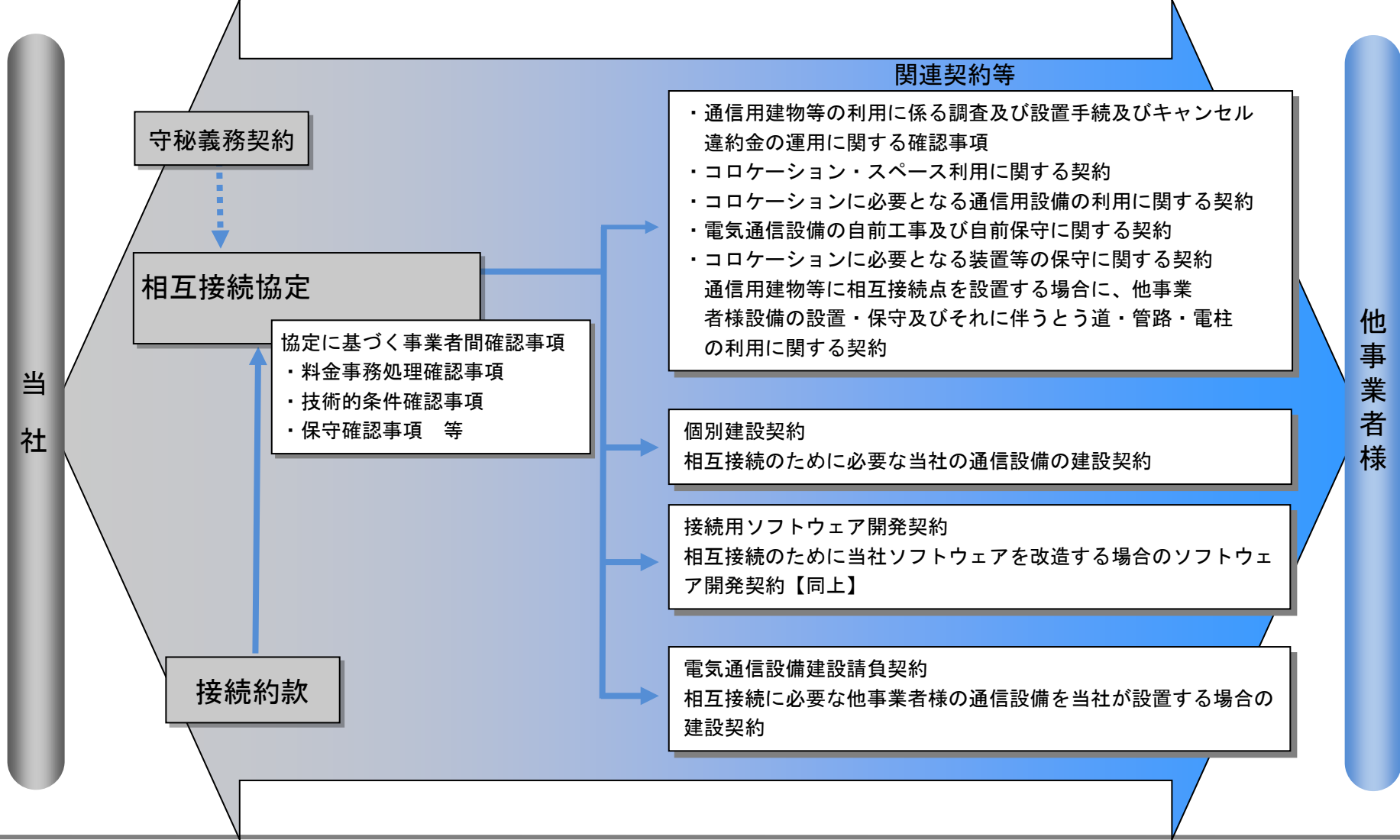
当社では接続約款第5条において様々な接続箇所を規定しております。各接続箇所でのインターフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるように接続約款（技術的条件集）の中に記載しています。

 接続約款第5条、技術的条件集



## V 相互接続に必要な契約等

相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



## VI-1 相互接続に関わる主な費用（1）（内容、請求方法等）

当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。

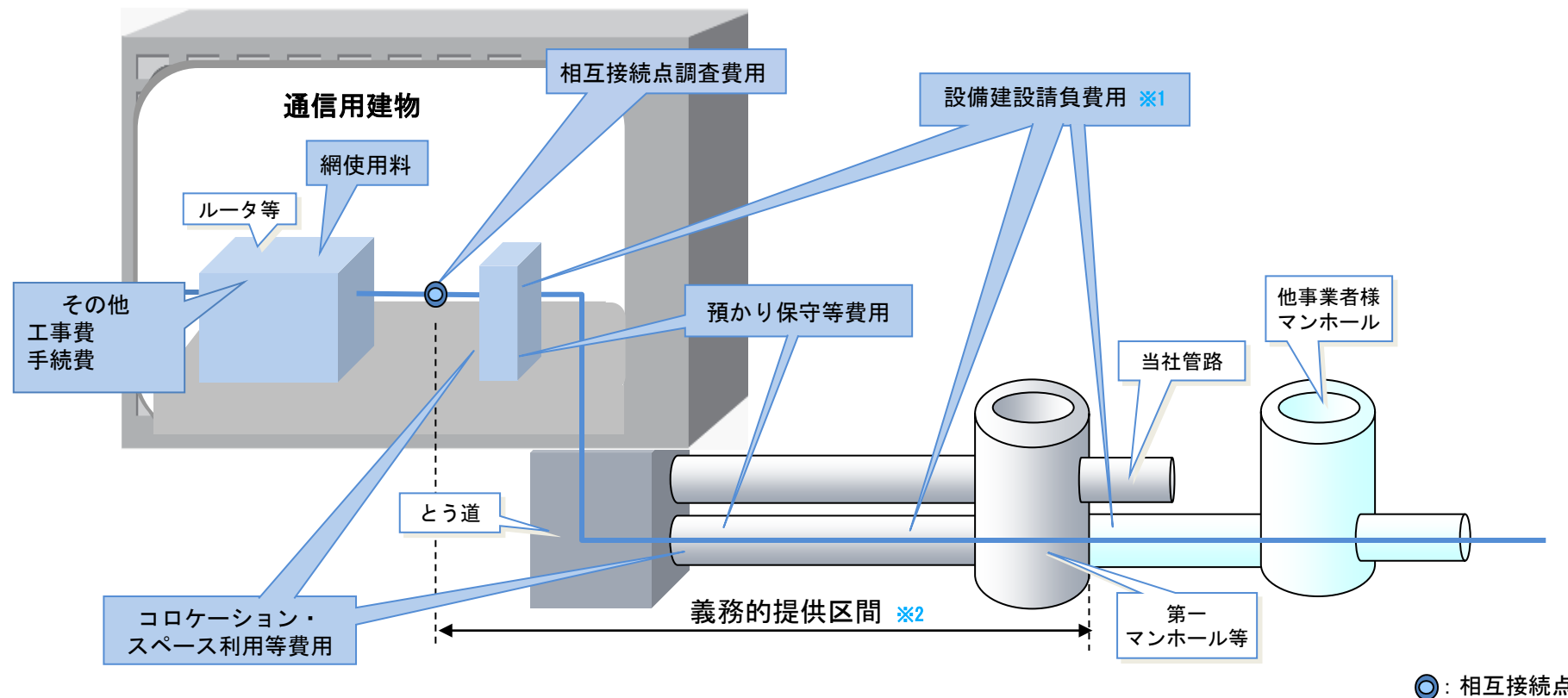


料金表

項目	内容	費用請求方法等
網使用料（接続約款 料金表 第1表第1） 相互接続通話料 接続専用線 光ファイバ回線 DSL回線 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの基本的な接続機能の使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通話量、回線数等の利用見合いで使用料を算定し、暦月単位で集計、請求します。</li> </ul>
網改造料（接続約款 料金表 第1表第2） 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するために当社ネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改造に要した費用（個別建設費、接続ソフトウェア開発費等）を年額料金に計算し、12分の1を月毎に請求します。*利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。</li> </ul>
工事費（接続約款 料金表 第2表第1） IP通信網データ設定工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様の要望により、IP通信網接続装置等にIPアドレス等を登録する場合の工事費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生工事毎に請求します。</li> </ul>
手続費（接続約款 料金表 第2表第2） 相互接続点に係る情報調査費 料金回収手続費 立会費 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生単位（件数等）毎に請求します。ただし、料金回収手続費等については月毎に請求します。</li> </ul>
設備建設請負契約による費用（接続約款 料金表 第2表の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様の設備を当社が受託して建設した場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生工事毎に請求します。</li> </ul>
預かり保守等契約またはコロケーション・スペース利用契約等による費用（接続約款 料金表 第3表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様の設備を通信用建物等にお預かりする費用または設備の設置に要するスペース相当の費用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額または年額を計算し、その月額または年額の12分の1を月毎に請求します。</li> </ul>
光信号引込等設備に係る費用（接続約款 料金表 第4表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光信号引込等設備を撤去する場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生工事毎に請求します。</li> </ul>
その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額（接続約款 料金表 第5表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間配線盤を利用して接続する場合の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ポート毎に月額で請求します。</li> </ul>

## VI-2 相互接続に関わる主な費用（2）（設備対応イメージ）

通信用建物等（とう道、マンホール含む）に相互接続点を設置する場合に発生する主な費用と、費用に対応する設備のイメージを示します。




### 解説

- ※1 他事業者様のご要望により当社が他事業者様の設備を建設する場合に発生します。
- ※2 相互接続点調査及び設置申込みによる提供区間

## VI-3 相互接続に関わる費用（網使用料）の支払い義務について

網使用料の最低利用期間については、接続約款第64条（定額制の網使用料の支払義務）第2項の規定に基づき、専用サービス契約約款を準用します。

 接続約款第64条

### 最低利用期間を適用する場合 ※1

- ・ 光信号電気信号変換機能
- ・ 光信号多重分離機能
- ・ イーサネットフレーム伝送機能
- ・ 端末回線伝送機能（第2欄ウ欄）
- ・ 端末回線伝送機能（加入者光ファイバ）（第6欄）
- ・ 光信号中継伝送機能（中継系光ファイバ）
- ・ 光信号局内伝送機能（局内光ファイバ・波長多重機能）

- ・ 接続専用線
  - ・ 端末回線伝送機能（第3欄）
  - ・ 通信路設定伝送機能
- ・ 端末間伝送等機能

専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

それぞれご利用いただく専用サービスの最低利用期間に準ずるものとします。（1年）

### 解説

※1 専用サービス契約約款上の最低利用期間を準用します。

なお、専用サービス契約約款規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。

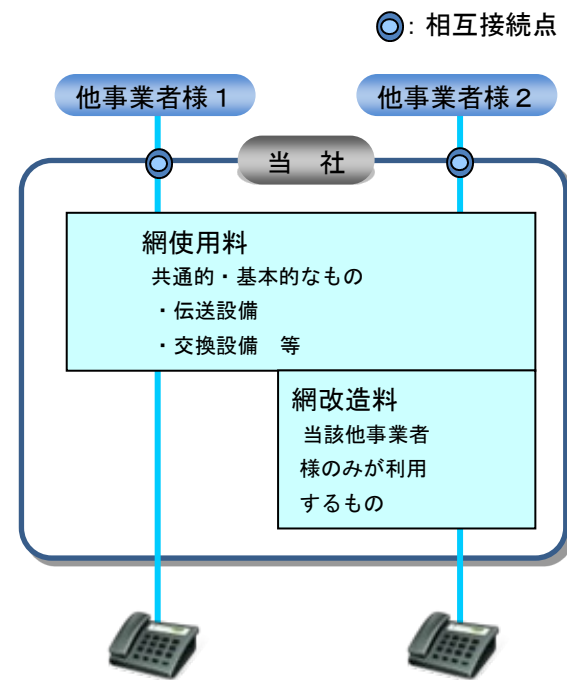
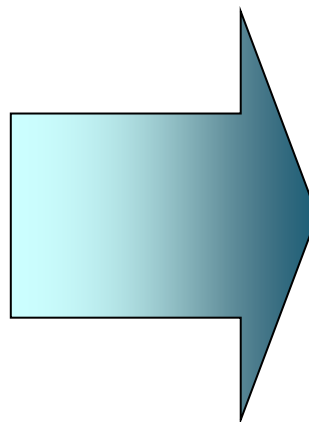
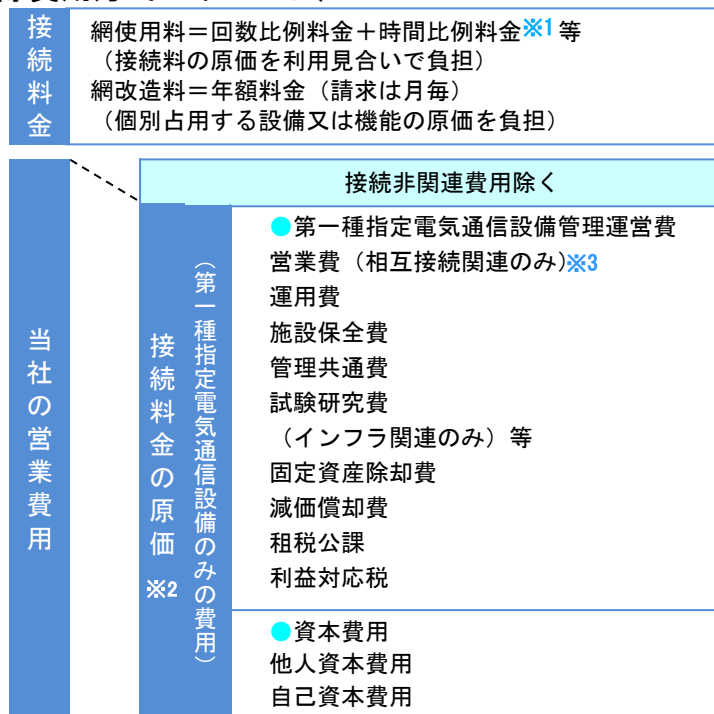
## (参考) 第一種指定電気通信設備に関する接続料金の算定方法

当社は、お客様サービスを提供する上で不可欠な設備（代替性の低い設備）として総務大臣より指定された第一種指定電気通信設備に関する接続料金（網使用料、網改造料）について、実際費用方式で料金を算定する場合には、電気通信事業法及び関係政省令に従い第一種指定電気通信設備のみの費用を接続料金の原価として算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

なお、提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、関係省令に従い、原価の算定期間を5年までの期間の範囲内とする場合があります。

また、網使用料のうち、電話及びISDNに係るコストについては、長期増分費用方式（LRIC）により、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて再構築した前提で算出した費用を原価として電気通信事業法及び関係政省令に従い算定し、接続約款により具体的料金を定めています。

### 〈実際費用方式のイメージ〉



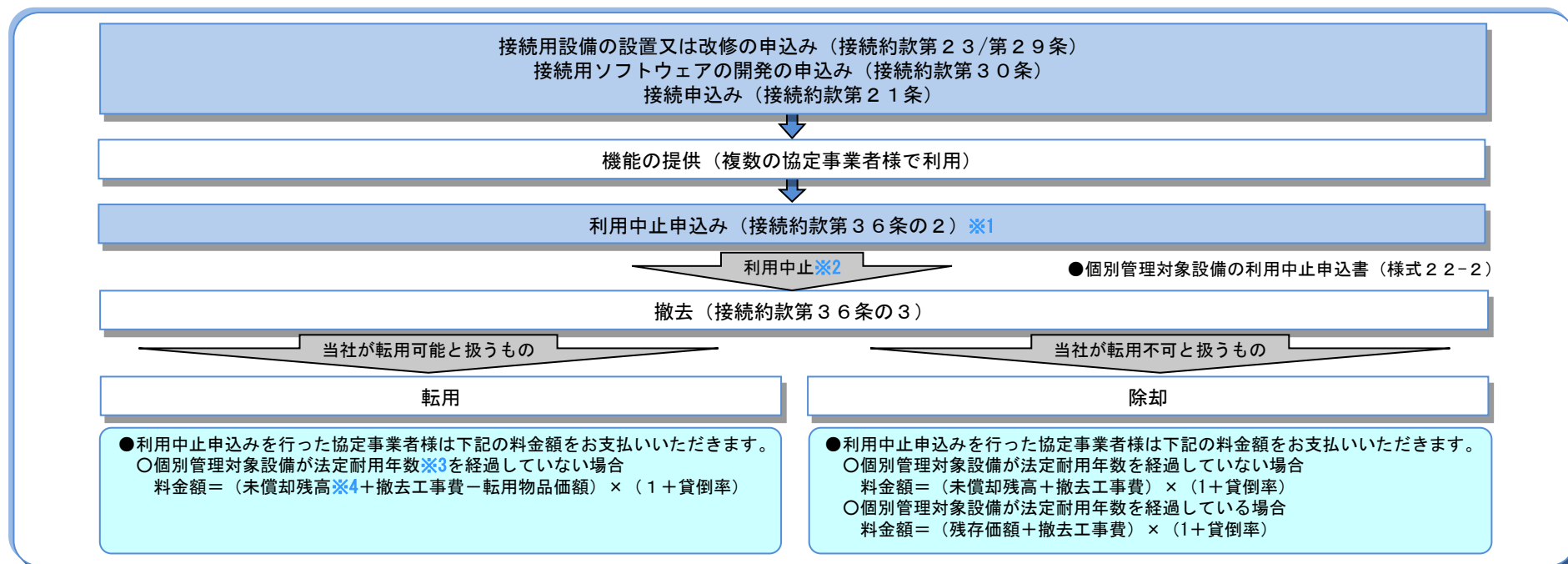
- ※1：定額料ご負担の場合もあります
- ※2：アンバンドルされた機能毎に算定
- ※3：貸倒損失を含みます

## VI-4 相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務について ①

当社の電気通信設備又はソフトウェアを利用中止いただく際の手続や費用に係る規定について、個別管理対象設備の利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条、第36条の2、第36条の3、第66条、料金表



当社が個別管理対象設備又は光信号伝送装置又は光信号電気信号変換装置を更改する場合は、事前に協議させていただきます。

### 解説

- ※1 複数の協定事業者様が当該機能を利用している場合には、全ての協定事業者様から同時に利用中止の申込みがあったときに限ります。
- ※2 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。
- ※3 必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。
- ※4 (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率 + 残存価額をいいます。

### 参考

個別管理対象設備：網改造料の対象となる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアのことを指します。  
 残存価格：法定耐用年数経過後の正味固定資産価額となります。  
 未償却残高：取得固定資産価額のうち、網改造料の費用としてご負担いただいた分を除いた額となります。  
 撤去工事費：実費算定いたします。  
 転用物品価額：転用する際の物品の評価額となります。（定率法による償却をベースに算定いたします）  
 個別管理対象設備の転用可否状況：<http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html>

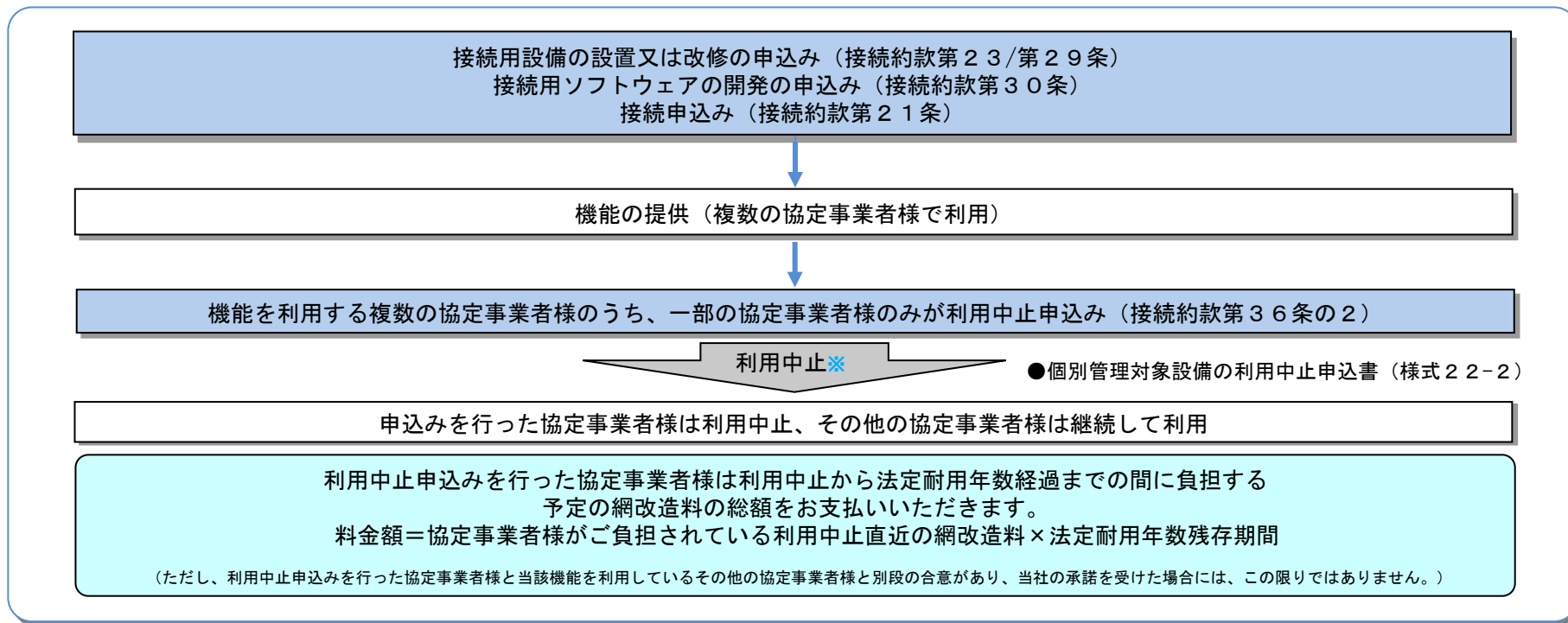


## VI-4 相互接続に関わる費用(網改造料)の支払い義務について②

複数の協定事業者様で利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者様のみが利用中止を行う場合の手続きは以下のとおりとなっています。



接続約款第36条の2、第66条、料金表



### 解説

- ※ 更改を要望される場合には、利用中止申込みに併せて新たな電気通信設備又はソフトウェアの申込みを行っていただきます。また、更改後は新たな電気通信設備又はソフトウェアに係る網改造費用の支払いが必要となります。

## VI-5 相互接続に関わるその他の費用負担（コロケーションスペース等）について

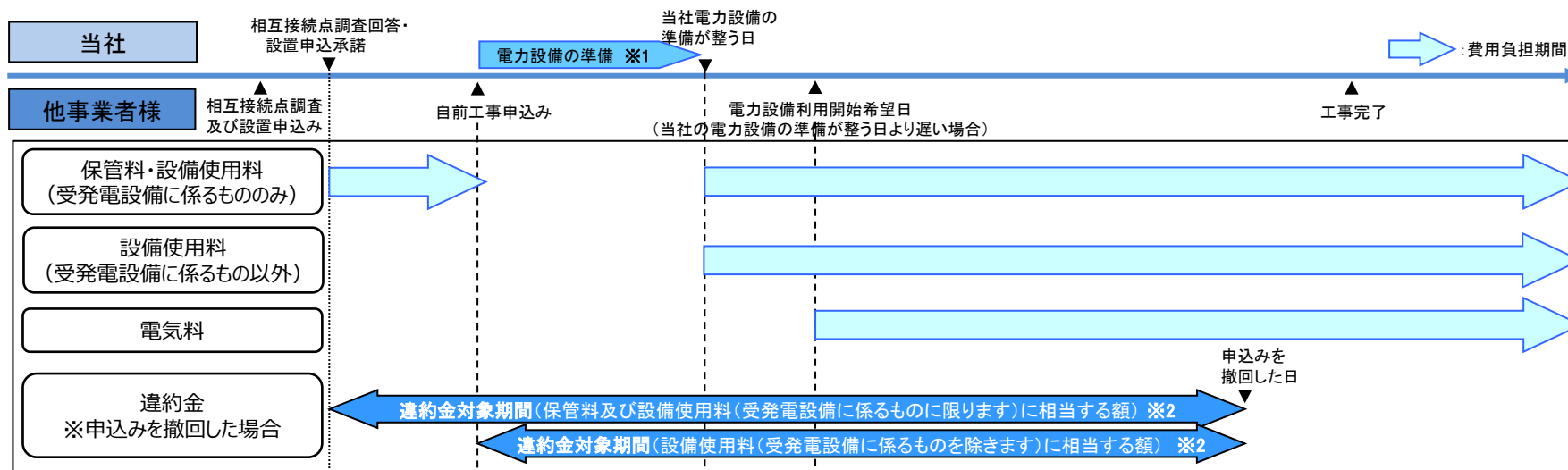
当社のコロケーションスペース等に関する費用負担については以下のとおりとなっています。



接続約款第78条の3、第95条

### コロケーションスペース等

- 接続事業者様が申込みをキャンセルされた場合の違約金について（撤回された部分の申込みにかかるものに限ります。）
- ・ 相互接続点調査回答後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みがキャンセルされたときは、相互接続点調査回答から保留キャンセルまでの期間分の設備保管料（保管料に限ります）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）相当を違約金としてお支払いいただきます。
- ・ 相互接続点設置工事申込み後、相互接続点設置工事が完了するまでの間にその申込みをキャンセルされたときは、上記に加え、建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料（受発電設備に係るものを除き、MDFで接続する場合はMDF利用に相当する料金額（料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第4欄A欄（イ）①）を含む）に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。
- 接続事業者様が自前工事を行う場合の費用負担期間等について  
（ただし、当社の電力設備の準備が整う前に自前工事に着手する場合など、この限りでない場合もあります）



※1 当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間は、費用の負担を要しません。ただし、当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の整う日の前日までの期間を、費用の負担を要しない期間から除きます。ただし、当社が電力設備の準備の内容を変更する必要があるが生じた場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間は、費用の負担を要しない期間から除きます。

※2 設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）のうち、既にお支払済みの費用については、違約金から減額させていただきます。

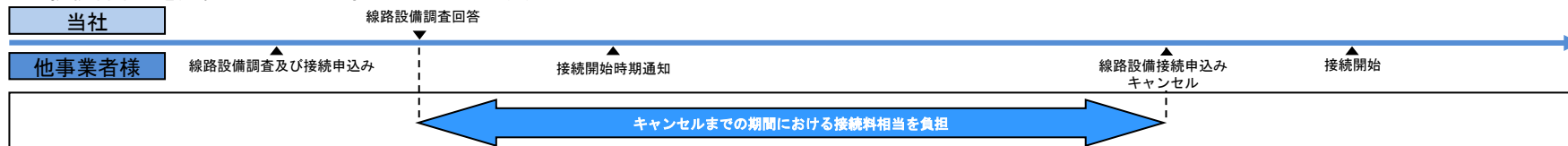
## VI-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ①

当社の光ファイバの申込みキャンセルおよびみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

 接続約款第34条の3、第34条の4、第78条の2

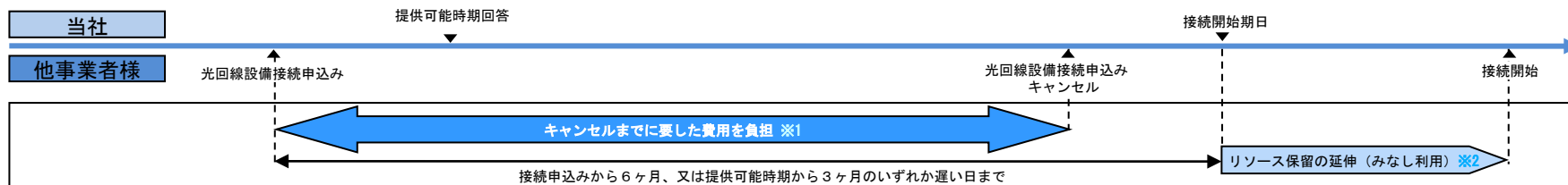
### 中継光系ファイバ

- ・一般光信号中継回線について、線路設備調査回答後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間分の接続料相当を違約金としてお支払いいただきます。



### 加入者光ファイバ

- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、接続申込みからキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）

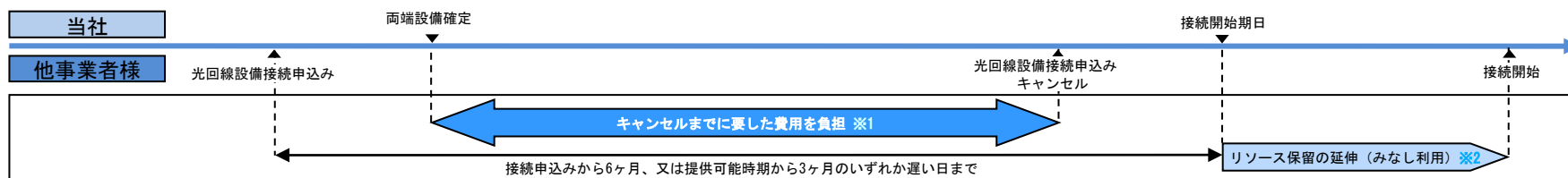


※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。

※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

### 局内光ファイバ

- ・接続申込み後、接続を開始するまでにその申込みをキャンセルされたときは、両端設備確定からキャンセルまでに要した費用を違約金としてお支払いいただきます。
- ・接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



※1 キャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端設備確定～当社の工事着手まで、工事着手後～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。

※2 リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日（接続申込みから6ヶ月、又は提供可能時期から3ヶ月のいずれか遅い日）までに、当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社がそれを認めた場合に限りです。

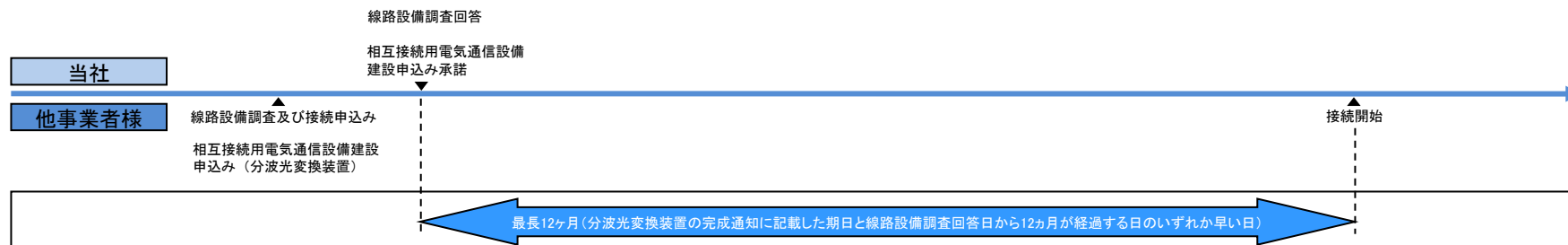
## VI-6 相互接続に関わるその他の費用負担（光ファイバ）について ②

当社の光ファイバのみなし利用に関する費用負担については以下のとおりとなっています。

 接続約款第34条の7

### 中継光系ファイバ

- ・特別光信号中継回線について、線路設備調査回答後12ヶ月が経過してもなお接続を開始していないときは、接続を開始したものとみなし、利用料をお支払いいただきます。（みなし利用）



## VI-7 他事業者様の支払いを怠るおそれの有無についての確認

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを確認させていただくために、必要な情報を提出していただくことがあります。また、他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合は、債務の履行を担保して頂くことについて、接続約款に規定しています。 ※1



接続約款第48条の3、第77条の2、第77条の3

### ●支払いを怠るおそれの有無についての確認

#### 情報の提出（第48条の3）

他事業者様が支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、そのうち貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報※2については提出を要する、としています。 ※3

### ●債務の履行の担保について

#### 債務の履行の担保の要件（第77条の3第1項）

次の1から6のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、預託金の預け入れ若しくは金融機関等の債務保証による債務の履行の担保又は前払いを要する、としています。

##### <要件>

1. 過去1年以内に接続に関し負担すべき金額を滞納したことがあるとき
2. 期限の利益喪失事由に該当するとき（第73条の2）
3. 直近の決算において債務超過であるとき
4. 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準※2に該当するとき。ただし支払いを怠るおそれがないことを示す資料※2を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。
5. 第48条の3第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的理由なく応じないとき
6. 1から5に準ずる合理的な事由があるとき

債務の履行の担保については第77条の3の規定以外に、債務の履行の担保に係る協議申入れ（第77条の2第1項）として、支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、当社から他事業者様に対し、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができる、としています。 ※4

### 解説

※1 債務の履行の担保に関する一連の取扱いは、総務省の「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」の内容を踏まえたものです。

※2 当社が別に定める情報、当社が別に定める基準、当社が別に定める資料については、事業者様限定情報として当社WEBページで開示しています。

※3 当社が当該情報を第77条の3第1項第4号に規定する信用評価機関に開示する場合には当社は守秘義務を負わない、としています。（第47条第7号）

※4 協議の申入れに応じて頂けない場合又は協議により支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合は、他事業者様に債務の履行を担保するよう求める、としています。（第77条の2第2項）

## VI-8 他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合の取り扱い

他事業者様に支払いを怠るおそれがある場合に必要となる担保措置等と、当社の請求に応じていただけない場合の取扱いについて接続約款に規定しています。



接続約款第22条、第45条、第60条、第61条の2、第73条の2、第77条の3、第100条

### 履行を担保すべき債務の額（第77条の3）

当社から請求を受けたときに、他事業者様は次の各号について債務の履行を担保すること、としています。※1

- ①接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額  
(ただし他事業者様が、支払期日の変更等接続約款に定める事項に同意する場合は、3ヶ月分に相当する額)
- ②協定が消滅するとした場合に負担すべき網改造料に相当する額
- ③協定が消滅するとした場合に他事業者様が負担すべき費用に相当する額(他事業者様の接続に必要な装置等を撤去する費用を含みます。)
- ④工事費及び手続き費等

### ●第77条の3に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合等の取扱い

#### 接続申込み、工事又は手続き等の請求の不承諾（第22条第1項、第100条） ※2

支払いを怠るおそれがあるとき(債務の履行が担保されたときを除きます。)は、接続申込み、工事又は手続き等の請求を承諾しないことがある、としています。

#### 工事又は手続き等の停止及び中止（第61条の2） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、工事又は手続き等を停止(停止後なおその状態が解消されない場合は中止)できる、としています。  
(参考) 第60条(接続の停止)、第73条の2(期限の利益喪失)

#### 接続停止及び協定解除（第45条、第60条） ※3

債務の履行の担保について期日までに行われなときは、行われるまでの間、協定にかかる接続を停止することがある、としています。※4  
なお、接続停止された他事業者様が、その事実を解消しないときは、協定を解除することがある、としています。

### 解 説

- ※1 これらの取扱いは、第77条の3に基づき請求する担保すべき債務の額であり、第77条の2に基づき請求する担保すべき債務の額はこの範囲を超えないもの、としています。
- ※2 第77条の2第2項に基づく債務の履行の担保に応じていただけない場合にも、同様の取扱いとします。
- ※3 これらの取扱いは、第77条の2に基づき、他事業者様が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな場合も含まれます。
- ※4 接続停止の要件はここに記載するもの以外に支払遅延等も含まれます。(第60条第1項)

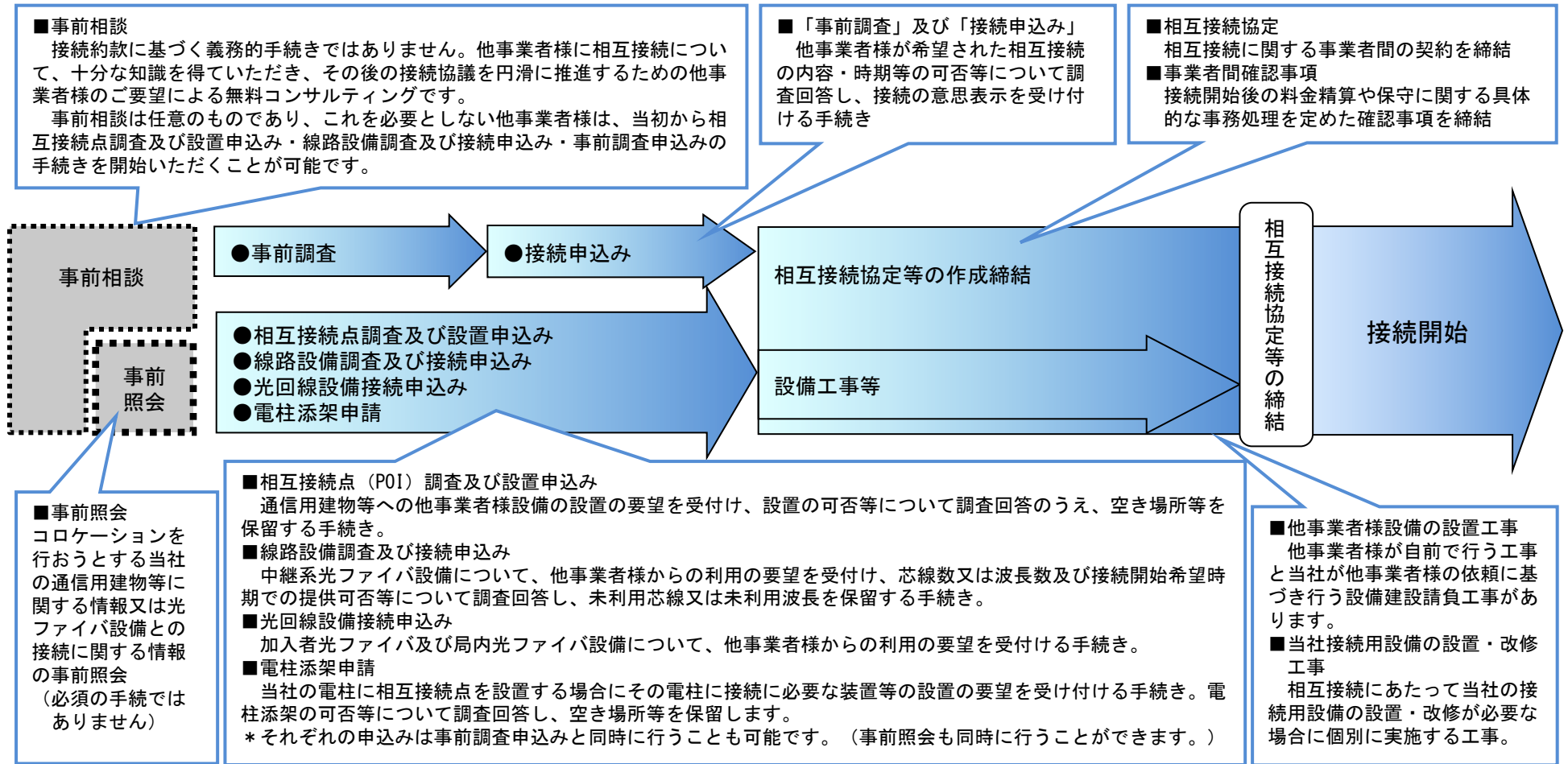
# 第2章

---

## 相互接続開始までの手順

# I 調査から相互接続開始までの概要

当社との相互接続手順は、①「事前調査」から「接続申込み」、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」、「光回線接続申込み」、「電柱添架申請」②設備の設置等の工事関係 ③相互接続協定等の作成・締結関係の3つのフェーズに分かれています。



当社接続約款記載条件以外のご要望の場合は、ご要望される条件（機能）を実現するための開発期間が必要です。（P. 43～P. 45をご参照ください。）



## Ⅱ 相互接続手順（全体フロー）

相互接続手順については下記のとおりであり、ご要望される接続形態により不要となる手続きもあります。

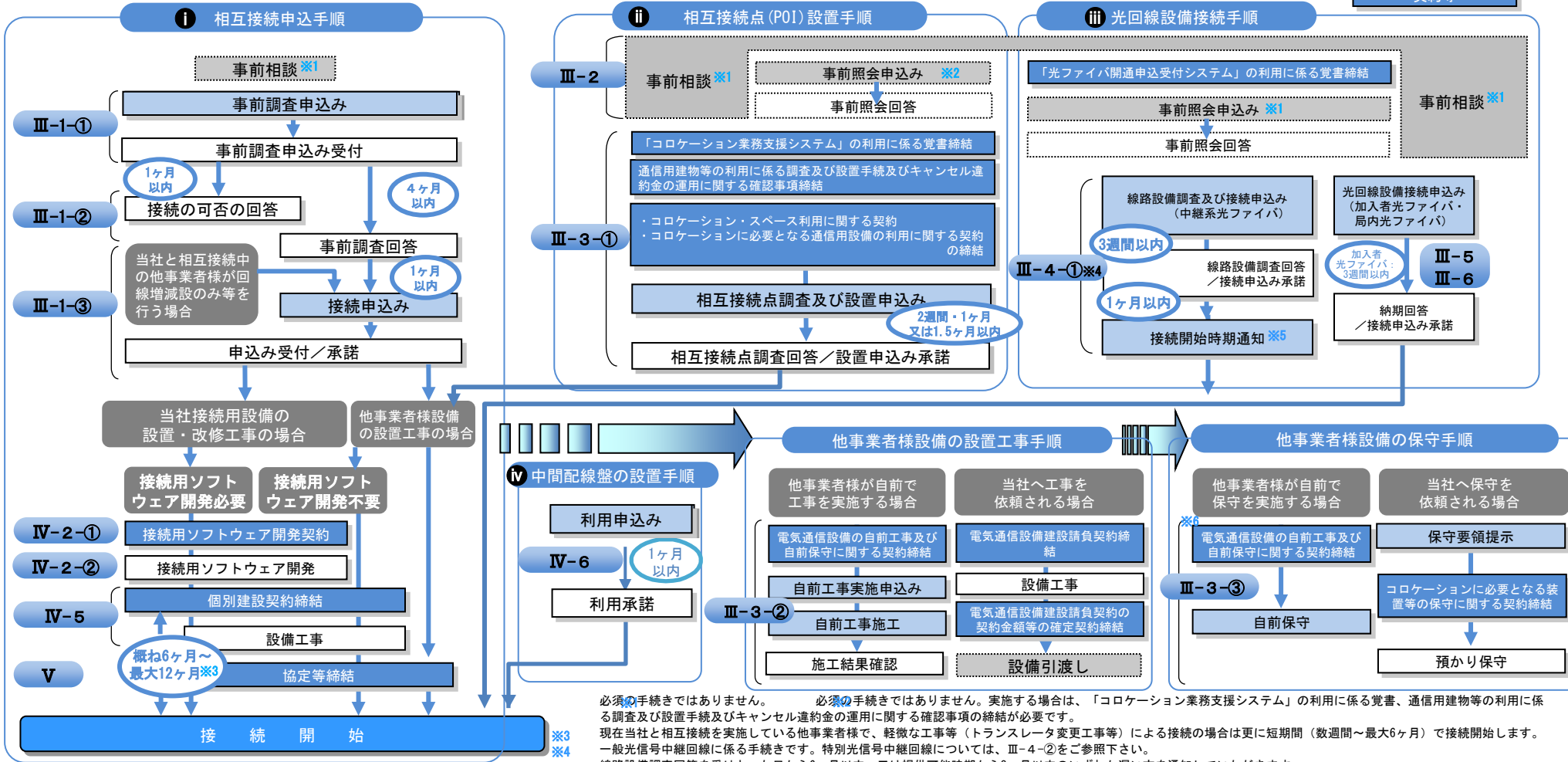
❶、❷、❸、❹は、同時に行うことが可能です。各手続の詳細については該当箇所を参照願います。

【凡例】

他事業者様手続き

当社手続き

契約等



※3 必須の手続きではありません。実施する場合は、「コロケーション業務支援システム」の利用に係る覚書、通信用建物等の利用に係る調査及び設置手続及びキャンセル違約金の運用に関する確認事項の締結が必要です。現在当社と相互接続を実施している他事業者様で、軽微な工事等（トランスレータ変更工事等）による接続の場合は更に短期間（数週間～最大6ヶ月）で接続開始します。一般光信号中継回線に係る手続きです。特別光信号中継回線については、Ⅲ-4-②をご参照下さい。

※4 線路設備調査回答を受けとった日から6ヶ月以内、又は提供可能時期から3ヶ月以内のいずれか遅い方を通知していただきます。

※5 設備設置工事を他事業者様が自前で実施された（＝電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約書を締結済みの）場合は、締結の必要はありません。

### Ⅲ 調査から接続申込みまでの手続き

Ⅲ－１ 事前調査～接続申込み

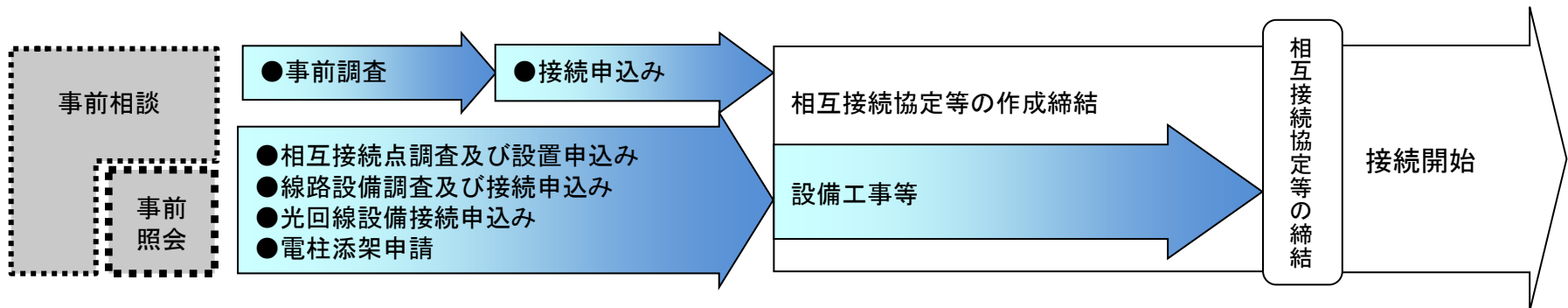
Ⅲ－２ 事前照会申込み

Ⅲ－３ 相互接続点調査及び設置申込み

Ⅲ－４ 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）

Ⅲ－５ 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）

Ⅲ－６ 光回線設備接続申込み（局内光ファイバとの接続の場合）



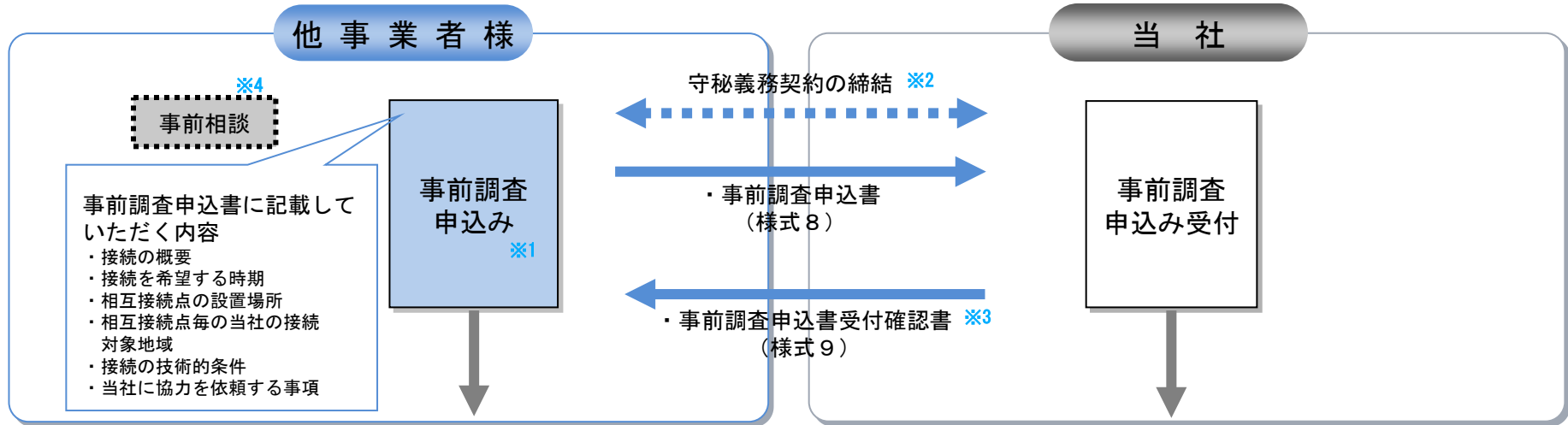
(※) 電柱添架申請については、第2部第6章にて解説します。

## Ⅲ－１－① 事前調査申込み

当社通信設備との接続には、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した事前調査申込書を提出していただきます。当社ではお申込内容をもとに「接続条件」「接続可能時期」「当社設備の改修等の有無」ならびに「お支払いいただく費用（概算額）」の調査を行います。



接続約款第11条～第12条



### 解説

※1 ①事前調査申込みは電気通信事業者に限らせていただきます。

\* 電気通信事業者以外は、協定締結までに電気通信事業の登録・届出が必要です。

②申込書に必要な事項を記載してお申込みください。

③事前調査申込みと相互接続点調査及び設置申込み、線路設備調査及び接続申込みは同時に行うことができます。

※2 事前調査申込書又は相互接続点調査及び設置申込書、線路設備調査及び接続申込書作成にあたって必要な情報の提供を行っています。当社のセキュリティや知的財産権に係わる情報等の提供を要望される場合には、守秘義務契約の締結が必要となります。当社も、相互接続に係る協議の中で知り得た他事業者様情報については、守秘義務契約に従った取り扱いをいたします。

※3 当社は申込書が到達した日をもって受付とし、受付日を書面で通知します。

また、接続希望時期が同時であったり、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

※4 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には事前調査、相互接続点調査及び設置、線路設備調査及び接続の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP.55）

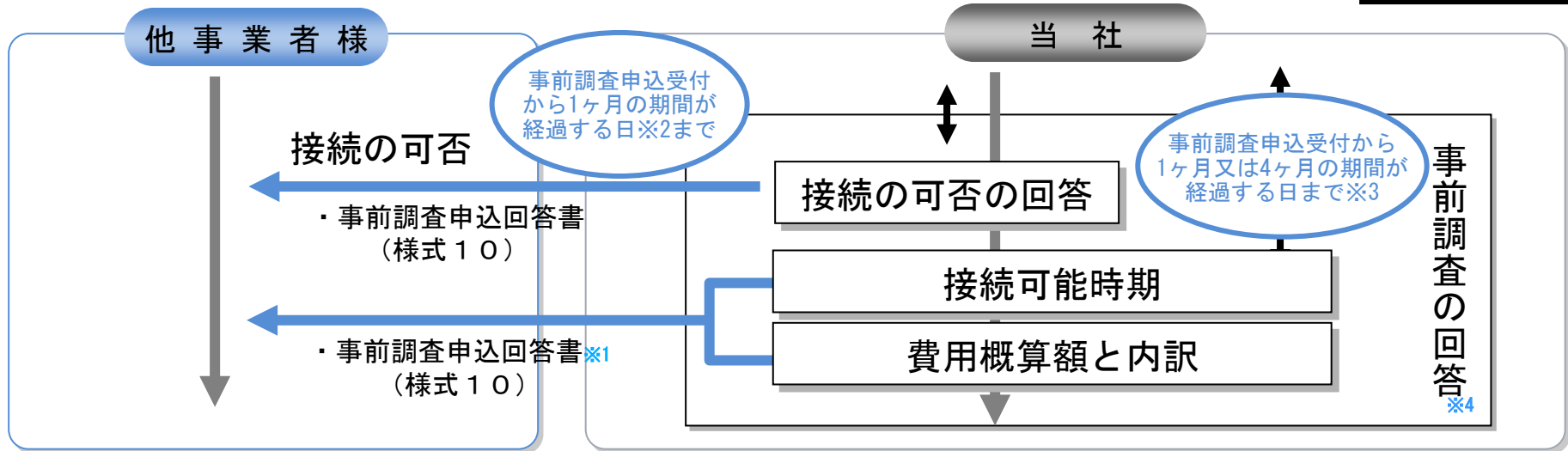
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から事前調査申込みの手続きが可能です。

## Ⅲ－１－② 事前調査回答

事前調査申込受付から1ヶ月の期間が経過する日までに接続の可否を、1ヶ月又は4ヶ月の期間が経過する日までに接続可能時期及びお支払いいただく費用の概算額とその内訳を回答します。



接続約款第13条



### 解説

※1 ① 事前調査申込書に記載いただいたご希望条件での接続可能時期やお支払いいただく費用の概算額を内訳を付して回答します。

事前調査において当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修が必要ないと判断した場合には、接続の可否に併せて回答します。

② 接続可能時期が標準的接続期間を著しく超える場合は、回答に併せてその理由を通知します。

※2 当該期間中に、祝日及び12月29日から1月3日までの期間（祝日、土曜日及び日曜日を除きます。）がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。


※3 当社の指定電気通信設備（ソフトウェア含む）の設置又は改修の必要が無い場合は接続の可否と併せて、設置又は改修の必要がある場合は4ヶ月の期間が経過する日（当該期間中に、祝日がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日。）までに回答いたします。

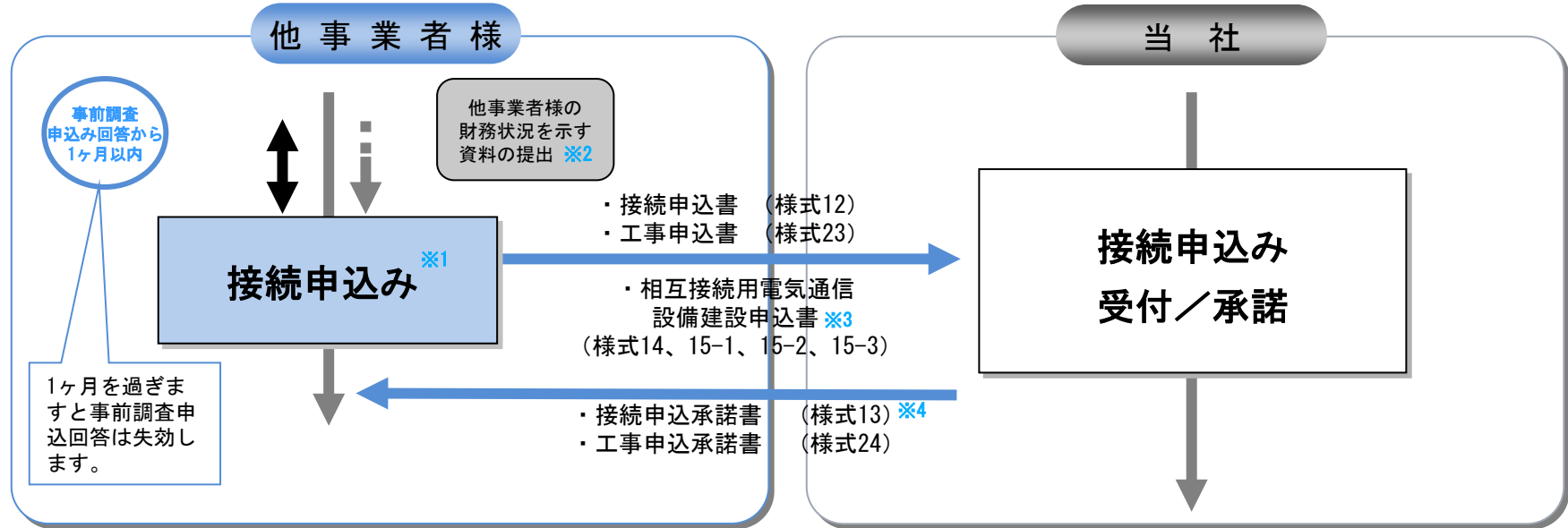
また、設置又は改修が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、回答までの期間が規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。

※4 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。この場合に要した期間は回答までの期間に含まないものとします。（累計30日を限度とします。）

### Ⅲ－１－③ 接続申込み

事前調査申込回答から1ヶ月以内に回答内容に基づき相互接続の正式なお申込みをしていただきます。  
当社では、受付順に承諾します。

 接続約款第21条～第25条、第29条、第37条、第48条の3



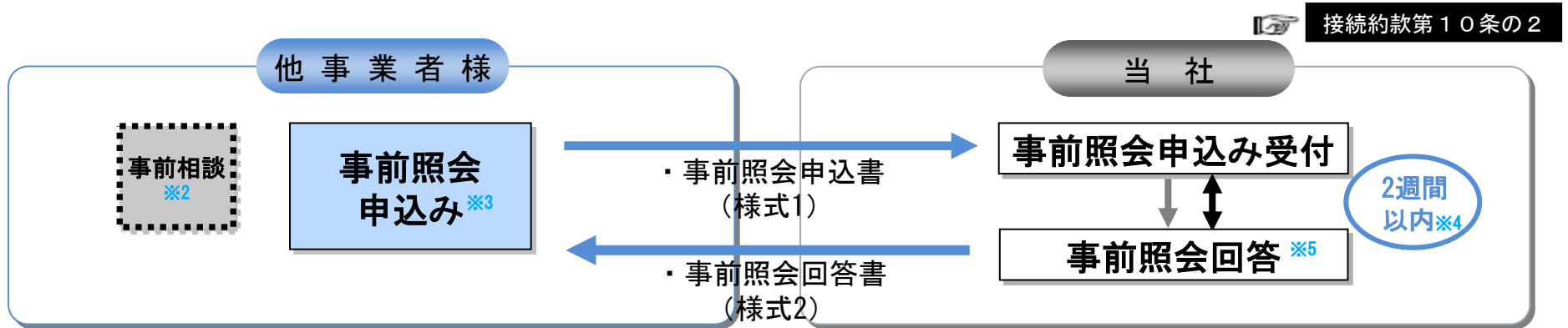
#### 解説

- ※1 接続申込書をもって他事業者様の接続に対する正式な意思表示とさせていただきます。
- ※2 接続申込みまでに財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報を提出していただきます。(当社が別に定める情報及びその取扱いについては、P20、P21をご参照ください。)
- ※3 相互接続点の設置場所、相互接続点毎の収容回線数及び回線開通を希望する時期を記入いただきます。相互接続点の調査結果を基に記入してください。

- ※4 お申込みは次の場合を除き受付順に承諾し、書面で通知します。承諾しない場合には、その理由を付して通知します。
  - (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
  - (3) 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
  - (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
  - (5) 接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき(第3号に掲げる理由を除きます。)

## Ⅲ-2 事前照会申込み

当社は相互接続点調査（他事業者様が予め設置機器の仕様等を示されたうえで実施する調査）とは別にコロケーションを行おうとする通信用建物等※1に関する情報、光ファイバ設備との接続に関する情報を他事業者様の要望に基づき提供します。



### 解説

- ※1 事前照会で情報を提供する通信用建物等には、通信用建物の他、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道を含みます。
- ※2 他事業者様のご要望によりコンサルティング（無料）を実施します。具体的には相互接続点調査、線路設備調査、事前調査の申込書記入にあたってのご不明な点等について、ご相談を承ります。（窓口はP.55）  
なお、事前コンサルティングは任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査申込み等の手続きが可能です。
- ※3 当社は次の情報を相互接続点設置申込みの事前情報として提供します。  
（なお、本申込みは必須の手続きではありません）
  - ① 他事業者様が接続に必要な装置等※1を設置することが可能な通信用建物における場所の位置及びその寸法
  - ② ①の場所において接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に関する情報
  - ③ ①の通信用建物において接続に必要な装置等を設置するために利用することができる当社のMDFの位置、全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、全端子数及び未利用端子数
  - ④ ①において、相互接続点を設置することの可否
  - ⑤ 接続申込事業者様が指定する区間に関する光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数（同一都道府県内光ファイバ設備に限ります）
  - ⑥ 接続申込事業者様が指定する区間に関する加入者光ファイバを敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所的位置
  - ⑦ 接続申込事業者様が指定した光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否
  - ⑧ 接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に対する加入者光ファイバの提供可能時期※2と伝送損失※3
  - ⑨ 接続申込事業者様が指定する利用区間、利用芯数及び接続開始希望時期に対する中継系光ファイバ（一般光信号中継回線）の提供可能時期

- ⑩ 接続申込事業者様が指定する利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る中継光ファイバ（特別光信号中継回線）の提供可能時期
- ⑪ その他相互接続点調査及び設置申込書または線路設備調査及び接続申込書に記載する必要がある事項に関する情報

- ※4 当社は、事前照会申込書に必要な事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受付とします。事前照会申込みが到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から、2週間（その請求内容が相互接続点設置の可否（※3④）に該当する情報）の場合は、P31.「Ⅲ-3-①相互接続点調査及び設置申込み①」に記載する期間、加入者光ファイバ及び中継系光ファイバの情報（※3⑧及び⑨に該当する情報）の場合は3週間、中継系光ファイバの情報（※3⑩に該当する情報）の場合は6週間）以内に文書にてその請求に関する情報を提供します。ただし大量の申込みを一時に受け付けた場合または他の接続申込事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到着した日から上記の期間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を加入者光ファイバと一体として利用することを要望される場合で、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても同様とします。

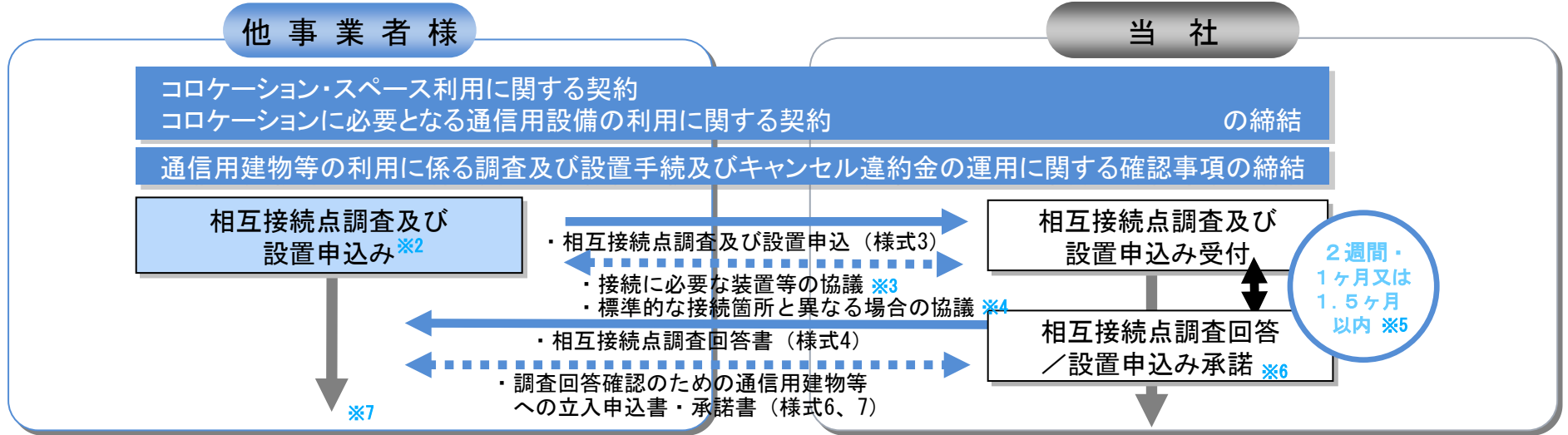
- ※5 事前照会回答の段階では、当社は、提供した情報に関する空き場所、利用可能な電力設備、空調調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備の未利用芯線の保留は行いません。

- (注1) 接続に必要な装置等  
接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備）
- (注2) 接続申込事業者様とユーザビルの管理者様との加入者光ファイバの入線等に関する調整（加入者光ファイバを設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。）が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。
- (注3) 計算値です。

## Ⅲ－３－① 相互接続点調査及び設置申込み ①

標準的接続箇所における相互接続点設置の申込みに対しては、その設置場所が通信用建物のみとなるときは申込の到達した日から1ヶ月以内※1に、それ以外のときは1.5ヶ月以内に設置の可否を文書にて回答します。

接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の5



### 解説

- ※1 検討の対象が通信用建物のみとなるときであって接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の設置又は改修の検討が必要でないことが明らかとなる場合は相互接続点の調査及び設置申込みの到達した日から2週間以内で回答します。
- ※2 ①通信用建物等に設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を相互接続点調査及び設置申込書に添付していただきます。  
\*当該装置等を、既に通信用建物等へ設置した実績がある等、当社における検討が明らかに不要となる場合については、その旨を記載した書面（様式任意）のみを添付してください。
- ※3 他事業者様が設置を要望する装置等が接続に必要な装置等でないと当社が判断した場合は、協議を申込みことがあります。協議の結果、その装置等が接続に必要な装置でないことが明らかになった場合は、当社よりその理由を書面にて通知致します。
- ※4 標準的な接続箇所と異なるところに設置しようとする場合は、協議により決定します。
- ※5 上記※3,4の場合の協議期間は、回答期限「2週間・1ヶ月又は1.5ヶ月以内」へ算入されません。

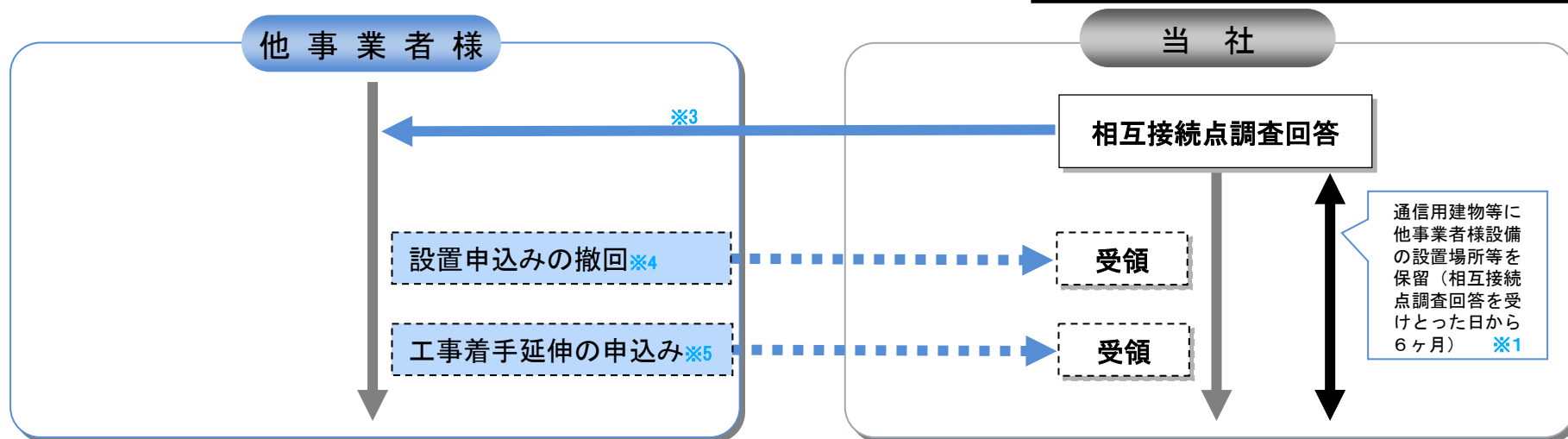
- ※6 ①他事業者様設備を設置するスペースがない、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがある等の理由に該当しない場合は設置が可能な旨を書面により回答します。また、設置することができない場合においても、文書にてその理由を通知します。  
②当社の調査回答にあたっては、他事業者様の要望に基づき可能な限り相互接続点と他事業者様設備を設置する場所が近くなる等、他事業者様の負担額が最も低廉となることを基本とし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所を当該他事業者様の意思に反して指定しないものとします。  
③通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量が管理基準量を下回っているときは、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量の範囲で、当該通信用建物等に相互接続点を設置できる旨の回答を行います。（ただし当該通信用建物において、接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の工事に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているときや、接続申込者のMDF端子利用率が0.5に満たないときは除きます）
- ※7 他事業者様が、相互接続点調査回答書（可・否とも）の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。

## Ⅲ－３－① 相互接続点調査及び設置申込み ②

相互接続点調査回答において提供可能であった場合は、当社では、通信用建物等に他事業者様設備の設置場所等を保留し、設置申込みを承諾します。※1（保留期間は調査回答から6ヶ月※2）



接続約款第10条の3、第10条の4、第10条の7、第10条の8、第78条の3、第95条



### 解説

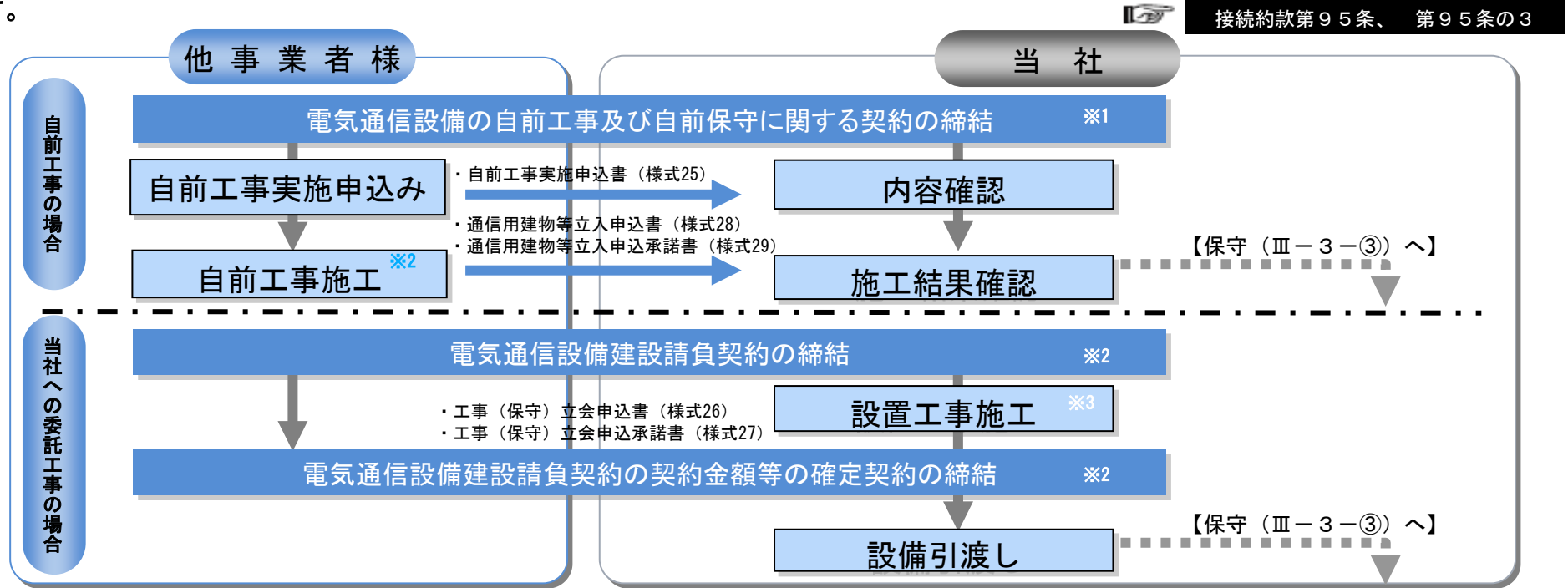
- ※1 他事業者様から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みを受けた場合は、次の3つの条件を満たすときに限って承諾します。また相互接続点を設置する場所は他事業者様で確保していただきます。
- ①当社又は他事業者様の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と他事業者様の固定資産及び保守の切分けが明確な接続方法である
  - ②相互接続点の設置場所は、安全性及び信頼性が確保されている
  - ③当社の業務の遂行上著しい支障がない
- ※2 相互接続点調査回答を受けとった日から6ヶ月以内に設置工事に着手しない場合は、回答の効力は失効し保留を解除いたします。部分的に着工した場合の未着工の場所等についても同様に失効し保留を解除いたします。その保留を解除した日をもって、相互接続点の設置申込みを撤回したものとみなし、違約金をお支払いいただきます。

- ※3 当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は他事業者様にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申入れることがあります。
- ※4 設置申込後、設置工事が完了するまでの間に、その申込を撤回する場合は当社が相互接続点調査回答を行った日から撤回した日までの期間の設備保管料（保管料に限ります）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります）相当額を違約金としてお支払いいただきます。
- ※5 相互接続点調査回答後6ヶ月以内に申込みを行うことを要します。他事業者様から相互接続点設置工事着手延伸申込書により工事着手延伸の申込みがあった場合は、他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情がある場合を除き、相互接続点調査回答の日から最長9ヶ月までの延伸が可能となります。この場合、相互接続点調査回答の日から6ヶ月が経過する日をもって、スペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなし、コロケーションスペース相当の対価（保管料）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります）をお支払いいただきます。



## Ⅲ－３－② 他事業者様設備の設置工事

他事業者様が接続に必要な装置等の設置工事を自前で実施する場合は「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約書」を、当社に委託する場合は「電気通信設備建設請負契約書」「電気通信設備建設請負契約の契約金額等の確定契約書」を締結します。



### 解説

- ※1 他事業者様設備の設置について一定条件のもとで他事業者様が設置工事を行う場合には「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を締結します。
- ※2 他事業者様が接続に必要な装置等を自前で設置する場合であって、その一部を当社が請け負う時も締結します。  
「電気通信設備建設請負契約」「電気通信設備建設請負契約の契約金額等の確定契約」に基づき他事業者様にご負担いただく費用は、当社接続約款の料金表 (第2表の2) の規定により算出します。この場合、当該料金表の算出式の項目毎の内訳を契約書等書面により提示します。
- ※3 他事業者様設備の設置について一定条件のもとで他事業者様が設置工事を行う場合には「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を締結します。  
①他事業者様又は他事業者様が指定した者は、他事業者様設備 (接続に必要な装置等) の設置工事のために通信用建物等に立ち入ることができます。立ち入りを要望される場合は5営業

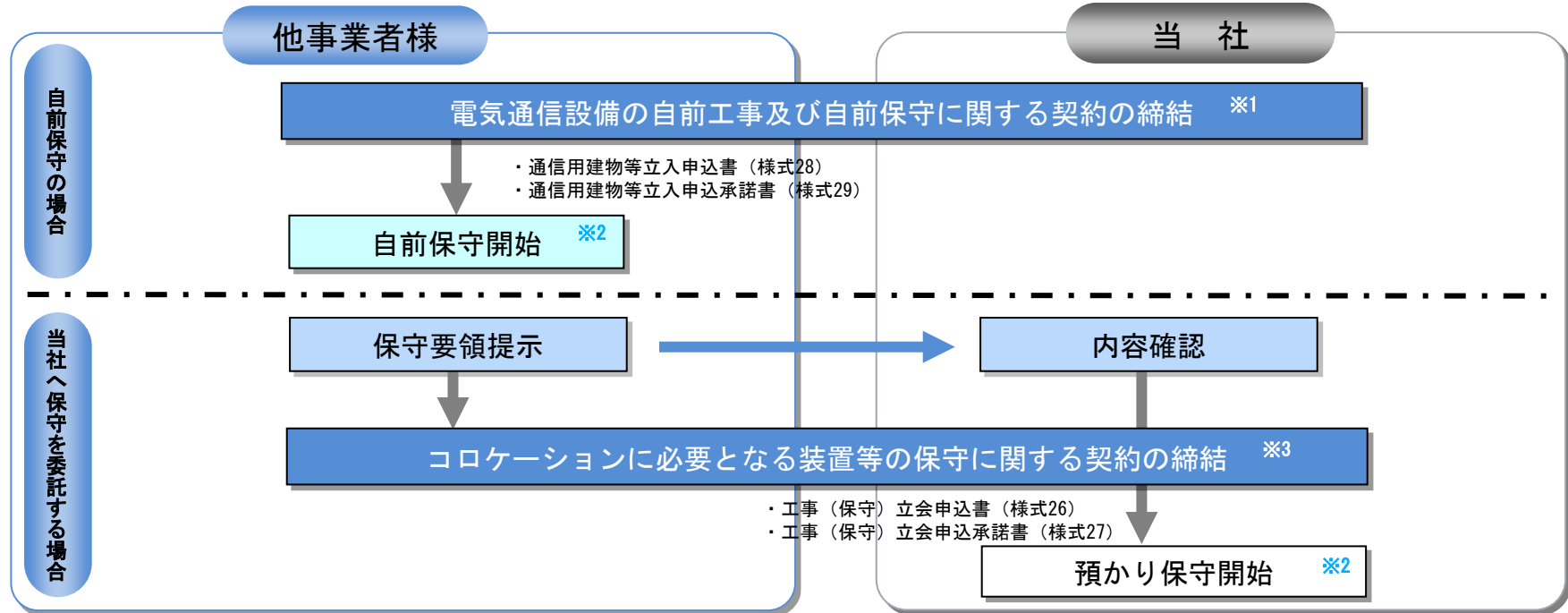
日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います (承諾を行わない場合は書面により理由を通知します)。ただし、接続に必要な装置等の故障を修理する場合その他緊急を要する場合の立入に係る通知は、その当日に行えるものとし、当社は特別な事情がない限り承諾します。  
②他事業者様が、接続に必要な装置等を自前工事・保守する場合において、その装置等を当社電気通信設備又は電力設備に接続又は切断する場合、その装置等の搬入等を行う場合等については、当社が指定する立会者が立ち会います。

### Ⅲ－３－③ 他事業者様設備の保守

他事業者様が相互接続点で接続に必要な装置等の保守を自前で保守する場合は「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を、当社に委託する場合は『コロケーションに必要な装置等の保守に関する契約』を締結します。



接続約款第95条、接続約款第95条の2



#### 解説

※1 「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約」を締結済みの場合は、改めて締結の必要はありません。

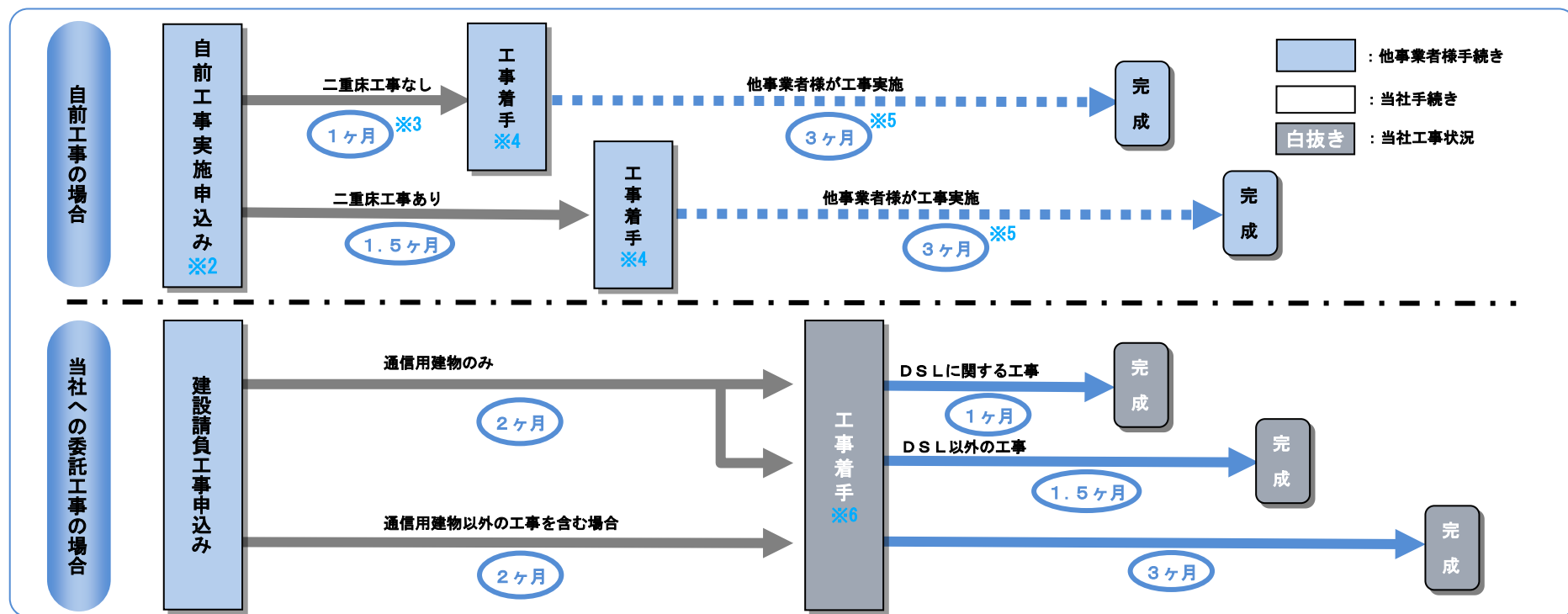
※1.3 「コロケーション・スペース利用に関する契約」「コロケーションに必要な装置等の保守に関する契約」に基づき他事業者様にご負担いただく費用は、当社接続約款の料金表（第2表の2及び第3表）の規定により算出します。この場合、当該料金表の算出式の項目毎の内訳を契約書等書面により提示します。

※2 他事業者様の設備を当社が保守するとき、もしくは他事業者様が自前で保守されるときは、他事業者様（指定した者を含む）は、通信利用建物等に立ち入ることができます。立ち入りを要望される場合は5営業日前までに書面により申し込んでいただきます。当社は原則として申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します）。ただし、預かり保守契約に基づき当社が行う故障修理に他事業者様が立ち会う場合その他緊急を要する場合の立ち入りに係る通知は、その当日に行えるものとし、当社は特別な事情がない限り承諾します。

## (参考) コロケーションに関する標準的期間

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。

👉 接続約款第10条の3、第10条の4、第95条、第95条の4



- ※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる時、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となる時などの場合はこの期間を超えることがあります。他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。
- ※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。
- ※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。
- ※4 工事期間中はスペース相当の対価（保管料）をお支払いいただきます。また、他事業者様から工事申込時に予め指定いただいた電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。なお、新たな電力設備利用を開始しない場合は、他事業者様が自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日からコロケーション費用をご負担いただきます。
- ※5 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。（6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします）
- ※6 工事完了予定日または電力設備の整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。

## (参考) 通信用建物等において工事可能な工事会社の基準

通信用建物等において、接続申込者等が接続に必要な装置等を設置する場合に、工事を行うことができる工事会社の条件は以下のとおりとします。

1. 接続申込者設備の設置スペース内のみでの工事の場合  
特に条件はありません。
2. 接続申込者設備の設置スペース外での工事の場合 ※  
次にあげる各項目のいずれかに該当することが条件となります。
  - ① 建設業法における電気通信工事業の許可をうけており、かつ建設業法における経営事項審査を受け、最新の評点が1,000点以上を有する会社であること。
  - ② 当社又は当社の業務について、委託されている会社であること。

※ ただし、共通信号線、通信電力線の接続・切断及び通電中の電力設備工事等施工ミスが建物内の全設備に影響を及ぼすおそれがある工程については、当該工程の施工実績のある会社の施工とします。  
(当該工程の実績とは、当社の設備工事又は、当社と類似設備の工事実績とします。)

### 参 考

○ 経営事項審査結果の最新データは、「財団法人 建設業情報管理センター」のホームページ(<http://www.ciic.or.jp/>)の「経営事項審査結果の公表」で確認できます。

○ 当社の業務について、委託されている会社

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社  
株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ

NTTアノードエナジー株式会社  
株式会社NTTフィールドテクノ

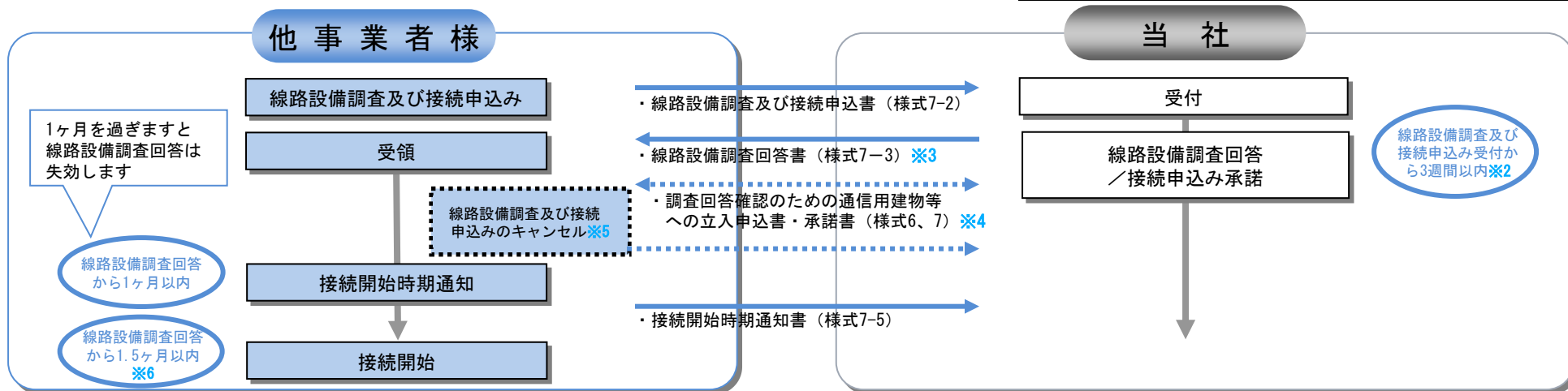
## Ⅲ－４－① 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）

当社中継系光ファイバ設備（一般光信号中継回線）との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込み書を提出していただきます。当社では、ご要望の芯線数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から3週間以内に調査回答を行います。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。

（増設等の予定がない場合を除きます。）また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。（光ファイバの種類、コネクタの種類、距離、伝送損失、光主配線盤設置フロア等）



接続約款第34条の2 第34条の3 第34条の5 第78条の2



### 解説

**※1**（1） 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ① 接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ② 接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用芯線について、申込に係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について中継系光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③ 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤ 接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

（2） 接続できる中継系光ファイバ設備を特定できない場合は、中継系光ファイバの敷設計画があるときは、現時点で接続が可能となることが見込まれる時期を回答し、提供可能時期が明確となった時点で、改めて提供可能時期を回答します。

**※2** 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

**※3** 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能芯線数等（提供希望時期までに提供できない場合は、その理由）を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する中継系光ファイバ設備を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。


**※4** 接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申し込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

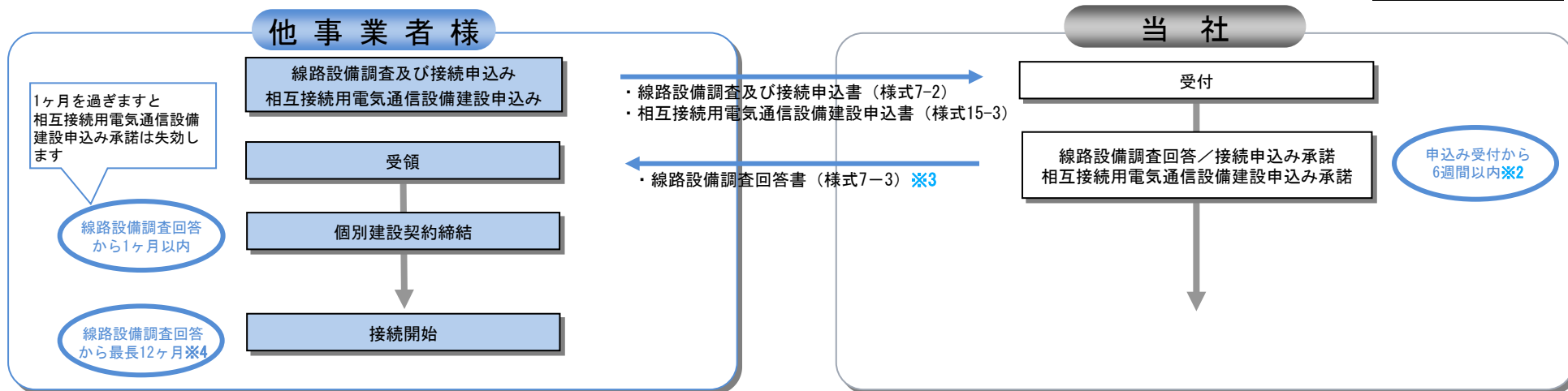
**※5** 線路設備調査回答後、接続を開始するまでの間に、申込みをキャンセルする場合は、線路設備調査回答からキャンセルまでの期間の接続料相当額を違約金として負担していただきます。

**※6** 中継光主配線盤間に既に設置された中継系光ファイバ設備がないとき、又は大量の申込みを一時に受け付けた若しくは受け付けている等の特別の事情がある場合においては、1.5ヶ月を超える場合があります。

## Ⅲ－４－② 線路設備調査及び接続申込み（中継系光ファイバとの接続の場合）

当社中継系光ファイバ設備（特別光信号中継回線）との接続にあたっては、接続に関する希望条件等を記載した線路設備調査及び接続申込書と併せて、分波光変換装置に係る設備建設申込書を提出していただきます。当社では、ご要望の波長数や提供希望時期に対する提供可否を調査のうえ、申込みの到達した日から6週間以内に調査回答を行います。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にて提供可能時期と理由を通知いたします。（増設等の予定がない場合を除きます。）また、調査回答においては、中継系光ファイバ設備を利用するにあたって必要となる設備情報の提供を行います。（インタフェースの種類、コネクタの種類、概算額等）

 接続約款第34条の7



### 解説

**※1**(1) 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる中継系光ファイバ設備の非現用波長がないとき
- ②当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき（波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあるときを含みます）
- ③その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ④接続申込者が中継系光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ⑤接続に応ずるための電気通信設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
- ⑥分波光変換装置の設置又は改修の申込みが不承諾となるとき

**※2** 大量の線路設備調査及び接続申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の線路設備調査及び接続申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは申込みの到着した日から6週間を超えて回答する場合があります。


**※3** 線路設備調査及び接続申込書に記載いただいた他事業者様のご希望条件についての提供可能時期や提供可能波長数等（提供希望時期までに提供できない場合は、その理由）を回答し、その回答をもって接続申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って未利用波長を保留します。

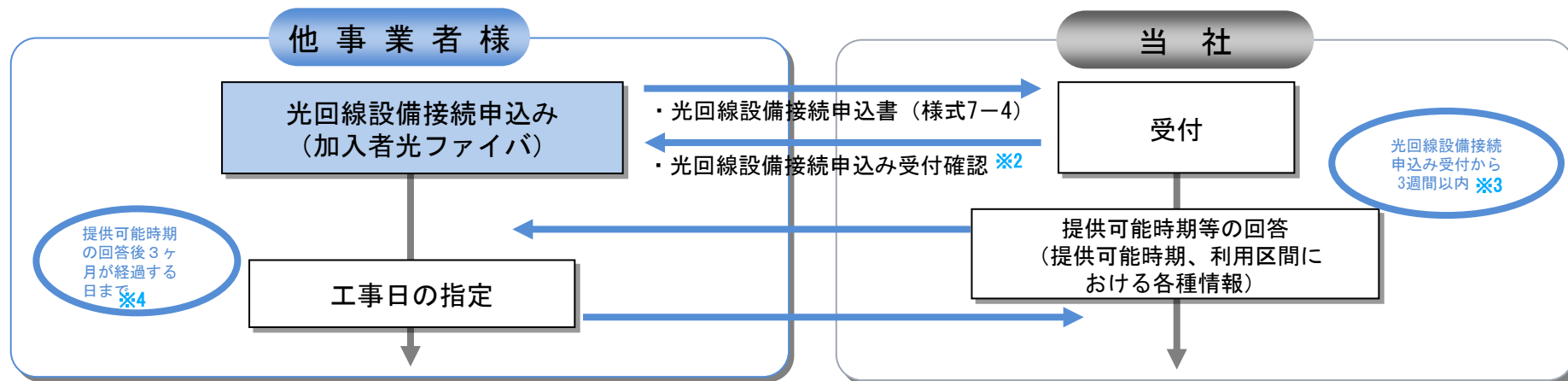
**※4** 分波光変換装置の完成通知に記載した期日と線路設備調査回答日から12カ月が経過する日のいずれか早い日をもって、接続を開始したものとみなします。

## Ⅲ－５ 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）①

当社加入者光ファイバ設備との接続にあたっては、他事業者様の接続に関する希望条件等を記載した光回線設備接続申込書を提出していただきます。

当社では、光回線設備接続申込みの到達した日から3週間以内に、接続申込事業者様が指定した利用区間に対する提供可能時期を回答します。**※1**提供希望時期までに提供できないときは、書面にてその理由を通知いたします。

 接続約款第34条の4、第34条の5



### 解説

**※1** (1) 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ①接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ②接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について加入者光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤接続申込者が加入者光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

**※2** 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。

**※3** 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到着した日から3週間を超えて回答する場合があります。

屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係わる部分についても同様とします。

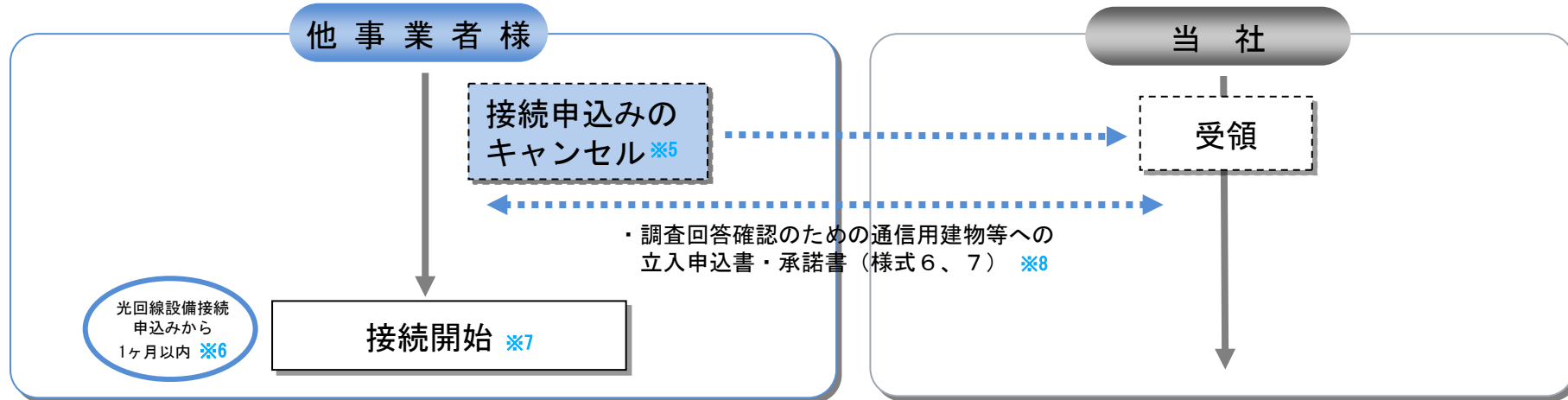
**※4** 接続申込者が提供可能時期等の回答後3ヶ月が経過する日（以下、工事日指定期日という）までに工事日の指定を行わないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

## Ⅲ－５ 光回線設備接続申込み（加入者光ファイバとの接続の場合）②



接続約款第34条の4、第34条の5、第78条の2



### 解説

- ※5 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（接続申込み～提供可能時期回答まで、提供可能時期回答～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）及び現地調査の実施有無に応じて変動いたします。
- ※6 ①接続する加入者光ファイバを特定できる場合であり、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがあるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り申込みの到着した日から1ヶ月以内とします。
- ②屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到着した日から1ヶ月を超える場合があります。
- ③利用者の建物の光成端盤まで既に設置された加入者光ファイバがないとき又はその他特別の事情があるときは、申込みの到着した日から当社がその加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。
- ④接続する加入者光ファイバを特定できない場合で、接続申込者が指定した利用区間に係わる加入者光ファイバの敷設計画があるときは、接続が可能と見込まれる時期（当社が加入者光ファイバを利用可能とするために要する期間を含みません）とします。
- ⑤接続申込者と利用者の建物の管理者様との加入者光ファイバの入線等に係わる調整が十分でない場合にはその時期に加入者光ファイバを提供できないことがあります。

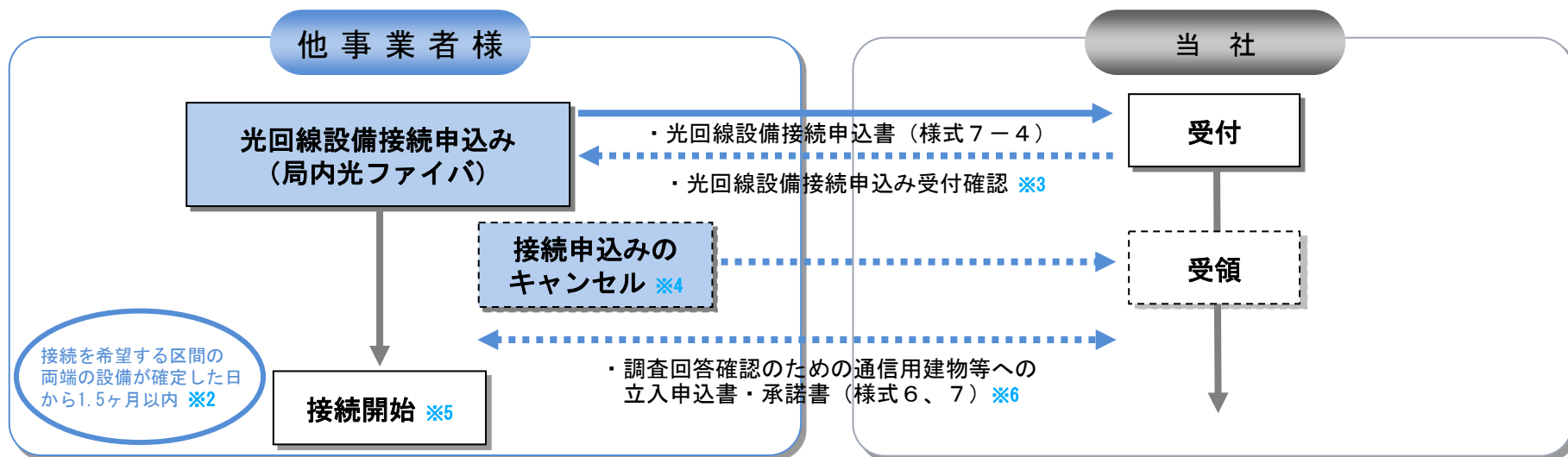
- ※7 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が加入者光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。
- ※8 非現用芯線がないため、接続申込者が指定した利用区間に係わる、加入者光ファイバを接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを要望される場合は、5営業日前までに書面により申込んでいただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。



## Ⅲ－6 光回線設備接続申込み（局内光ファイバとの接続の場合）

当社は、光回線設備（局内光ファイバ）接続申込みがあった場合は、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月以内に接続の準備を整えるよう努めます。※1

接続約款第34条の4、第34条の5、第78条の2



### 解説

※1 次の各号に該当しない場合に限りです。

- ① 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ② 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバ設備の非現用芯線について、申込みに係わる利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について局内光ファイバ設備の敷設計画がないとき
- ③ 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ⑤ 接続申込者が局内光ファイバ設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

※2 大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続事業者様より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、局内光ファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1.5ヶ月を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込事業者様が指定した利用区間に係わる局内光ファイバの提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその局内光ファイバを利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

※3 当社は光回線設備接続申込書に必要事項が記載済であることの確認をもって申込みの受付とします。また、接続希望設備が重複しているような場合は、受付順に調査を行います。

※4 接続申込みのキャンセルを行った場合は、そのキャンセルまでに要した費用をご負担いただきます。申込みのキャンセルまでに要した費用は、事業者様からの申込みキャンセルのタイミング（両端の設備が確定した日～当社の工事着手まで、当社の工事着手～当社の工事完了まで、当社の工事完了～接続開始まで）に応じて変動いたします。


※5 光回線設備接続申込み受付から6ヶ月又は提供可能時期から3ヶ月が経過する日まで（以下、接続開始期日という）のいずれか遅い日までに接続開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続の開始しないときは、当社は、接続申込者が接続申込みを撤回したものとみなします。

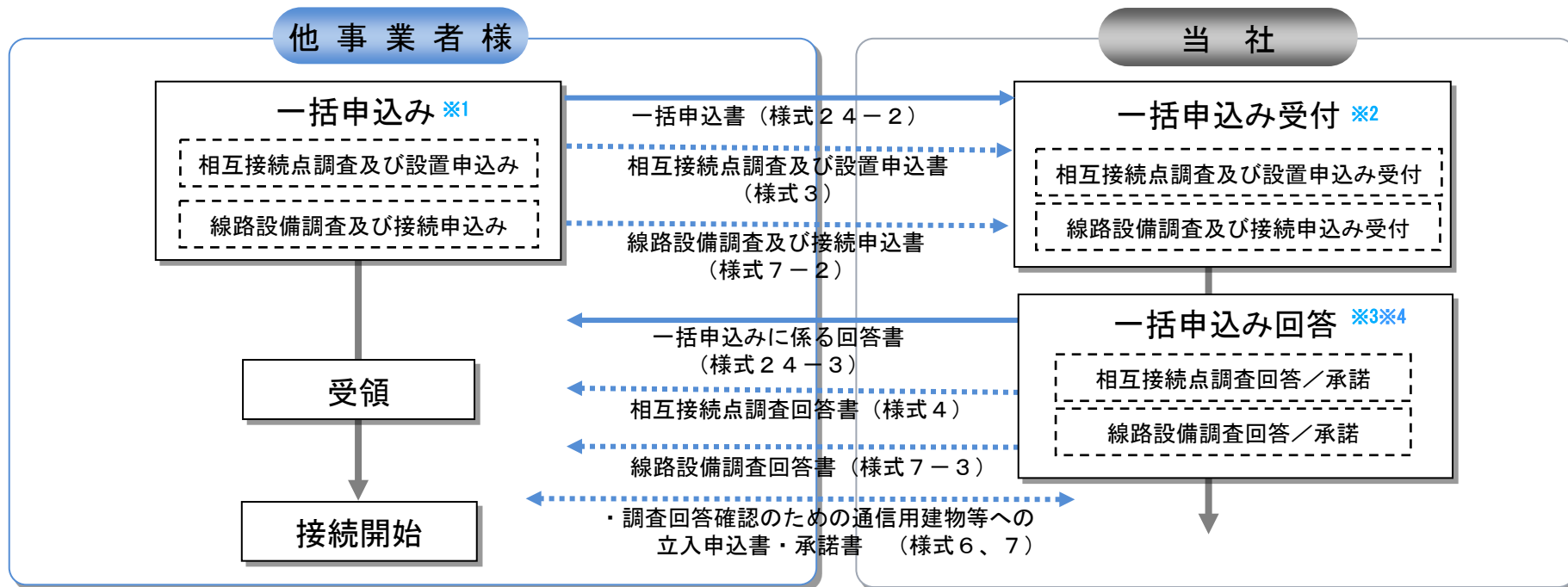
ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。なお、上記ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が局内光ファイバ設備の利用を開始したものとみなします。

※6 接続申込者が指定した利用区間に係わる局内光ファイバを非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できない旨当社が回答した場合において、調査回答書の内容確認のため当該通信用建物等に立入りを希望されるときは、5営業日前に書面を提出していただきます。当社は原則として、申込日から2営業日以内に書面で承諾を行います。（承諾を行わない場合は書面により理由を通知します。）なお、立入者の数は、その目的に必要な範囲内とします。

## Ⅲ-7 コロケーション、中継系光ファイバに係る一括申込み

局舎コロケーションリソースや、中継系光ファイバについて複数のリソースをセットでご利用されることをご要望の場合は、「一括申込み」手続きをご利用いただけます。「一括申込み」に対しては、「相互接続点調査及び設置申込み」、「線路設備調査及び接続申込み」によりお申込み頂いた全てのリソースが提供可能である場合は「提供可」である旨の回答を、一部でもご提供できないものが含まれる場合は全てのお申込みについて「提供不可」である旨の回答を行います。

 接続約款第37条の5



### 解説

※1 次の各号の規定における複数のお申込みについて一括申込みをご利用いただけます。

- (1) 接続約款第10条の3第1項 (相互接続点調査及び設置申込み)
- (2) 接続約款第34条の2第1項 (線路設備調査及び接続申込み)
- (3) 接続約款第10条の3第1項及び第34条の2第1項

また、一括申込みを行う場合は、一括申込みの対象とする各申込み(一括申込みの対象とする申込みである旨記載し、同日に申込みを行うことを要するものとします。)を行なった日に、当社に対し、一括申込書により、申込みを行うことを要します。

※2 当社は、一括申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって受け付けとします。

※3 当社は速やかに回答を行うよう努めるものとします。ただし、接続約款第10条の3第5項(相互接続点調査の回答期限)又は第34条の2第2項(線路設備調査の回答期限)に規定する回答の期限を超えて回答する場合があります。

※4 相互接続点調査回答、線路設備調査回答に係る手数料に加え、一括申込みに係る手数料をご負担いただきます。

## IV 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修

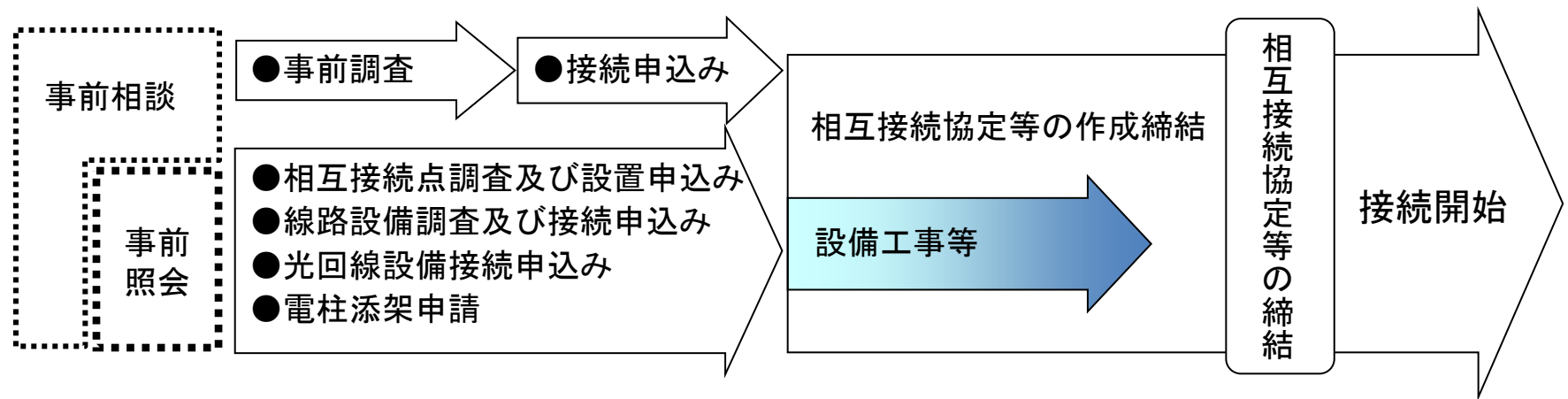
IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修の手順

IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）

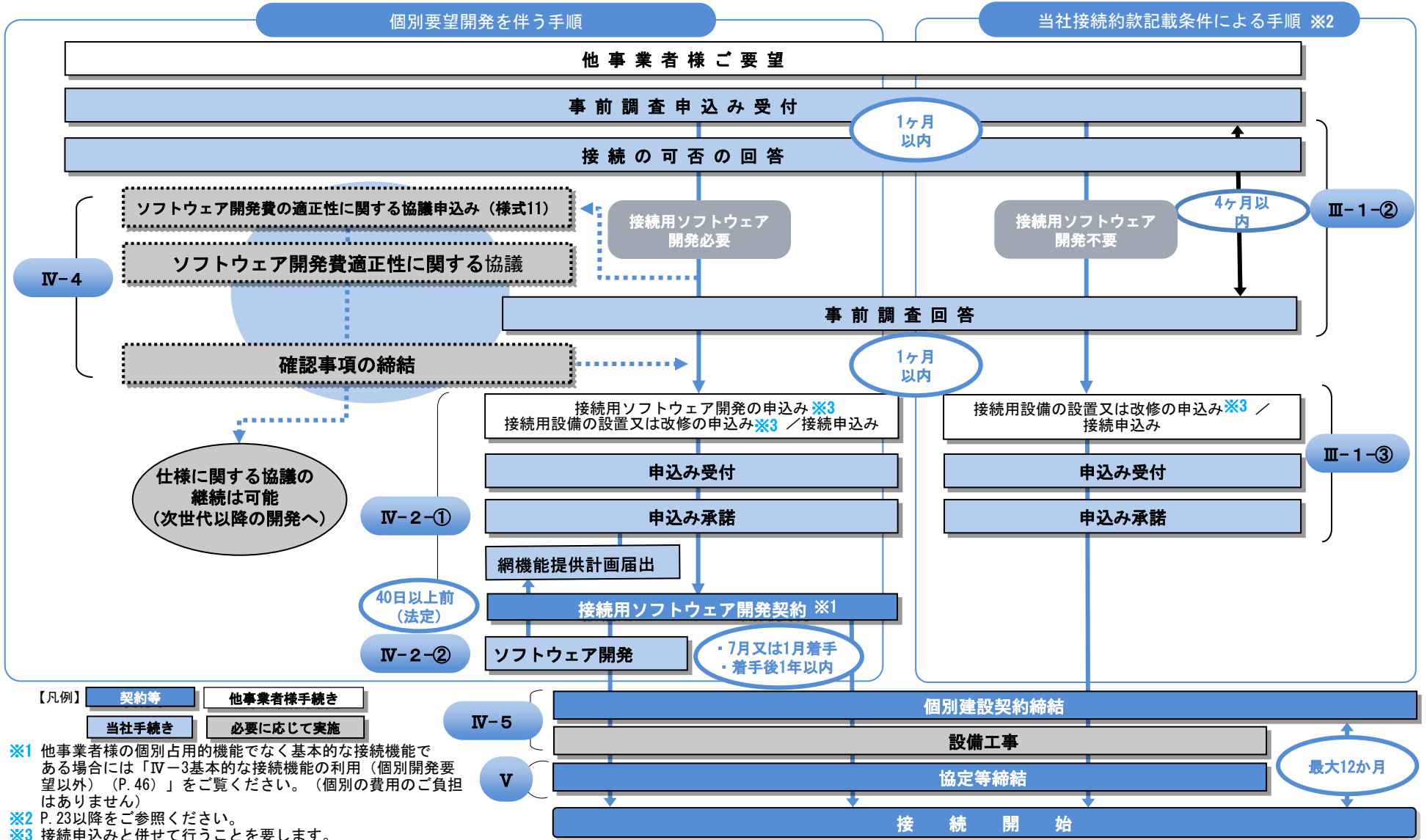
IV-3 基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）

IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み（個別要望開発）

IV-5 個別建設契約・設備工事



# IV-1 接続用ソフトウェアの開発／接続用設備の設置又は改修の手順



【凡例】

契約等	他事業者様手続き
当社手続き	必要に応じて実施

※1 他事業者様の個別占用的機能でなく基本的な接続機能である場合には「IV-3基本的な接続機能の利用(個別開発要望以外)(P.46)」をご覧ください。(個別の費用のご負担はありません)

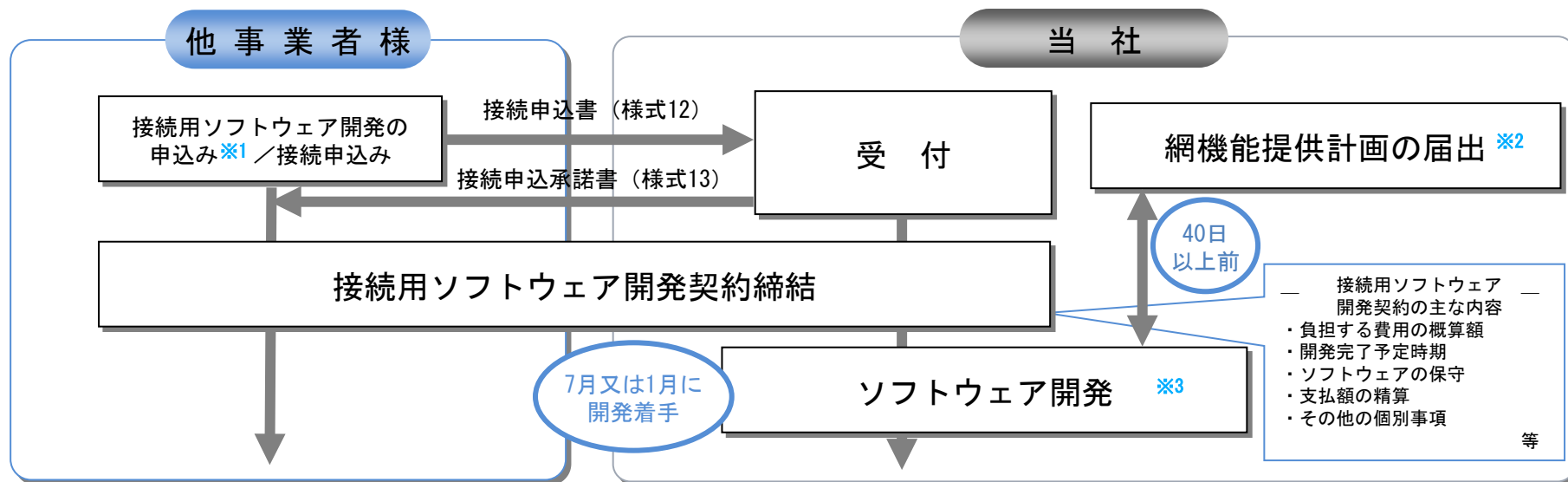
※2 P.23以降をご参照ください。

※3 接続申込みと併せて行うことを要します。

## IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）①

接続申込みを承諾した後「接続用ソフトウェア開発契約」を締結します。また網機能提供計画の届出が必要な場合、当社は開発着手の40日以上前に届出を行います。

👉 接続約款第21条、第30条、第31条、第32条



### 解説

#### ※1 接続用ソフトウェア開発の申込み

接続用ソフトウェアの開発を当社に申込み場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。

#### ※2 網機能提供計画の届出

開発着手（7月又は1月）から40日以上前に網機能提供計画の届出を行います。

- ・「接続用ソフトウェア開発契約の締結」と「網機能提供計画の届出」が着手の条件となります。

#### ※3 接続用ソフトウェアに係わる権利等

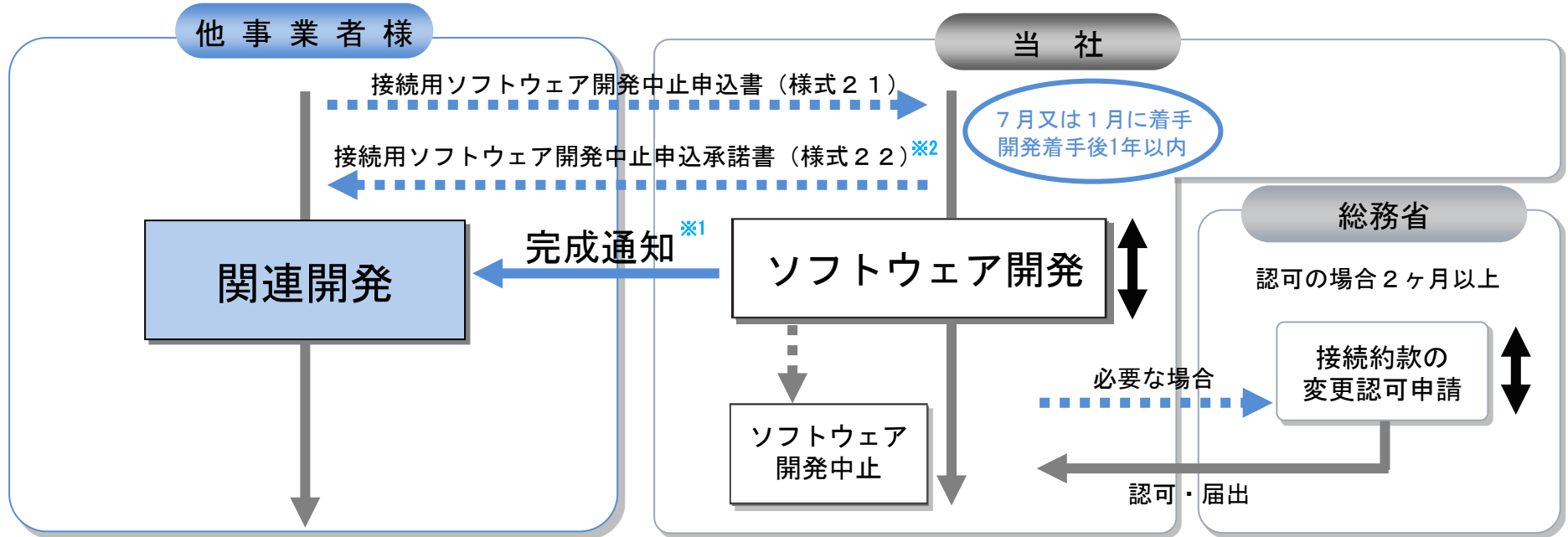
接続用ソフトウェアに係わる権利（所有権、著作権、特許権その他の無体財産権）は当社又は当社が開発を委託した第三者に帰属します。

- ・接続の基本の機能となる場合は、開発に関する申込み等は必要ありません。（ソフトウェア開発に関する個別の費用のご負担もありません。）
- ・接続用ソフトウェア開発には、そのソフトウェアの開発のために必要な接続用設備の設置（又は改修）を含みます。

## IV-2 接続用ソフトウェア開発（個別要望開発）②

接続用ソフトウェアの開発は7月又は1月に着手します。当社は着手後1年以内で開発を完了します。

👉 接続約款第28条、第33条～第34条、第38条



### 解説

#### ※1 完成通知

ソフトウェア開発後（附随する設備改修等を含みます）、検査及び試験を実施し完成通知を書面で行います。

○接続用ソフトウェア開発の中止は、完成前であれば可能ですが、その場合接続用ソフトウェア開発契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。

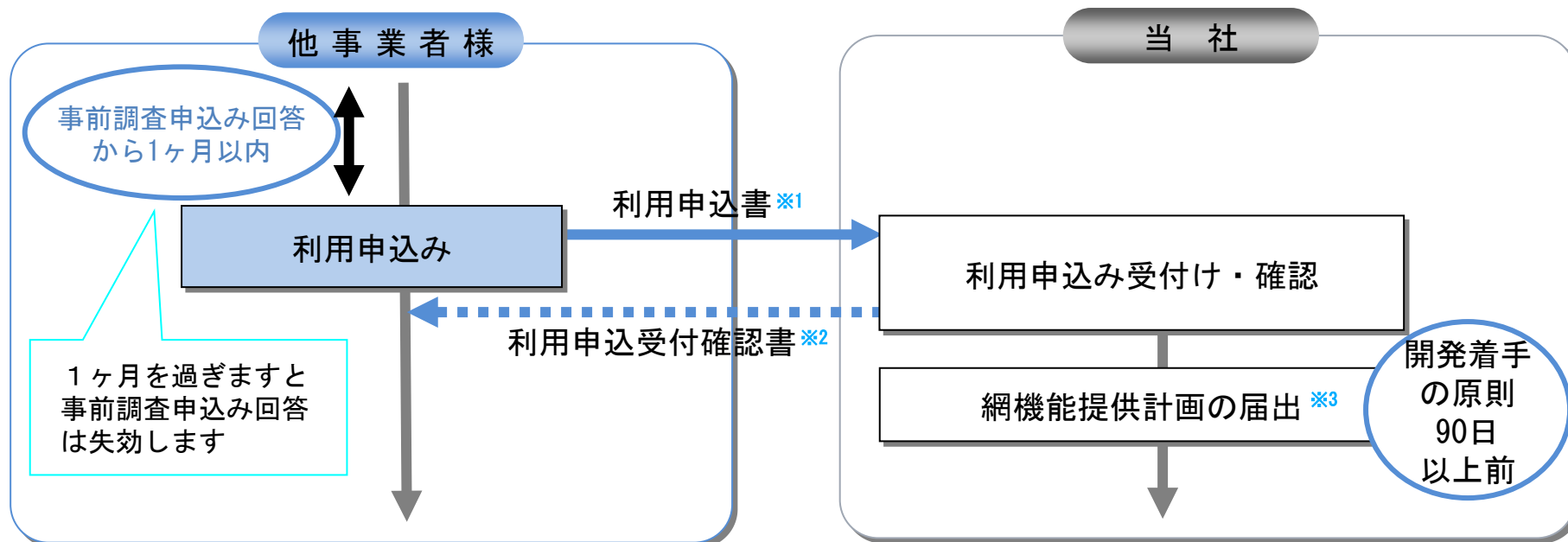
○ご要望内容、難易度、総開発量の変動等により1年以上となる場合もあり得ます。

#### ※2 ○接続用ソフトウェアの開発完成前に書面による中止の申込みがあった場合はこれを承諾します。

○中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用は負担していただきます。

## Ⅳ－３ 基本的な接続機能の利用（個別要望開発以外）

個別要望開発に該当しない機能（基本的な接続機能＝標準的な接続箇所において、当社を含め事業者が共通で利用できる標準的機能）については、事前調査回答から1ヶ月以内に基本的機能のご利用に関するお申込みをいただきます。



### 解説

※1 基本的機能利用申込書（接続申込書（様式12）の準用）

※2 利用申込受付確認書（接続申込承諾書（様式13）の準用）

開発する機能が接続の基本的機能である場合には、他事業者様から個別に費用のご負担はいただきません。その際他事業者様には当該機能の利用のお申込みをいただきます。当社は利用申込みがあった場合は、網機能提供計画に従い計画を届け出、インターネットでの公表及び他事業者様向け説明会（開催を求める他事業者様がない場合を除きます。）の後、開発に着手します。

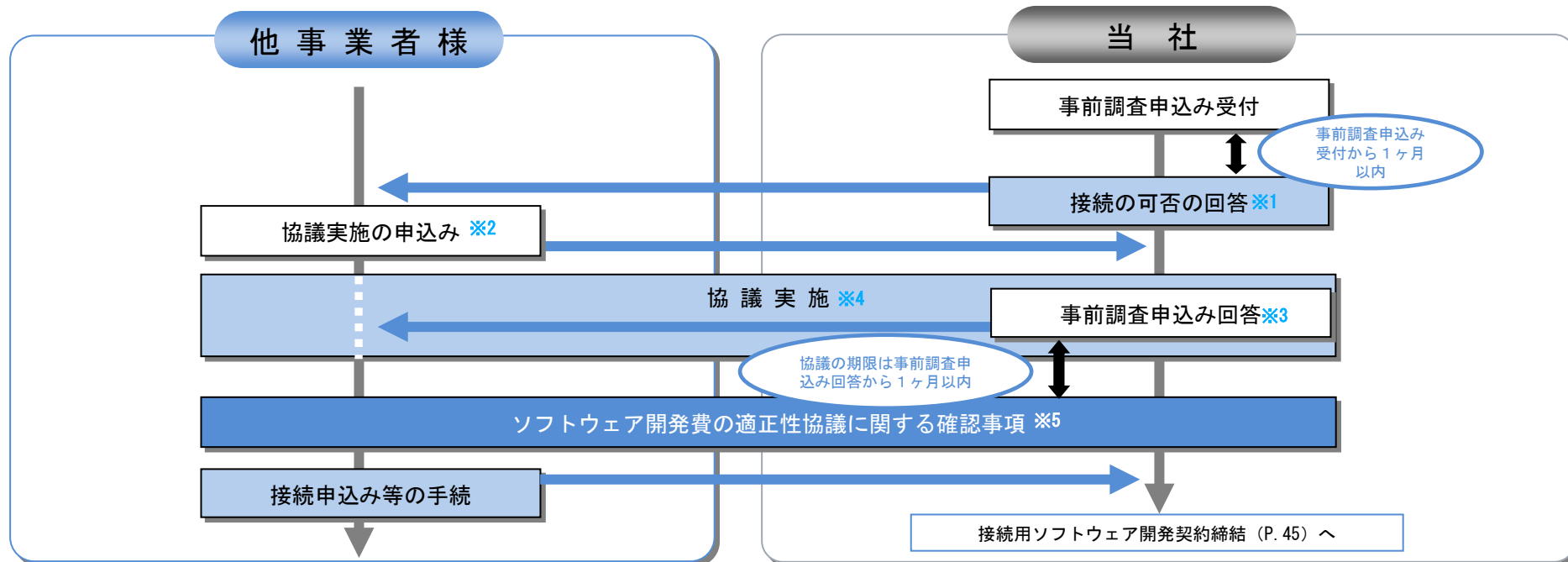
※3 「網機能提供計画で届け出た機能のご利用について（P. 48）」をご参照ください。

## IV-4 ソフトウェア開発費の適正性に関する協議申込み（個別要望開発）

原則として、接続の可否の回答後、他事業者様からの「協議実施の申込み」をもってソフトウェア開発費の適正性に関する協議を開始いたします。協議は、他事業者様の協議申込み後、事前調査申込み回答（概算回答）の有効期限内（回答後1ヶ月以内）に実施し、協議内容について確認事項を締結します。ソフトウェア開発条件で合意した場合には、接続のお申込みをいただきます。



接続約款第14条～第15条



### 解説

※1 「Ⅲ-1-② 事前調査回答 (P. 27)」をご参照ください。

※2 協議実施の申入れ

協議の実施をご希望の場合は、事前調査申込後随時受け付けます。

協議実施の申入れに関する様式等はありません。

※協議を実施した場合であっても、接続約款に記載する標準的接続期間に変更はございません。

※3 事前調査申込回答

事前調査申込回答時に開発規模、価格情報を提示します。

※4 協議の内容について

○事前調査申込み回答前：他事業者様の見積り作成に関する情報の提供、および仕様の確認等を行います。

○事前調査申込み回答後：当社の作成した見積りをもとに開発規模の適正性と仕様の見直し等について協議しますが、より協議を有意義にするために他事業者様においても見積りを作成し開発費、開発規模、単価等の情報を提示していただくことをお勧めします。

※他事業者様が見積書を作成されない場合であっても協議は実施します。

※5 ソフトウェア開発費の適正性協議に関する確認事項

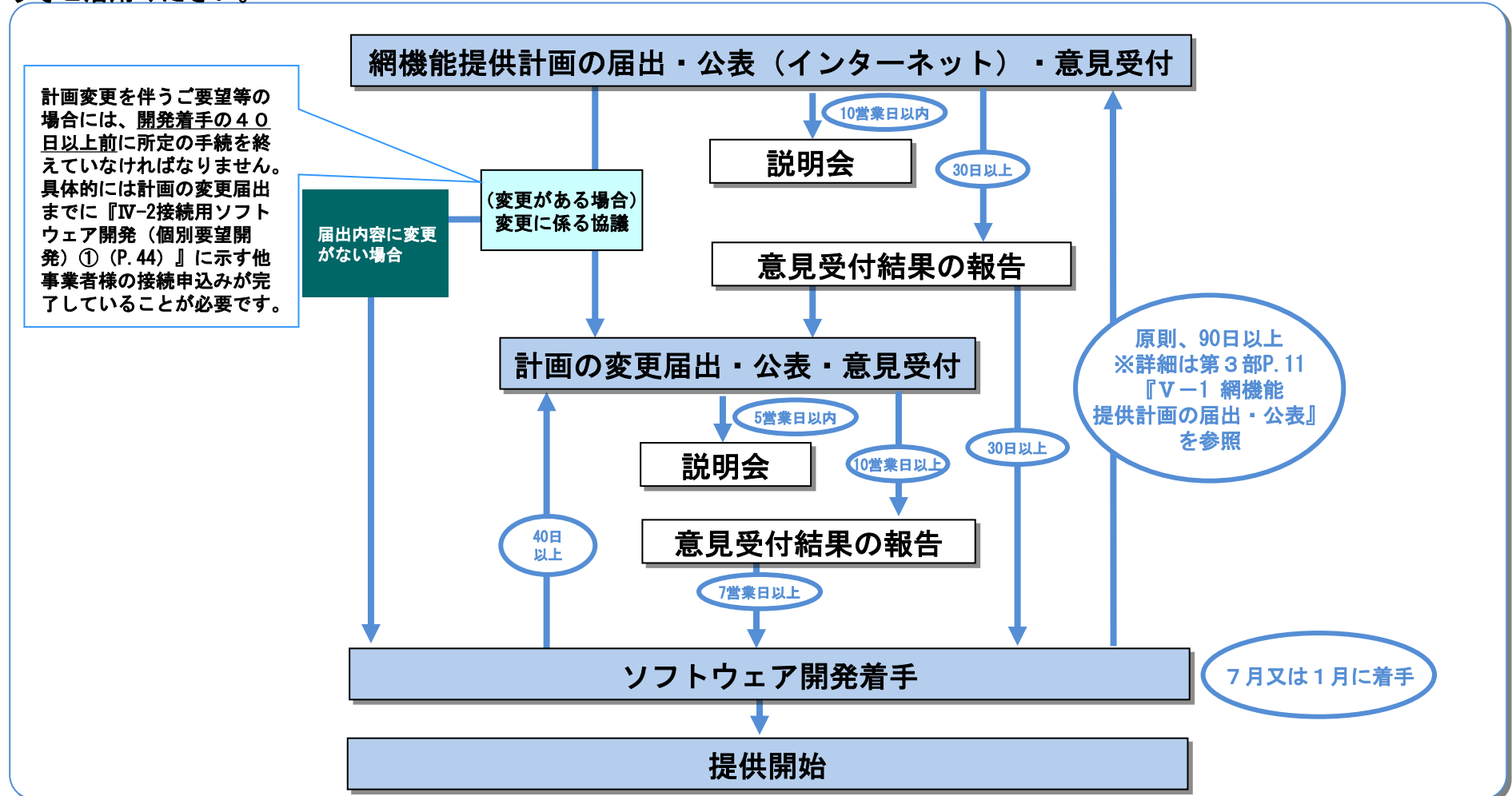
他事業者様には、協議の継続/結了についての判断をしていただき、その内容について当社と確認事項を締結します。接続のお申込みの際は、接続申込書を提出していただきます。

協議の継続の場合、概算回答の内容は原則として無効とさせていただきます。



## (参考) 網機能提供計画で届け出た機能のご利用について

当社では事業法の規定に基づき、当社自己利用及び他事業者様との共同利用のために開発を行う機能を、網機能提供計画として総務大臣に届け出ています。計画概要については公開情報ホームページで公表し、他事業者様向け説明会も実施しております。どうぞご活用ください。

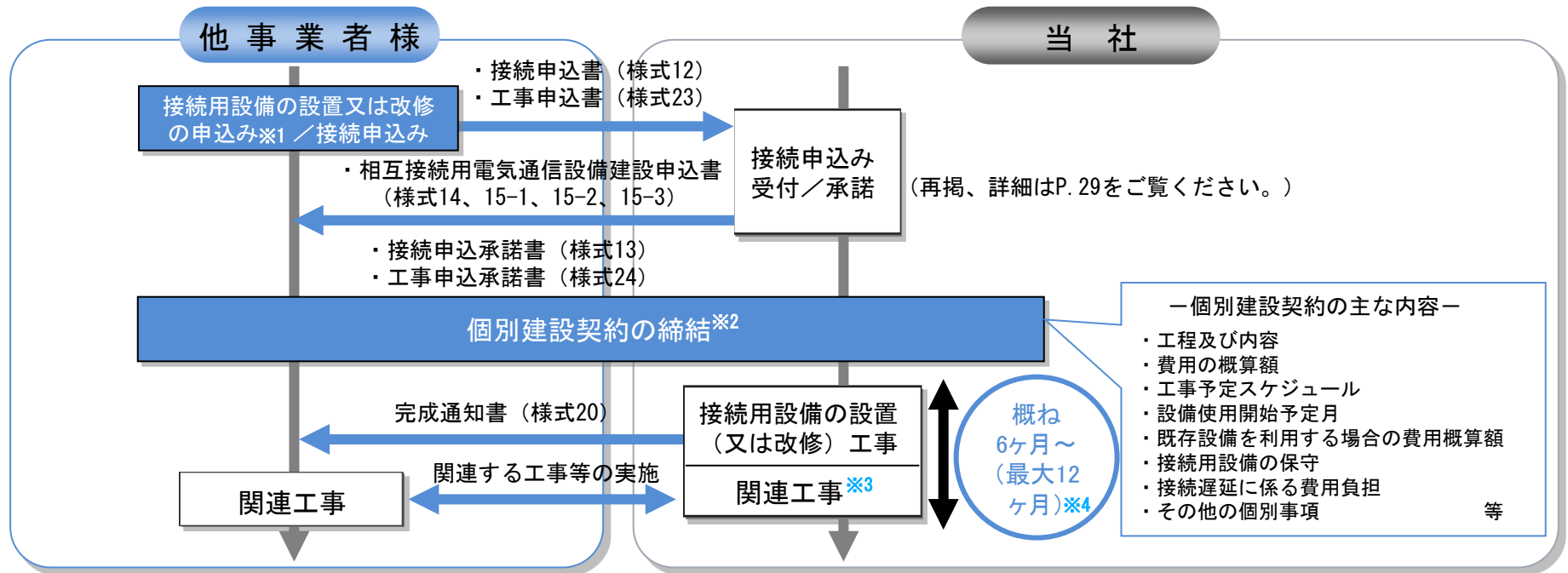


## IV-5 個別建設契約・設備工事

当社の接続用設備の設置又は改修工事について『個別建設契約』を締結し、工事に着手します。

当社は個別建設契約締結後概ね6ヶ月～（最大12ヶ月）で工事を完了します。（具体的な期間は個別建設契約の中で取り決めず。）

 接続約款第21条～第29条及び第38条



### 解説

※1 接続用設備の設置又は改修を要するときは、接続申込みと併せて接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。

※2 当社接続用設備の完成（又は改修終了）後、検査及び試験を実施し、完成通知を書面で行います。

接続用設備設置（又は改修）の変更・中止は、接続用設備の完成前であれば可能ですが、その場合個別建設契約の規定に基づき算定した額を別途お支払いいただきます。また変更の場合、ご希望完成時期のお申込みをお受けできないことがあります。

〔変更、中止の申込書〕

・相互接続用電気通信設備建設変更申込書（様式16）

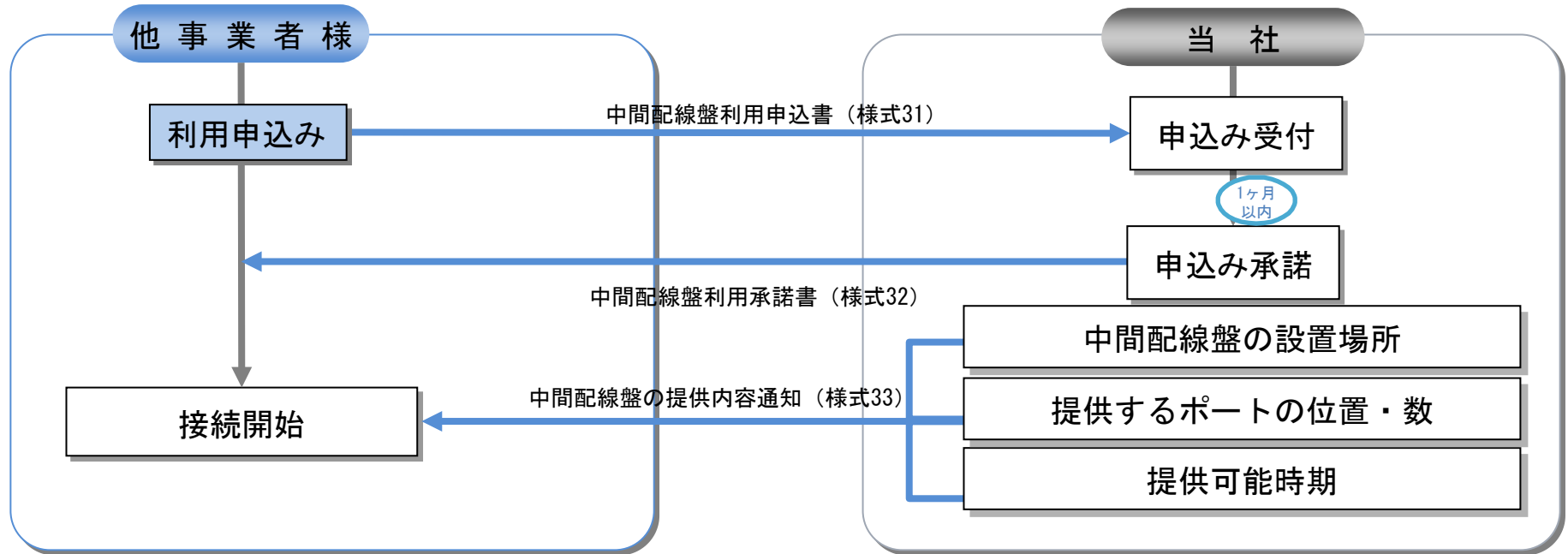
・相互接続用電気通信設備建設中止申込書（様式18）

※3 関連する工事（相互接続試験等）があれば、他事業者様と連携をとり併せて実施します。必要に応じて工事実施に関する覚書を締結し、関連工事についての詳細事項を取り決めます。

※4 現在当社と相互接続を実施している他事業者様で、軽微な工事等（トランスレータ変更工事等）による接続の場合は更に短期間で接続開始いたします。（最大6ヶ月）

## IV-6 中間配線盤に係る手続き

I P音声での相互接続に伴う当社の中間配線盤との接続にあたっては、中間配線盤利用申込書を提出していただきます。当社は、申込みの到達した日から1ヶ月以内に中間配線盤の利用の申込みを承諾します。この場合において、当社は中間配線盤利用承諾書と併せて中間配線盤の設置場所、提供するポートの位置及び数並びに提供可能時期を通知し、当社はその内容に従って非現用ポートを保留します。※1



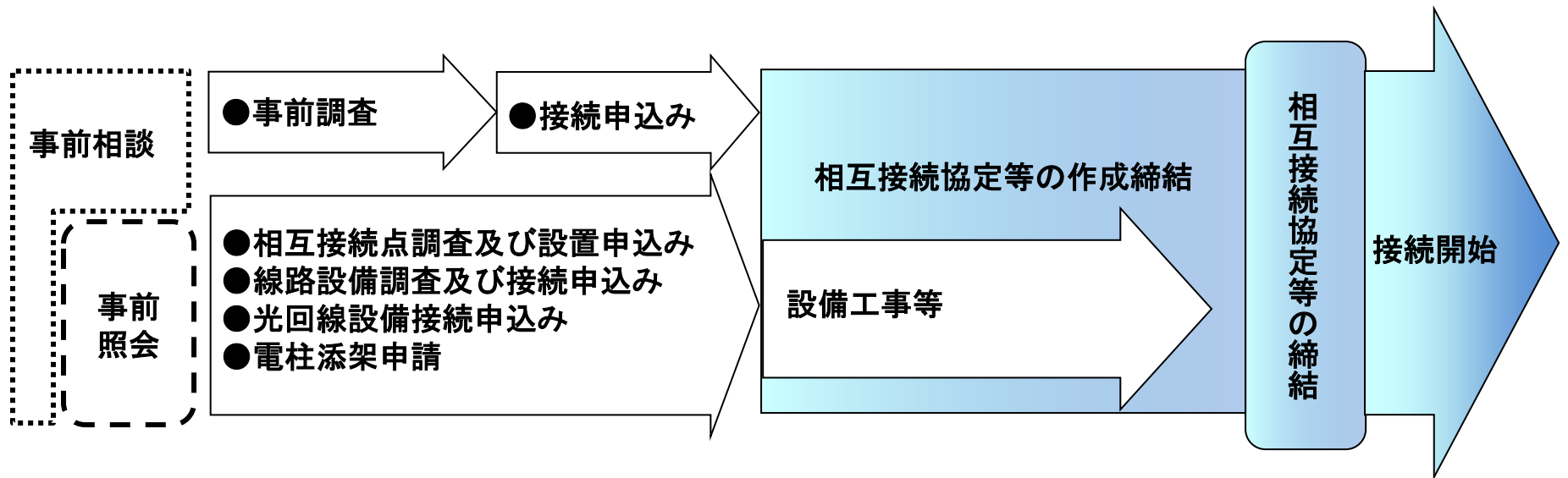
### 解 説

※1 中間配線盤の設置又は改修が必要な場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

## V 相互接続協定等の締結

### V-1 相互接続協定等の締結

### V-2 接続に関してご協力いただく事項

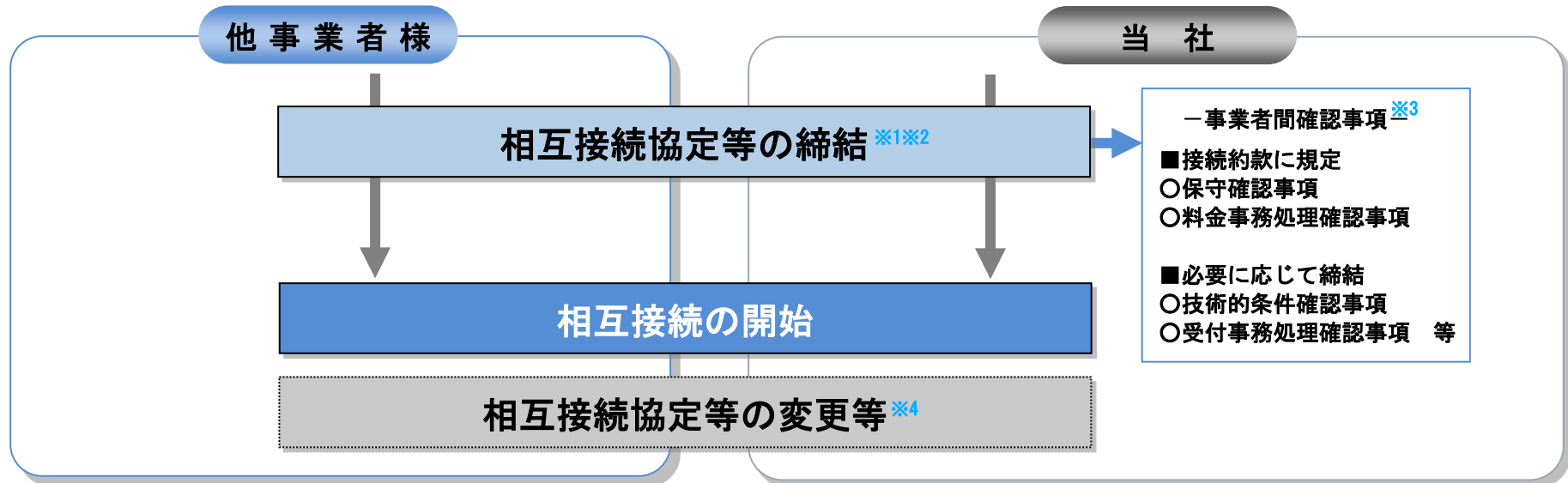


## V-1 相互接続協定等の締結

相互接続の開始までに相互接続協定を締結します。また、接続開始後の具体的な事務処理方法等の取り決めとして、必要に応じて事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。



接続約款第40条～第46条



### 解説

- ※1 設備工事等と並行して、相互接続協定を締結します。
- ※2 総務大臣の認可を受けた接続約款に基づかない当社又は他事業者様の接続条件に係る相互接続協定は、総務大臣の認可が必要です。
- ※3 接続開始後の具体的な事務処理方法等の取決めとして、右に示す事業者間確認事項を締結します。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。保守確認事項、料金事務処理確認事項以外にも、必要に応じて他の確認事項や契約を締結します。
- ※4 協定上の地位の移転、協定上の地位の承継、協定の変更、協定の解除、協定の消滅。

### 〈事業者間確認事項の概要〉

区分	主な取り決め内容
保守確認事項	網の相互接続の円滑な運用を行うため、事業者間の保守に関する基本事項（各措置のフロー、連絡窓口等）について確認
料金事務処理確認事項	料金等の請求又は支払いに係わる事務処理を円滑に進めるため、精算額の算出方法及び具体的な決済方法、申込み者に対して了解を得るべき事項等（DSL等接続専用線サービスの専用申込みに関する事務処理等）について確認

## V-2 接続に関してご協力いただく事項

円滑な相互接続のために以下の事項等についてご協力いただくことになります。



接続約款第47条～第52条

### ■ 守秘義務

- ・ 接続にあたり相互に知り得た技術情報、経営情報及び非公開情報に関する秘密を厳守し、目的外に使用しないこととします。（法令上必要な場合又は相手側から書面による同意を得た場合等は適用外とします）

### ■ 必要事項の通知

- ・ 名称の変更、事業の休止／廃止、事業の許可、相互接続点の追加・変更・廃止等相互接続に関する情報について、互いに書面により通知することとします。

### ■ トラヒック又は回線数等

- ・ 相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等について、当社に通知していただきます。

### ■ 保守等

- ・ 相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないよう努めることとします。
- ・ 接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。
- ・ 設備の保守に関する具体的事項について協議の上「保守確認事項」に規定することとします。

## (参考) 接続試験の概要

新たな接続を行うにあたっては、必要に応じて以下の接続試験を実施します。

区 分	概 要
相 互 接 続 試 験	<ul style="list-style-type: none"><li>○サービス開始前に事業者間の通信の正常性を確認するために、運用を行う実際の設備で行う確認試験です。</li><li>○相互に必要な試験項目については、特に費用の請求はいたしません。 ※疑似ネットワークによる試験ではありません。</li></ul>
事 前 接 続 試 験	<ul style="list-style-type: none"><li>○必要に応じて、事業者間の接続における技術的条件の事前確認をするために、疑似ネットワーク環境で行う試験です。</li><li>○試験実施にあたっての具体的な設備構成やスケジュールについては、個別にご相談させていただきます。</li><li>○他事業者様のご要望に基づいて実施する場合は、費用を請求いたします。</li></ul>

## VI お問い合わせ・申込み等の窓口

区 分	窓 口	連 絡 先
現在接続を行っている他事業者様	設備本部 相互接続推進部 接続営業部門 各営業担当者が承ります	
新規に接続を希望する他事業者様窓口	設備本部 相互接続推進部 接続営業部門	06-6490-1239
相互接続に関する一般的なご質問、 情報開示に関すること	設備本部 相互接続推進部 制度・料金部門	06-6490-8016
<p><b>エリア窓口</b> ・ 次の申込み（様式）は当社各支店で承ります。〔様式NO：6、14～16、18、25、26、28〕</p>		

※PPPoE、IPoE、中継局接続に係る非指定設備への接続（IP通信網県間区間伝送機能の利用等）を含みます



# 第3章

---

## 各種樣式

## 各種様式について

当社の各種様式は、以下のホームページよりダウンロードできます。

- 公開情報ホームページ

「第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」

[https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo\\_yakkan/yakkan/sitei\\_index.html](https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/sitei_index.html)

# 相互接続ガイドブック

Guide Book for Interconnection  
with NTT-West Networks



2

接続形態ごとの個別手続き

# 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。相互接続手続きを進めるにあたりましては、

- ①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。
  - ②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。
  - ③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。
- どうぞご活用ください。

なお、最新の情報はホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

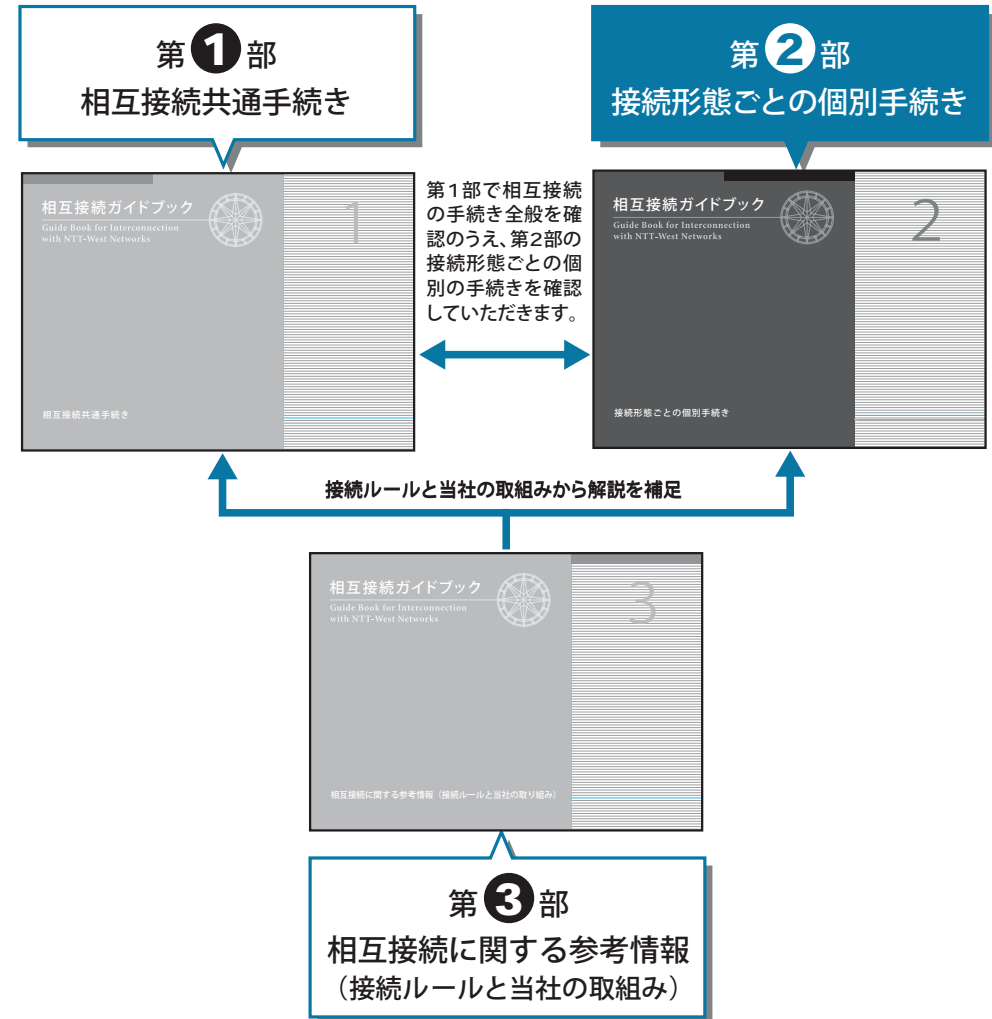
<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

## お申込みいただく前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためには、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいります。相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただきます。



# 目次 ー 1

## 第1章 電話系相互接続

I-1 相互接続の主な形態—中継・国際系事業者様との接続例	5
I-2 相互接続の主な形態—携帯・自動車電話／端末系事業者様との接続例	6
I-3 相互接続の主な形態—IP電話事業者様との接続例	7
I-4 電話系相互接続に関する各種申込書記入例①	8
電話系相互接続に関する各種申込書記入例②	9
電話系相互接続に関する各種申込書記入例③	10
II 固定番号ポータビリティの提供提供	11
III 番号情報データベース (TDIS) の提供	12

## 第2章 光ファイバ

I 光ファイバ設備の構成	14
II 光ファイバ開通申込受付について	15
III 光ファイバに関する情報開示	16

## 第3章 MDF接続 (DSLサービス関連)

I MDF接続の相互接続形態	18
II コロケーションによるMDF相互接続形態	19

III DSL工事の流れ	20
IV DSLサービス回線開通受付について	21
V-1 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール	22
V-2 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール (事後対策)	23
VI DSLに関する情報開示	24
VII MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例①	25
MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例②	26
MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例③	27
MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例④	28
MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例⑤	29
MDF接続 (DSLサービス関連) との相互接続に関する各種申込書記入例⑥	30

## 第4章 IP通信網

I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等 (PPPoE方式の場合)	32
I-2 PPPoE方式による相互接続の概要	33
I-3 IP通信網 (PPPoE方式) との相互接続形態	34
I-4 IP通信網 (PPPoE方式) との相互接続インターフェース	35
I-5 IP通信網 (PPPoE方式) との相互接続に関する費用等	36
I-6 IP通信網 (PPPoE方式) との相互接続に関わる費用の支払い義務	37
I-7 PPPoE方式に係る手続き	38
I-8 IP通信網との相互接続 (PPPoE方式) に関する各種情報提供	39
II-1 IP通信網との相互接続に関する条件等 (IPoE方式の場合)	40
II-2 IPoE方式による相互接続の概要	41
II-3 IP通信網 (IPoE方式) との相互接続インターフェース	42
II-4 IP通信網 (IPoE方式) との相互接続に関する費用等	43
II-5 IPoE方式に係る手続き	44
II-6 IP通信網 (IPoE方式) との相互接続に関する各種情報提供	45
III-1 優先クラス通信機能の概要	46
III-2 優先クラス通信機能の利用条件①	47
III-3 優先クラス通信機能の利用条件②	48
III-4 優先クラス通信機能の申込み	49

# 目 次 ー 2

## 第5章 コロケーション

I コロケーションについて	51
II コロケーションの標準的期間	52
III-1 コロケーション申込み受付について	53
III-2 コロケーションに関する各種申込書記入例①	54
コロケーションに関する各種申込書記入例②	55
コロケーションに関する各種申込書記入例③	56

## 第6章 管路・電柱等

I 当社電気通信設備の賃貸について	58
II 当社の管路、電柱等のご利用手順	59
III-1 当社管路等のご利用について①	60
当社管路等のご利用について②	61
III-2 当社管路等のご利用条件	62
III-3-① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）	63
III-3-② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）	64
III-3-③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）	65
（参考） 当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー	66
III-3-④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）	67
III-3-⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）	68
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 1/2	69
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 2/2	70
III-4 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内	71
（別添1、2）	72
（別添3、4）	73
IV-1 当社電柱のご利用について	74
IV-2 電柱添架のご利用条件	75
IV-3-① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み	76
IV-3-② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結	77
（参考） 電柱に関する当社の技術基準	78
IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口①	79
電柱添架に関する当社ご相談窓口②	80

## 第7章 キャリアズレート

I-1 専用線キャリアズレート	82
I-2 専用線キャリアズレートの主な提供条件	83
I-3 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容	84
I-4 専用線キャリアズレートの提供にあたって	85
I-5 専用線キャリアズレート申込みフロー	86
I-6 移行回線申込フローとデータフォーマット	87
I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例①	88
専用線キャリアズレート各種申込書記入例②	89
II-1 INS1500回線キャリアズレートの概要	90
II-2 INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件	91
II-3 INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって	92
II-4 INS1500回線キャリアズレート申込みフロー	93
II-5 INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例①	94
INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例②	95

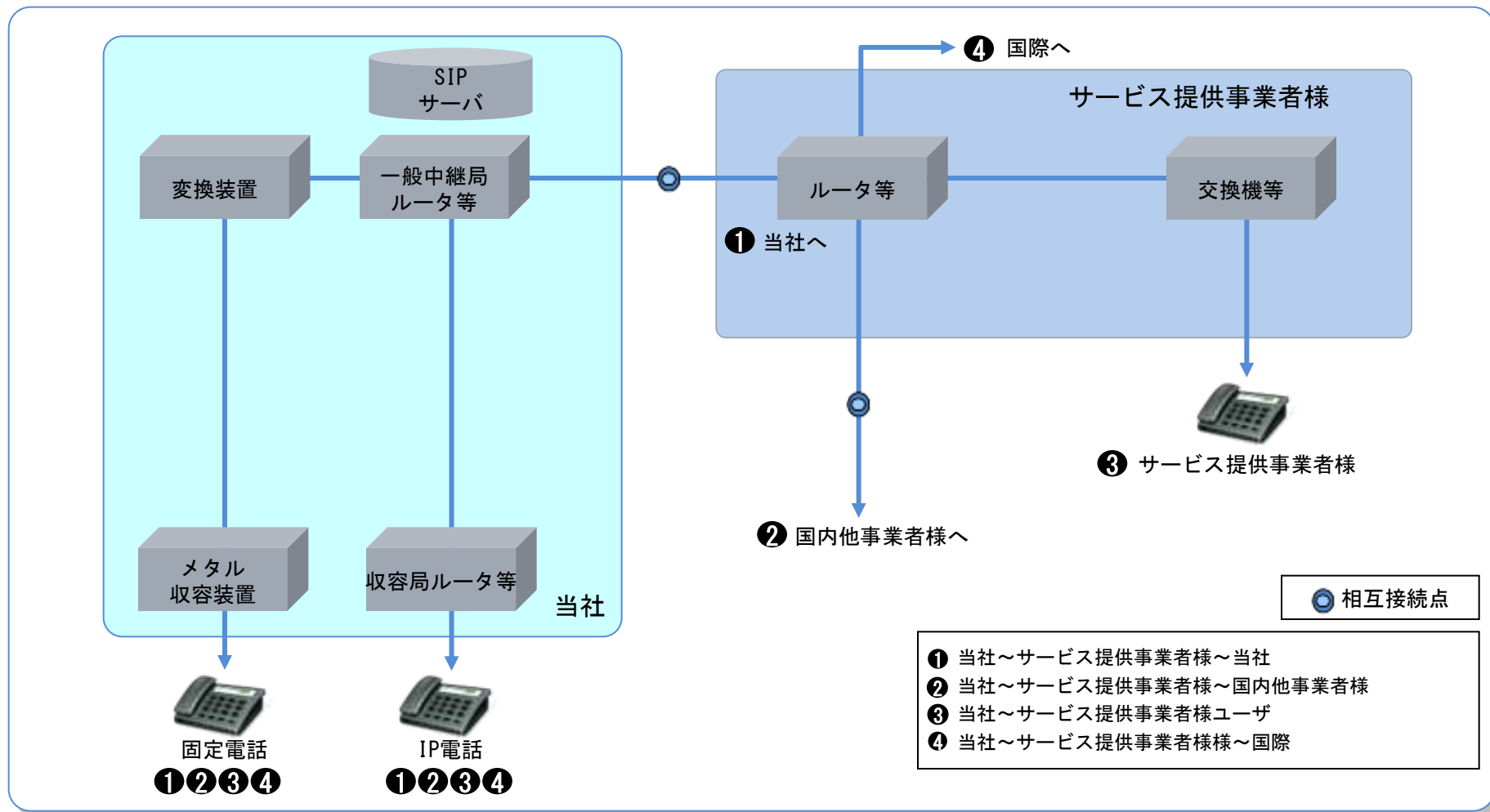
# 第1章

---

## 電話系相互接続

# I-1 相互接続の主な形態—サービス提供事業者様との接続例

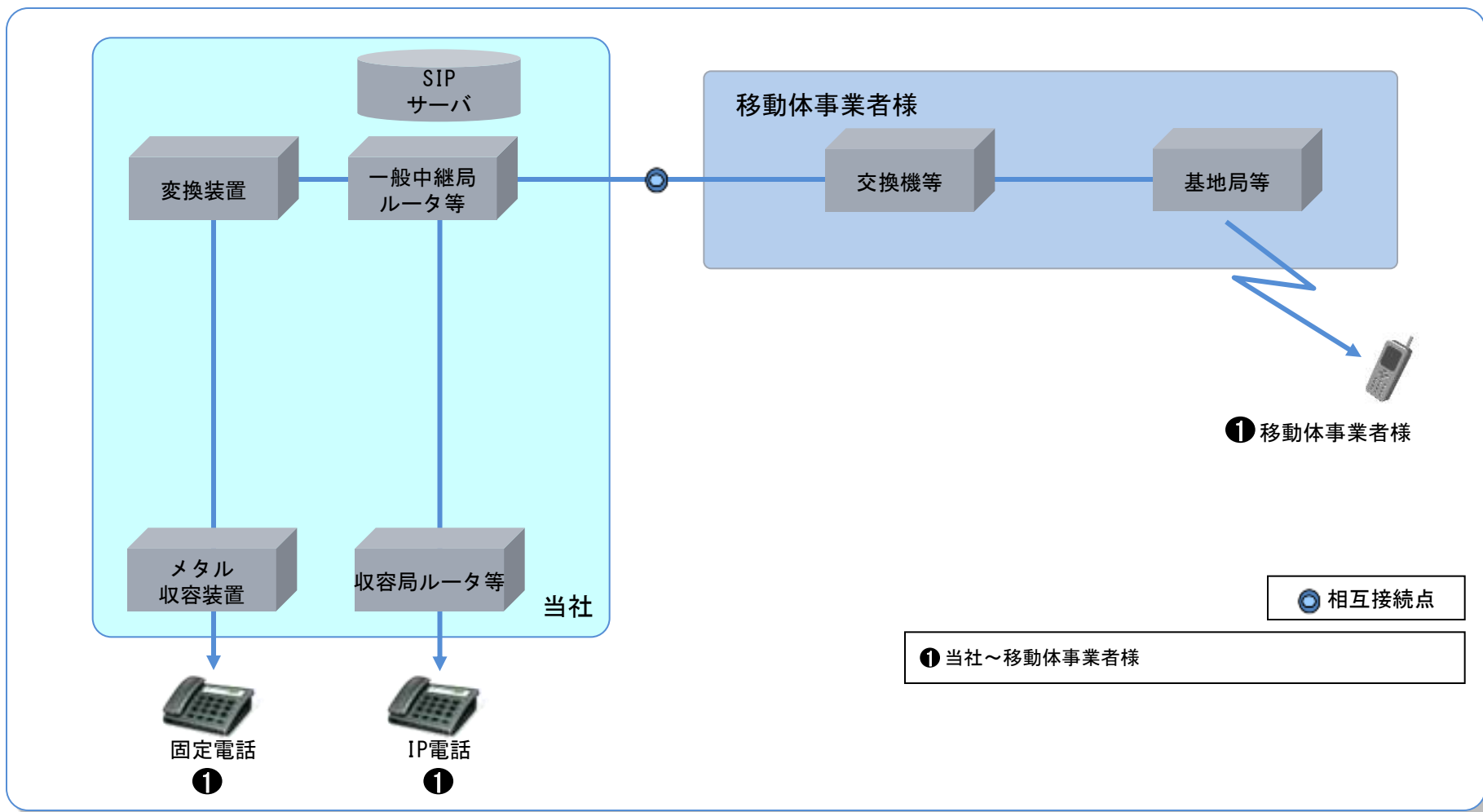
サービス提供業者様との代表的な接続形態を示します。





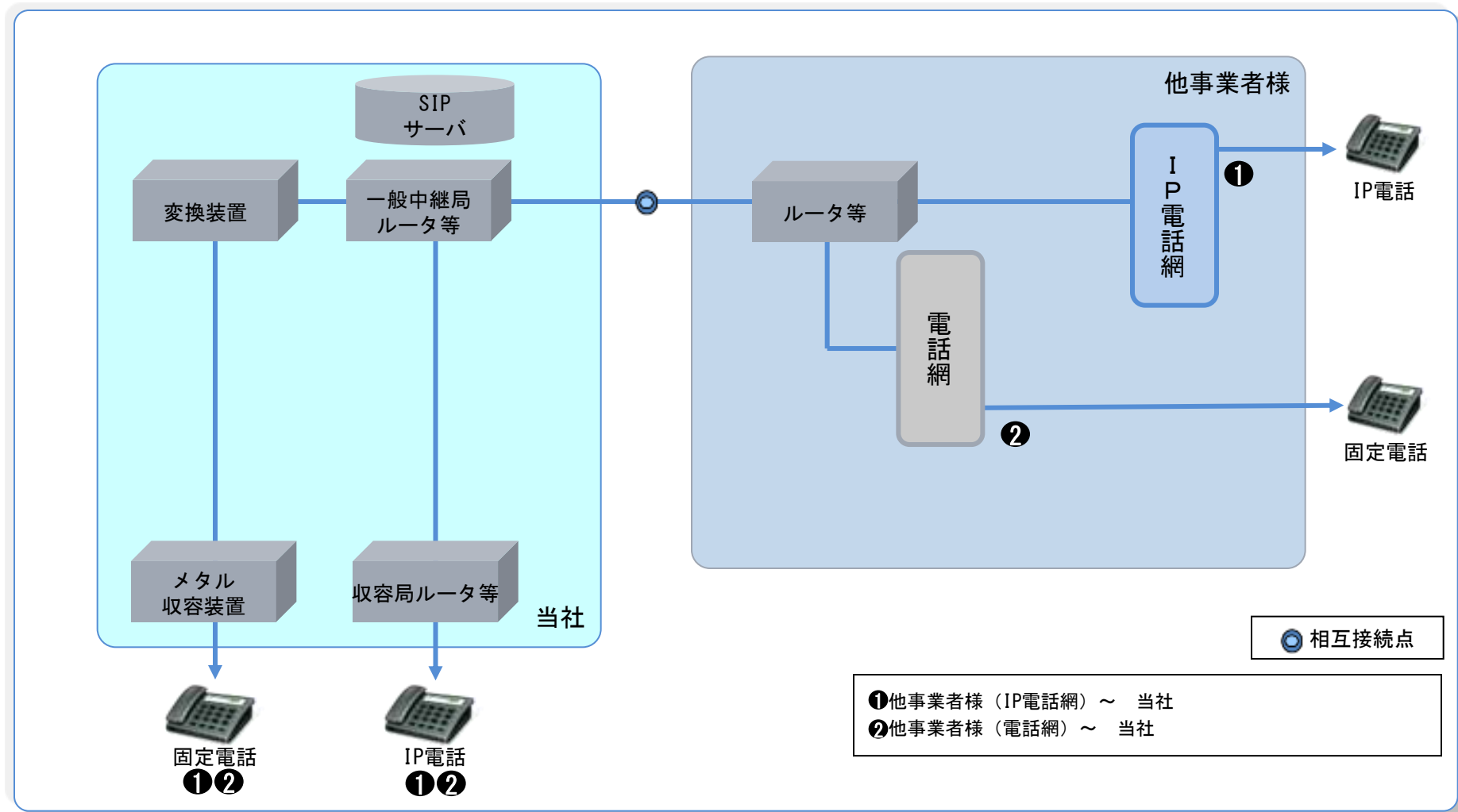
## I-2 相互接続の主な形態—移動体事業者様との接続例

移動体事業者様との代表的な接続形態を示します。



## I - 3 相互接続の主な形態 - IP電話事業者様との接続例

IP電話事業者様との代表的な接続形態を示します。



# I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ①

## 様式 8

### 記入要領

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇第 号  
年 月 日

〇〇〇株式会社  
〇 〇 〇 〇

### 事前調査申込書

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	〇年〇月〇日
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇〇担当 〇〇 〇〇 Tel Fax

注）本申込書において「公表約款」とは「指定電気通信設備との接続に関する契約約款」を言います

### 記入要領

指定電気通信設備との接続箇所を指定し記述してください。

### 協議事項に関する具体的内容 (1/2)

公表約款第5条第1項から接続箇所を特定してください。

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	例）公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第7-2欄とする
接続約款記載以外の接続箇所	例）別紙1 約款適用以外の場合の技術的条件のとおり 相互接続点の設置を希望する場所を記述してください。
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望場所	例1) NTT〇〇ビル内 例2) 弊社××ビル内 (〇〇市〇〇町〇番〇号) 例3) 弊社とNTT西日本との間に設置する弊社マンホール内
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	例1) 弊社が総務大臣の登録を受けた範囲
(2) 相互接続点毎の接続対象地域	相互接続点〇〇〇 弊社網接続エリア 例1) 弊社の〇〇サービスエリア 例2) 弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア 例1) 関西エリア 例2) 全国 相互接続点××× 弊社網接続エリア 例1) 弊社のサービスエリア 例2) 弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア 例1) 関西
4. 接続の技術的條件（物理的、電気的、論理的條件）	
新たな技術的條件の追加の有無	有 無
接続約款記載の技術的條件での接続の場合	公表約款第11章 技術的條件 技術的條件集 第2章形態別技術的條件第〇節形態〇-〇のとおりとする。ただし、第〇条（接続方式）は、第〇項を適用する。
接続約款の技術的條件を特定してください。	それぞれ選択してください。
回線留保	優先発ユーザー留保回線制御機能 有 無
接続約款の技術的條件と違う条件で接続を希望する場合はこちらに記述してください。	両方向留保回線制御機能 有 無
接続約款記載の技術的條件以外での接続の場合	

# I-6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ②

## 記入要領

### 協議事項に関する具体的内容 (2/2)

5. 電気通信設備の建設に係る事項		相互接続点ごとの設備量（回線数、トラヒック、最繁忙時呼数、最繁忙日呼数）等を記述してください。
(1) 相互接続点毎の交換設備/回線設備の設備量	例) 相互接続点: ○○○ S年度 S+1年度 S+2年度	2. 電気通信設備の分界点 (1) 相互接続点設備希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記述してください。  例1) 使用する装置は現在と同じであるが、●●装置を2ユニット増設希望装置の寸法は、高○○×幅○○×奥○○(m) 例2) NTT西日本仕様の●●装置を1ユニット装置希望
(2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章 接続形態 別表2の2- 第○号~第○号・・・第●号~第●号とする。
接続約款記載の接続形態を特定し記述してください。	任意約款	第6章 接続形態 別表2の2- 第○号~第○号・・・第●号~第●号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙1 接続形態のとおり	接続約款記載の接続形態以外の接続形態を希望する場合はこちらに記述してください。
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第○号、第○号及び第○号とする。	
網改造料の対象となる機能以外を利用を希望する機能概要	例) 御社の電気通信設備を経由して、弊社と○○事業者の電気通信設備を接続する機能	
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTT西日本に協力を依頼する事項 (接続約款適用の場合は、規定事項以外)	接続約款に記載が無い機能の利用を希望する場合にその機能の概要を記述してください。 接続約款料金表第2 (網改造料) に記載する機能を選択し記述してください。	
9. 事業者識別番号及びその種別		
事業者識別番号	( )	( )
国内基本かつ国内付加サービス共用		
国内付加かつ国際付加サービス共用		
国内基本かつ国際基本サービス共用		
国際基本サービス専用		
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄の○印を記入。		
10. その他		
*例) SIP信号条件は、別添●のとおり。等		

## 記入要領

## 別紙1

### 接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1	弊社		NTT西日本
2	NTT西日本		弊社
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	弊社	弊社	弊社
2	NTT西日本	NTT西日本	-
3			
4			

# I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ③

## 様式3

### 記入要領

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
〇〇〇〇 殿

〇〇〇 第 号  
年 月 日

〇〇〇株式会社  
〇 〇 〇 〇

### 相互接続点調査及び設置申込書

貴社接続約款第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

#### 1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
〇〇ビル	別紙による	〇年〇月〇日	

#### 2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

以上

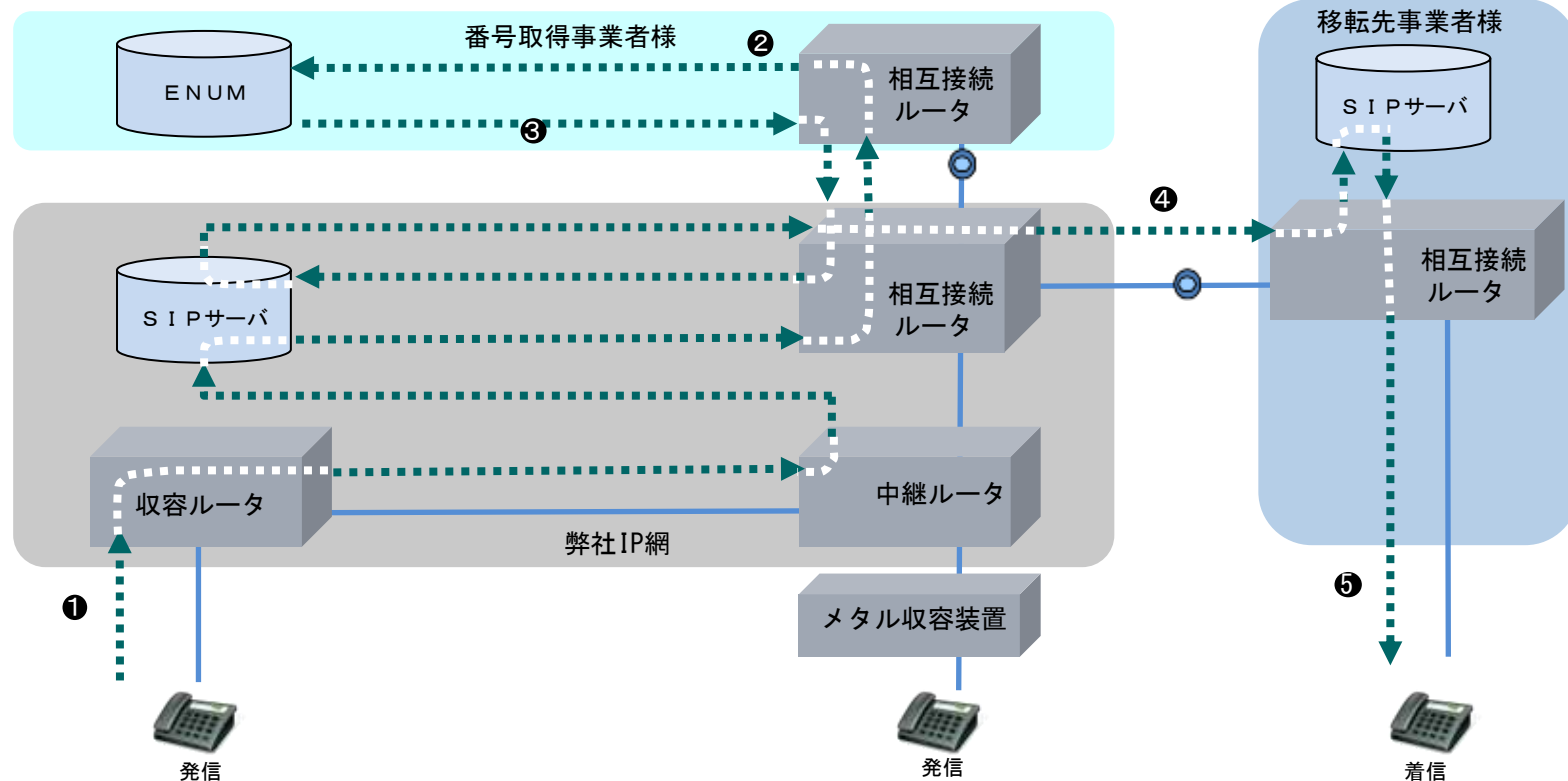
### 記入要領

地区名（ビル名）	〇〇ビル	調査の対象とするNTT西日本ビル名を記入してください。	
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日	専用サービスの場合記入してください。
	電話サービス	〇〇年〇〇月〇〇日	
伝送区間	NTT西日本	〇〇ビル（伝送端局名）	電話サービスの場合記入してください。
	NCC	△△ビル（伝送端局名）	
伝送方式		例1) F600M 方式 例2) SDH156Mb/s	
伝送システム数	S時	例) 1+1 SYS（現用+予備）	
	終局		
接続次群		例) STMO/STM1	
アンテナ種別、数量			NTT西日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。
伝送設備	設備概要	外形の寸法	高〇〇×幅〇〇×奥〇〇（m）
		総重量	Kg/m <sup>2</sup>
		発熱量	例) 約〇〇〇kWh
		所要容量	例) -48V±4.8V
		電圧規格	例) DC±5V以内
		電磁誘導	VCCI適合 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	キャビネット 排気条件	排気種別	<input checked="" type="checkbox"/> 上部 <input type="checkbox"/> 背面（前面） <input type="checkbox"/> 側面
		排気ファン	<input checked="" type="checkbox"/> （強制空冷） <input type="checkbox"/> 無（自然空冷）
空気設備概要	温度条件	例) 25°C±15°C	
	湿度条件	例) 65±20%	
電力設備概要	電源種別	例) DC-48V	電力の供給を受ける場合の条件があれば記入してください。
	供給条件	例) 無停電	
	接地種別	例1) 通信用アース（+接地） 例2) 第3種保安器アース	NTT西日本ビルへのケーブル引込みルート数を記入してください。
線路・土木設備	ルート数	例) 1ルート	
	管路条数	例) 1条	
	ケーブル条数	例) 1条	NTT西日本ビルへのケーブル引き込みのための管路条数を記入してください。
	心線数	例) 20心	
	心線種別	例) SM	NTT西日本ビルへ引き込むケーブルの心線数を記入してください。
その他			ケーブルの種別を記入してください。

## Ⅱ 固定番号ポータビリティの提供

固定番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号等を変更せずに、その利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。

### 固定番号ポータビリティ

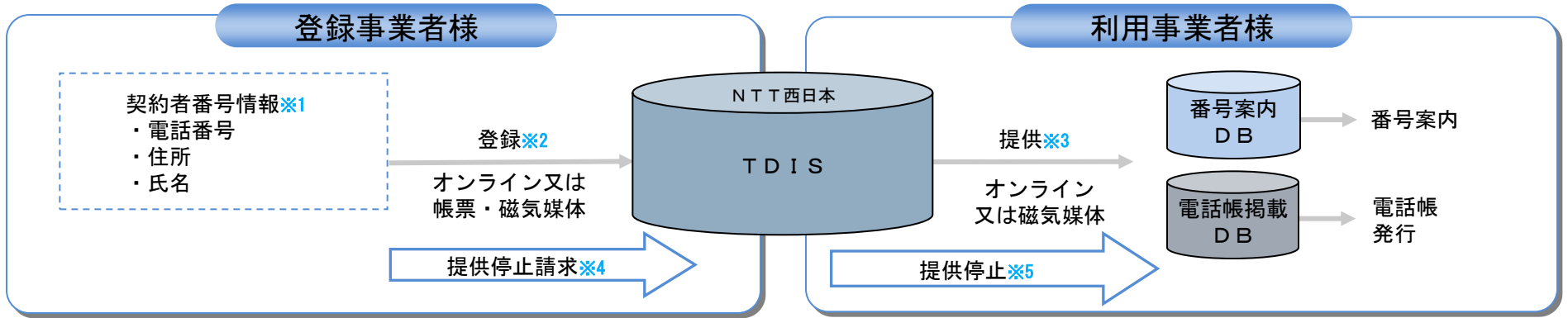


- ① 発信ユーザは契約する電気通信事業者へ呼を発信
- ② 発信事業者は総務省から着信先の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者の番号データベース (ENUM) へ着番のドメインについて問い合わせ
- ③ 番号取得事業者は番号データベース (ENUM) に設定された着番の移転先事業者ドメインを発信事業者へ回答
- ④ 発信事業者は回答されたドメインを基に移転先事業者へ発信
- ⑤ 移転先事業者は契約する着信ユーザへ呼を着信させる

### Ⅲ 番号情報データベース（TDIS）の提供

番号情報データベース（TDIS）は、NTT東西を含む直収電話番号を持つ事業者様や携帯電話事業者様がTDISへの登録事業者となり、登録された番号情報（電話番号、住所、氏名）を番号案内事業者様や電話帳発行事業者様が利用事業者としてご活用いただいております。

📄 接続約款第97条の2、第97条の3



#### 解説

- ※1 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に違反し、電話帳掲載（①職業別：住所・企業名・電話番号・職業を電話帳に掲載或いはこれらのデータを販売するもの。②その他：①以外で、住所・氏名（企業名）・電話番号を電話帳に掲載するもの。注：※電子データをダウンロードし加工されることで、逆検索等、個人情報の不当な二次利用が行われるおそれがあることから、TDIS利用事業者による個人名の電磁媒体（Web、CD等）での第三者への提供は禁止とします。）又は番号案内（オペレーター等への問合せに対して、住所・氏名・企業名から特定できる電話番号を案内するもの）に必要な範囲で当社が別に定めるものに限ります。
- ※2 本場を除き契約者番号情報登録を行います。
- (1) その協定事業者が接続約款料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第4欄に規定する網使用料若しくは第68条（手数料の支払義務）に規定する手数料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
- (2) 協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合。
- ア 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます）。
- イ 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
- ウ 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。
- エ 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、

- 当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。
- オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。
- ※3 本場を除き番号情報データベースに収容された契約者番号情報を提供します。
- (1) その協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。）が料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
- (2) 協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合
- ア 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合には、協定事業者のデータベースを遅滞なく修正すること。
- イ 登録事業者の契約者の権利益を不当に害しないこと
- ウ 協定事業者が、自ら電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
- エ 契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
- オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。
- ※4 当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、当該利用事業者から番号情報の提供停止に関して苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応していただきます。
- ※5 当社は、登録事業者からの番号情報提供停止の請求があった場合には、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された利用事業者に通知して、当該登録事業者の契約者にかかる番号情報の提供を停止します。

# 第2章

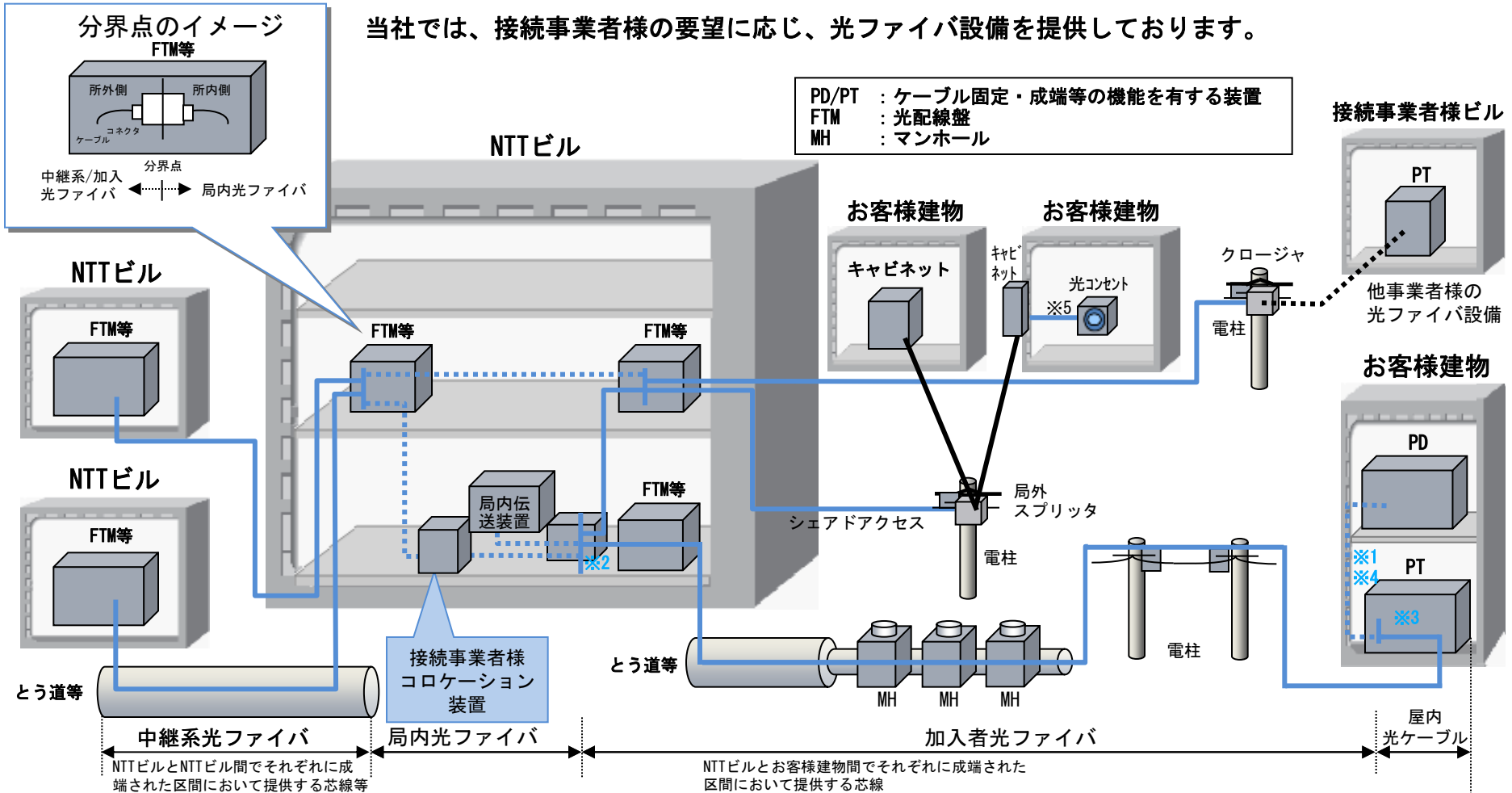
---

## 光ファイバ



# I 光ファイバ設備の構成

当社では、接続事業者様の要望に応じ、光ファイバ設備を提供しております。



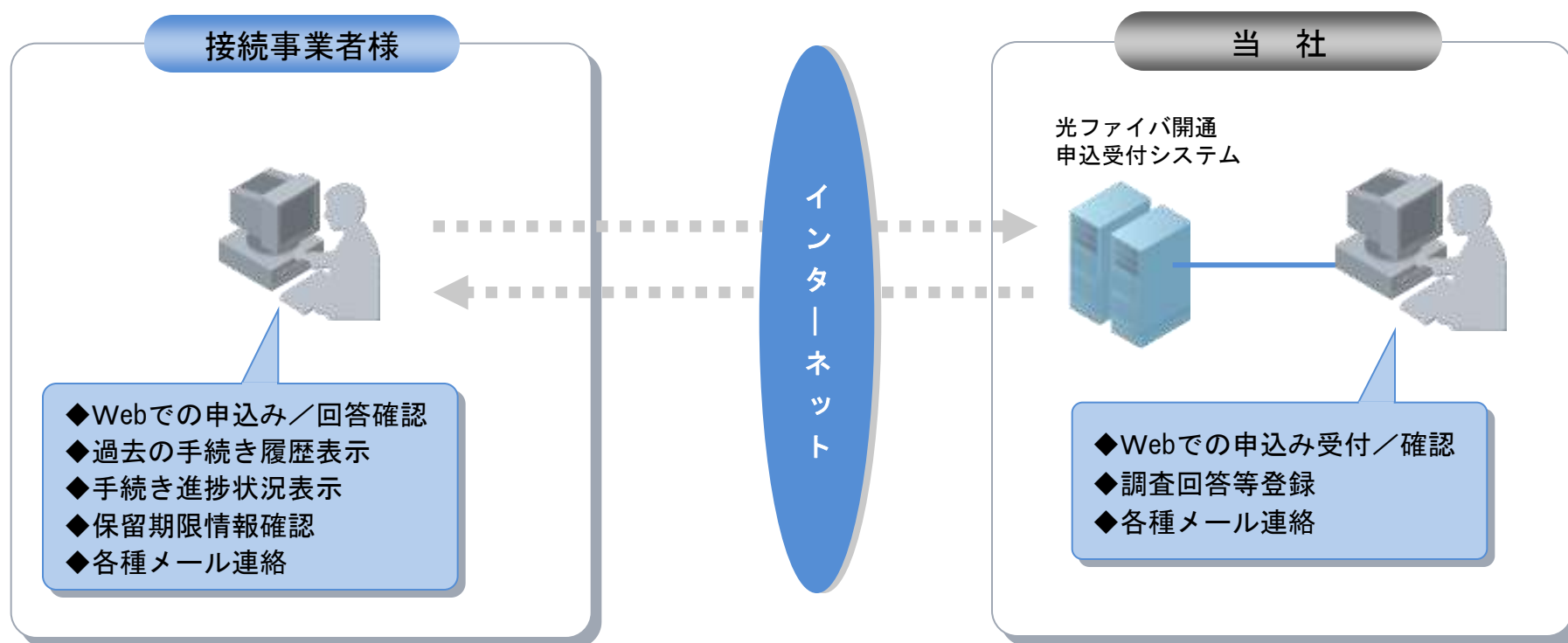
- ※1 当社ビル以外のビルにおいては、ビルオーナー様の指示により、ビルオーナー様が敷設したケーブルを利用することがあります。その場合の提供条件はビルオーナー様によります。
- ※2 新たな配線盤設置ビルの場合。
- ※3 屋内光ケーブル区間の提供につきましては、当社担当者のお客様建物への入館に際して、原則として接続事業者様又は当該ビルに入居されているエンドユーザ様等を通じてビル管理者様の許可を取得していただく必要があります。この場合、接続事業者様にエンドユーザ様等への対応をお願いすることとなります。
- ※4 既に設置された当社の屋内光ケーブルがあり、かつ提供可能な空きが存在する場合に提供します。
- ※5 主として一戸建ての建物に設置される光屋内配線を含みます。

## Ⅱ 光ファイバ開通申込受付について

光ファイバ接続事業者様からの受付業務を効率化するために、光ファイバ接続事業者様～当社間の以下の「申込み」に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「『光ファイバ開通申込受付システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

- 線路設備調査及び接続申込み※1
- 線路設備接続申込み
- 回線廃止申込み



※1 中継系光ファイバ利用の場合のみ

### Ⅲ 光ファイバに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。 <http://www.ntt-west.co.jp/open/hikarika/index.html>

区分	情報開示項目	具体的内容	実施方法
①事業展開に必要な概略情報	中継系光ファイバに関する情報	提供可能区間	提供可能な光ファイバ設備の区間(NTTビル-NTTビル間)を列挙 区間単位に列挙
		光ファイバ種類	提供可能な光ファイバの種類と波長を列挙 ・種類は区間毎に列挙 ・波長は西日本エリア全体で列挙
		コネクタ種類	提供可能な光ファイバのコネクタ種類を列挙 西日本エリア全体で列挙
		概算光ファイバ長	料金算定の単位となるファイバの概算長 区間毎に列挙
		全芯線数	区間毎に存在する光ファイバの芯線数 区間毎に列挙
		未利用芯線の状況及びランク変動の理由	区間毎の未利用芯線数の状況のランク表示及びランク変動理由の表示 区間毎に列挙
		光ケーブル敷設計画	光ケーブル敷設計画がある場合、その時期を表示 区間毎に列挙
		WDM装置の有無	未利用芯線数が4芯以下の区間毎にWDM装置の有無を表示 区間毎(未利用芯線数が4芯以下のもの)に列挙
		空き区間発生お知らせメール	空き区間の発生時に電子メール等により通知 区間単位に通知
		加入者光ファイバに関する情報	提供可能エリア
	光ファイバ種類		提供可能な光ファイバの種類 提供可能なものを列挙
	コネクタ種類		光ファイバの起点と終点のコネクタ種類 提供可能なものを列挙
	光ケーブル設備状況		敷設エリア、敷設予定エリアの住所(町丁目) 町丁目毎に列挙
	②設備構築に必要な概略情報	光配線区域情報	光配線区域数及び加入電話等の敷設数 NTT収容ビル毎に列挙
収容ビル情報		加入者光ファイバ設備収容の有無及び収容ビル住所 NTT収容ビル毎に列挙	
光ファイバ設備の詳細情報		光ファイバ設備の全芯線数、未利用芯線数 区間単位に調査し回答	
光配線区域情報		光配線区域毎のカバーエリアの住所(番地号) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標 光配線区域内の加入電話等の敷設数 ビル単位に調査し回答	
光主配線の設備状況		光主配線盤の位置(図面)、全端子数/未利用端子数 ビル単位に調査し回答	
コロケーション場所詳細		設置可能架数 ビル単位に調査し回答	
③回線毎に必要な詳細情報	設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無 ビル単位に調査し回答	
	光ファイバの経過年数	当該光ファイバの建設時期を調査 当該芯線単位に調査し回答	
	伝送損失	当該光ファイバ設備の伝送損失値の調査 当該芯線単位に実測調査し回答	
	代替区間の情報提供	中継系光ファイバの未利用芯線が無い区間における代替手段の検討結果 当該区間単位に調査し回答	
	加入者光ファイバ概算納期	光ファイバ敷設状況等に基づき、「電話番号毎」に概ね営業日単位で納期を表示 電話番号による検索	



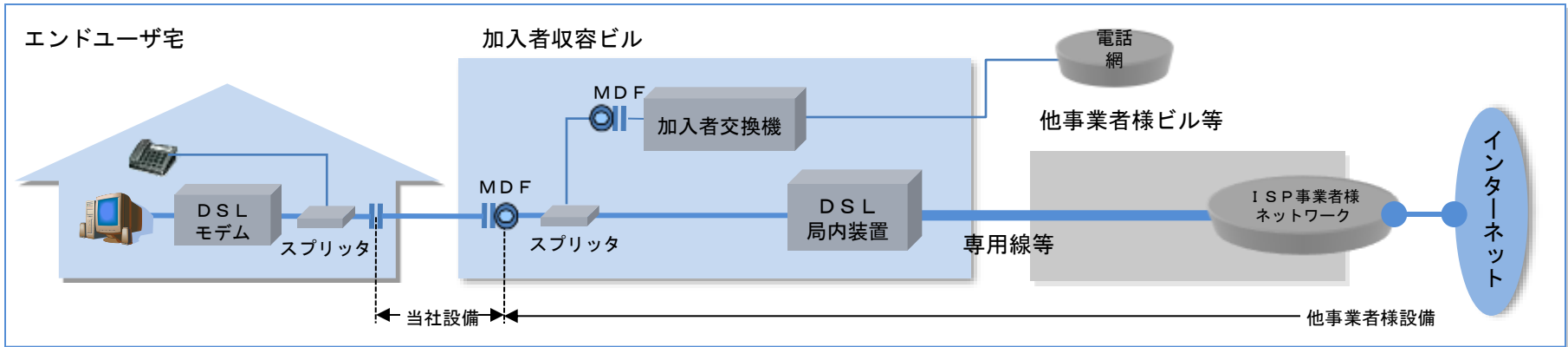
# 第3章

---

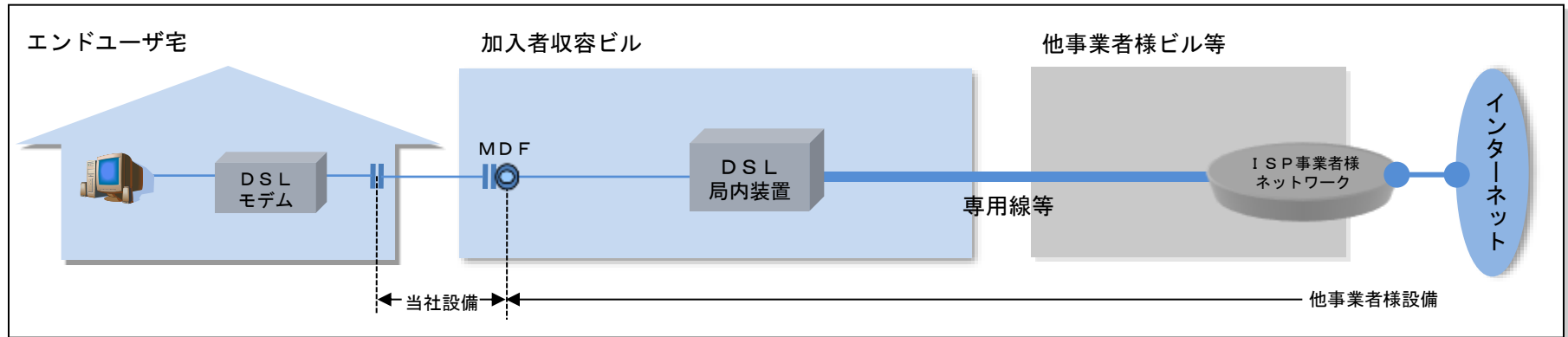
## MD F 接続（DSL サービス関連）

# I MDF 接続の相互接続形態

## 電話重畳ありの場合



## 電話重畳なしの場合

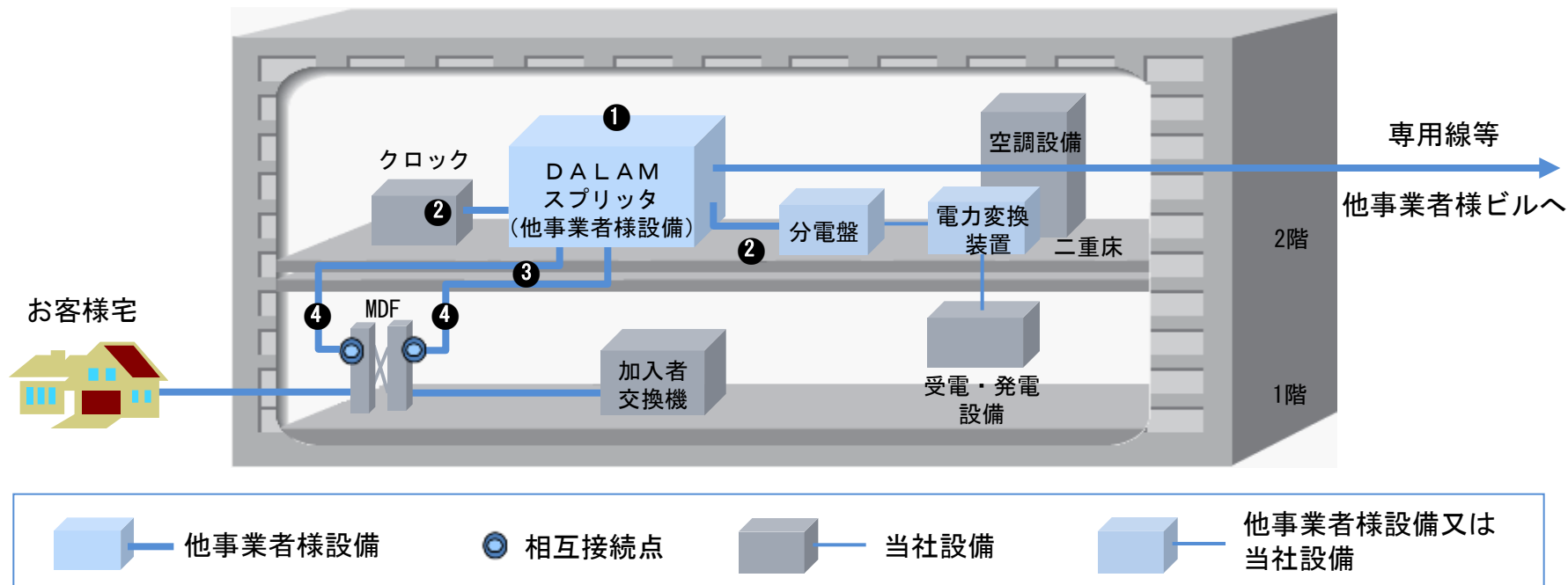


## Ⅱ コロケーションによるMDF相互接続形態

- MDF接続によるDSLサービス等の提供にあたって、他事業者様のスプリッタ、DSLAM、ルータ等の設備を当社の通信用建物内に設置することをコロケーションといいます。(P.72参照)
- 他事業者様設備をコロケーションする場合、当該設備の設置工事及び保守は、当該他事業者様が自前で工事及び保守するほか、当社に委託することもできます。
- 他事業者様の自前による設置工事又は当社への委託工事には、次のような工程があります。(撤去工事も含みます。)
  - ①DSLAM、スプリッタ等の設置
  - ②クロック・電力線のつなぎ込み
  - ③ケーブル配線
  - ④通信線のつなぎ込み
 ※①～④以外には、自前電力、自前空調も可能となっています。

### コロケーションイメージ (DSLサービス)

通信用建物【例】

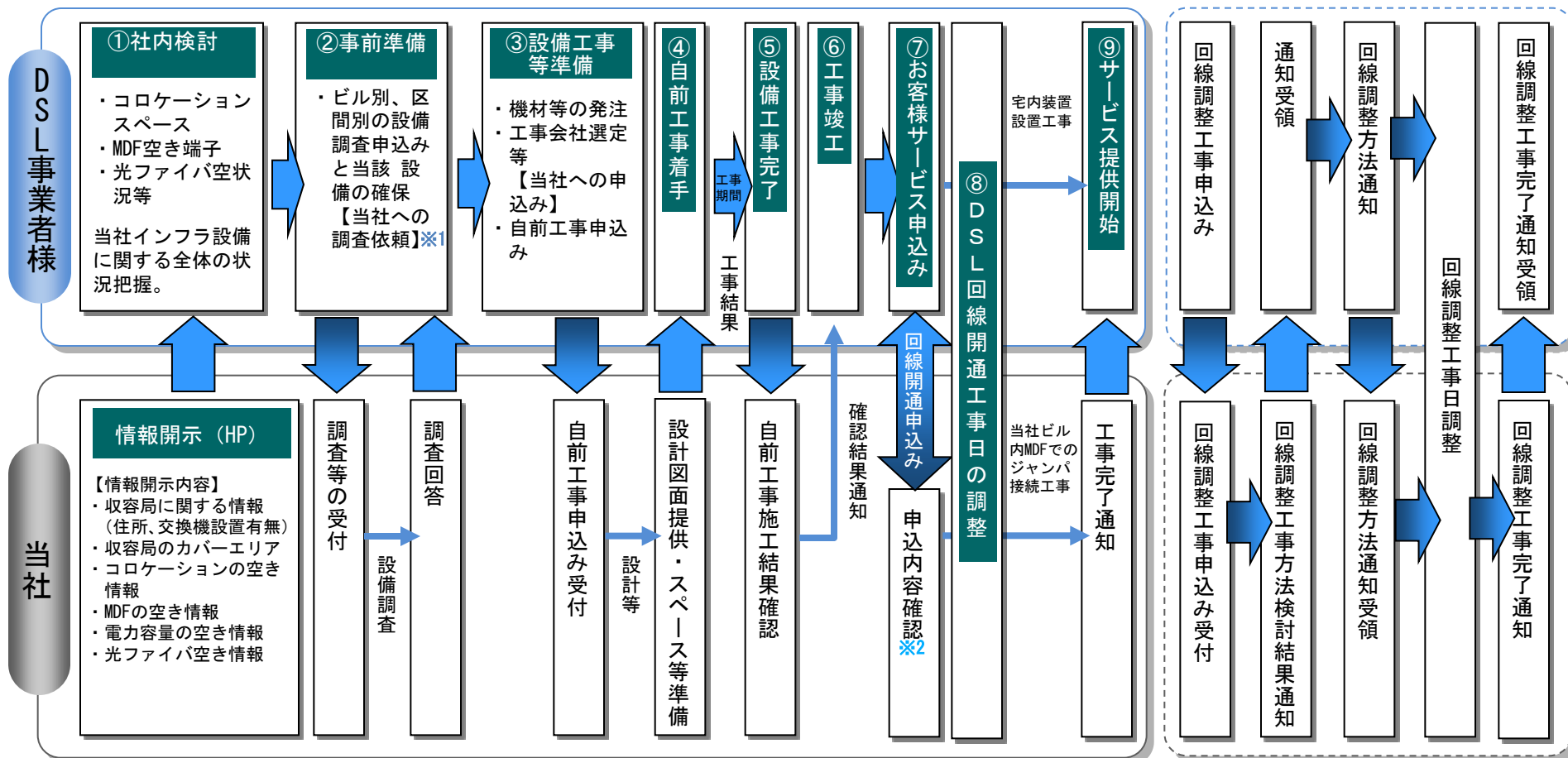


### Ⅲ DSL工事の流れ

#### DSL設備構築工事

#### DSL回線開通工事

#### DSL回線調整工事 ※3



※1 当社ビルへのコロケーションの申込みについては「相互接続点調査及び設置申込み」、中継系光ファイバの申込みについては、「線路設備調査及び接続申込み」によるものとします。

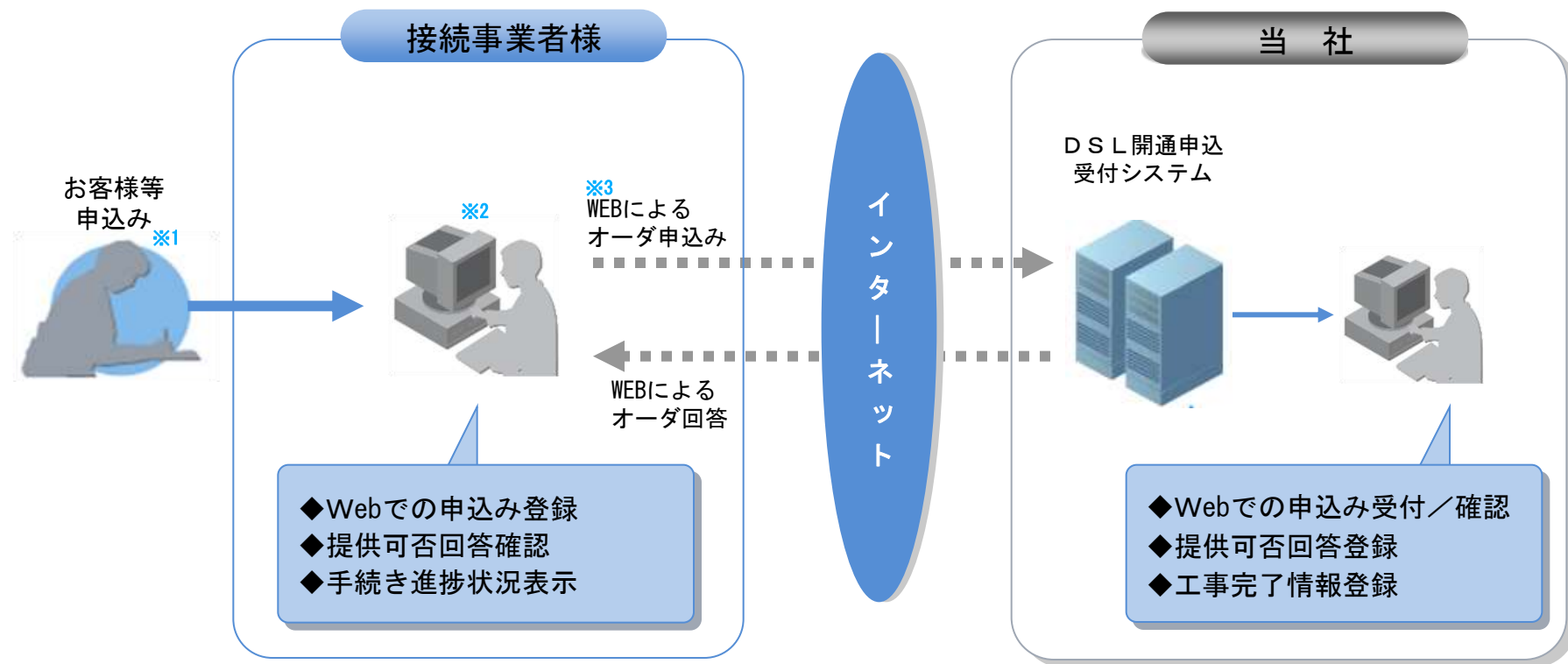
※2 DSL提供可否の確認（光収容、ISDN回線等）

※3 回線調整工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とする事を保証しないものとし、回線収容替えにおいて他の端末回線の空きがない場合は、請求された工事ができないことがあります。

## Ⅳ DSLサービス回線開通受付について

DSL事業者様からの受付業務を効率化するために、DSL事業者様～当社間の回線開通申込みオーダー等の情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「DSL開通申込受付システム利用申込書」の提出が必要です。



※1 お客様からのお申込みを受付けるにあたり、以下の事項について事前にお客様の了解を得ていただくことが必要となります。

- ・事業者様がお客様に代行して当社にDSL等接続専用サービスの申込みを行うこと
- ・事業者様からの代行申込み時に、当社でお客様の名義等を確認し、事業者様へ結果を通知すること
- ・お客様に当社への工事費の支払義務が発生すること 等


※2 WEBブラウザ（電子認証済み）をインストールしたPC端末

※3 事業者様からのお申込み時の支店名は、各府県域30支店で記入願います。



## V-1 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール

当社は、DSLサービスの急速な普及と伝送システムの多様化に対応し、各協定事業者様のDSLサービスの利用者が円滑にサービスを利用できるよう、TTC※1において制定された「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理（第4版）」（以下、TTC標準第4版）に基づくDSL回線の収容等ルール及び具体的な運用ルールを接続約款に規定しています。

 接続約款第22条、第37条の2、第37条の3、第50条の3、第52条、第59条、第61条、第68条、料金表

●DSL回線の設置又は変更※2の申込みを行う場合には、その申込みにあわせて、伝送システムごとにその技術的条件を当社に通知いただきます。

伝送システム	利用制限	接続料金	
		網使用料	工事費及び手続き費
第1群	・収容制限・線路長制限はありません。	収容制限がない場合の網使用料を適用します。	— <small>〔事後対策対象回線については、申告により事後対策に係る費用が必要になる場合があります。〕</small>
第2群	・収容制限又は線路長制限があります。 ・収容制限を設ける伝送システムは、同一カッド※3内に他の回線を収容しません。 ・線路長制限を設ける伝送システムは、各伝送システムごとに定められた線路長を超えて利用いただけません。	収容制限がある場合の網使用料を適用します。	・必要に応じて、DSL収容状況調査費、DSL線路長調査費、回線調整工事費（タイプ1）を適用します。

### 解説

注1) 技術的条件集はTTC標準第4版どおりの分類となっています。

注2) TTC標準第4版で規定されている保護判定基準※4の有無は、その伝送システム自体の接続条件に直接影響するものでないことから、接続約款（技術的条件以外）は収容制限又は線路長制限の有無のみにより分類しています。

注3) TTCでスペクトル適合性が確認されていない伝送システムの場合は、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続を行います。

（参考）TTC標準第4版上の分類

		保護判定基準あり	保護判定基準なし	接続約款上の分類
局設置システム	利用制限なし	クラスA	クラスB	
	利用制限あり	クラスA'	クラスC	第2群
FTTRシステム	利用制限なし	/		第1群

※1 社団法人 情報通信技術委員会


※2 DSL回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限りです。

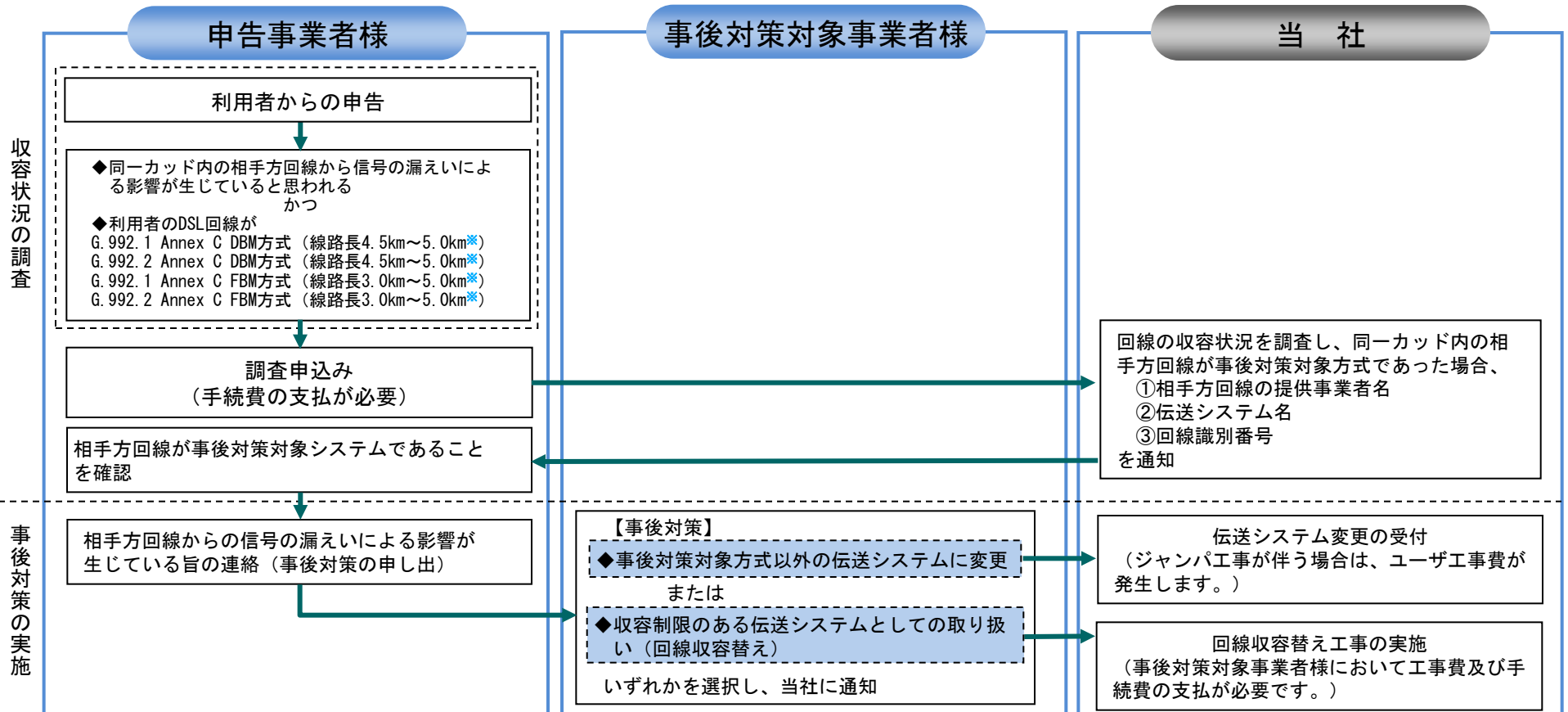
※3 メタルケーブルにおいて、2対の回線を撚り合わせたもの

※4 他の伝送システムからの干渉の許容限界を示すものとして保護判定基準値があり、新しい伝送システムは、スペクトル適合性の計算により保護判定基準値を満足しない場合、収容制限又は線路長制限がかかります。

## V-2 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール（事後対策）

当社は、TTC標準第4版において事後対策を行う必要があるとされた伝送システム（以下、事後対策対象方式）を用いてDSLサービスを提供する協定事業者様は、同一カッド内の相手方回線（TTC標準第4版において申告可能とされた伝送システムを用いるもの）に限ります。）を提供する事業者様から漏えいによる影響が生じている旨の申告があった場合には、事後対策（事後対策対象システム以外の伝送システムに変更すること又は収容制限のある伝送システムとして取り扱うこと）を講じる必要があることを接続約款に規定しています。

 接続約款第52条



※ 0.4mmプラスチック絶縁ケーブルに換算した線路長

## VI DSLに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。 [http://www.ntt-west.co.jp/open/info\\_dsl/index.html](http://www.ntt-west.co.jp/open/info_dsl/index.html)

区分	情報開示項目	具体的内容	実施方法
①事業展開に必要な概略情報	收容局の位置情報等	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	收容局毎の回線数等	アナログ電話回線数（全メタル、一部光）、ISDN回線数	
	MDF、コロケーション場所、電力設備の空き	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きの有無及びコロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きが生じる見込み時期	
	メタル線が完全撤去されている收容局名	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	メタル線の撤去情報	4年前開示、1年前開示、撤去計画決定済エリア	
	光ファイバ化の現状及び今後の光ファイバ化計画	現状と今後の計画	
	コロケーション空きリソース発生情報	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空き発生時に電子メール等による通知	
②設備構築に必要な詳細情報	MDF空き状況詳細	対応可能端子数	
	コロケーション場所詳細	設置可能架数	
	設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無、電柱上でのメタリック加入者線との接続可否	
	き線点情報	き線点位置、電柱番号、カバーエリア	
③回線毎に必要な詳細情報	線路条件 (机上データ)	收容局からユーザまでの線路長、絶縁種類、線径、直流抵抗値、ブリッジタップの数、手ひねり箇所数、伝送損失、所外ケーブル伝送損失、所外ケーブル換算線路長	
	收容状況（サービス状況） (机上データ)	同一カッド、隣接カッド、一つ飛びカッドもしくはサブユニットにおけるISDN、DSL等の收容	
④その他の開示情報	收容局毎の市内電話局番号	收容局毎の市内電話局番号の一覧表（県単位）	
	電話回線の光化情報	電話番号毎に「光化されている回線」と「その他の回線」を判定	

# VII MDF 接続（DSL サービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ①

## 事前調査申込書記入例 1

### 様式 8

〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社  
〇〇〇〇 (役職)  
〇〇〇 〇〇 (氏名)

### 事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたいので、事前調査を申込みます。

接続の概要	貴社のDSL等接続専用サービス（タイプ2）と弊社電気通信設備との接続を行いたい。 接続においては弊社が貴社のDSL提供区間も含めて料金設定を行いたい。
協議事項に関する具体的内容	別紙参照「協議に関する具体的内容」とおり
接続希望時期	令和〇〇年〇〇月以降（準備が整い次第）
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	〇〇〇〇株式会社 〇〇担当 〇〇〇〇 TEL : FAX : E-mail :

## 事前調査申込書記入例 2

### 別紙1

### 協議事項に関する具体的内容（1/2）

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条 (1) 「端末回線の線端」、(1) -2 「MDF又は当社の局内スプリッタ」及び (2) -2 「加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ」
接続約款記載以外の接続箇所	_____
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望箇所	第1項の接続箇所のうち、(1) -2及び (2) -2については弊社が相互接続点設置申込みを実施した貴社ビル内 なお、具体的な位置は別紙4のとおり
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	NTT西日本網との新規接続の場合 記述してください。
(1) 相互接続点毎の接続対象地域	弊社網接続エリア：弊社が事業許可を受けた範囲 NTT網接続エリア：当該ビルの收容エリア（但し加入者線がメタルケーブルである場合に限る）
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的的条件）	
新たな技術的条件の追加の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章 技術的条件 (1) 端末回線の線端 技術的条件集第2章（形態別技術的条件）第4節の 2形態1-5 (2) MDF又は当社の局内スプリッタ 技術的条件集 第2章（形態別技術的条件）第21節形態9 (3) 加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ 技術的条件集 第2章（形態別技術的条件）第23節形態11
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	_____

# VII MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ②

## 事前調査申込書記入例3

### 協議事項に関する具体的内容（2/2）

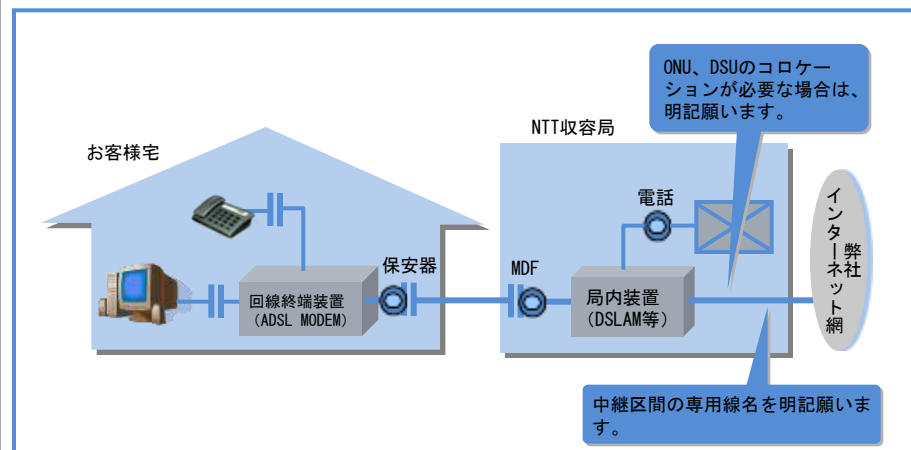
5. 電気通信設備の建設に係る事項		
(1) 相互接続点毎の交換設備／回線設備 設備量	別紙3-1のとおり	
(2) NTTビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件 等	御社ビル内に設置を希望する なお、詳細は別紙3-2のとおり	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	別紙1のとおり
	任意約款	_____
接続約款記載の接続形態以外の場合		_____
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	網同期クロック供給機能 ISDN加入者線信号との同期用クロック（64k+8k+0.4kHz）	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	特になし	
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTTに協力依頼する事項（接続約款適用の場合は、規定事項以外）	特になし	
9. その他		

別紙2

### 公表約款 別表2

「2-1DSL回線との接続形態別利用者料金設定、請求事業者等」

第1表			No.	第2表	第3表	第4表
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払い事業者
乙	甲、乙	甲	(ア) (イ)以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	(ア) (イ)以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	2-2表による	
甲	乙	甲	(ア) (イ)以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	(ア) (イ)以外の区間：各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	2-2表による	
乙	甲	乙	乙	乙	-	
甲	-	乙	乙	乙	-	



# VII MDF 接続（DSL サービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ③

## DSL 回線の技術的条件の具体的内容

別紙4

### DSL 回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		ADSL
ITU勧告等	DSL	ITU-T G. 992. 1 AnnexC DBM (FDM)
	スプリッタ	ITU-T G. 992. 1 AnnexE Type4
送受信伝送方式		FDM
ラインコード		DMT
伝送システム名		技術的条件集別表24. 9に定めるG. 992. 1AnnexC DBM (FDM)
スペクトル適合性の確認の状況		確認済(クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C)・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	線路長に係る利用制限	有 ( ) km・無
信号スペクトル		(1) 送信スペクトル密度 (PSD) マスク規定図示(上り・下り) (2) 送信スペクトル密度 (PSD) マスク規定数値表示(上り・下り) (3) 総送信電力 (上り・下り)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。  
 2 新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。  
 3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCiにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。  
 4 DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては必要事項を詳述すること。  
 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。  
 6 信号スペクトルについて、(1) 送信スペクトル密度 (PSD) マスク規定図示、(2) 送信スペクトル密度 (PSD) マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

## 相互接続点調査及び設置申込書 1

### 様式 3

〇〇〇〇第〇〇号  
〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御社のお名前、代表者のお名前を記入してください。

### 相互接続点調査及び設置申込書

下記により相互接続点調査を依頼致しますので、宜しく願い申し上げます。

記

#### 1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
ビル名：NTT〇〇ビル 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	別紙1のとおり	準備が整い次第 (令和〇年〇月以降)	
ビル名：NTT〇〇ビル 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	別紙1のとおり	準備が整い次第 (令和〇年〇月以降)	

#### 2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

以上



# Ⅶ MDF 接続（DSL サービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ⑤

## 相互接続点調査及び設置申込書 4

別紙3-1

**設備資料**

接続対象地域	接続要望LA	〇OLA
	収容ビル名	〇〇ビル
	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 町〇〇 - 〇 - 〇〇
契約開始希望時期	できるだけ早く	
相互接続形態	主配電盤（MDF）における加入者ループとの接続	
契約形態	ADSL モデム等のフロア設置（専用架（新設）、共用UPSを希望）	
共用架ご利用の場合の使用段数	-	

**空調設備**

温度条件	0℃～40℃
湿度条件	0%～90%

**回線設備**

アクセス回線	中継回線	その他
加入者ループ：〇〇回線	NTTのATM×ガリシク 〇Mb/s	

※上記回線数は相互接続開始時点のものとする。

**その他（需要予測）**

時期	加入者ループ		設置ADSL モデム等台数	個別架	その他
	接続数（需要数）	配線数（設備数）			
開通時点	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	
令和7年度末	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	
令和8年度末	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	
令和9年度末	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	
令和10年度末	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	
令和11年度末	〇〇回線	〇〇回線分	1	1	

## 相互接続点調査及び設置申込書 5

別紙3-2

NTT〇〇ビル

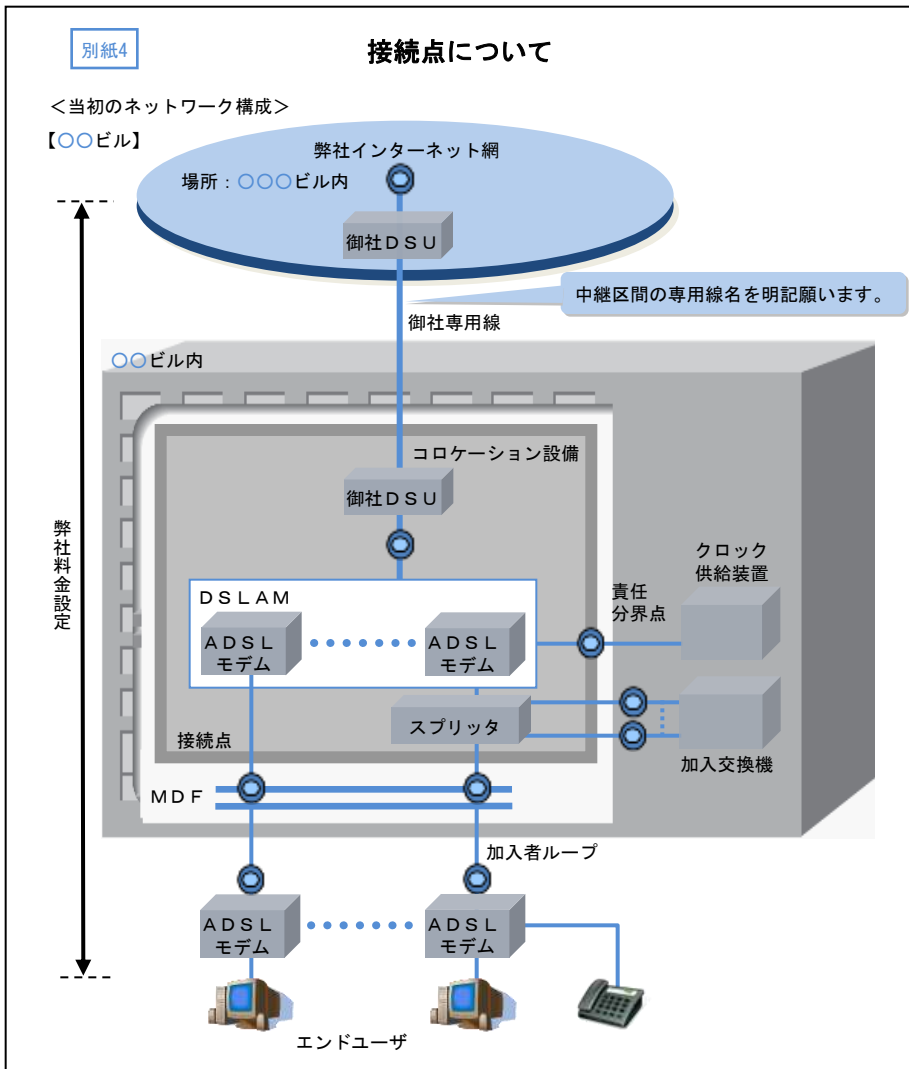
通称	装置名	数量	寸法 (mm)	質量 (kg)	消費電流 (A)	VCCI適合 (参考)	記 事
DSLAM			高×幅×奥		最大：15 (通常：10)	適合 (Class A)	96回線対応
			高×幅×奥				
スプリッタ			高×幅×奥				電源供給 不要
			高×幅×奥				
給電 ユニット			高×幅×奥				DSLAMへの 分電盤
			高×幅×奥				
ATM-DSU			高×幅×奥				ATM回線 終端用
			高×幅×奥				
キャビネット			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
合計					〇〇	〇〇	

一例です。  
装置の消費電流を記述願います。



# VII MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ⑥

## 相互接続点調査及び設置申込書 6



# 第4章

---

## I P 通信網

## I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE方式の場合）

PPPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供しているISP事業者様向けメニューです。

IP通信網との相互接続に関する条件は以下の事項です。

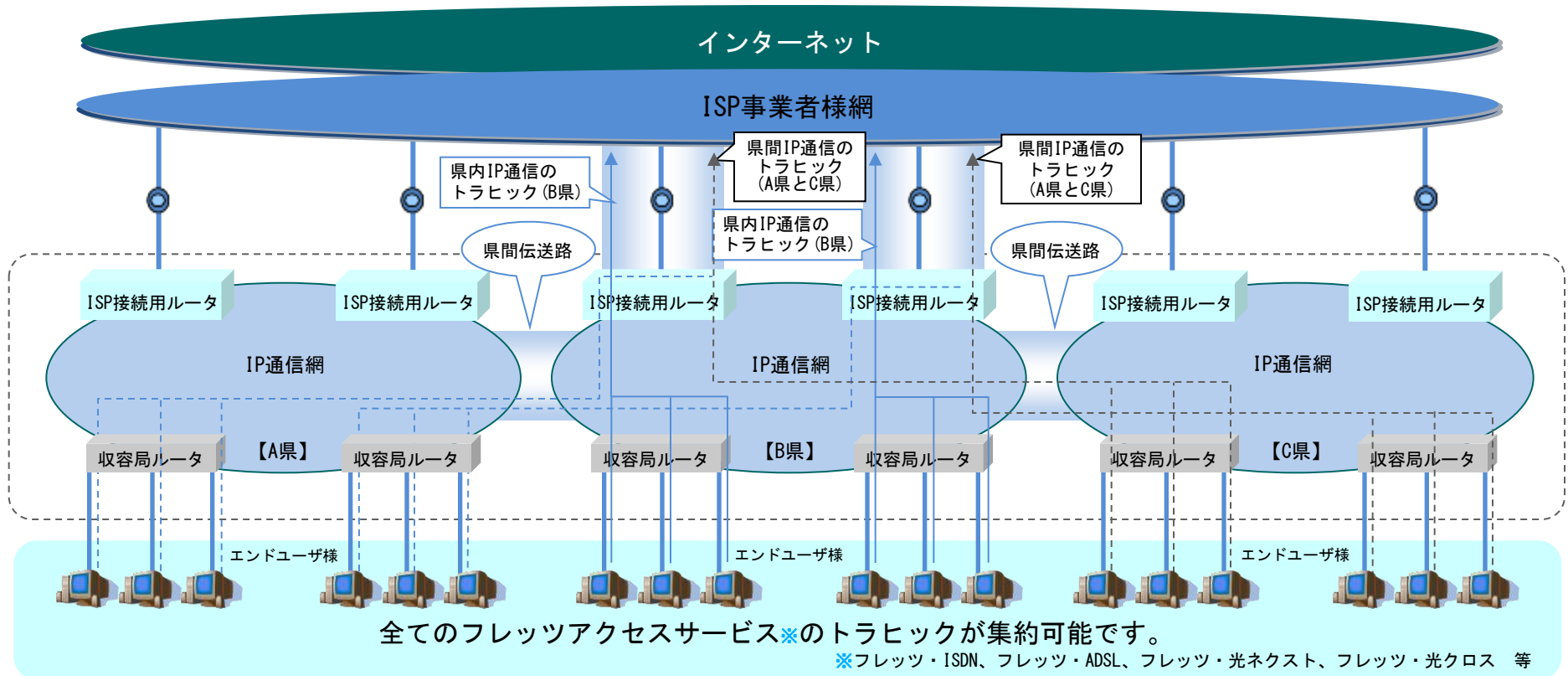
### 接続に関する条件


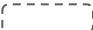
- ① 電気通信事業者様であること
- ② エンドユーザ様に対してグローバルIPアドレスを付与すること
- ③ RADIUSによるユーザ認証を提供すること

（電気通信サービスとして提供されない場合は、相互接続の対象にはなりません。）

## I-2 PPPoE方式による相互接続の概要

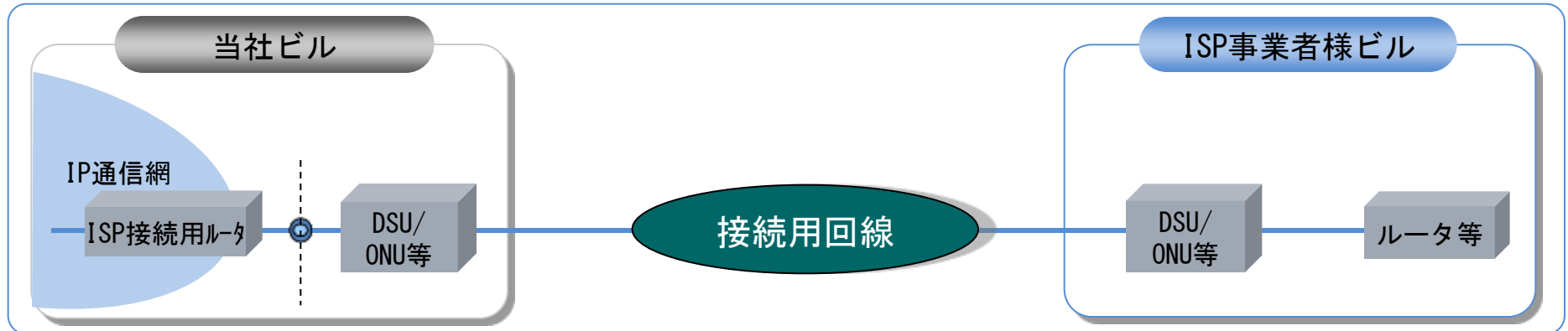
- ①各府県ごとの相互接続点と接続することにより、各府県内サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
- ②集約した任意の府県の相互接続点と接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。



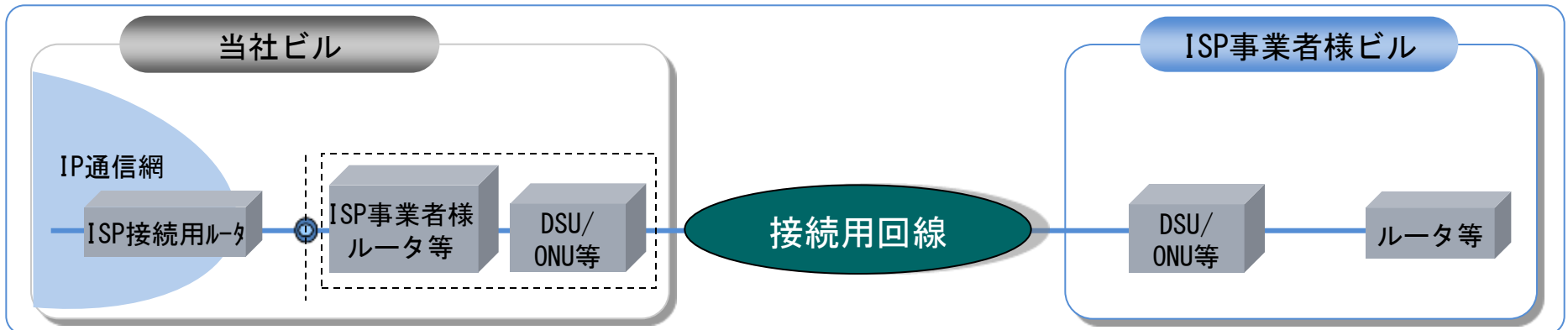
- ①  IP通信網 : エンドユーザ様のトラヒックを各府県ごと個別に收容可能
- ②  IP通信網の広域化 : 各府県にまたがるエンドユーザ様のトラヒックを集約して收容可能

## I-3 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続形態

### ①LAN型通信網サービス（Interconnected WAN等）と直接相互接続する場合



### ②当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と相互接続する場合



※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。  
※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

◎ 相互接続点

## I-4 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続インタフェース

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
1000BASE-LXインタフェース 1000BASE-SXインタフェース 10GBASE-LRインタフェース 10GBASE-ERインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続 LAN型通信網サービス※ 等

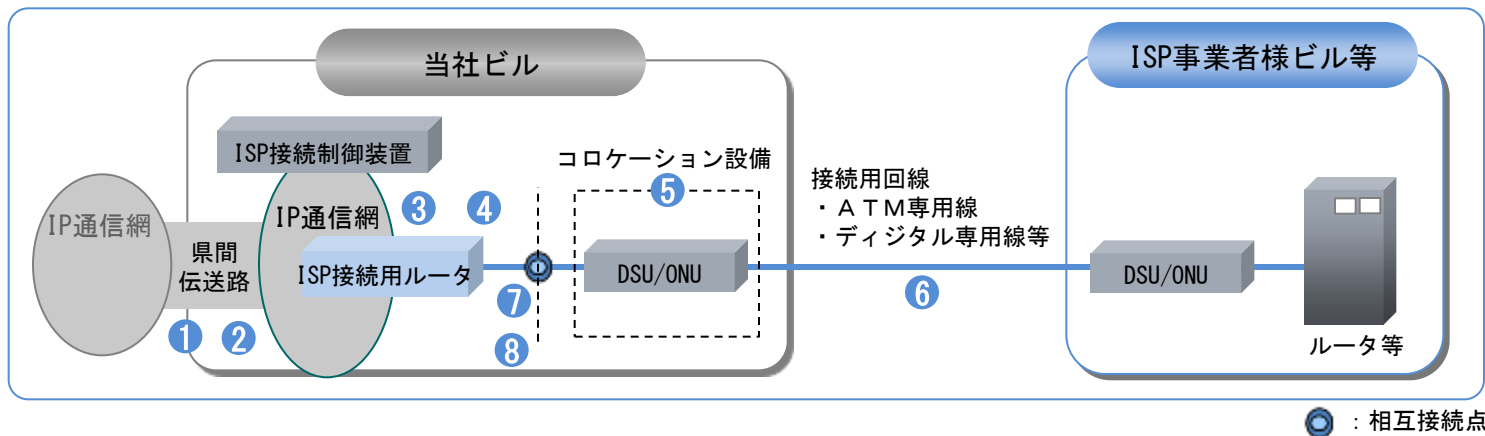
### 解説

- ※ 当社では、Interconnected WAN、All-Photonics Connectが対応しています。  
上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問い合わせ願います。

## I-5 IP通信網（PPP○E方式）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

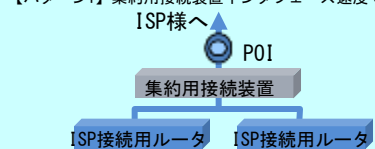
### IP通信網県間区間伝送機能を利用し接続する場合



### ※IP通信網県間区間伝送機能料金区分の適用について

他事業者様と当社設備の接続点において、他事業者様が要望されるインタフェース速度に応じて適用します。

【パターン1】集約用接続装置インタフェース速度で適用



【パターン2】ISP接続用ルータインタフェース速度で適用



○：相互接続点

	費用項目	内容	県内 IP通信	県間 IP通信
—	IP通信網県間区間回線設置手続費	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
①	IP通信網県間区間伝送機能※	区分（インタフェース速度：中規模容量クラス及び大規模容量クラス）に応じた料金	—	○
②	IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
③	IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ルータへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
④	IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（ISP接続用ルータのインタフェースパッケージ及び集約用接続装置等に係る費用）	○	○
⑤	コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑥	接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑦	光信号局内伝送機能	ISP接続用ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑧	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

## I-6 IP通信網（PPP方式）との相互接続に関わる費用の支払い義務

### 相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

①下記に該当する場合、接続約款第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）及び第36条の3（個別管理対象設備の除却または転用）、ならびに第66条（網改造料の支払い義務）に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備（IP通信網終端装置又はIP通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等）の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

#### 接続用設備の利用を中止する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
- 利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合  
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合  
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合  
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（1＋貸倒率）

#### 接続用設備を更改する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み（従来どおり）をしていただきます。
- 更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合  
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合  
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合  
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（1＋貸倒率）

②接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第27条の4に基づき、発生した費用についてお支払いいただくこととなりますので、予めご了承願います。

IP通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）についても上記①②と同様とさせていただきます。

### 解説

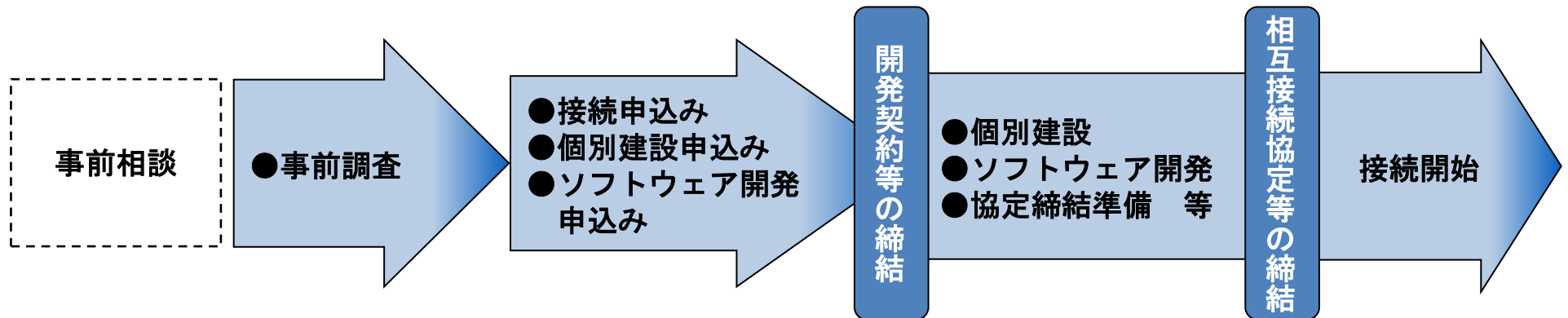
- エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）を変更（例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更）された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。



## I-7 PPPoE方式に係る手続き

- ・ PPPoE方式に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ PPPoE方式に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

### < PPPoE方式に係る機能の申込み手続き >



## I-8 IP通信網との相互接続（PPPoE方式）に関する各種情報提供

IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種 類	U R L
PPPoE方式に関する情報 ・相互接続申込書※ ・エリア拡大情報 ・相互接続点（POI）ビル情報 ・説明会資料 等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/ip_menu/index.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/ip_menu/index.html</a>
技術参考資料 「IP通信網サービスのインターフェース」	<a href="http://fleets-w.com/user/support/service/next/">http://fleets-w.com/user/support/service/next/</a>
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/fleets/goriyou/index.html">http://www.ntt-west.co.jp/fleets/goriyou/index.html</a>
個別管理対象設備の転用可否状況	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html</a>
NGN（次世代ネットワーク）に関する情報	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html</a>

## Ⅱ-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（IPoE方式の場合）

IPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供している接続事業者様向けのメニューです。

IP通信網との相互接続に関する条件は以下の事項です。

### 接続に関する条件

- ① 電気通信事業者様であること
- ② エンドユーザ様に付与するグローバルIPアドレス(IPv6)を用意すること

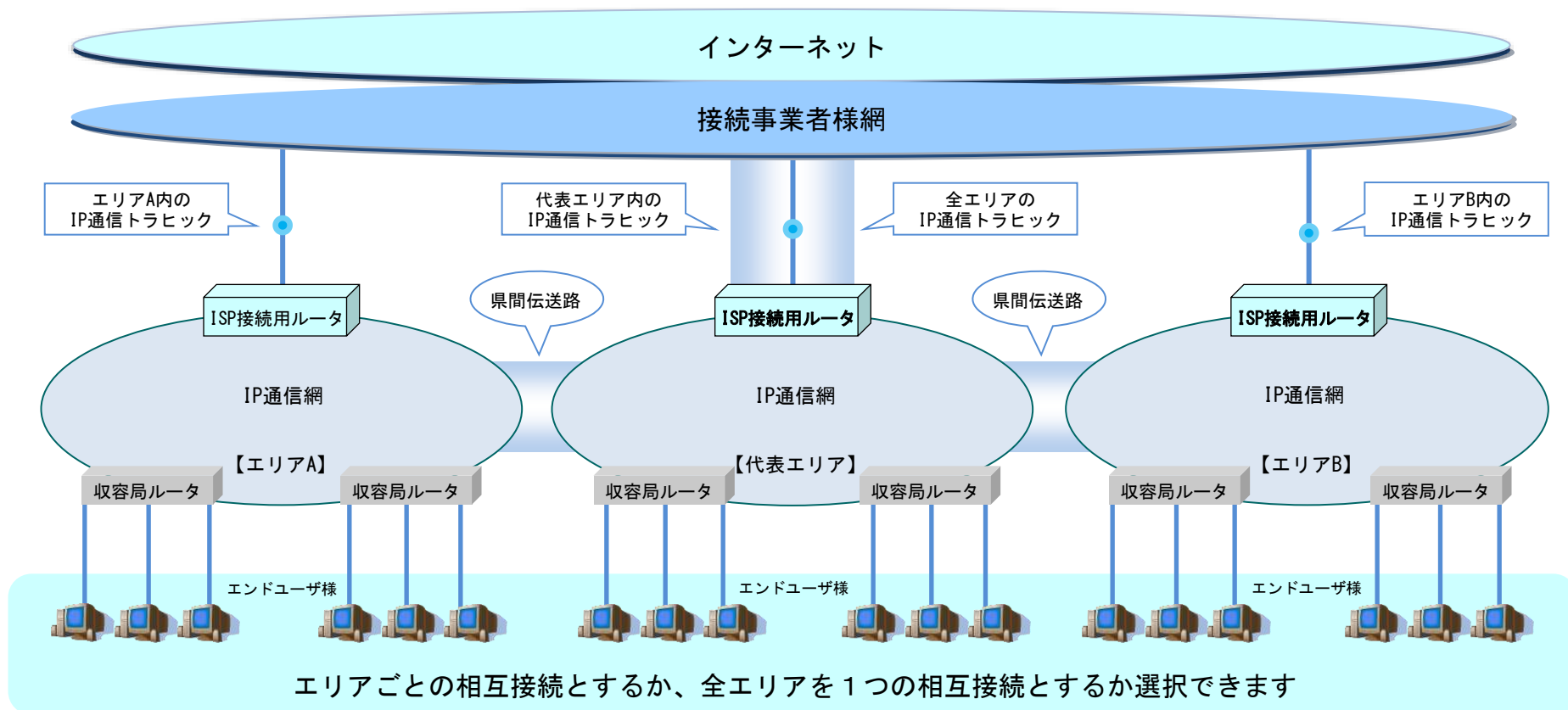
（電気通信サービスとして提供されない場合は、相互接続の対象にはなりません。）

また、IPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続事業者数は16までとなり、これを超える場合、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

## Ⅱ-2 IPoE方式による相互接続の概要

IPoE方式による相互接続とは、NGNにおいてIPv6によりインターネット接続サービスをエンドユーザ様へ提供するための方式および接続方法であり、ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続を要望される接続事業者様向けメニューです。

### ■ IPoE方式の仕組み



※エリアとは、各都道府県または各都道府県を跨る範囲をいいます。  
※上記内容に関するご不明な点等については、別途お問い合わせ願います。

## II-3 IP通信網（IPoE方式）との相互接続インタフェース

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェース仕様は以下のとおりです。

IP通信網 ISP接続用ルータ接続インタフェース	対応する技術的条件
100GBASE-LR4インタフェース	<ul style="list-style-type: none"><li>・光インタフェースを用いる専用回線等</li><li>・LAN型通信網サービス 等 ※</li></ul>

### 解説

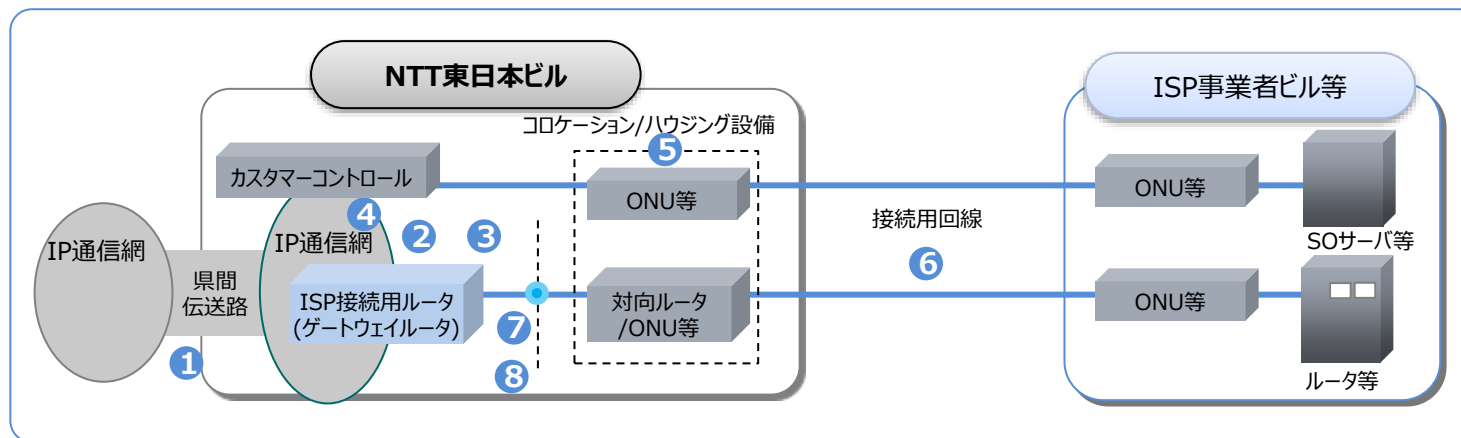
※ 当社では、Interconnected WAN、All-Photonics Connect が対応しています。

上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問合せ願います。

## Ⅱ-4 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、接続する場合

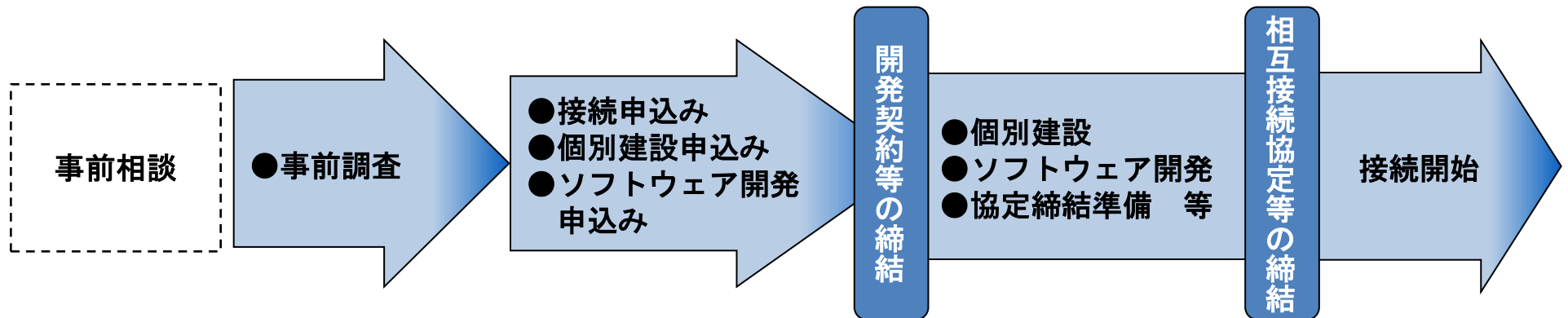


	費用項目	内容	県内 IP通信	県間 IP通信
①	一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	県間区間伝送等に係る費用	—	○
②	IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ルータへの経路設定等に係る費用	○	○
③	関係系ルータ交換機能	相互接続に係る料金（ISP接続用ルータに係る費用）	○	○
④	IP通信網とのIPoE接続に係る機能	相互接続に係る網改造料(IPoE接続を行うためのネットワーク及びオペレーションシステムに係る費用)	○	○
⑤	コロケーション/ハウジング費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑥	接続回線費用	当社回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑦	光信号局内伝送機能	ISP接続用ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑧	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○
—	光信号局内伝送路設置手続費	光信号局内伝送機能をご利用いただく際の手続に係る費用	○	○

## Ⅱ-5 I P o E方式に係る手続き

- ・ I P o E接続に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ 最大接続事業者数（16者）に達している場合に I P o E接続に係る新たな事前調査申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。
- ・ I P o E接続に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

### < I P o E接続に係る機能の申込み手続き >



## Ⅱ-6 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する各種情報提供

IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

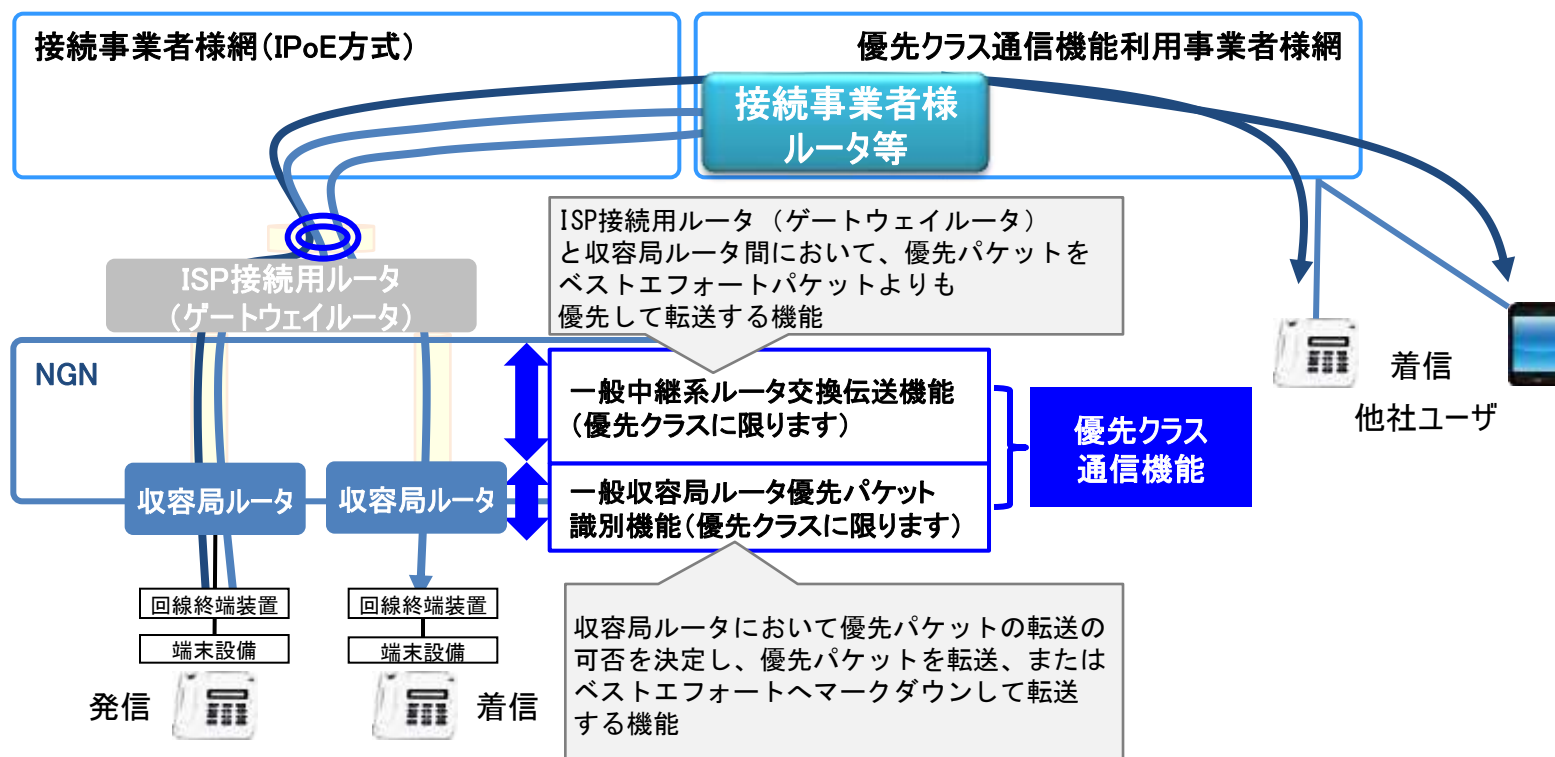
種 類	U R L
IPoE方式に関する情報 ・相互接続申込書※ ・エリア拡大情報 ・相互接続点（POI）ビル情報 ・説明会資料 等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	<a href="https://www.ntt-west.co.jp/open/ipoe/index.html">https://www.ntt-west.co.jp/open/ipoe/index.html</a>
技術参考資料 「IP通信網サービスのインタフェース」	<a href="https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/">https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/</a>
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/flets/goriyou/index.html">http://www.ntt-west.co.jp/flets/goriyou/index.html</a>
個別管理対象設備の転用可否状況	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html</a>
NGN（次世代ネットワーク）に関する情報	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html</a>



## Ⅲ-1 優先クラス通信機能の概要

優先クラス通信機能は、IP通信網上において、IP通信網の各ルータにおいて優先クラスの packets をベストエフォートの packets よりも優先して転送する機能です。

■優先クラス通信機能の仕組み（IP電話を提供する事業者様が接続事業者様(IPoE方式)を経由して優先クラスを利用して接続する場合の例）



優先クラス通信機能利用事業者様の0AB-J IP電話サービス等利用ユーザ  
(フレッツ光または光コラボレーションモデル利用ユーザ)

## Ⅲ-2 優先クラス通信機能の利用条件①

- ・ IP通信網では有限なネットワークリソースの中で、品質が異なる複数の通信サービスを多数のユーザに提供するため、優先クラス通信機能との接続にあたっては、利用帯域に関する利用条件と設定パターン数に関する利用条件を設定しています。
- ・ 現在の利用実績や現時点で想定される需要（電話、低速専用線の代替等）を踏まえた、具体的な回線あたりの利用帯域に関する利用条件については、以下の通りです。

### 〔音声通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～4Mbps	・SOHO・マス向けIP電話サービス (G.711 $\mu$ -lawご利用で、32ch)
ビジネス	～12Mbps	・大企業向けIP電話サービス (G.711 $\mu$ -lawご利用で、100ch)

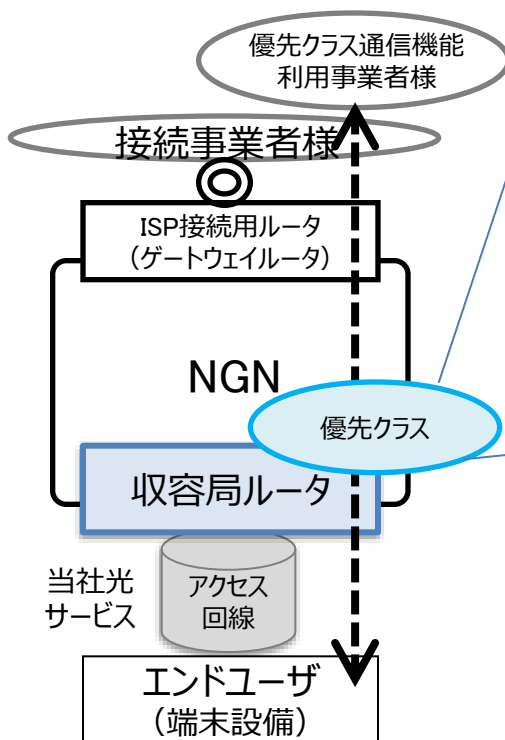
### 〔データ通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～1Mbps	・専用サービスの代替利用
ビジネス	～10Mbps	

### Ⅲ-3 優先クラス通信機能の利用条件②

・ 収容局ルータへの優先クラスの設定可能パターン数については、現在26パターン（ファミリー/マンション向け：13パターン、ビジネス向け：13パターン）まで動作検証済であり、1度に申込み可能な設定パターン数に関する利用条件は以下の通りです（平成30年4月1日現在）。

〔優先クラスの設定イメージ〕



回線種別	ファミリー/マンション		
	設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス
1	A社	設定 (a)	○M
2	B社	設定 (b)	△M
3	B社	設定 (b)	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	—	—	—
13	—	—	—

回線種別	ビジネス		
	設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス
1	A社	設定 (a)	△M
2	B社	設定 (b)	□M
3	C社	設定 (c)	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	—	—	—
13	—	—	—

#### 1 事業者が一度に申込みできる上限

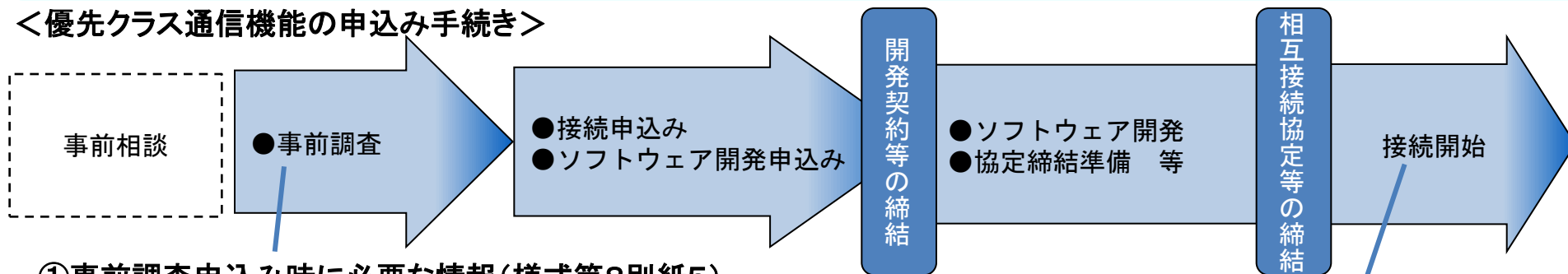
各回線種別ごとに **2パターン※まで**

※その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先パケット機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2パターン

## Ⅲ-4 優先クラス通信機能の申込み

- ・優先クラス通信機能を新たに利用する場合や新たな設定パターンを申込み場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・利用条件①②の範囲を超える申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、その対応可否について検討させていただきます。
- ・優先クラス通信機能の利用にあたり、当社が情報の提供を求める範囲及び手続きについては、以下の通りです。

### <優先クラス通信機能の申込み手続き>



#### ①事前調査申込み時に必要な情報(様式第8別紙5)

※事前調査申込書(様式第8)と併せて提出をお願いします。

項目	提供いただく情報	
需要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供予定回線数、時期(サービス開始後3年間)</li> <li>・利用種別(音声/データ)</li> </ul>	
	音声利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1契約あたりのチャンネル数</li> <li>・1チャンネルあたりの平均利用帯域</li> <li>・呼率(1チャンネルあたりの月間通話時間等)</li> </ul>
設定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IPv6アドレス/プレフィックス長(通信宛先アドレス)</li> <li>・1回線あたりの優先クラスの利用帯域</li> </ul>	

#### ②回線ごとの申込時に必要な情報

※システムでのSO投入時に登録いただきます。

- ・契約者ID(CAF/COP)
- ・工事希望日時
- ・利用帯域
- ・契約者を特定する情報(アクセスキー、回線契約者氏名、回線契約者郵便番号、回線設置場所郵便番号、回線申込者電話番号のうちいずれか1つ以上)

# 第5章

---

## コロケーション

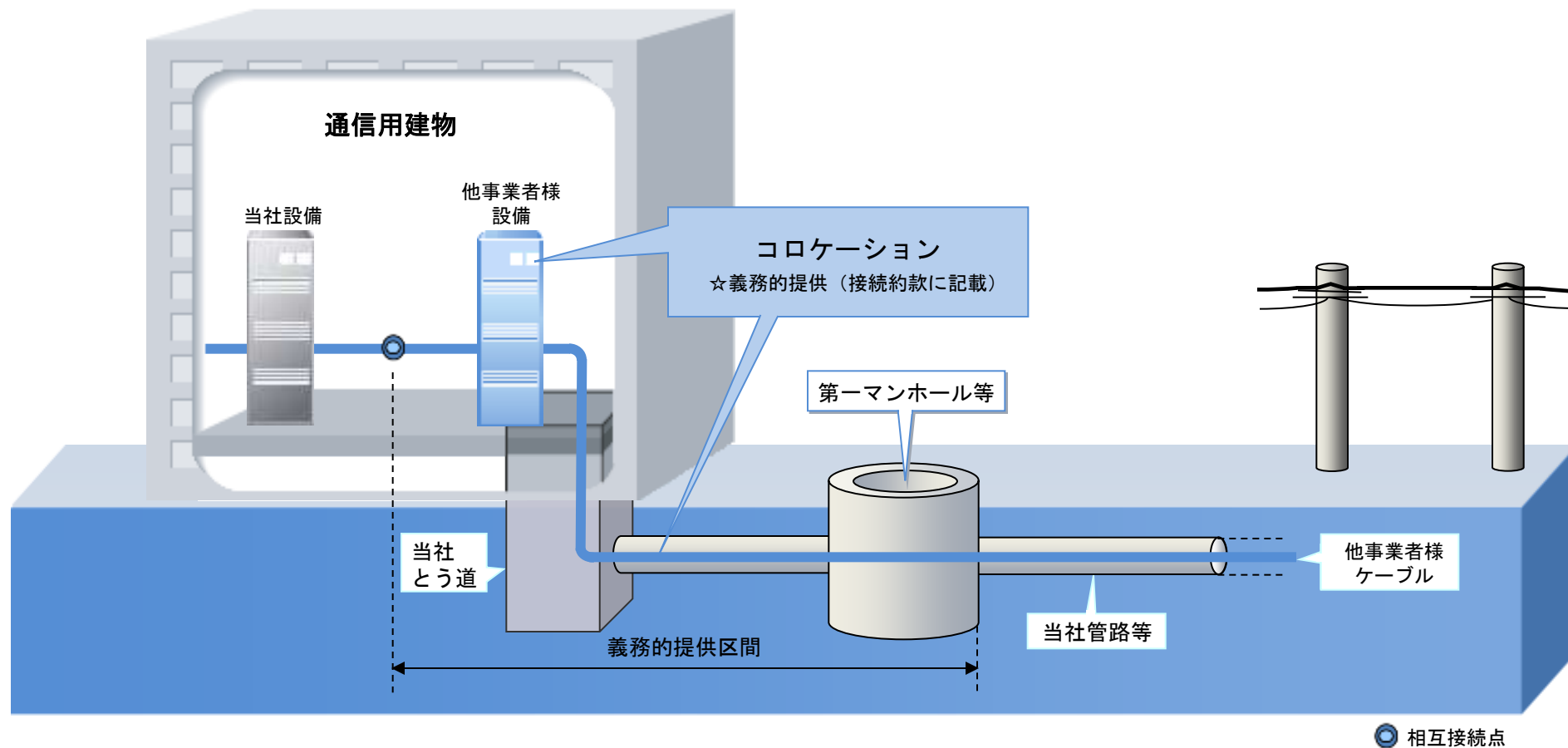
## I コロケーションについて

コロケーションとは、当社ネットワークとの相互接続において、他事業者様の接続に必要な装置等※1を通信用建物等※2に設置することであり、当社では、他事業者様の接続に必要な装置等を通信用建物等に設置する場所等の提供条件等を公表し、他事業者様のご要望に対応させていただいております。

※1 接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等

(技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備)

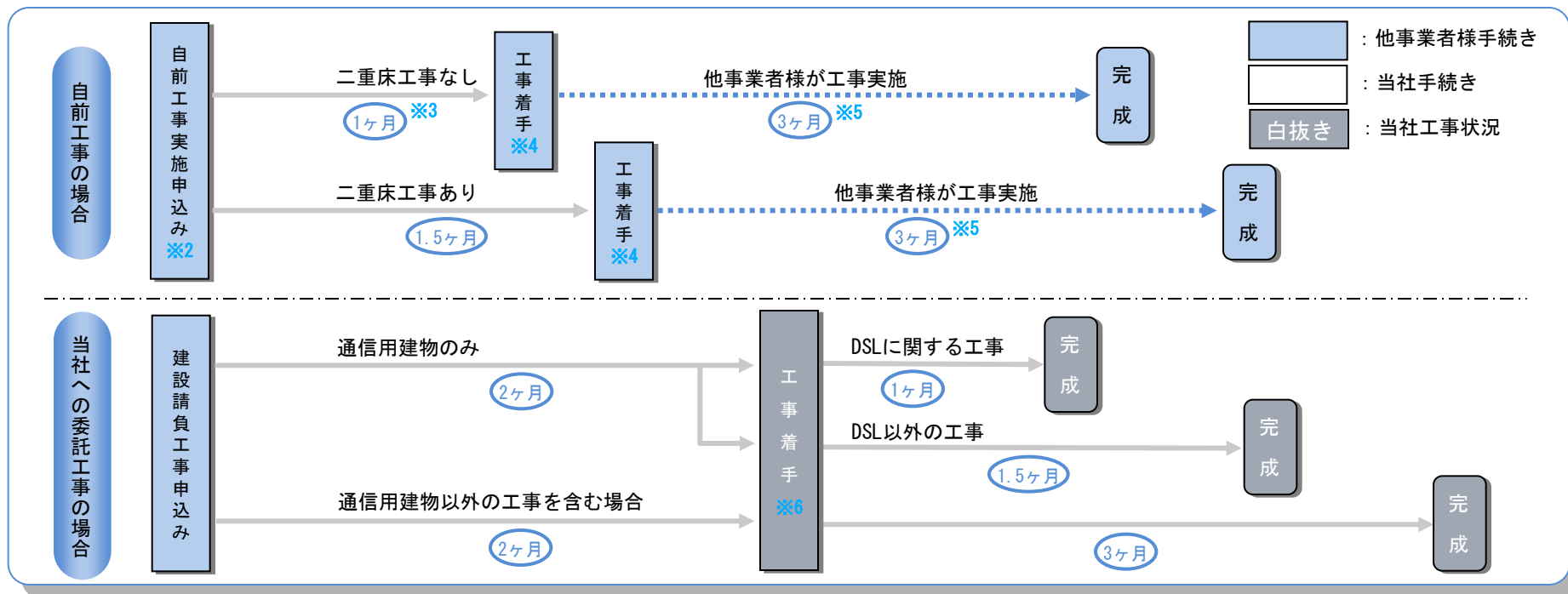
※2 通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道



## Ⅱ コロケーションの標準的期間（「第1部 相互接続共通手続き」P. 34再掲）

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。

接続約款第10条の3、第10条の4、第95条、第95条の4



※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるときなどの場合はこの期間を超えることがあります。

他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。

※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。

※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。

※4 工事期間中はスペース相当の対価（保管料）をお支払いいただきます。また、他事業者様から工事申込み時に予め指定いただいた電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。なお、新たな電力設備利用を開始しない場合は、他事業者様が自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日からコロケーション費用をご負担いただきます。

※5 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。

（6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします。）

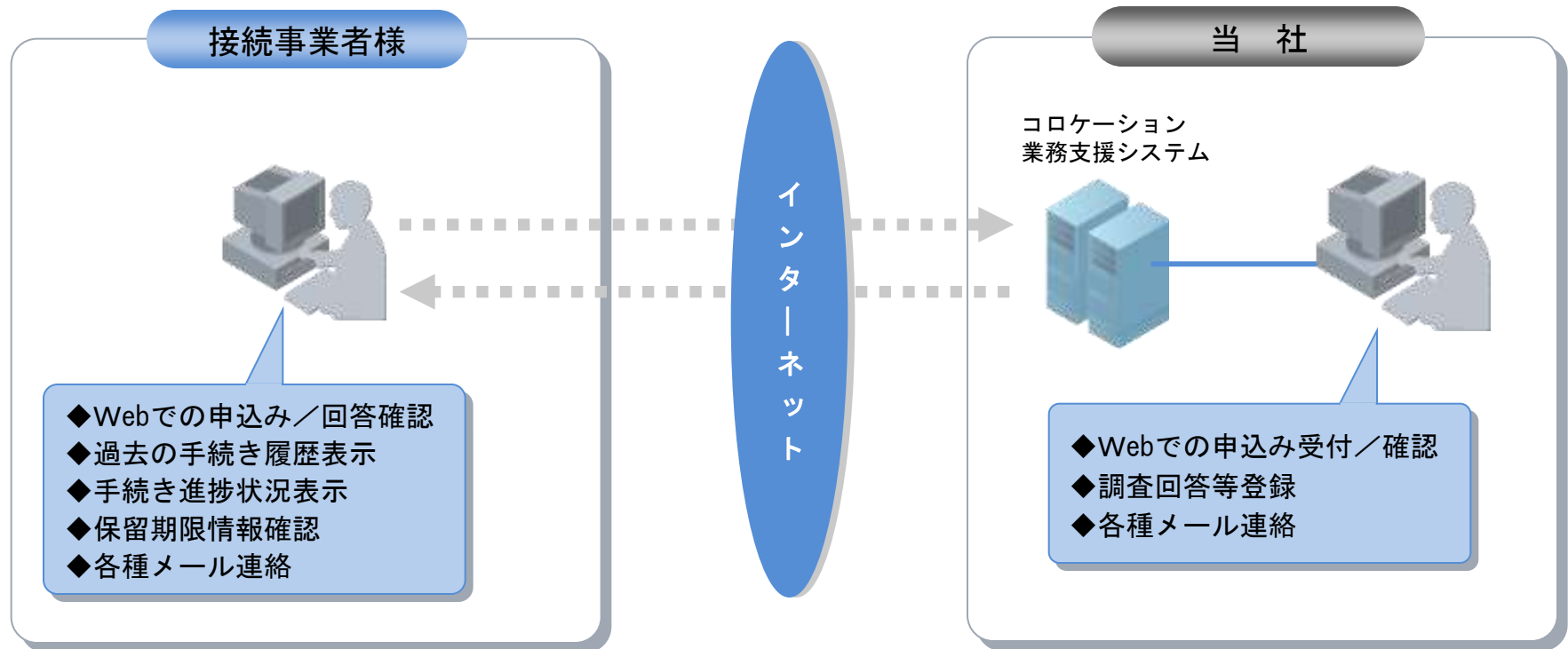
※6 工事完了予定日または電力設備の整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。

## Ⅲ-1 コロケーション申込み受付について

接続事業者様からのコロケーションに関連する、以下の申込み等に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「『コロケーション業務支援システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

- 相互接続点調査及び設置申込み／相互接続点調査回答
- 自前工事等申込み、並びに関連諸手続き





## Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ①

### 様式第1 (第10条の2第1項関係)

#### 記入要領

#### 事前照会申込書

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部  
○ ○ ○ ○ 殿

第 号  
年 月 日

所属 (法人名等)  
氏名 ○ ○ ○ ○ (代表者名)

貴社接続約款第10条の2 (事前照会) 第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申込みます。

#### 記

#### 1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所 又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報
○○ビル (○○県) 又は ○○ビル～○○ビル 事前照会の対象とするNTT西日本ビル名又は光ファイバ設備の指定区間を記入してください。	例) 用途: MDF接続 (DSLサービス) 提供希望内容 ①MDFの利用可能な空き端子数 ②コロケーション可能な場所の量 (架) ③コロケーション可能な場所の位置 (フロア)

1. 用途により回答内容が異なることから、相互接続点を設置予定の際の用途を記入して下さい。  
用途: MDF接続、IP接続 (IPルーティング網接続を含む)、アクセス伝送路 (GC・IGS)、光ファイバ設備との接続、その他 (具体的用途を記入)  
2. 事前照会の提供希望内容について、以下の項目を選択の上、記入してください。

①MDFの利用可能な空き端子数、②MDFの設置場所の位置 (フロア)、③コロケーション可能な場所の量 (架)、④コロケーション可能な場所の位置 (フロア)、⑤電力設備の利用可能な容量 (DC-48V・AC100V (UPS))、⑥空気調整設備の利用可能な容量 (kcal/h)、⑦二重床の有無、⑧義務的区間における管路・とう道の利用可能な空きの有無、⑨光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数、⑩光主配線盤の位置 (フロア)

#### 2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

#### 3. その他

提供された情報については、接続約款第47条 (守秘義務) に準じた取扱いとすることとします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

### 様式第6 (第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係)

#### 記入要領

#### 通信用建物等立入申込書

西日本電信電話株式会社  
○ ○ ○ ○ 殿

第 号  
年 月 日

所属 (法人名等)  
氏名

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

貴社接続約款第10条の5 (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り) 第2項 / 貴社接続約款第34条の5 (光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り) 第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りしたいので、申込みます。

#### 記

当社からの当該POI調査回答の日付、文書番号を明記してください。

#### 1. 申込み内容

入館目的	令和7年1月10日付けのPOI調査回答 (○○第○○号) に伴うPOI設置に関する内容確認のため
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル
入館者名	所属 ○○通信建設株式会社 氏名 ○○ ○○、○○ ○○
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分
責任者	所属 ●●株式会社 氏名 ○○ ○○ 連絡先 電話番号 ****-****-**** FAX 番号 ****-****-****
備考	

入館される方全ての名前を記入してください。(ただし、立入人数はその目的に必要な範囲内に限らせて頂きます。)

POI調査回答の内容確認に係わる立入期間と開始及び終了予定時刻を記入してください。

立入について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

## Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ②

様式第25 (第95条第3項関係)

**記入要領**

**自前工事実施申込書**

第 号  
年 月 日  
印

西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等) ●●株式会社  
氏名 (代表者名)

貴社接続約款第95条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第3項の規定により、自前工事を実施したいので申込みます。

記

1. 申込内容

区 分	内 容	
1. 工事概要	相互接続点設置 申込書の文書番号等	
	ビル名	
	工事内容	
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容	
	予定工期	
		工事着手予定日
		電力設備利用開始希望日
	施工会社名 (予定)	会社名・所属等
		実施責任者
	利用内容 (装置諸元等)	装置名とその数量
電力容量 (A)		
その他	継続保留	
その他	解除	
その他	申請者	
その他	連絡先	
その他	添付書類	

他事業者様の設置申込みの情報を記入してください。  
(例) P O I 設置申込番号・日付  
線路設備接続申込番号・日付 等

工事毎に内容が異なるので主な工程等について記入してください。

他事業者様の自前工事の各予定日について記入してください。

他事業者様が設置申込みされたリソース量と本工事申込量との差分を、継続保留されるか解除されるかをご記入ください。

他事業者様が、P O I 調査回答後 6ヶ月以内にご利用予定がある場合にご記入ください。  
継続保留されながら P O I 調査回答後 6ヶ月以内にご利用されない場合は、P O I 調査回答後 6ヶ月が経過した時点で保留を解除し、違約金をお支払いいただきます。

接続事業者様の申込者 (工事申込み内容の問合せ先) を記入願います。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。  
注 2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

様式第26 (第95条の2第2項関係)

**記入要領**

**工事 (保守) 立会申込書**

第 号  
年 月 日  
印

西日本電信電話株式会社 殿

所属 (法人名等)  
氏名

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

貴社接続約款第95条の2 (接続申込者等による立会いのための立入り) 第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事 (保守) に立ち会いたいのので、申込みます。

記

1. 申込み内容

入館目的	貴社への委託工事 (例: ADSL 装置新設工事) に係わる立会いのため
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル
入館者名	所属 ○○○株式会社 氏名 ○○ ○○、○○ ○○
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分
責任者	所属 ●●株式会社 氏名 ○○ ○○ 連絡先 電話番号 ***-***-*** FAX番号 ***-***-***
備考	

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。  
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例: 「ADSL 装置 定期保守」

立会いのために入館される方全ての名前を記入してください。

工事 (保守) に係わる立会予定期間及び予定時刻を記入してください。

立会について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

## Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ③

### 様式第28 (第95条の3第2項関係)

#### 記入要領

#### 通信用建物等立入申込書

西日本電信電話株式会社  
○ ○ ○ ○ 殿

第 号  
年 月 日

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

所属 (法人名等)  
氏名

貴社接続約款第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第2項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事(保守)のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申込みます。

記

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。  
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例:「ADSL装置 定期保守」

#### 1. 申込み内容

入館目的	自前工事(ADSL装置新設工事)に係わる作業のため
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル
入館者名	所属 ○○通信建設株式会社 氏名 ○○ ○○、○○ ○○
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分
責任者	所属 ●●株式会社 氏名 ○○ ○○ 連絡先 電話番号 ***-***-*** FAX番号 ***-***-***
備考	

入館される方全ての  
名前を記入してくだ  
さい。

工事(保守)に係わる  
期間と作業開始予定  
時刻及び終了予定時刻  
を記入してください。

工事の場合は他事業者様  
の工事責任者、保守の場  
合は保守に関する責任者  
を記入してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

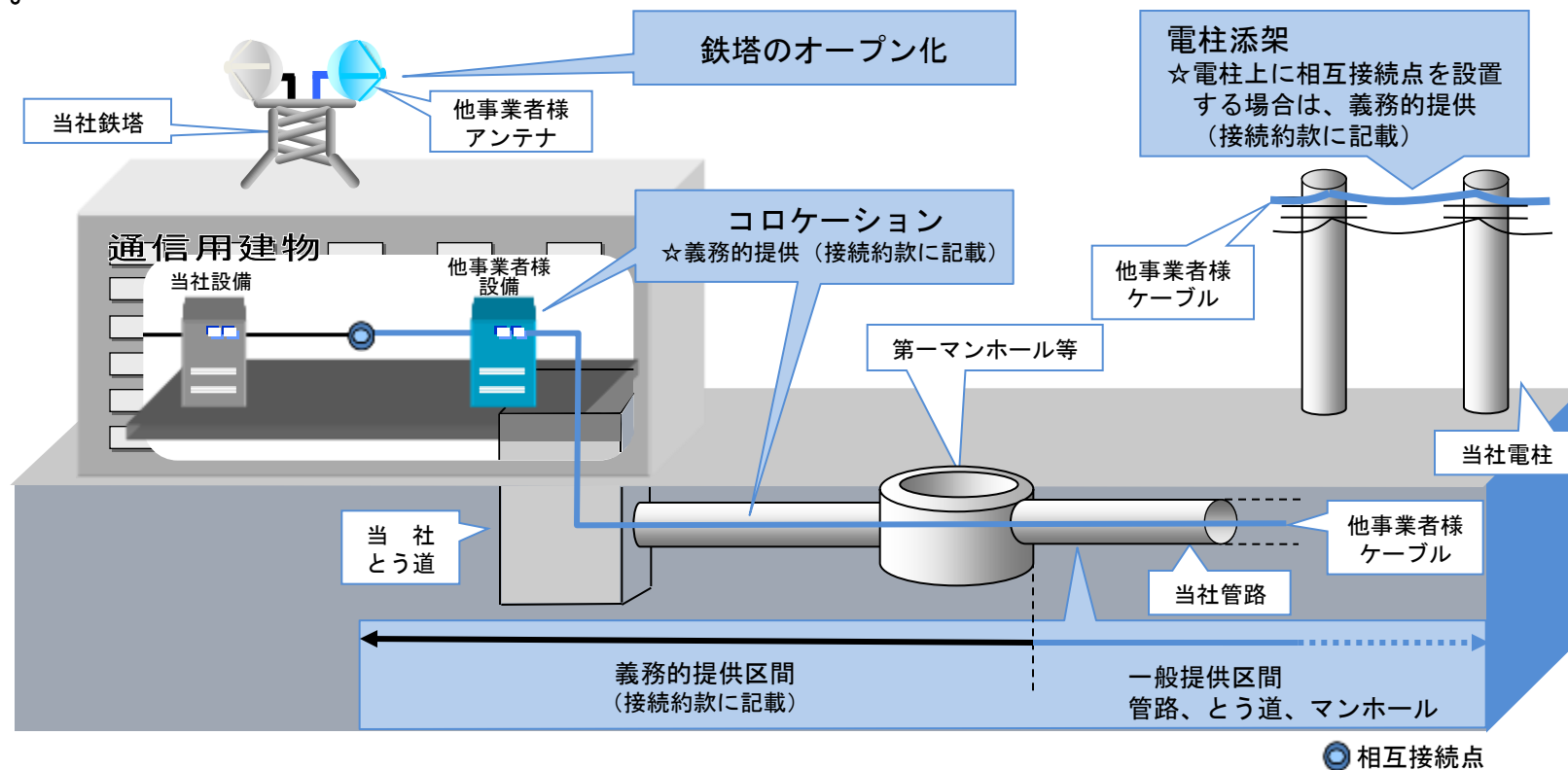
# 第6章

---

## 管路・電柱等

# I 当社電気通信設備の賃貸について

当社では、他事業者様からのご要望に応じて、接続約款に記載し、義務的に提供している設備以外についても空きがある場合にはご利用いただいております。このうち一般提供区間の電柱、管路等につきましては、ご利用手順及び提供条件等を公表※しています。



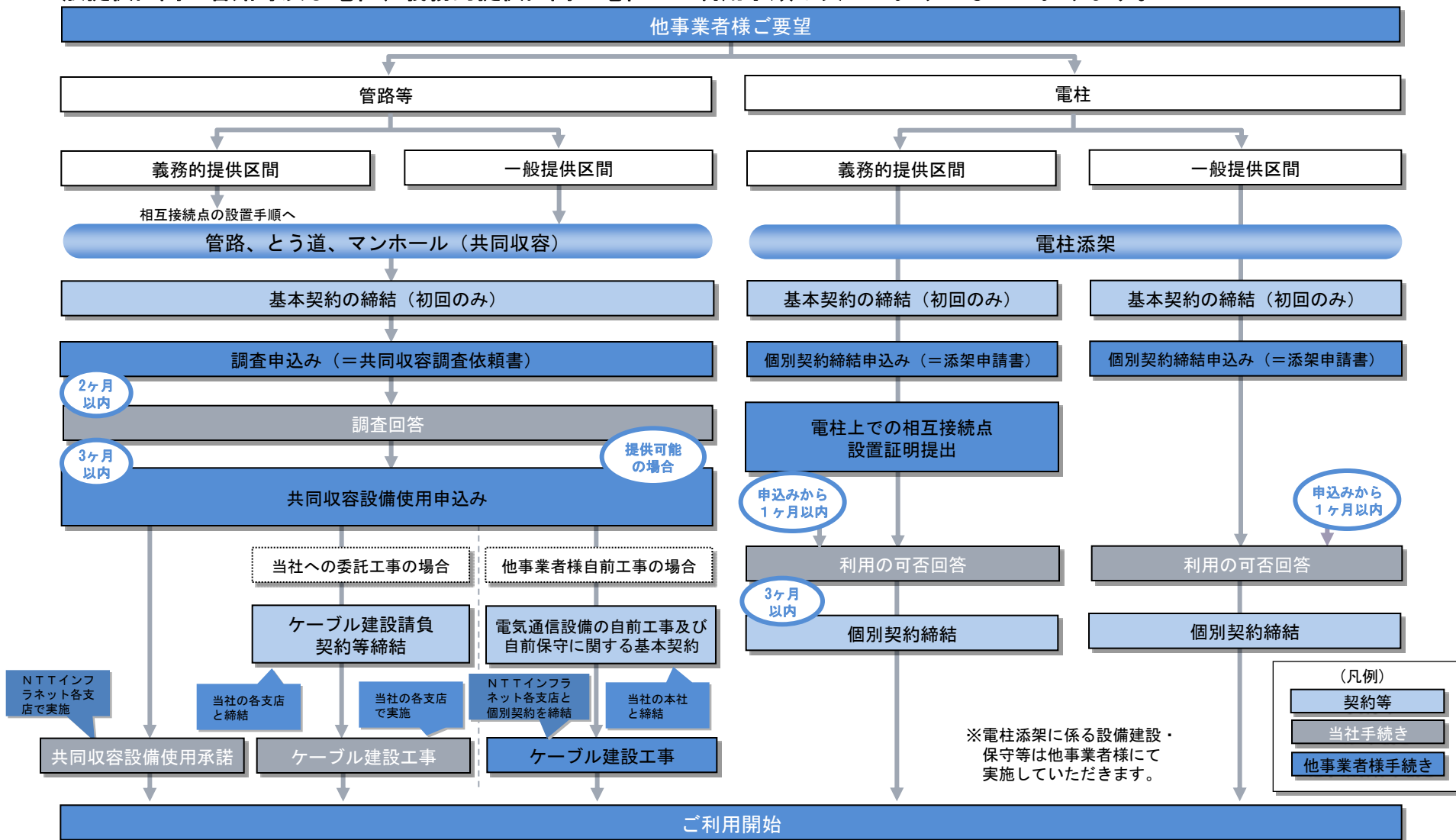
当社では、当社が所有する電柱・管路等の利用について、従来から相互接続に必要不可欠な区間（以下「義務的区間」）の提供条件を接続約款に定めるとともに、「義務的区間」以外の区間（以下「一般区間」）についても、NTT再編成前の平成11年3月26日に公表した「管路等の利用申込み及び契約条件等について」に基づき、使用予定がない場合には公平かつ内外無差別に電柱・管路等を提供してきました。

平成13年4月に、総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下ガイドライン）が施行されたことに伴い、従来から公表してきた内容について一層の充実を図り、新たにガイドラインに準拠した標準実施要領を同年4月に公表いたしました。その後も更にご利用いただきやすい提供条件について検討し、標準実施要領の改訂を行っております。

※「電柱・管路・铁塔等の利用申込み及び契約条件等について」（標準実施要領）の最新版はホームページをご覧ください。<http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/kanro/index.html>

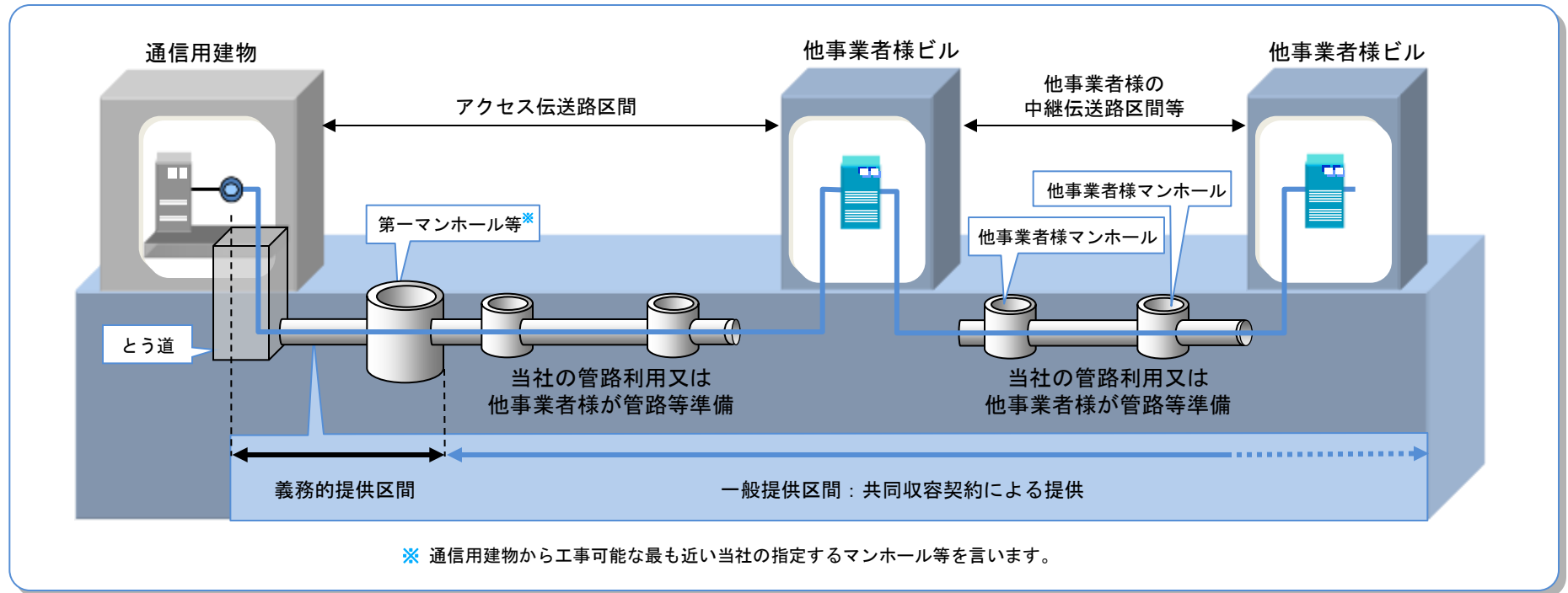
## Ⅱ 当社の管路、電柱等のご利用手順

一般提供区間の管路等及び電柱、義務的提供区間の電柱のご利用手順は次のとおりとなっております。



## Ⅲ－１ 当社管路等のご利用について①

当社では、管路等のご利用について、相互接続に必要不可欠な「義務的提供区間」をはじめ、それ以外の「一般提供区間」についても、使用予定がない場合はご利用いただいております。



### 解説

#### 共同収容対象設備

1. 地下管路
2. 地下管路と接続されたマンホール等
3. とう道（法による共同溝等を含む）なお、企業者間共同溝は、関係する企業全ての同意がある場合のみ、共同収容対象設備とさせていただきます。

#### 共同収容対象事業者

##### ◇認定電気通信事業者様

なお、認定電気通信事業者様以外で道路法第35条により、道路占用が許可される他事業者様等は、別途当社各支店にご相談ください。

## Ⅲ－１ 当社管路等のご利用について ②

### 共同収容による提供

当社は各関係法令に基づき、共同収容を行っております。  
ご利用の条件を満足した場合は、契約締結後当社の設備をご利用いただけます。

### 他事業者様による敷設工事

他事業者様のケーブル敷設工事につきましては、当社で工事を実施する委託工事  
と、他事業者様が自ら実施する自前工事の何れかをお選びいただくことが可能です。



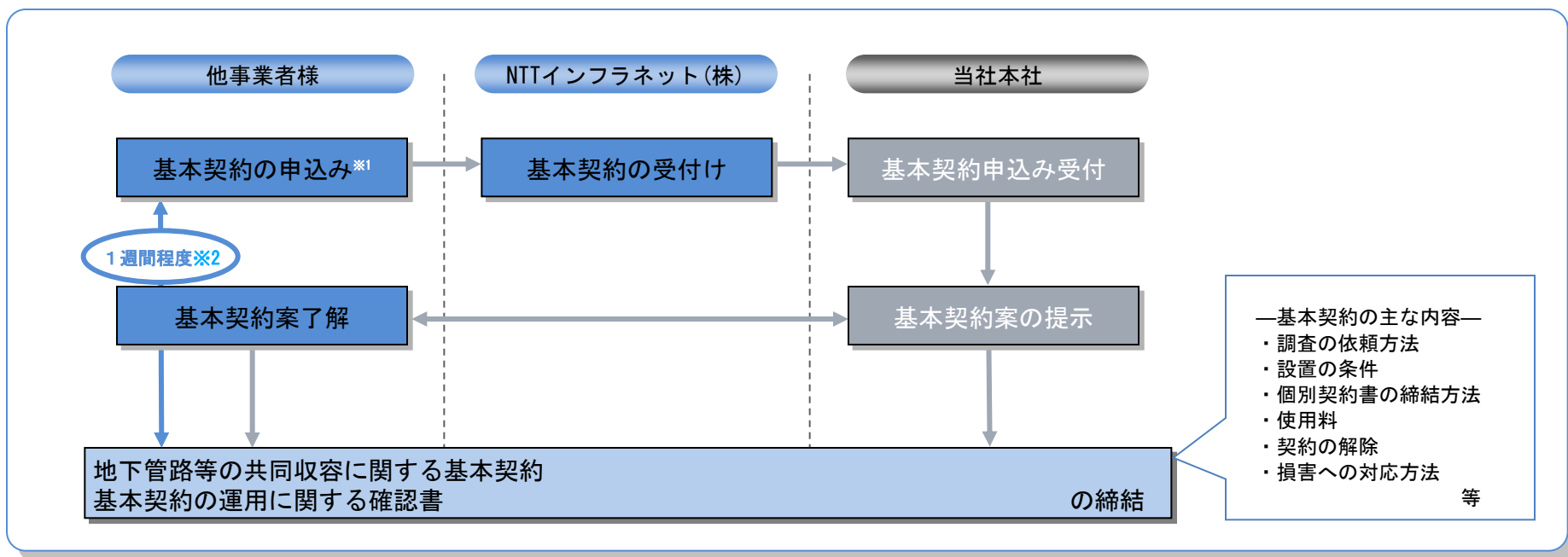
## Ⅲ－２ 当社管路等のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社をご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する管路等に現に空きがない場合
- 希望する管路等を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合
- 希望する管路等に改修又は移転計画がある場合
- 当社の技術基準に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

### Ⅲ－３－① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）

共同収容設備使用申込み時の協議期間を短縮するために、初回お申込みの際に「地下管路等の共同収容に関する基本契約」を当社の本社と締結していただきます。



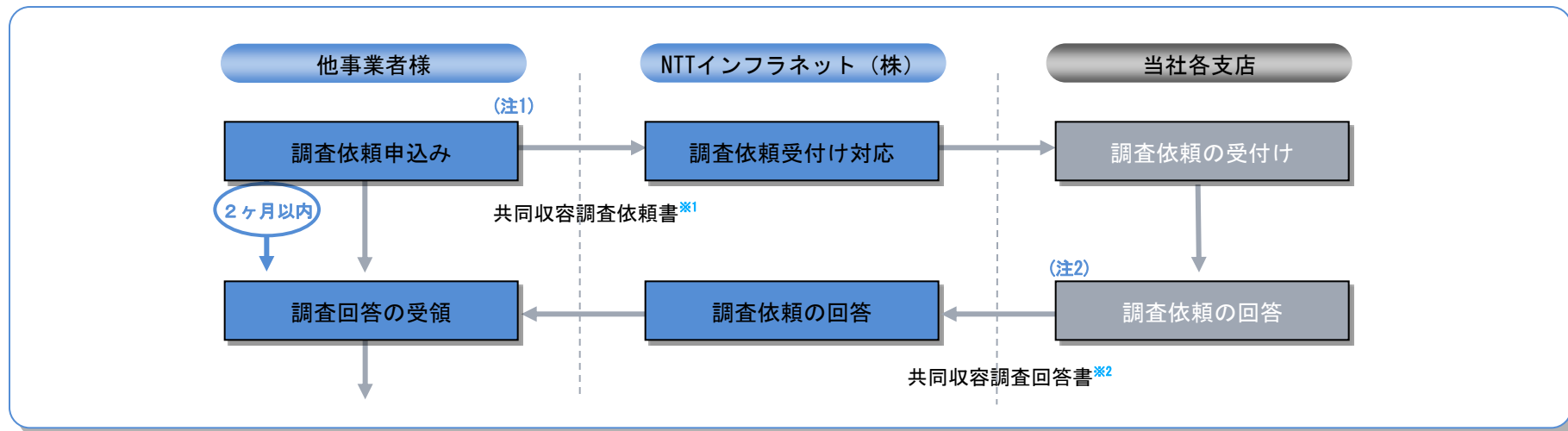
#### 解 説

- ※1 基本契約申込みで準備していただきたい資料
- ・他事業者様の会社概要（会社規模の判る物）
  - ・基本契約の締結者名（会社代表者等）
  - ・設置を予定されているケーブルの仕様が判る物（外径・心線数含む）
  - ・ご希望の管路等区間の判る物（住宅地図等に明示願います）
  - ・連絡窓口（連絡者名、連絡先、アドレス等）
- 上記の物を準備し、お申込み願います。

- ※2 基本契約案に変更がない場合

## Ⅲ－３－② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）

個別のご利用に関するお申込みは、調査依頼書により開始し、当社は受付後2ヶ月以内に利用の可否等について回答いたします。



### 解 説

#### ※1 共同収容調査依頼書

- ① ご希望の管路等区間（地図での明示も併せてお願いします）
  - ② 設置を予定されている他事業者様設備の概要（ケーブル外径・心線数等）
  - ③ ご希望の利用開始時期と期間
  - ④ ハーフダクト方式の希望の有無
  - ⑤ その他調査の際に考慮が必要な事項
- \* 調査依頼書の記載にあたっては予め当社窓口のNTTインフラネット（株）へご相談ください。

#### ※2 共同収容調査回答書

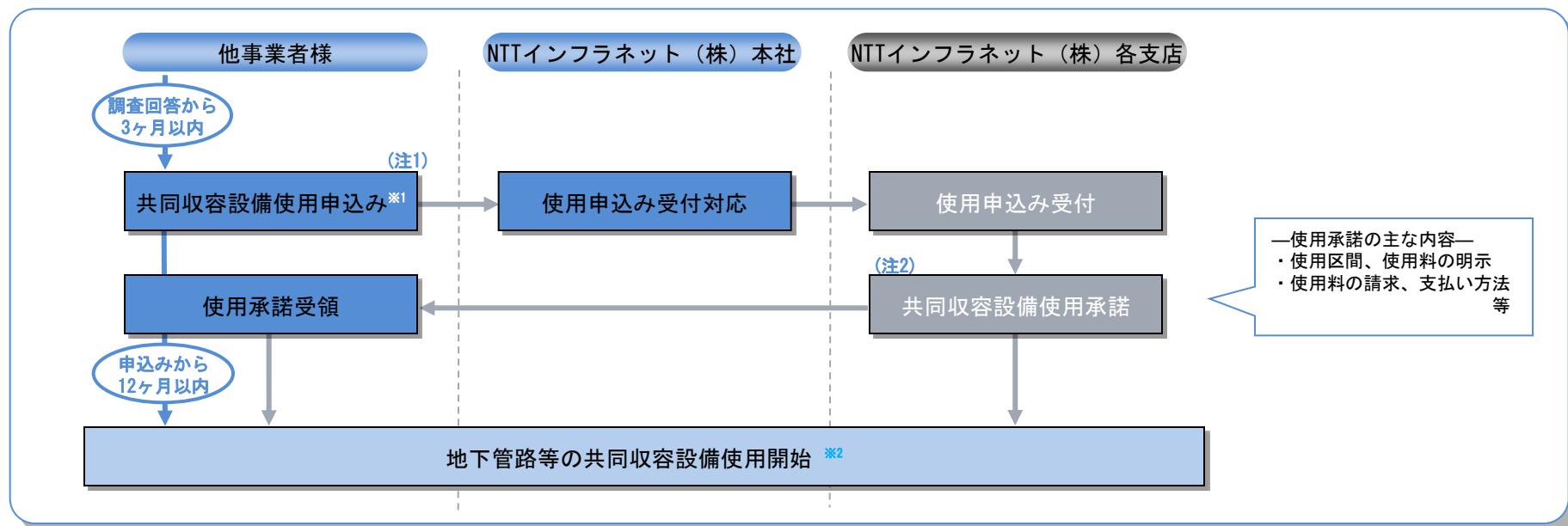
- ご希望の管路等の利用が可能か否かを回答します。利用可能の場合には、ルートや概算費用等を提示いたします。
- \* 調査の結果、利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
  - \* ご利用の如何にかかわらず、調査にかかわる費用を別途いただきます。
  - \* 調査は机上にて実施し、回答させていただきます。

(注1) 別添1 地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

(注2) 別添2 地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

### Ⅲ－３－③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）

提供可能の管路等を実際に利用される場合には、調査回答から3ヶ月以内に「地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）」を行っていただき、当社から使用申込みを承諾します。12ヶ月以内に使用を開始していただきます。



#### 解説

##### ※1 共同収容設備使用申込み

- ① 調査回答から3ヶ月以内にお申込みされない場合は、ご使用の意思がないものとして当該回答は失効します。
- ② 共同収容設備使用申込み後、他事業者様の都合により、12ヶ月を過ぎても使用開始されなかった場合は、12ヶ月分相当の使用料を違約金としてお支払いいただきます。またお申込みは失効します。  
12ヶ月経過前に他事業者様の都合により使用開始できない事由が生じた場合は、経過期間分の使用料相当額をお支払いいただきます。申込み撤回の場合も同様とします。  
\* 調査回答から3ヶ月以降にご利用を希望される場合は、再度調査依頼から実施をお願いいたします。

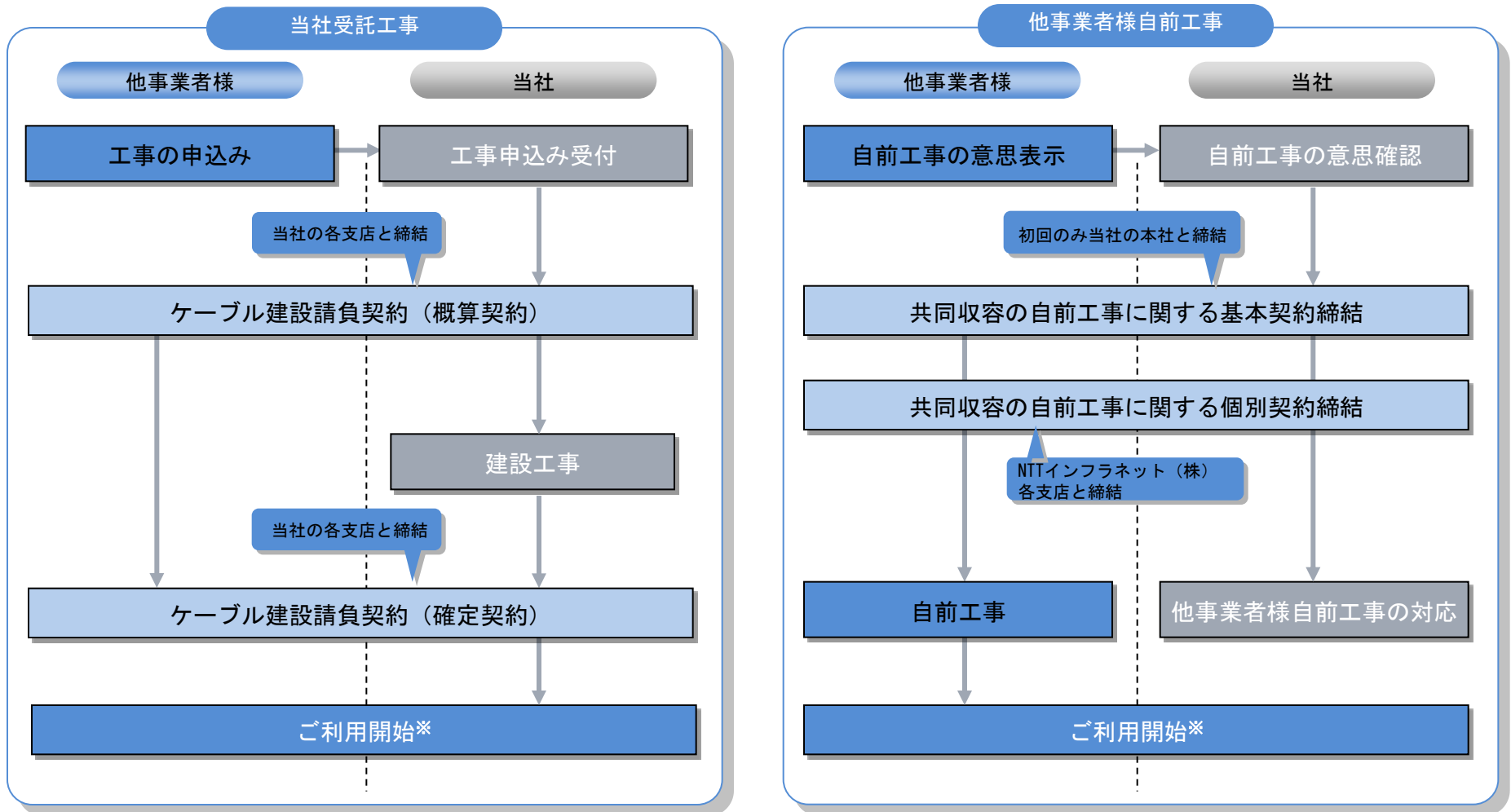
##### ※2 地下管路等の共同収容設備使用開始

- 共同収容設備の使用開始日は、使用可能と回答した共同収容設備内に他事業者様の設備を設置する工事を実施するために、次の行為を行った日のいずれか早い日とします。
- ① 甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設備を設置するための工事を施工するための準備を目的として立ち入る日
  - ② 甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置等に係る施工を目的として立ち入る日
  - ③ 甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置に必要な機器を搬入する日

(注1) 別添3 地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）

(注2) 別添4 地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）

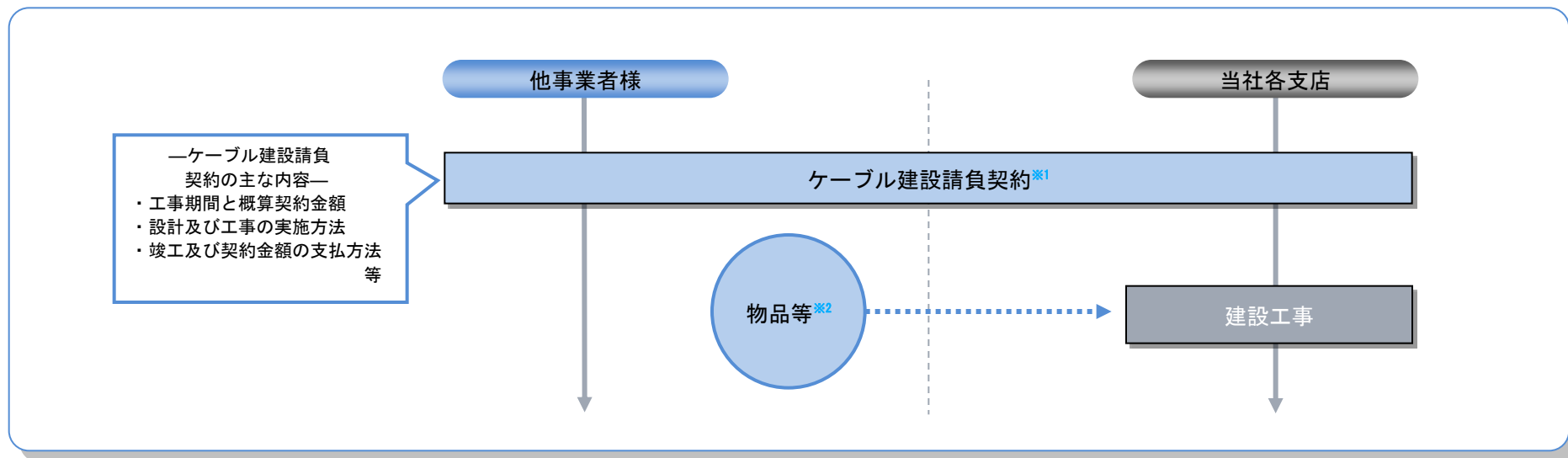
## (参考) 当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー



※ご利用開始に当たりましては保守契約が必要となります。保守契約には他事業者様が自ら行う形態及び当社に委託して行う形態があり、他事業者様にお選びいただきます。詳細については別途ご相談願います。

### Ⅲ－３－④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の設置及び保守に伴う契約を締結します。



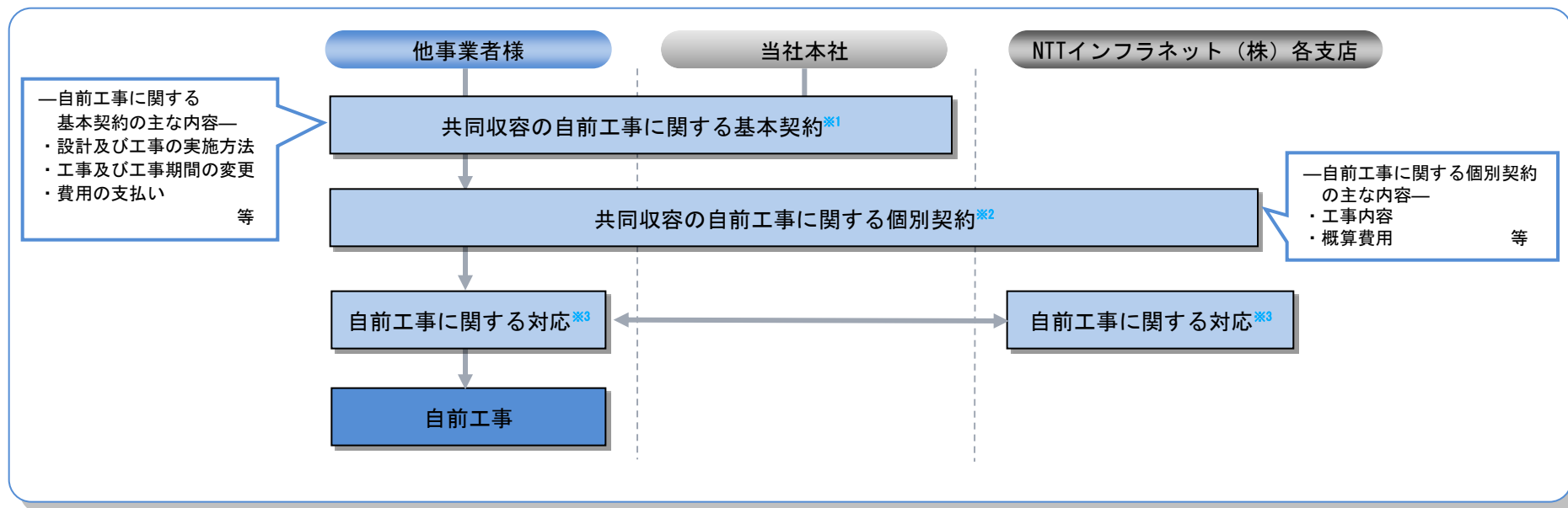
#### 解説

※1 当社各支店と締結していただきます。

※2 建設工事に先立ちまして、他事業者様より工事に必要な物品等をお渡し願います。

### Ⅲ－３－⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の自前工事に関する契約を締結します。



#### 解説

※1 初回のみ当社の本社と基本契約を締結します。

※2 工事個々にNTTインフラネット（株）各支店と個別契約を締結します。

※3 工事個々に自前工事の対応を、NTTインフラネット（株）各支店と行います。

## (参考) 管路等に関する当社の技術基準 1 / 2

管路等に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

### 1. 収容ケーブル構造について

#### (1) 管路

- ①標準内径75mmの区間は、ケーブル標準外径60mm以下とします。
- ②管路内径50mmの区間は、ケーブル標準外径35mm以下とします。

#### (2) 管路以外

難燃ケーブルを使用することとします。

### 2. ハーフダクト方式について

#### (1) ケーブルが収容されていない管路または既設ケーブルがインナーパイプに収容されている管路の場合

- ① ケーブル標準外径24mm以下のケーブルに対して適用します。
- ② 管路の場合は、標準内径75mmの管路の中に当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設し、その中に①のケーブルを収容することとします。
- ③ 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

#### (2) 既設ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路の場合

##### ① 既設ケーブルの所有者が当社の場合

- (ア) 当社の管路に空きが無く、且つ上記(1)による共同収容が可能な管路も無い区間であることとします。
- (イ) 当社の管路が標準内径75mmであって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径36mm以下であることとします。
- (ウ) 施工にあたり、当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設張力980N以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径24mm以下とすることとします。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施することとします。
- (エ) 個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記(ア)～(ウ)の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があります。
- (オ) 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

##### ② 既設ケーブルの所有者が他事業者様の場合

既設ケーブルを所有する他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施することとします。



### 3. ケーブル接続部（クロージャ等）の構造について

- (1) マンホール等の内部作業スペースを侵さない構造とします。
- (2) クロージャ等のサイズは概ね外径25cm以下、長さ70cm以下とします。  
マンホール種別、既収容ケーブル状況等により、個々の設備において制限値が異なるため、上記条件の適用が不可能な場合は個別に協議させていただきます。

### 4. その他

管路の設置環境等により、ケーブル移動防止措置、凍結障害防止措置、誘導対策措置等が必要な区間については、個別に協議させていただきます。

また、上記1～3項の詳細及びケーブル測定器の接続性、その他の条件・基準について、個別に協議させていただきます。

## Ⅲ－４ 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内

管路等の取扱い窓口については、利便性・公正性の確保及び業務集約の観点から、グループ会社として設立した「NTTインフラネット」といたします。

区分	当社窓口	所在地・電話番号等
受付	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 (ルートデザイン室)	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-8-1 ネクストサイト東日本橋ビル 3F TEL03-6381-6451
基本契約締結等	西日本電信電話株式会社 (設備本部 相互接続推進部 接続マネジメント部門)	〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-15-82 TEL06-6490-1246
調査・自前工事対応等	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	事業部
建設請負・保守対応等	西日本電信電話株式会社	事業本部

●当社管路等のご利用に関するリンク

NTT西日本

<http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/index2.html>

# (別添1、2)

## 別添1

○○○第0000号  
○○年○月○日

西日本電信電話株式会社  
○○支店長  
○○○○ 殿

〒000-0000  
○○○○○○○○00-0-00  
○○○○株式会社  
○○○○○長  
○○ ○○

**地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）**

下記のとおり地下管路等の共同収容調査を依頼いたします。

記

1. 調査内容

調査区間	○○ ~ ○○（住所・地名等） ※詳細は別紙図面のとおり
ケーブル規格	心線数：○○心 外径：○○mm
共同収容開始希望時期	平成○年○月○旬 ~
ハーフダクト方式について	本調査については下記の☑している項目についてのみ調査を希望いたします。 □希望しません。 □通常のハーフダクトを希望します。 □通常のハーフダクト方式が不可能な場合、以下の形態もあわせて希望します。 ⇒□(1)「イナバグ」に収容されていないNTTケーブルとの収容を希望します。 □(2)「イナバグ」に収容されていない事業者様（NTTを除く）とのケーブルとの収容を希望します。
留意事項	①当社希望のルートが共同収容不可の場合は、近接するルートの検討をお願いします。 ②調査始点および終点において、当社管路（Φ75mm、1条）との接続を希望いたしますので、その可否についても併せてご検討願います。

2. 調査費用  
調査に要した費用は、別途回答書の通知に基づき支払うこととします。

3. 本件お問い合わせ先  
○○○株式会社  
○○支店○○部○○担当 ○○ ○○  
TEL：  
FAX：

## 別添2

○○○第0000号  
○○年○月○日

○○○○株式会社  
○○（役職）  
○○ ○○ 殿

西日本電信電話株式会社  
○○支店  
  
(代理人)  
エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社  
○○支店長  
○○ ○○

**地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）**

「地下管路等の共同収容調査実施について」（○○第 00-0000号 ○○年○月○日）に基づき調査いたしました結果について、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 調査結果

調査区間	○○ ~ ○○（住所・地名等）
該当支店・ビル	○○支店 ○○ビル
共同収容可能設備	距離○○m（とう道○○m、管路○○m、マノール○○個）
共同収容使用料	00,000（円/月）
添付資料	調査結果報告書 一式
その他	（例） ①本調査は机上を中心に実施したものであることから、今後更に詳細な調査が必要であるとともに、結果によっては、使用いただけない場合もあります。 ②貴社が本回答書を受領した日より3ヶ月以内に使用申込みがない場合は、共同収容設備の使用意思のないものとして、回答結果は無効とする。

2. 調査費用  
00,000円（別途消費税 00,000円）[調査時間：00時間]  
別途請求書を発行させていただきますので、請求書発行日から45日以内に上記金額をお支払いください。

3. 本件お問合せ先  
NTTインフラ株式会社  
○○支店 ○○部 ○○担当 ○○ ○○  
TEL： 0000-0000  
FAX： 0000-0000

# (別添3、4)

## 別添3

○○○第0000号  
○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社  
○○支店長  
○○○○ 殿

〒000-0000  
○○○○○○○○00-0-00  
○○○○株式会社  
○○○○長  
○○ ○○

**地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）**

当社地下管路等の共同収容調査依頼（○○ 第○○○○号 ○年○月○日）に対する貴社回答（○○ 第○○○○号 平成○年○月○日）に基づき標記について下記のとおり申込ます。

記

1. 申込内容

共同収容申込区間	○○線○○MH ~ ○○線○○MH ※詳細は別紙図面のとおりに
当社管路取付けMH	○○線○○MH（φ75mm1条） ○○線○○MH（φ75mm1条）
ケーブル規格	心線数：○○心 外径：○○mm
共同収容開始希望時期	○○年○○月○○日～
その他	（例） ①共同収容に必要なとなる設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いたします。

2. 本件お問い合わせ先  
○○○株式会社  
○○支店○○部○○担当 ○○ ○○  
TEL： 0000-0000  
FAX： 0000-0000

## 別添4

○○○第0000号  
○○年○○月○○日

○○○○株式会社  
○○（役職）  
○○ ○○ 殿

西日本電信電話株式会社  
○○支店  
（代理人）  
エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社  
○○支店長  
○○ ○○

**地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）**

「地下管路等の共同収容に関する使用申込依頼」（○○第 00-0000号 ○○年○○月○○日）について、下記のとおり承諾いたします。

記

1. 承諾内容

共同収容区間（住所等）	○○線○○MH ~ ○○線○○MH （○○市○○町○○ 00-0-00 ~ ○○市○○町○○ 00-0-00）
設備数量	距離 ○○m（とう道 ○○m、管路 ○○m、マノール ○○個）
共同収容期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
使用料	00,000（円/月）[消費税除く]
その他	（例） ①共同収容に必要なとなる設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いたします。

2. 本件お問い合わせ先  
NTTインフラ株式会社  
○○支店 ○○部 ○○担当 ○○ ○○  
TEL： 0000-0000  
FAX： 0000-0000

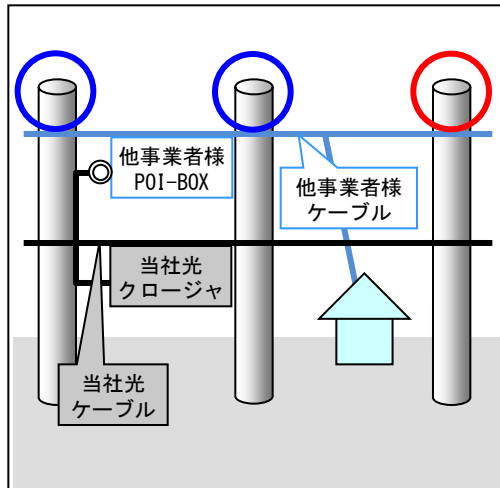
## IV-1 電柱のご利用について

当社では、電柱上への線条及び装置の添架について、下図に示されている、相互接続に必要な「義務的提供」をはじめ、それ以外の「一般提供」についても、他事業者様に線条等を添架する電柱上のポイントを開放し、ご利用いただいております。

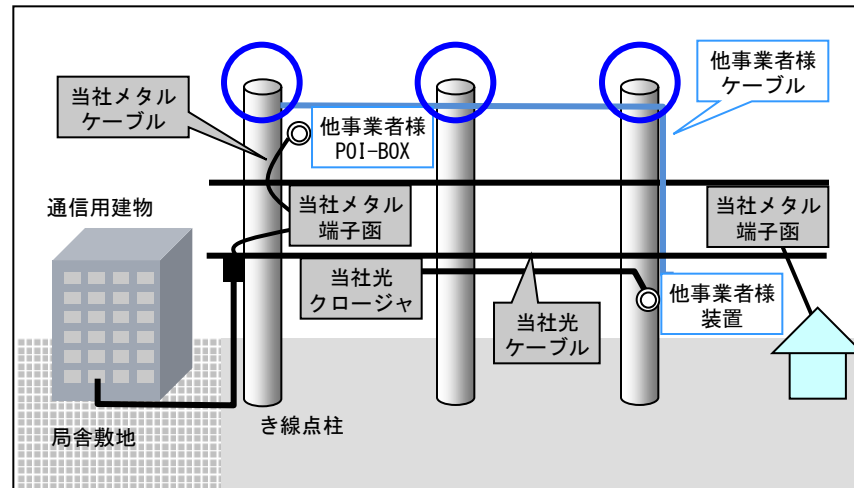
### 義務的提供となる電柱添架の例

【凡例】 ○ 義務的提供となる電柱添架ポイント ○ 一般提供となる電柱添架ポイント

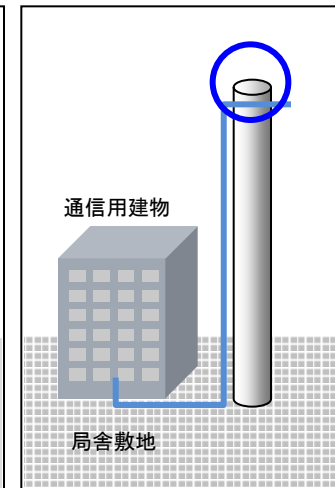
#### 光引込線



#### FTTR



#### 局舎敷地内電柱



### 解説

義務的提供となる電柱添架の定義・範囲は以下のとおりです。以下の定義・範囲に該当しない場合は、一般提供として取り扱います。

【定義】

以下①②のいずれかの要件を満たす電柱添架については、義務的提供として取り扱います。

①電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置する。

②通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置する。

(接続約款〔第10条の13〕)

【範囲】

接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱※

※FTTRであれば、VDSL装置、POI-BOX、及び両者を接続する電気通信回線設備を設置するために添架することが必要な電柱。光引込線であれば、POI-BOXを設置するために添架することが必要な電柱。(H19.3.30情報通信審議会答申)

## IV-2 電柱添架のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社をご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する電柱に現に空きがない場合※1
- 希望する電柱を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合※1
- 希望する電柱に改修又は移転計画がある場合
- 添架を希望する区間に地中化の計画がある場合
- 当社の技術基準※2に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

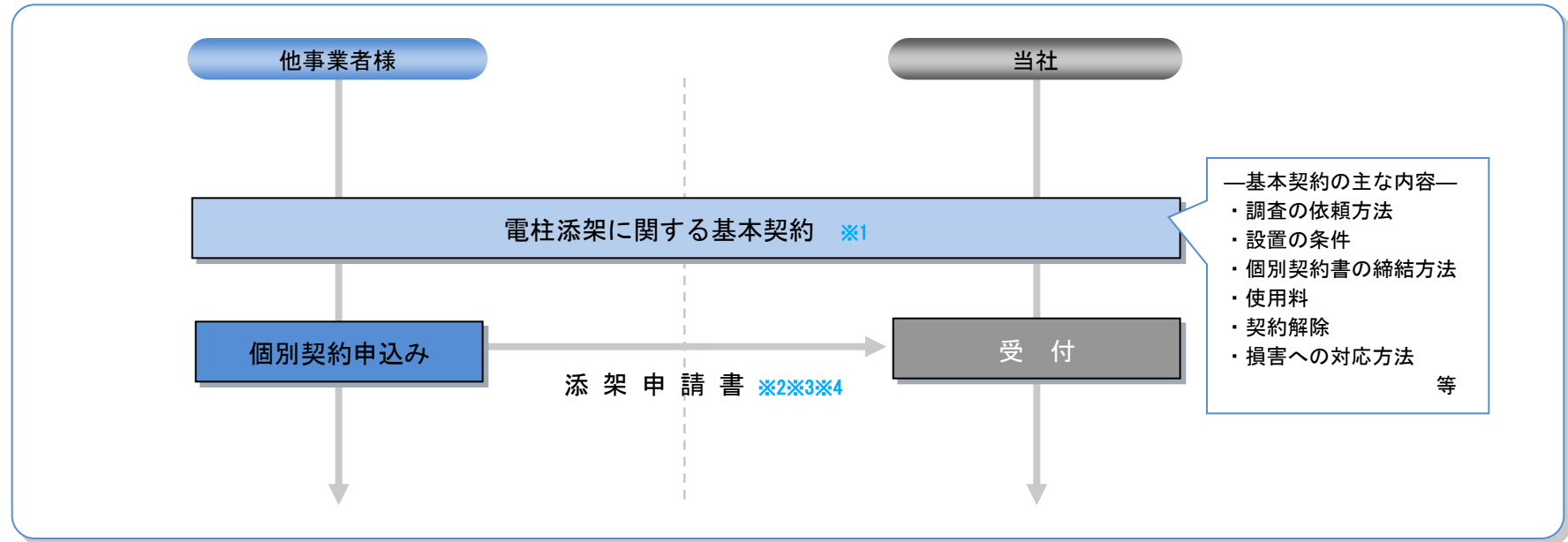
### 解 説

※1 「空きがない（なくなる）場合」とは、（i）添架スペース（他添架設備との離隔）を確保できない場合  
（ii）添架申請ケーブル等により電柱強度の許容範囲を超える場合

※2 「（参考）電柱に関する当社の技術基準」（P. 80）をご参照ください。

## Ⅳ－３－① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み

個別区間協議の期間を短縮するために、初回お申込みの際に「電柱添架に関する基本契約 ※1」を締結します。個別のご利用に関するお申込みは、「添架申請書」により行っていただきます。



### 解 説

※1 「電柱添架に関する基本契約書」は、義務的提供と一般提供それぞれ締結させていただきます。

※2 ①必要事項は次のとおりです。

- ・ご希望の場所又は区間（地図での明示と電柱番号の記載も併せてお願いします）
- ・設置を予定されている他事業者様設備の概要（添架線外径等）
- ・ご希望の利用開始時期と期間
- ・その他調査の際に考慮が必要な事項

②本申請書の提出によって、個別契約申込みの意思表示とさせていただきます。

※3 添架申請は下記URLからインターネットでの申請も可能です。

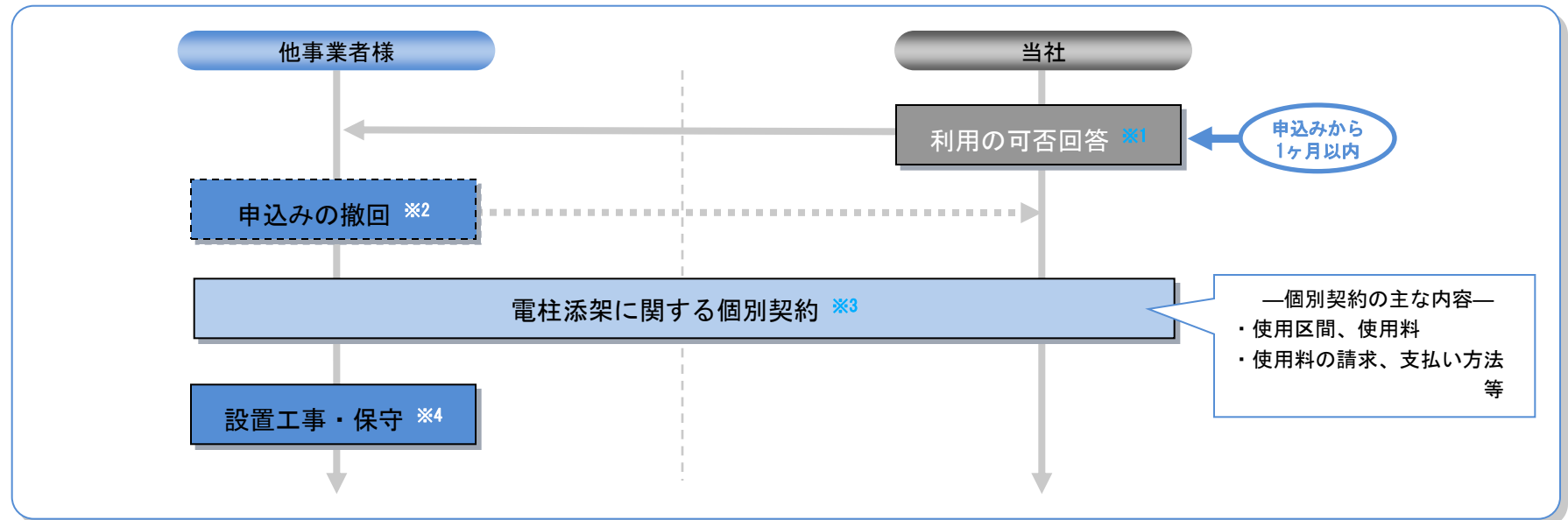
アクセスURL：<https://www.setsubi-info.ntt-w.net/webTenga/select/show>（～2025/7）

<https://tengaweb-pro-ap-vs01.infranet-iiipw.gvm-jp.groupis-ex.ntt/tengaweb/TNLOGIN>（2025/8～）

※4 義務的提供区間に係る電柱添架申請の場合のみ、当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置することを証明するもの及び接続構成図を提示いただきます。

## Ⅳ－３－② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結

添架申請書の提出（個別契約の申込み）から1ヶ月以内に、当社にご希望の電柱がご利用可能かどうかの回答をいたします。また添架可否回答後、個別契約を締結させていただきます。



### 解 説

- ※1 電柱添架の申込みについては、電柱強度や線条間の離隔等について、申込みのあった全電柱を対象に一体的に確認する必要があると考えられることから、申込みのあった全電柱について、一括申込みがあったものとして取り扱わせていただきます。申請された複数の電柱のうち、一部電柱に添架否のものが含まれる場合には、他の全ての電柱について、一体として「添架否」と扱うこととします。また、インターネットにより添架申請いただいたものに対する回答は、電子メールによる回答となります。
- ※2 添架申請を撤回される場合、義務的提供の電柱添架については、当社からの利用の可否回答の前後に係らず違約金を適用させていただきます。提供不可であると回答した電柱については、違約金を適用いたしません。
- ※3 ご希望の電柱について利用の可否、及び費用等について回答します。利用可能の場合には、個別契約を締結します。ご利用条件（P.99）をご参照ください。
  - \* 利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
  - \* 電柱設置場所での現地調査を実施した場合は、現地調査にかかわる費用を別途いただきます。
  - \* 回答は申請量に応じて1ヶ月を超過する場合があります。
  - \* 個別契約はご利用区間毎に締結します。
  - \* 義務的提供の電柱添架において、当社からの利用の可否回答後、3ヶ月以内に個別契約を締結いただけない場合は、添架申請を撤回されたものとみなします。
- ※4 ケーブルの設置工事、及び保守は他事業者様で実施していただきます。



## (参考) 電柱に関する当社の技術基準

電柱に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

### 1. 添架線条について

- (1) 線種は、ケーブル又は絶縁電線とします。
- (2) 線条の線路電圧電流は、100V以下かつ15A以下とします。
- (3) 添架線条の条数は、より多くの方に公平にご利用頂くという観点から、基本として1社1柱1条とします。

### 2. 通信線との離隔について

当社通信線との添架線条（付属機器含む）の離隔は、30cm以上とします。

ただし、当社及び既存添架事業者の承諾を受けた場合、又は設置しようとする架空電線（付属機器含む）が、当社通信線及び既存添架事業者の設置した架空電線に係わる作業に支障を及ぼさず、かつ損傷を与えない場合はこの限りではありません。

以下の場合には該当しないこととします。

- (1) 既設架空電線との一束化する場合で、かつ付属機器の設置場所が異なる場合
- (2) 当社の承諾を得て突き出し金物で指定の位置に設置する場合

### 3. 架渉位置について

添架線条（付属機器を含む）の架渉位置は、基本的に当社通信線（引込線を含む）の上部とします。

なお、コンクリート柱の場合は、電柱頭部から15cm以内には添架しないこととします。

### 4. 添架荷重等について

認定電気通信事業者が添架する線条の風圧荷重等は、既存電柱設備の構造物強度（一束化設備を含む）を超えないことを基本とします。

### 5. 不平衡荷重の防止について

認定電気通信事業者は、添架する線条において、既存電柱設備に対し不平衡荷重を発生させない措置を確実に実施する必要があります。

### 6. 付属機器の設置について

中継器、分配器等の付属機器を設置する場合は、当社設備及び既存添架事業者設備（当該設備における建設・保守工事、通信等を含む）に影響を及ぼさない範囲とし、電柱側面（支柱等含む）から1m以内の空間には設置しないこととします。

なお、形状・質量等については、個別に協議させていただきます。

### 7. お客様への引込線について

認定電気通信事業者が引込線等を設置する場合は、電柱側面から1m以上の離隔を確保した柱間から引込むこととします。

### 8. その他

上記1～7項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議させていただきます。

## IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口 ①

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
大阪府	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 関西ユニット 設備管理担当(大阪)	〒570-0083 大阪府守口市京阪本通1-9-6 NTT大阪守口ビル TEL:06-6105-3384
京都府	全域		
奈良県	全域		
滋賀県	全域		
和歌山県	全域		
兵庫県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 関西ユニット 設備管理担当(兵庫)	〒673-0898 兵庫県明石市榊屋町8-27 TEL:078-918-9104
愛知県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 東海ユニット 設備管理担当(名古屋)	〒451-0043 愛知県名古屋市中区新道2-13-17 NTT菊井ビル TEL:052-533-5955
静岡県	全域		
岐阜県	全域		
三重県	全域		

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
石川県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 北陸ユニット 設備管理担当	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-40 NTT大手町ビル1棟5階 TEL:076-282-9861
富山県	全域		
福井県	全域		
広島県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 中国ユニット 設備管理担当(広島)	〒731-0121 広島県広島市安佐南区中須1-3-17 TEL:082-554-0088
鳥取県	全域		
島根県	全域		
岡山県	全域		
山口県	全域		

(2025年5月現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。)

## IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口 ②

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
愛媛県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センター 四国ユニット 設備管理担当	〒790-0061 愛媛県松山市南江戸町1283-1 松山研修センタビル A棟 2F TEL : 089-909-6035
香川県	全域		
徳島県	全域		
高知県	全域		

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
福岡県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センター 九州ユニット 設備管理担当(福岡)	〒815-0035 福岡県福岡市南区向野1-17-25 TEL : 092-408-4831
佐賀県	全域		
長崎県	全域		
熊本県	全域		
大分県	全域		
宮崎県	全域		
鹿児島県	全域		
沖縄県	全域		

義務的提供に関する電柱添架基本契約締結等窓口  
西日本電信電話株式会社 設備本部 相互接続推進部 接続営業部門  
TEL : 06-6490-1239

(2025年5月現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。)

# 第7章

---

## キャリアズレート

## I-1 専用線キャリアズレート

専用サービスの端末回線線端接続の接続料金を「専用サービス契約約款の料金準用」から「事業者向け割引料金」（キャリアズレート：端末間伝送等機能料金）に見直し（H13.1.31認可）をし、「連絡調整業務なし」のメニューの追加（H14.8.1認可）を行っております。

### キャリアズレート

〈端末間伝送等機能割引率〉

	連絡調整 業務あり	連絡調整 業務なし
高速デジタル 伝送サービス	8.6% 〈24.3%〉	21.6% 〈35.1%〉
一般専用サービス	3.5% 〈10.3%〉	9.5% 〈15.8%〉

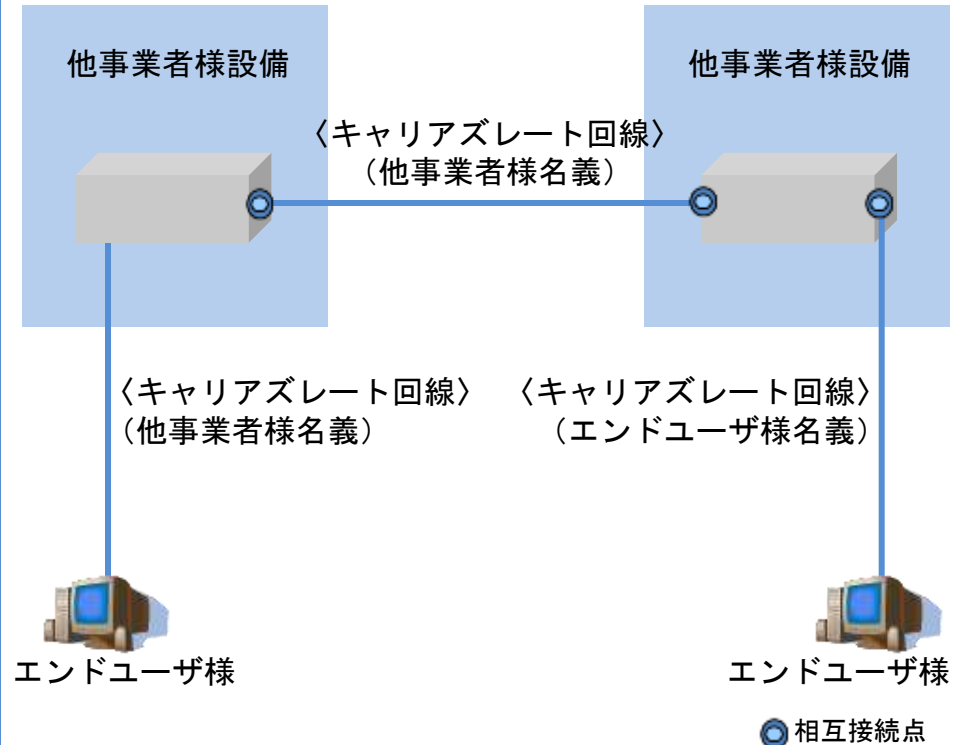
料金 = {専用サービス契約約款の料金額 ×  
(1 - 端末間伝送等機能割引率)}

※上記料金に、専用サービス契約約款の規定に準じて長期継続  
利用及び高額利用割引を利用することができます。

※割引率の〈 〉内は、長期継続利用（一般専用サービスを除  
く）、高額利用割引を組合わせた最大割引率です。

### (参考) 概要図

ユーザ向け回線と同様な接続形態で、端末回線の先で、  
他事業者様と相互接続している形態



## I-2 専用線キャリアズレートの主な提供条件

項目	主な提供条件										
対 象 サ ー ビ ス	高速デジタル伝送サービス、一般専用サービス 〈IPルーティング網接続専用サービス、無線専用サービス、映像伝送サービス、一般専用サービスの放送利用、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもの（※）を除く〉 ※D-3（模写伝送）、E-1（AM放送）、G-2（模写伝送）、I-2（写真・模写伝送）48kHz、240kHz、100b/s、200b/s、300b/s、1200b/s、48kb/s、1.5Mb/s（シングルクラス）										
申 込 み 形 態	『連絡調整業務』（次頁参照）の有無を他事業者様単位に選択（回線単位及びサービス単位の選択は不可）										
回 線 形 態	県内エンドエンド回線（ユーザ向け回線と同様の形態）										
回 線 名 義	・エンドユーザビル～他事業者様ビル間回線：エンドユーザ名義又は電気通信事業者様名義 ・他事業者様ビル間回線・当社ビル～他事業者様ビル間回線：他事業者様名義										
契 約 形 態	相互接続協定及び事業者向け専用サービス契約（電気通信事業者様名義でエンドユーザビル～他事業者様ビル間回線に係る契約）を締結後、回線単位に契約										
利 用 形 態	エンドユーザに電気通信役務を提供している事業用回線 （注）他事業者様自身が利用する回線（いわゆる自家利用回線）は対象外										
料 金 請 求 形 態	他事業者様へ料金請求（エンドユーザへは他事業者様が料金設定し、請求） （注）役務区間単位料金（ぶつ切り料金）は対象外										
そ の 他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">長期継続利用減額・高額利用割引</td> <td style="padding: 5px;">専用サービス契約約款に規定する条件を準用 （注）・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定+事業者向け専用サービス契約は合算可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">最低利用期間</td> <td style="padding: 5px;">専用サービス契約約款に規定する条件を準用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">臨時回線</td> <td style="padding: 5px;">専用サービス契約約款に規定する条件を準用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">譲渡・休止等</td> <td style="padding: 5px;">譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">遡及精算・タイムラグ精算</td> <td style="padding: 5px;">対象外</td> </tr> </table>	長期継続利用減額・高額利用割引	専用サービス契約約款に規定する条件を準用 （注）・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定+事業者向け専用サービス契約は合算可	最低利用期間	専用サービス契約約款に規定する条件を準用	臨時回線	専用サービス契約約款に規定する条件を準用	譲渡・休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可）	遡及精算・タイムラグ精算	対象外
長期継続利用減額・高額利用割引	専用サービス契約約款に規定する条件を準用 （注）・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定+事業者向け専用サービス契約は合算可										
最低利用期間	専用サービス契約約款に規定する条件を準用										
臨時回線	専用サービス契約約款に規定する条件を準用										
譲渡・休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可）										
遡及精算・タイムラグ精算	対象外										

## I-3 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容

### 業務内容

- ①他事業者様からの回線申込書を対応する各地域の専用サービスセンタに振り分けて提出すること及び回線申込書に記入漏れ等があった場合に他事業者様に確認し、必要により修正すること
- ②他事業者様の開通希望日と当社の開通可能日が異なる場合に、受付部門や工事施工部門と日程調整を実施すること
- ③全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施すること

### 「連絡調整業務」あり・なしの違い

区分	「あり」の場合	「なし」の場合
回線申込み	他事業者様が、当社営業担当者（アカウントマネージャ）経由で専用サービスセンタへ申込み。	他事業者様が専用サービスセンタへ直接申込み。 【申込先】各専用サービスセンタ
内容確認	アカウントマネージャが回線申込書の内容に不備がないか確認し必要により修正する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込後に、専用サービスセンタが回線申込書の内容に不備がないか確認し、万一不備があれば他事業者様へ連絡する。</li> <li>・他事業者様は回線申込書に不備がある場合は内容を修正し再度申込み。</li> </ul>
開通日希望日と開通可能日が異なる場合	アカウントマネージャが受付部門や工事施工部門と日程調整を実施する。  (注) 専用サービスセンタにおいては他事業者様のご希望に沿えるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業者様が開通可能日以降の開通希望日を専用サービスセンタへ連絡する。</li> </ul>
故障対応	アカウントマネージャが、全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施する。	専用サービスセンタが、管轄する回線の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を実施する。

※キャリアズレートのご提供にあたっては、「連絡調整業務」の有無にかかわらず、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（回線申込書の代書及び工事立会いを含む）は実施しないこととさせていただきます。

## I-4 専用線キャリアズレートの提供にあたって

### ご提供先等

- 以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。
  - ・電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社にご提出願います。
  - ・その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
    - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
    - (2) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること
    - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

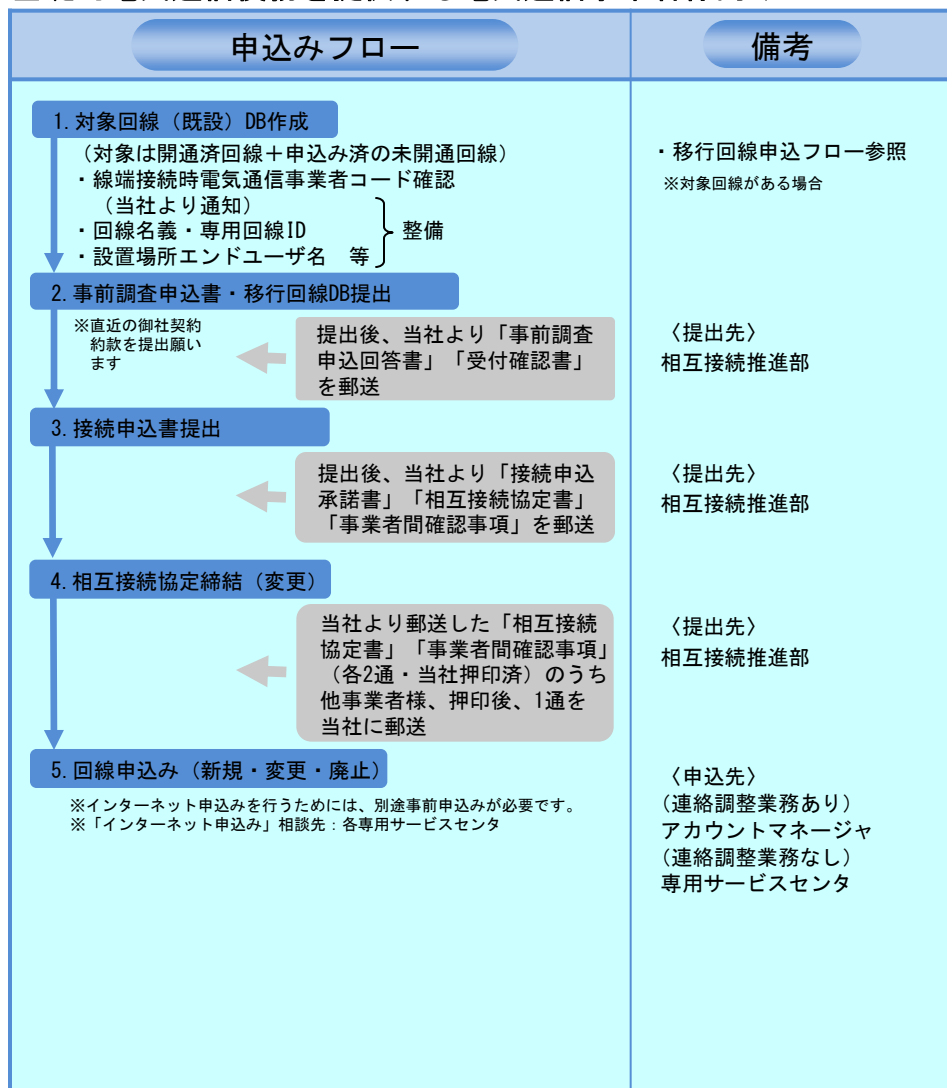
### ご利用開始までの手続き等

- ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。
  - ※別資料「専用キャリアズレート申込フロー」及び「移行回線申込フロー」により、当社に申込み願います。
- 専用キャリアズレートに係わる新設等の回線申込みにあたっては、従来の専用サービスの申込書とは別様式となります。

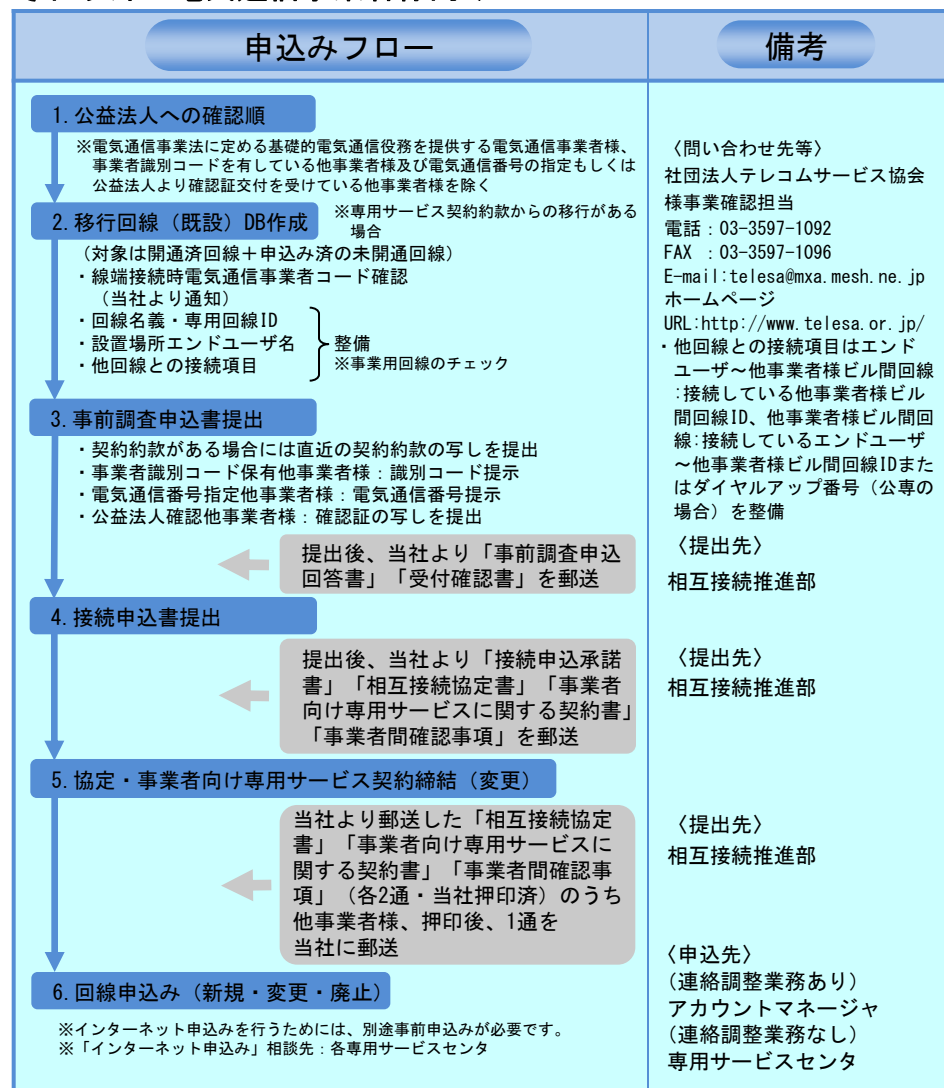


# I-5 専用線キャリアズレート申込みフロー

## 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け

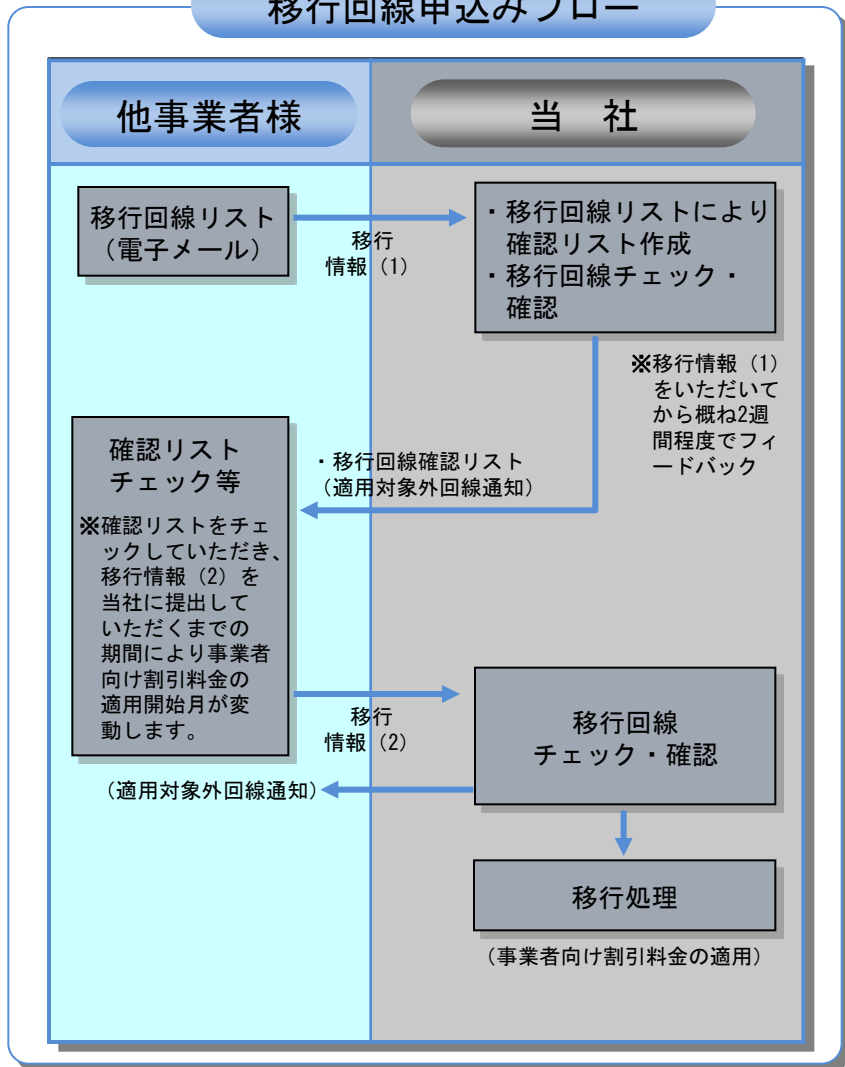


## それ以外の電気通信事業者様向け



# I-6 移行回線申込みフローとデータフォーマット

## 移行回線申込みフロー



## 移行回線データフォーマット

### ● 移行情報 (1) 「会社識別コード・専用回線ID・線端接続事業者コードを記入」

※専用サービスの端末回線線端接続を実施している事業者様は以下と同一フォーマットで線端接続回線情報を作成願います。

移行情報 (1)		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続時電気通信事業者コード
数字1桁	数字9桁	数字7桁
1	300123456	1234567

※ファイルフォーマットは、CSV形式

- ①会社識別コード・・・移行申込みされる回線のNTT東西会社区分  
「1」:NTT東日本会社、「2」:NTT西日本会社
- ②回線ID・・・移行申込み回線番号
- ③当社にて設定する線端接続時電気通信事業者コード・・・事業者様を識別するコード

### ● 移行情報 (2) 「確認リストの内容確認、線端接続区分、他事業者様ビル間回線における足回り回線ID等を記入」

移行情報 (1)		移行情報 (2)		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続区分コード※1	事業者様ビル間回線	
			専用回線ID※2	ダイヤルアップ番号※3
数字1桁	数字9桁	数字1桁	数字9桁	数字10桁
1	300123456	0		
1	300123456	0		

開示情報					
反映結果	事由コード	企業等コード	設置番号	お客様名	設置場所住所/事業者名
※4	※4				
数字1桁	数字2桁	数字7桁	数字3桁	漢字40桁	漢字50桁
0	00	1234567	001	△△商事	仙台市〇〇・☆☆商事
0	00	1234567	002	△△商事	仙台市〇〇・△△商事

- ※1 線端接続区分コード 1:線端接続側、0:ユーザー側を記入
- ※2 両端に接続している足回り回線ID
- ※3 公専接続の場合ダイヤルアップ番号 } 他事業者様ビル間回線の場合にのみ記入対象
- ※4 移行情報 (1) に基づき移行対象回線の可否判定を行い反映結果、事由コードにて通知します。

# I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

## 事前調査申込書記入例 1

### 様紙 8

青字の部分を記入してください。

### 事前調査申込書

第 ○○○ 号  
○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
○○ ○○ 殿

所属（法人名等）  
氏名○○○○○

次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続（変更）の概要	端末間伝送等機能の利用 (弊社と相互接続する貴社の専用役員区間に 係る料金設定を弊社が行う。)
協議事項に関する具体的内容	別紙1のとおり
接続（変更）希望時期	○年○月
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	○○○○株式会社 ○○○担当 ○○○○ TEL : FAX : E-mail :

## 事前調査申込書記入例 2

### 別紙1

### 協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第(1)欄とする		
接続約款記載以外の接続箇所			
2. 電気通信設備の分界点			
(1) 相互接続点設置希望場所	(相互接続点の設置を希望する場所を記入)  例1) 弊社ビル内 (○○市○○町○番○号 他) 例2) NTTビル内		
3. 接続対象地域			
(1) 弊社接続対象地域	(NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。) 例1) 大阪市内		
(2) 相互接続点ごとの 接続対象地域	弊社網接続エリア: 例1) 弊社の大阪営業エリア  NTT西日本網接続エリア: 例1) 大阪		
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
接続約款記載の技術的条件 での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおり とする。		
回線 留保	優先発ユーザ 留保回線制御機能	有	無
保	両方向 留保回線制御機能	有	無
接続約款記載の技術的条件 以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			
(1) 相互接続点ごとの 交換設備/回線設備の設備量	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場 所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)		
(2) NTT西日本ビル内に設置を 希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、 寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件	等		

# I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ②

## 事前調査申込書記入例 3

6. 接続形態		<p>・エンドユーザビルへ他事業者ビル間（エンドユーザ名義）の接続の場合：17-2、他事業者ビル間（他事業者様名義）及びフレックスサービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーションして接続する場合：543-6を公表約款欄に記入してください。</p> <p>・フレックスサービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーション等せず、直接、接続する場合：18を公表約款欄に記入ください。 ※上記以外の場合は別途、お問い合わせください。</p>
接続約款配置の接続形態の場合	公示約款	第7章接続形態別表2-2第17-2号、18号、543-6号とする。
	任意約款	
接続約款記載の接続形態以外の場合		
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要		
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTT東日本に協力依頼する事項		弊社より専用サービス契約約款から移行する回線を提示するので、週末間伝送等機能対象回線か否かのチェック等について、ご協力をいただきたい。
<p>基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様：2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様：3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の確認を受けている他事業者様：4、を記入してください。なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。</p>		
9. その他		
接続申込条件		<p>弊社は公表約款第22条第2項第(○)号に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者識別コード：○○○○○</li> <li>・電気通信番号：○○○○○</li> <li>・公益法人確認番号：○○○○○</li> </ul> <p>有</p> <p>「有」または「無」を記入してください。</p> <p>有</p> <p>NTT○○○、○○部</p> <p>担当者名： _____</p> <p>連絡先電話番号： _____</p> <p>E-mail： _____</p> <p>弊社が専用サービス契約約款等から移行する回線数等は以下のとおりです。（平成○○年○月○○日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンドユーザビル・弊社ビル間回線 ○○○回線 （内訳：弊社名義 ○○回線、エンドユーザ名義 ○○回線 共同名義 ○○回線）</li> <li>・弊社ビル・弊社ビル間回線 ○○回線</li> <li>・NTT地域ビル・弊社ビル間回線 ○○回線 （すべて弊社名義です。）</li> </ul> <p>※御社専用サービス契約約款別記への弊社名記載について了承します。</p>
NTT東日本との相互接続協定締結の有無 連絡調整業務あり・なしの選択		
専用線又は端末回線等機能の回線申込みをしているNTT東日本等担当者名		
移行回線数		
エンドユーザビル・他事業者様ビル間のエンドユーザ名義回線がある場合、記入してください。		

## 接続申込書記入例

### 様式 1 2

### 接続申込書

年 月 日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

郵便番号 ○○○-○○○  
（ふりがな） ○○けん ○○し ○○  
住 所 ○○○県○○市○○○丁目○番○号  
（ふりがな） かぶしきがいしゃ○○○○○  
氏 名 株式会社○○○  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう○○○○○  
代表取締役社長 ○○○○ 印

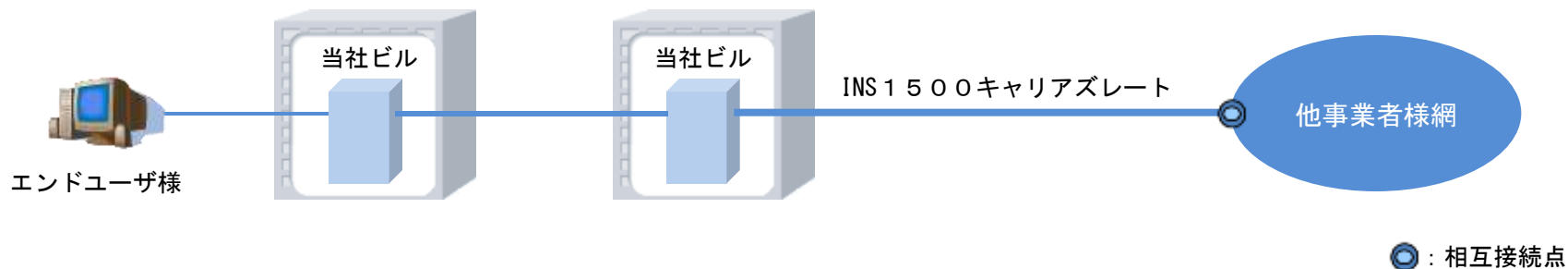
事業許可（登録・届出）番号 第 号

事業許可（登録・届出）年月日 令和 年 月 日

弊社事前調査申込書（ 年 月 日付け 号）に対する貴社  
回答書（ 年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を  
申込みます。

## Ⅱ－１ INS1500回線キャリアズレートの概要

### 概要図



### 適用料金

項目	割引率
「連絡調整業務なし」の場合	35.6%
「連絡調整業務あり」の場合	24.8%

料金 = [総合デジタル通信サービス契約約款の回線使用料（基本料） × (1 - 総合デジタル通信端末回線伝送機能割引率)]

## Ⅱ－２ INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件

項目	主な提供条件
対象サービス	23B+Dの着信専用回線 （「24Bとの共用契約者回線である23B+D」及び「INS1500キャリアズレート適用対象外・未適用回線と代表取扱をしている23B+D」は対象外）
申込形態	「連絡調整業務」の有無を他事業者様単位に選択（回線単位不可）
契約形態	相互接続協定締結後、回線単位に契約（回線名義は他事業者様名義）
利用形態	エンドユーザ様に電気通信役務を提供している事業用回線 （他事業者様自身が利用するいわゆる自家利用回線は対象外）
臨時回線	対象外
譲渡・休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡はINS1500キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（一般のINSネット1500へ変更後の譲渡は可）
遡及精算等	遡及精算・タイムラグ精算は対象外
その他の	上記以外は、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する条件を準用

## Ⅱ－3 INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって

### ご提供先等

以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。

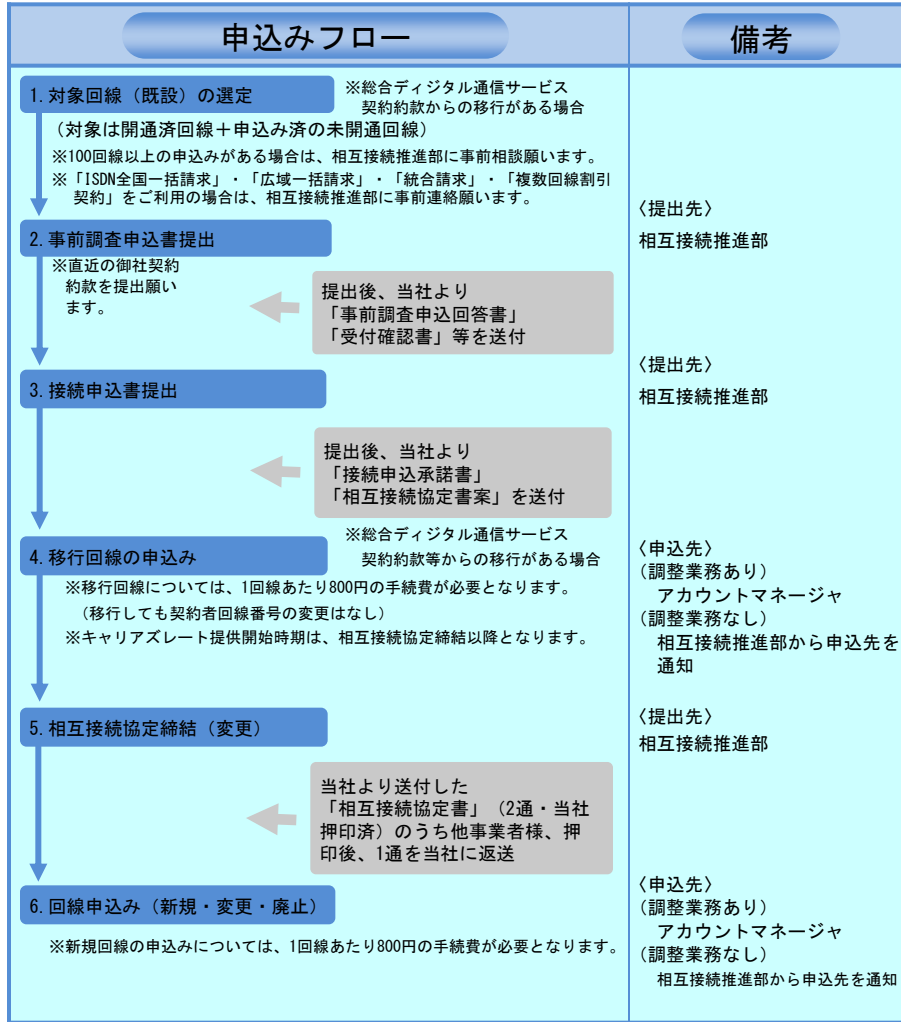
- 電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社に提出願います。
- その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
  - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
  - (2) 電気通信番号規則の規定により、電気通信番号の指定を受けていること
  - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

### ご利用開始までの手続き等

- ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。
- 「連絡調整業務なし」を選択された他事業者様につきましては、①回線を設置する当社支店毎に他事業者様が回線申込書を提出すること、②工事日調整は実施しないこと（希望日と可能日が相違している場合）、③故障対応は113対応とさせていただきます。  
※「連絡調整業務あり」を選択された場合は、上記について、現在当社アカウントマネージャ等が実施している内容と同一内容を実施させていただきます。ただし、連絡調整業務ありなしの選択にかかわらず、キャリアズレートのご提供にあたっては、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（申込書代書含む）は実施しないこととさせていただきます。

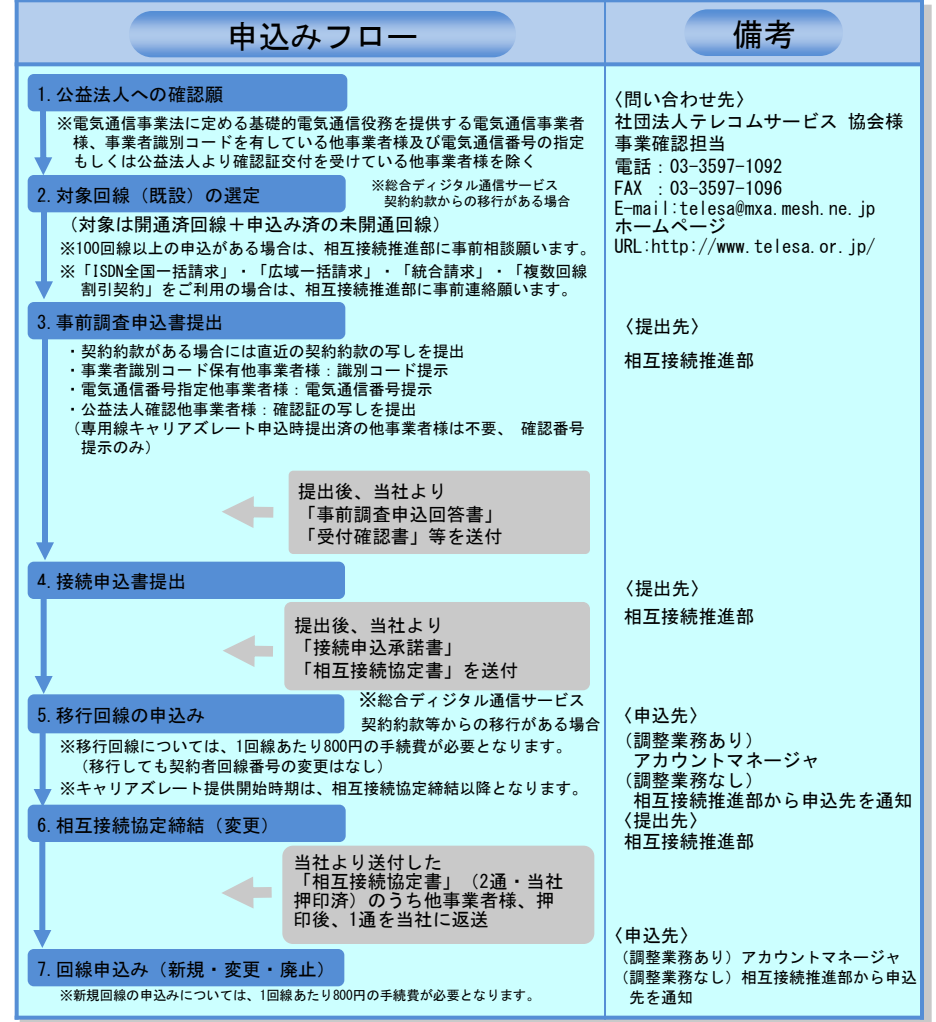
## Ⅱ-4 INS1500回線キャリアズレート申込みフロー

### 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け



◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料<タイプ1>」・調整業務なし⇒「CR回線使用料<タイプ2>」  
 上記以外は一般のINSネット1500と同様です。

### それ以外の電気通信事業者様向け



◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料<タイプ1>」・調整業務なし⇒「CR回線使用料<タイプ2>」  
 上記以外は一般のINSネット1500と同様です。



## Ⅱ－5 INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

### 事前調査申込書記入例1

様式 8

#### 事前調査申込書

第 ○○○ 号  
○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部長  
○○ ○○ 殿

所属 (法人名等)  
氏名 ○○ ○○

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続(変更)の概要	総合デジタル通信端末回線伝送機能の利用
協議事項に関する具体的内容	別紙のとおり
接続(変更)希望時期	○○年○月
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	○○○○株式会社 ○○担当 ○○○○ TEL : FAX : E-mail :

### 事前調査申込書記入例2

別紙

#### 協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所		
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第1欄とする。	
接続約款記載以外の接続箇所	別表1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。	
2. 電気通信設備の分界点		
(1) 相互接続点設置希望場所	弊社ビル内 (○○市○○町○番○号他)	
3. 接続対象地域		
(1) 弊社接続対象地域	(NTT西日本網との新規の接続の場合に記入) 大阪市内 弊社網エリア：弊社の大阪営業エリア	
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	NTT西日本エリア：大阪	
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）		
新たな技術的条件の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。	
	回線留保 優先発ユーザ 留保回線制御機能	有 無
	両方向 留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。	
5. 電気通信設備の建設に係る事項		
(1) 相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量 (2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無・設置設備の種類、数量、寸法・電力量・その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)  基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様：6-2、 それ以外の電気通信事業者様：17-2 を記入してください。	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第○○○号とする。
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第 号～第 号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合	別表2接続形態のとおり。	

## Ⅱ－５ INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例②

### 事前調査申込書記入例3

7. 網改造料の対象となる機能	
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能番号とする。
網改造料の対象となる機能以外を利用を希望する機能概要	
8. 業務遂行上の協力事項	
(1)NTT西日本に協力依頼する事項	
9. 事業者識別番号及びその種別	
事業者識別番号	( ) ( ) ( )
国内基本かつ国内付加サービス共用	
国内付加かつ国際付加サービス共用	
国内基本かつ国際基本サービス共用	
国際基本サービス専用	
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。	
10. その他	
接続申込条件	弊社は公表約款第22条第2項第(○)号に該当しません。 ・事業者識別コード：○○○○○ ・電気通信番号：○○○○○ ・公益法人確認番号：○○○○○
NTT西日本との相互接続協定締結の有無	有
連絡調整業務あり・なしの選択	有
INSネット1500の回線申込みをしているNTT西日本等担当者名	NTT○○○、○○部 担当者名： 連絡先電話番号： E-mail：
移行回線数	弊社が総合デジタル通信サービス契約約款等から移行する回線数は○○○回線（NTT西日本エリア内）です。（平成○○年 ○月 現在）料金対象サイクルは○及び○ブロックです。事業用確認URL：WWW、……

基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様・2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様：3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の承認を受けている他事業者様：4、を記入してください。なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。

いずれか1つを記入してください。

「有」または「無」を記入してください。

移行回線の料金対象サイクル(Aブロック(21日～20日)・Bブロック(26日～25日)・Cブロック(1日～末日)・Dブロック(6日～5日)・Eブロック(11日～10日)・Fブロック(16日～15日))のうち、該当するA～Fを記入してください。（複数可・お手元の弊社請求書にて確認願います）

現在、INSネット1500の回線申込をしている弊社アカウントマネージャ等を記入してください。（NTT西日本の場合は、NTT西日本のアカウントマネージャ等を記入してください。）

移行回線が事業用であることが確認できる他事業者様ホームページ（エンドユーザ様向けダイヤルアップ番号一覧等）のURLを記入してください。ホームページ未掲載の場合は、ダイヤルアップ番号が掲載されているエンドユーザ様向け説明書を同封願います。

# 相互接続ガイドブック

Guide Book for Interconnection  
with NTT-West Networks



3

相互接続に関する参考情報—接続ルールと当社の取組み—

# 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。  
②では他事業者様をご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報はホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

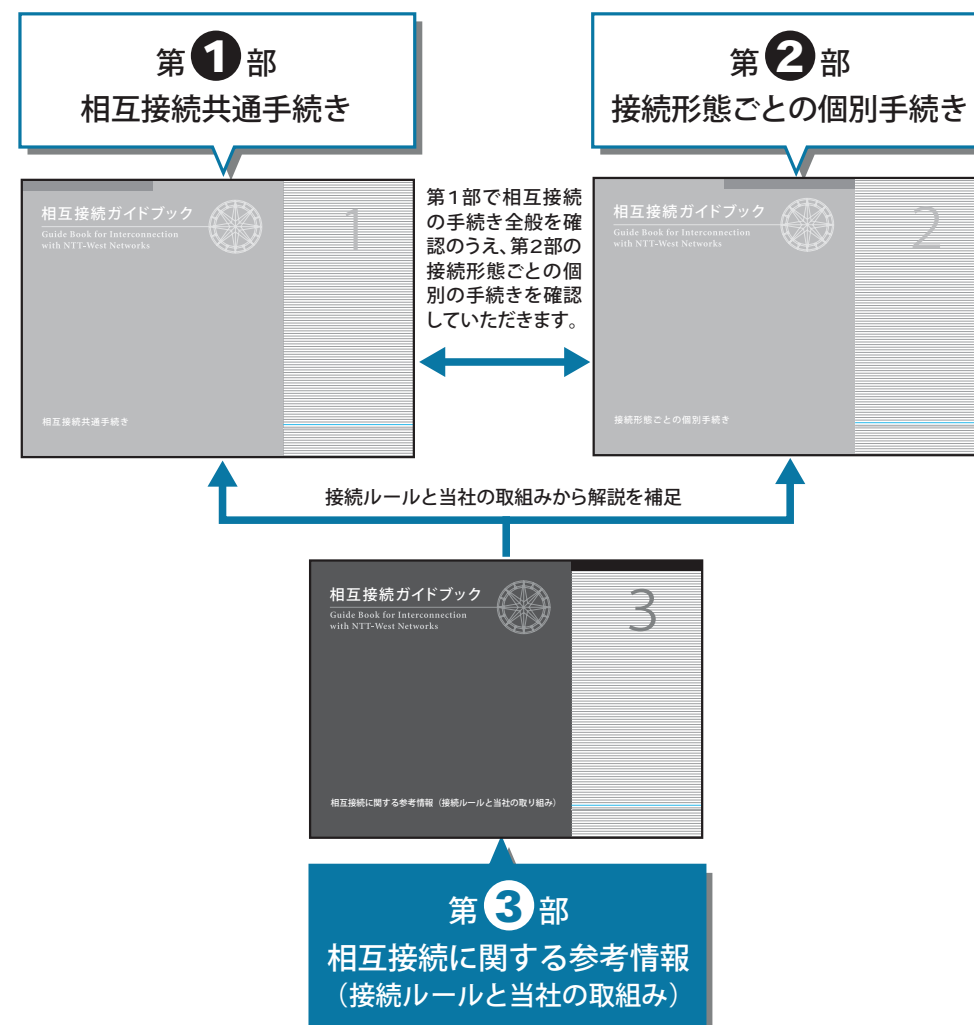
<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

## お申込みいただく前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためには、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいります。相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただきます。



# 目 次

## 第1章 接続ルールと当社の取り組み

I 接続ルール（電気通信事業法）の概要	4
I-1 接続の基本的ルールの法制化	5
II 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲	6
III 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）	7
III-1 接続約款の実施手続き	8
IV 接続会計	9
V 網機能提供計画	10
V-1 網機能提供計画の届出・公表	11
V-2 公表期間短縮（工事の開始の日の変更）	12
（参考）網機能公示の実施	13

## 第2章 ネットワークのオープン化の取り組み

I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化	15
II 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史	16
III 自主ルールによる取り組み	17
（参考）オープン化個別プログラムの実施	18
市内網の開放（アクセス系のオープン化）	19
IV 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し	20
（参考）自主ルールとの接続の基本的なルールの比較	21
V 接続ルールの見直し①	22
接続ルールの見直し②	23
接続ルールの見直し③	24

## 第3章 情報公開の取り組み

I 情報開示の基本的な考え方	26
II 当社の開示情報	27
III 当社の開示窓口	28

## 第4章 その他の当社取り組み

I ネットワーク機能のアンバンドル化	30
II 苦情・要望等の受付窓口について	31
III 公正競争及び内外無差別に関する取り組み	32

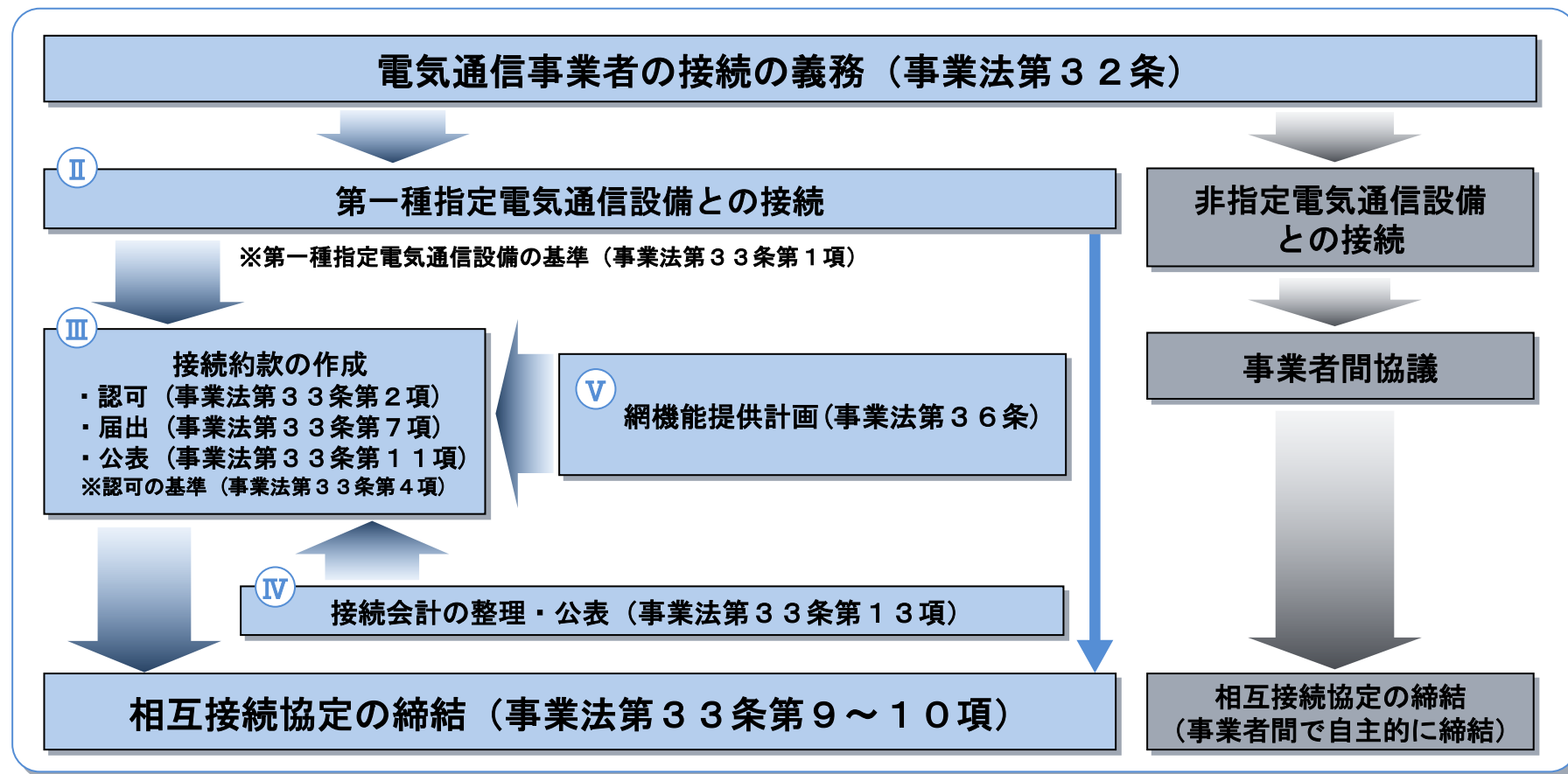
# 第1章

---

## 接続ルールと当社の取り組み

# I 接続ルール（電気通信事業法）の概要

電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次の一覧を掲載しています。



## I -1 接続の基本的ルールの法制化

現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本ルール」の法制化（1997年11月施行）及びその後の「接続の基本ルールの見直し」の法制化（2001年11月施行）等に基づき形成されてきたものです。

- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化（料金表含む）
- 接続約款案の公表と意見招請※
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定※
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定※
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

（注1）下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール

（注2）※は総務省実施



## Ⅱ 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲

### 電気通信事業法

#### 接続の義務（第32条）

- 全ての電気通信事業者にその設置する電気通信回線設備との接続の義務をルール化  
〈接続を拒否し得る正当な理由〉
  - (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
  - (2) 自社の利益を不当に害するおそれがあるとき
  - (3) その他総務省令で定める正当な理由があるとき

#### 第一種指定電気通信設備の指定（第33条第1項）

- 指定の目的  
他の電気通信事業者の電気通信設備との接続による利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達
- 指定の単位  
電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域
- 指定の範囲  
総務省令で定める割合を超える加入者回線及びこれと一体として設置する設備で総務省令で定めるものの総体

### 事業法施行規則

#### 接続の請求を拒める正当な理由（第23条）

- (1) 他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること
- (2) 接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること
- (3) 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと（第一号に掲げる理由を除く。）。

#### 方法（第23条の2第1項）

告示 ※平成13年11月30日（総務省告示第723号）  
当該事業者への通知

#### 単位（第23条の2第2項）

都道府県の区域（原則）

#### 割合（第23条の2第3項）

固定端末系伝送路設備について、2分の1

#### 第一種指定電気通信設備の範囲（第23条の2第4項）

- (1) 交換等設備
- (2) 伝送路設備
- (3) 情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4) 前3号の他、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であって、接続が利用者の利便向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

### Ⅲ 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）

第一種指定電気通信設備との相互接続に関する条件を明らかにした接続約款を作成しています。また接続に関する料金や接続条件の作成・変更の際は、総務大臣への認可申請後、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求める手続きを経ることとされており、公正性・透明性が確保されています。

#### 接続約款の主な内容

##### 【法令に規定された事項】

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- 接続協定の締結及び解除の手続き
- コロケーションに係る事項
- 接続までの標準的な期間
- 利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法

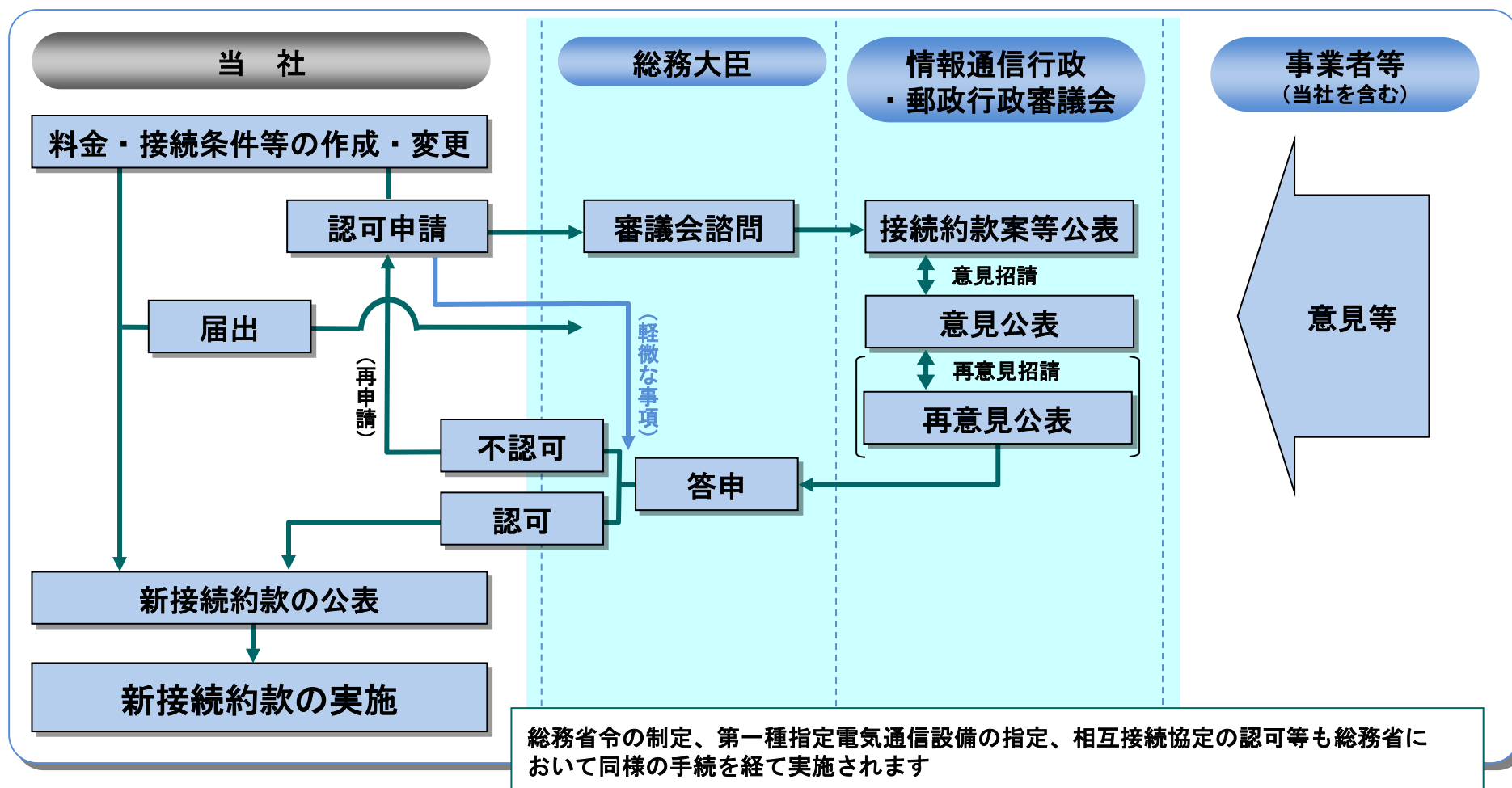
- 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決方法
- 接続の手続き及び算定根拠に関する情報の提供

##### 【その他接続に関して必要な事項】

- 接続の申し入れ手順等手続的な事項
- 経過措置に係る事項

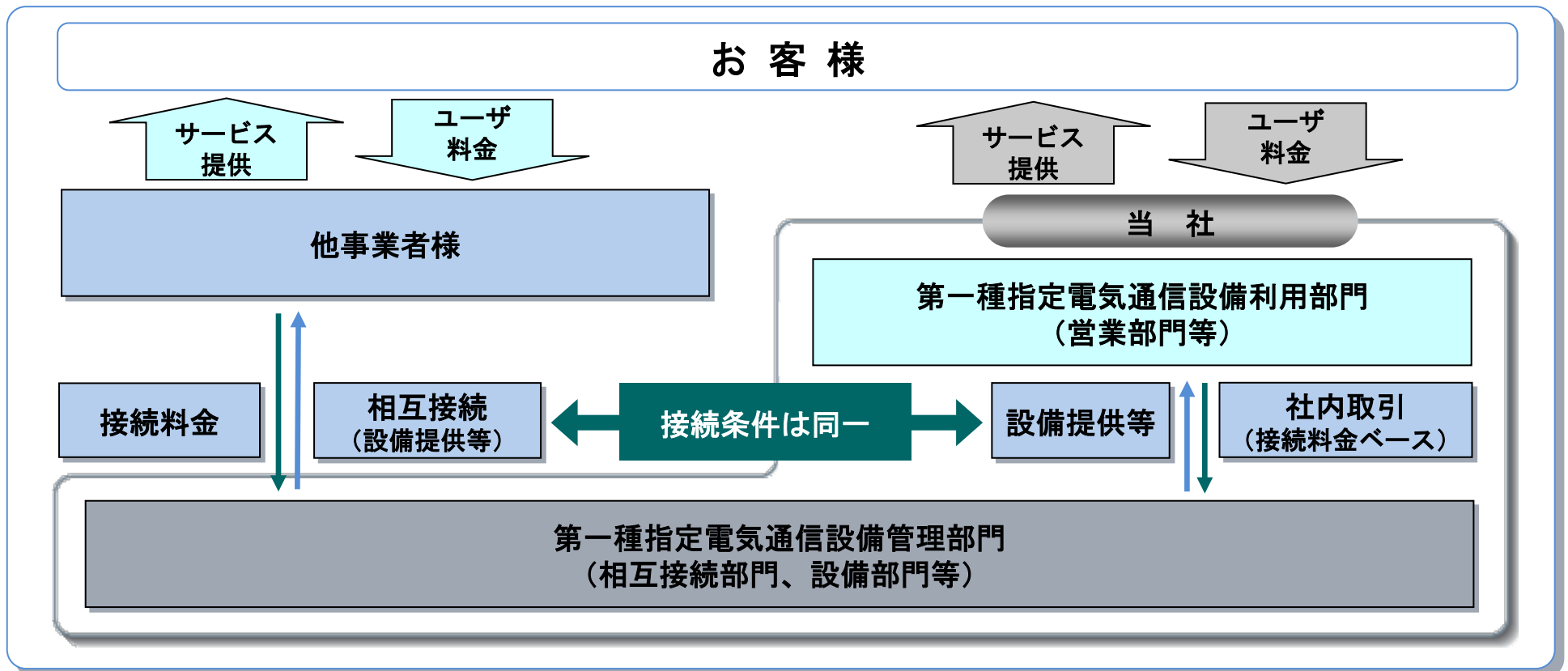
## Ⅲ-1 接続約款の実施手続き

接続に関する料金や接続条件の作成・変更は、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求め議論をするオープンな手続で実施され、透明性が確保されています。



## IV 接続会計

接続会計は、当社の第一種指定電気通信設備の管理運営及びその接続、提供を行う部門（第一種指定電気通信設備管理部門）と、第一種指定電気通信設備を接続料金（アクセスチャージ）ベースで利用してユーザサービスを提供する部門（第一種指定電気通信設備利用部門）とに区分してそれぞれの収支状況等を明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。



# V 網機能提供計画

## (電気通信事業法)

## (電気通信事業法施行規則)

### 網機能提供計画の届出 (第36条第1項)

・届出対象  
第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く）の変更又は追加の計画

・届出時期  
当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣へ届出

・届出項目  
総務省令に定めるところによる

### 届出を要しない網機能 (第24条の5)

- 1 プログラム又はデータを書き換える機能
- 2 トラフィック測定機能
- 3 課金機能、料金計算機能（事業者間精算機能を除く）
- 4 監視機能、制御機能（他事業者に影響を及ぼさないもの）
- 5 公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- 6 指定電気通信設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能（113等）
- 7 利用者が端末から利用条件を設定、変更するための機能（カスタマコントロール機能）
- 8 番号案内機能（他事業者との接続機能を除く）

### 届出時期 (第24条の2)

原則	90日前
例外	
・届出た計画の変更の届出、 他事業者様要望の機能の届出など	40日前
・勧告に基づく計画の変更の届出	7日前
・円滑な接続に支障が生ずることを 防止するためにやむを得ないと 総務大臣が認める場合	総務大臣が別に定める200日以内の日数

### 工事の開始の日の変更手続き (第24条の2)

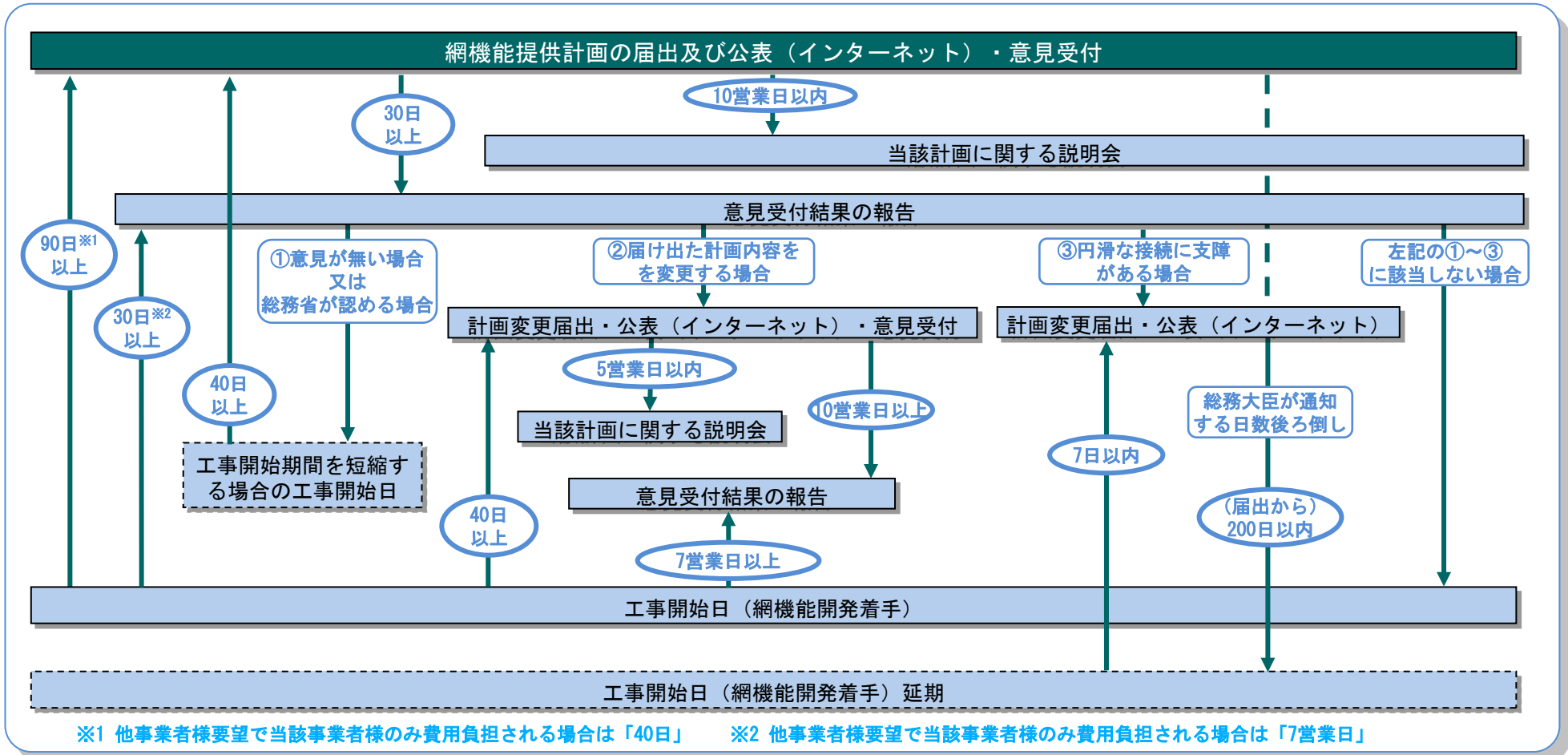
インターネット公表後30日間の意見受付期間内に、他事業者様より要望・意見がない場合又はその他総務省の承認を得た場合は、工事の開始日の変更（前倒し）をする場合がある。

### 届出項目・様式 (第24条)

機能の内容、提供条件、インタフェース、費用負担の有無及びその概算、提供予定時期等を所定の様式に記載

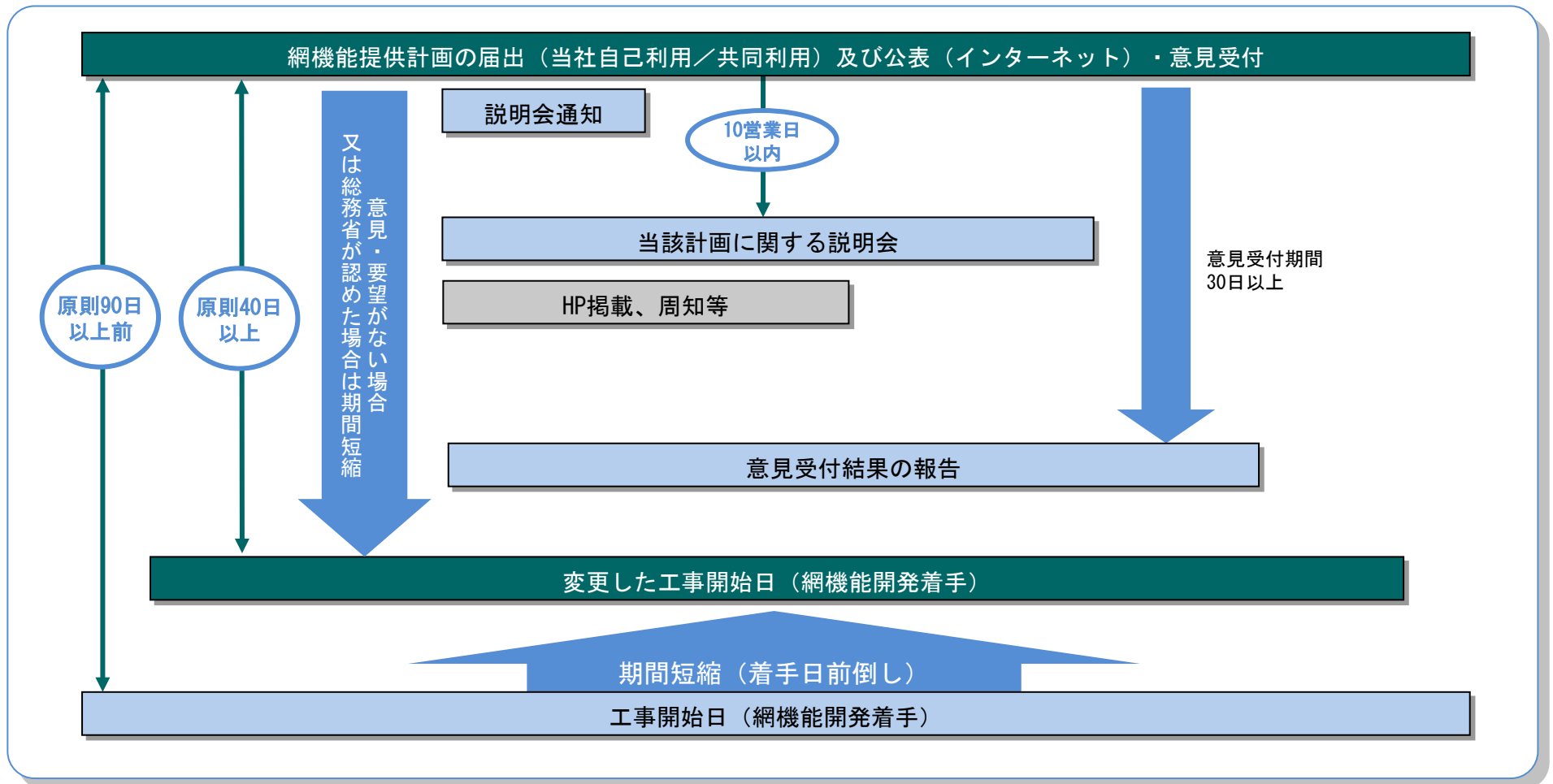
## V-1 網機能提供計画の届出・公表

当社では、従来より相互接続条件に影響を及ぼす可能性があると思われる網機能の追加・変更にあたっては「網機能公示」を自主的に実施し、サービス開発に関する事業者間での公平性の確保に努めてまいりましたが、接続ルールでは指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画について、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届出、公表することが義務付けられています。  
(2019年3月省令改正を反映しております)



## V-2 公表期間短縮（工事の開始の日の変更）

工事開始の90日前に網機能提供計画の届出が原則として義務付けられていますが、新サービスの早期提供の観点から、届け出た計画の公表（インターネット）後30日以上意見受付期間内に他事業者様よりご要望・ご意見がない場合又は円滑な接続に支障の防止のため総務省が認めた場合は、工事の開始日の変更前倒しをおこなう場合があります。



## (参考) 網機能公示の実施

平成7年6月より網機能公示を着実に実施し、同時に他事業者様向けの説明会を開催してきました。

第1回 平成7年6月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1995年度第3四半期以降に開発着手する網機能及び開発着手済みの網機能（全18項目）</li></ul>
第2回 平成7年12月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オープンコンピュータネットワークの網機能（専用線UNI相当）</li><li>・ 市内交換機接続インタフェース機能 [対応信号用（一般接続）]</li></ul>
第3回 平成8年3月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オープンコンピュータネットワークの網機能（高速データ伝送）</li><li>・ 加入者回線接続インタフェース機能 [加入電話サービス用]</li></ul>
第4回 平成8年6月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市内交換機接続インタフェース機能 [準対応信号網構成用（一般接続）]</li><li>・ 信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（共通部）]</li></ul>
第5回 平成8年11月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ATM専用サービス接続インタフェース機能</li></ul>
第6回 平成9年3月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 接続先指示機能</li></ul>
第7回 平成9年7月3日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（市内交換機機能）]</li></ul>
第8回 平成9年9月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市外交換機接続インタフェース機能 [第二種事業者用]</li><li>・ デジタルアクセス1500サービス接続インタフェース機能</li></ul>
第9回 平成9年12月18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 帯域共用型ATMインタフェース機能</li></ul>



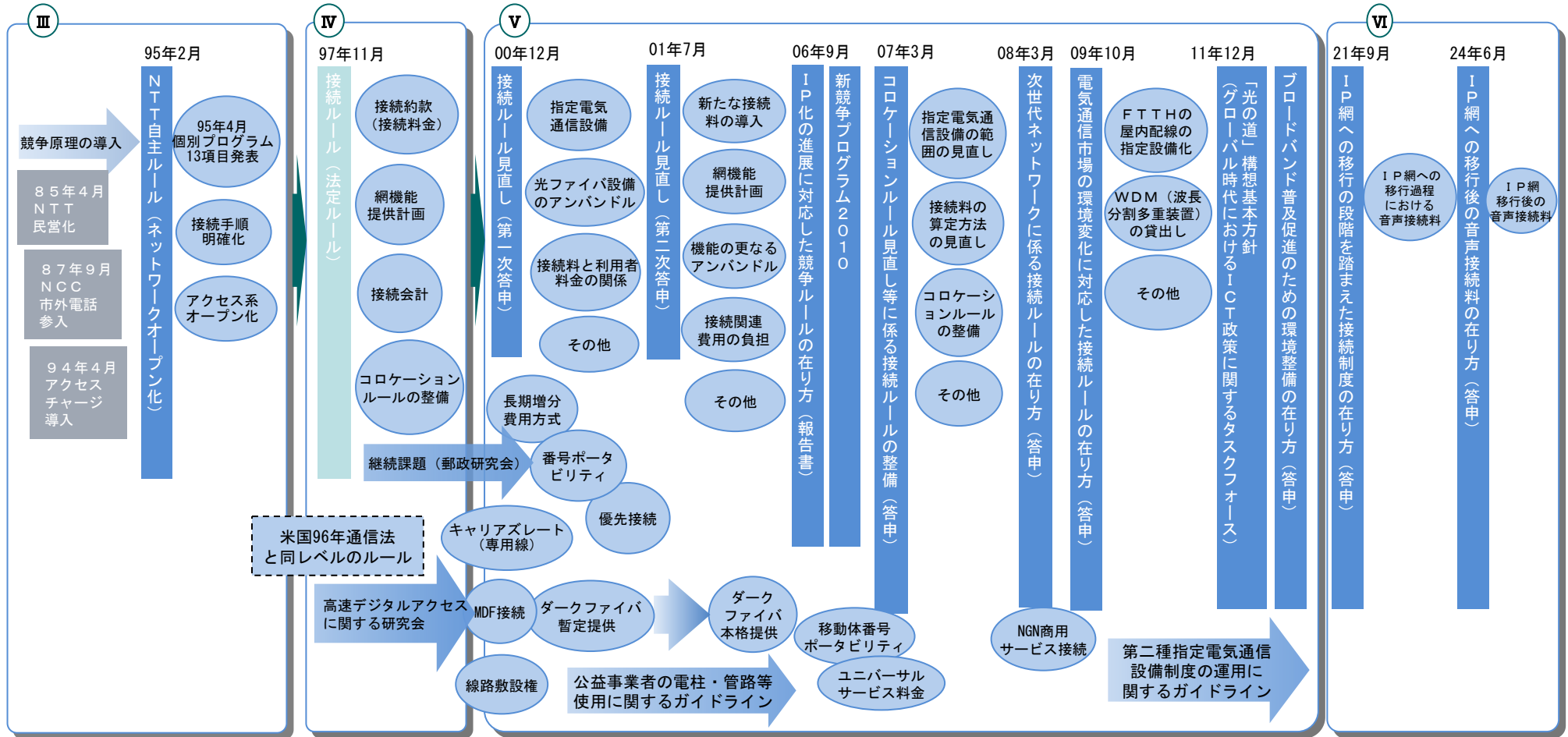
## 第2章

---

# ネットワークのオープン化の取り組み

# I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化

当社は、他の電気通信事業者が当社ネットワークを自在に活用し、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とするために、「ネットワークのオープン化（1995.2）」を発表し、現在にいたるまで様々な取り組みを実施してきました。



相互接続に対する NTTのスタンス

接続条件を巡る闘争

適正なコスト負担を条件にすべての接続要望に対応

事業者共通のルール作りとルールに則った相互接続事業の推進

IP時代の接続ルール

PSTNマイグレーションの実現

## Ⅱ 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史

### 自由競争市場実現に向けた3つの課題

- ①当社のネットワークをオープンにすることにより競争を促進し、市場を活性化する。
- ②接続（相互接続）ルールを確立し、公正有効競争が図れる自由市場を実現する。
- ③自由競争実現を阻害する各種規制の緩和／撤廃を押し進める。

### 相互接続の歴史

#### 競争原理導入

- 1985. 4 電気通信事業法施行（NTT民営化）
- 1987. 9 NCC市外電話参入
- 1994. 4 事業者間接続料金制度導入
- 1994. 11 フレームリレー、VPN接続問題

#### ネットワークオープン化

- 1995. 2 ネットワークオープン化宣言
- 1995. 3 接続協議手順等の明確化に関する具体的措置
- 1995. 9 アクセス系のオープン化

#### 接続ルール

- 1997. 11 接続ルールの施行（事業法改正）
- 1997. 12 ネットワークのデジタル化完了
- 1998. 2 WTO合意の発効
- 1998. 3 接続約款認可・実施
- 2000. 10 接続ルール見直し諮問
- 2000. 12 接続ルール見直し第一次答申
- 2001. 7 接続ルール見直し第二次答申
- 2006. 10 コロケーションルールの見直し等諮問
- 2007. 3 コロケーションルールの見直し等答申
- 2007. 10 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について諮問
- 2008. 3 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について答申
- 2009. 2 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等諮問
- 2009. 10 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等答申
- 2010. 12 「光の道」構想に関する基本方針公表
- 2011. 3 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問
- 2011. 12 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について答申
- 2020. 4 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について諮問
- 2021. 9 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について答申
- 2023. 10 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について諮問
- 2024. 9 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について答申

## Ⅲ 自主ルールによる取り組み

当社は、競争の促進により電気通信市場が活性化し、結果的にお客様に安くて多様なサービスが提供できるという観点に立ち、競争環境を整備し、競争しやすい場を提供するためにネットワークのオープン化を推進してきました。

### 基本的な考え方

- 適正な費用負担を前提に、技術的に不可能等合理的な理由のある場合を除き、全ての接続要望に応える。
- 他事業者様とNTT網との相互接続の条件については、「公平・公正、内外無差別」とする。

※「ネットワークのオープン化について（基本的考え方等）」（1995.2発表）

### 具体的な施策

- 原則すべての接続要望を実現
- 標準的な接続手順及び期間の作成・実施
- 接続費用の透明化、明確化、低廉化 ➡ 算定根拠の提示、ネットワークコストの削減
- 網機能の追加・変更の公示 ➡ インタフェース条件の開示
- 相互接続協定の公開 ➡ 相手事業者様の承諾を得た場合

※接続協議手順等の明確化に関する具体的な措置（1995.3.31発表、1995.8.31改訂）

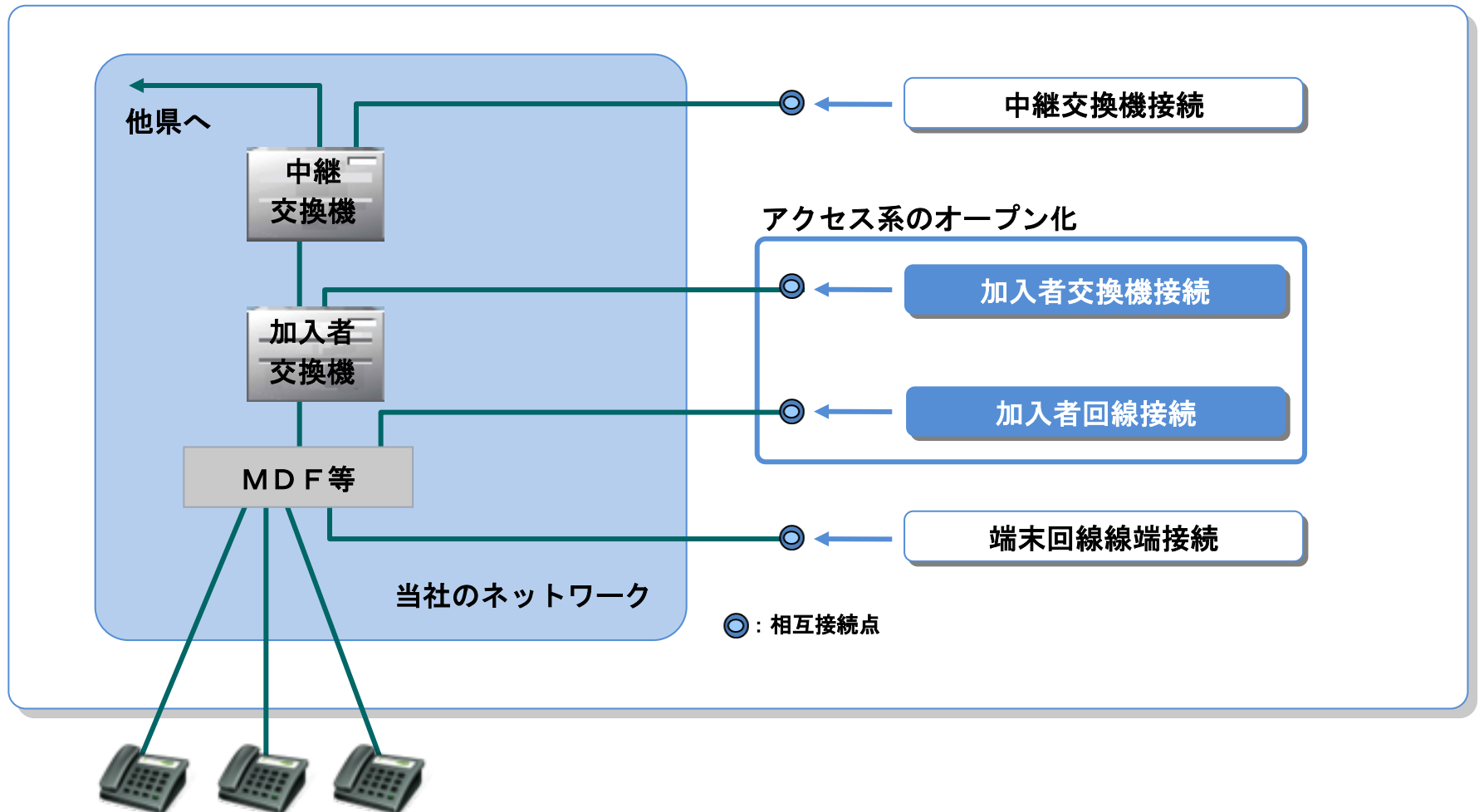
## (参考) オープン化個別プログラムの実施

当社は、平成7年4月に自主的なネットワークのオープン化として「ネットワークオープン化個別プログラム13項目」を発表し、その実現に向けて取り組んできました。その結果、平成13年5月に下記のオープン化個別プログラムは全て実現いたしました。

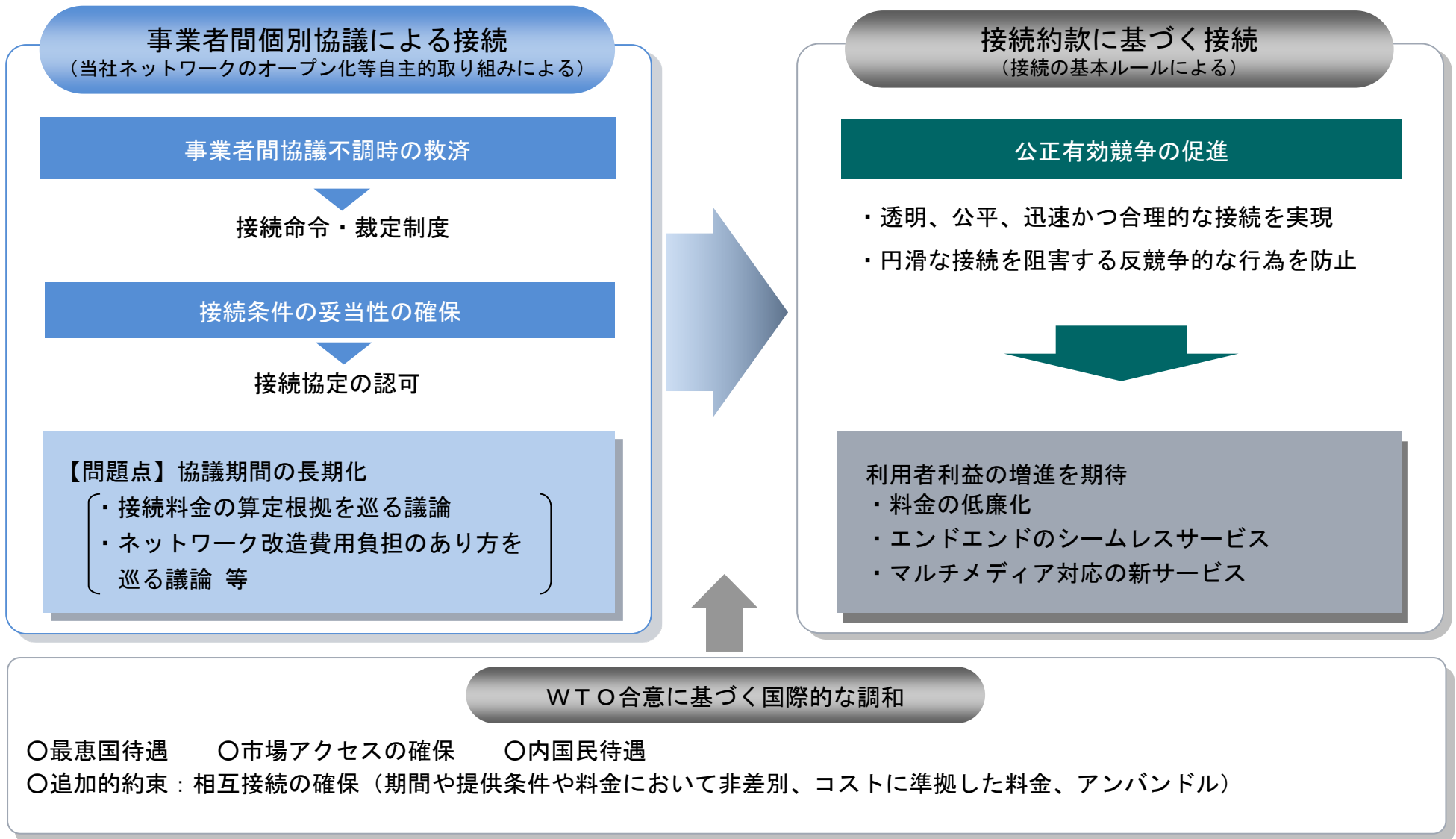
個別プログラム	実施時期・検討状況等
1. 「公-専」及び「公-専-公」接続	H7.4 (公専)、H8.10 (公専公)
2. PHSとの相互接続	H7.7 (NTT網活用型)、H8.3 (NTT網接続型)
3. 専用サービスと電話サービスの相互接続	H7.10
4. CATV電話との相互接続	H8.12
5. ファクシミリ無鳴動着信	H9.3
6. 信号網接続	H9.12 (基本サービス)、H12.1 (高度サービス)
7. 片方向接続から双方向接続への拡大等	H9.12
8. 発信電話番号通知	H10.2 (本格サービス)
9. NTTフリーダイヤルへの接続	H10.10 (CATV)、H11.4 (移動体等)
10. 第二種電気通信事業者との中継線接続	H10.10
11. NCCフリーホン	H12.1
12. 番号ポータビリティ	H13.3
13. 優先接続 (イコールアクセス)	H13.5

## (参考) 市内網の開放 (アクセス系のオープン化)

従来の中継交換機接続に加え「市内交換機」での接続や加入者回線で接続を可能とすることにより、市内網を開放しました。

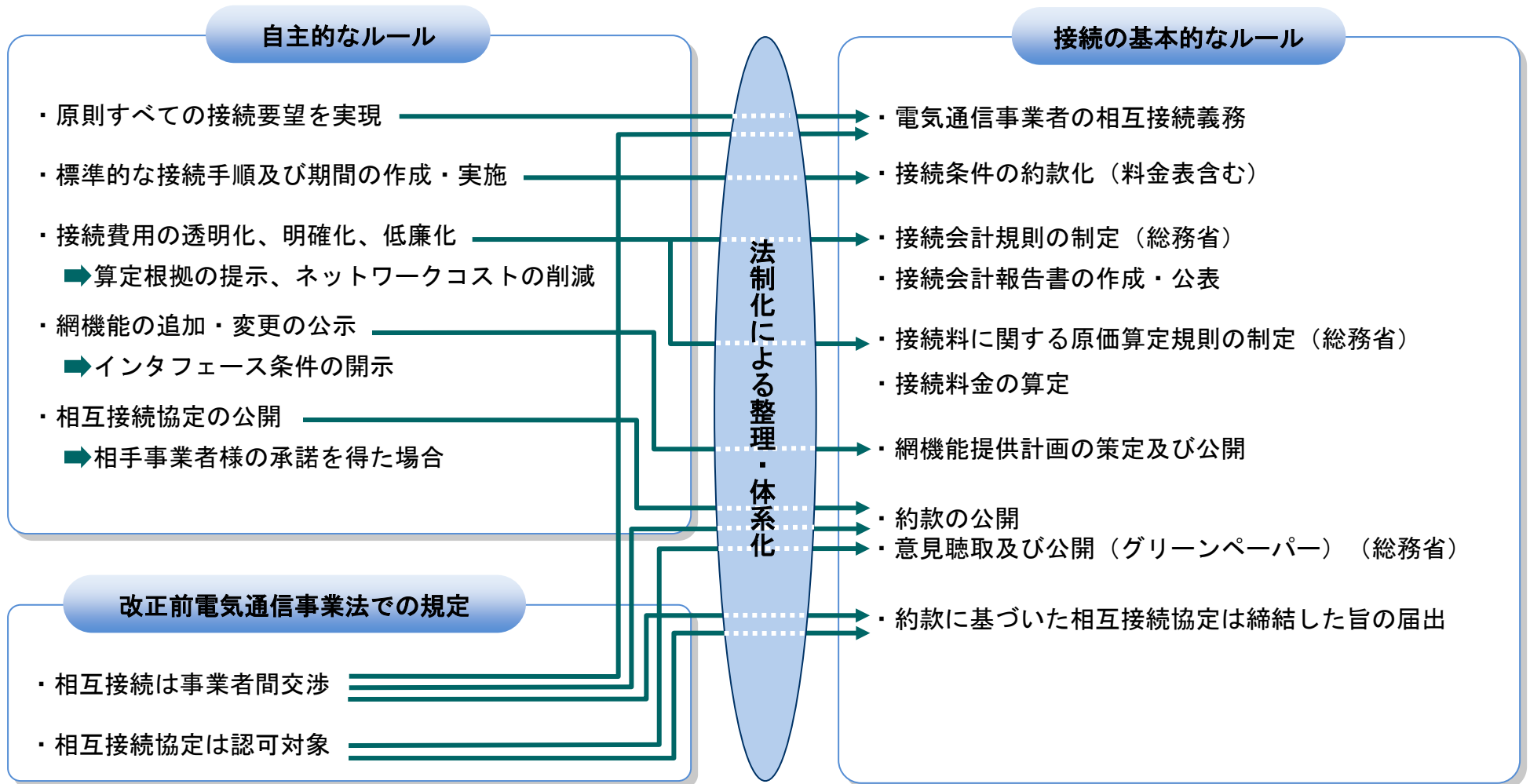


## Ⅳ 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し



## (参考) 自主ルールとの接続の基本的なルールの比較

接続の基本的ルールの法制化により、従来の自主ルールは整理され、公正有効競争が促進されています。





## V 接続ルールの見直し①

接続ルールは、環境変化等を踏まえた答申等に基づき、改正が行われています。

### 「接続ルールの見直しについて」第一次答申 (2001.4省令改正)

1. 指定電気通信設備について
  - ・ 移動体通信事業者の設備の扱い
  - ・ 光ファイバ設備の扱い
  - ・ 中継系伝送路設備等の扱い
2. 光ファイバ設備のアンバンドル
3. 接続料と利用者料金との関係
  - ・ 接続料と定額的な利用者料金等の水準
  - ・ 事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大
4. その他の事項
  - ・ 接続関連費用の負担の考え方
  - ・ ISDNから電話への同番移行
  - ・ 網機能提供計画
  - ・ 接続諾否の手続規定の整備
  - ・ 接続制度全体の定期的な見直し

### 「IT時代の接続ルールの在り方について」第二次答申 (2001.12省令改正)

1. 新たな接続料の導入について
  - ・ 光ファイバ設備の接続料
  - ・ インターネット向け定額接続料の設定
  - ・ 公衆網への事業者向け割引料金の設定
2. 網機能提供計画制度の改善
  - ・ 網機能計画制度の原則の維持
  - ・ 網機能計画の適用範囲
  - ・ 網機能計画の公表期間
3. 機能の更なる細分化（アンバンドル）
  - ・ 伝送路の更なる細分化
  - ・ FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化
4. 接続関連費用負担の考え方
  - ・ 基本的な接続機能の判断基準
  - ・ 個別負担の接続料における算定方法の見直し
5. その他の事項
  - ・ 接続料の利用料金との関係の検証
  - ・ 光ファイバ設備の利用に係る手続等の内外無差別適用
  - ・ 接続用ソフトウェア開発期間の短縮

### 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申 (2007.7省令改正)

1. 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し
  - ・ 第一種指定電気通信設備の指定方法
  - ・ 地域IP網等に対する指定
2. 接続料の算定方法の見直し
  - ・ 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）に係る見直し
  - ・ 事後精算制度の見直し
  - ・ 接続料債務の不履行リスクの扱い
  - ・ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定
3. コロケーションルールの整備
  - ・ 中継ダークファイバの扱い
  - ・ 局舎スペース等の扱い
  - ・ 電柱におけるコロケーションルール
4. その他の事項
  - ・ 屋内配線工事の扱い
  - ・ 回線名義人情報の扱い
  - ・ 加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

## V 接続ルールの見直し②

### 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申 (2008.7省令改正)

#### 1. 第一種指定電気通信設備の指定範囲

- ・第一種指定電気通信設備の指定の考え方等
- ・NTT東西の次世代ネットワークの扱い
- ・地域IP網等の扱い

#### 2. 次世代ネットワークの設備・機能の細分化（アンバンドル）

- ・検討上の留意点
- ・各機能のアンバンドルの要否
- ・機能の段階的発展等への対応
- ・標準的な接続箇所

#### 3. 接続料の算定方法等

- ・接続料の算定方法
- ・接続会計の設備区分
- ・分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

#### 4. その他

- ・接続に関する同等性の確保等
- ・スタックテスト
- ・映像配信プラットフォームのオープン化等

#### 5. 接続ルールの見直し

### 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」答申 (2009.12省令改正)

#### 1. モバイル市場の公正競争環境の整備

- ・第二種指定電気通信設備制度の検証
- ・ネットワークインフラの利活用

#### 2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

- ・FTTxサービス
- ・DSLサービス
- ・固定ネットワークインフラの利活用

#### 3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

- ・通信プラットフォーム機能のオープン化
- ・紛争処理機能の強化等

#### 4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

- ・接続料算定上の課題
- ・固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

### 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申

#### 1. 電話網からIP網への円滑な移行の在り方について

- ・コア網のPSTNからIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方
- ・円滑な移行に向けた利用者対応の在り方
- ・競争環境維持のための事業者対応の在り方

#### 2. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

- ・NGNのオープン化によるサービス競争促進
  - 中継局接続機能
  - 収容局接続機能
  - アクセス回線
  - 通信プラットフォーム機能
- ・モバイル市場の競争促進（オープン化）
  - ネットワークレイヤー
  - プラットフォーム・端末レイヤー
- ・線路敷設基盤の開放による設備競争の促進
  - 電柱・管路等の使用手続の簡素化等
  - マンション向け光屋内配線の開放
  - 地中化エリアへの対応
  - 鉄塔等の一層のオープン化
- ・今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

## V 接続ルールの見直し③

### 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」答申 (2023.3省令改正)

1. IP網への移行後に向けた音声接続料の在り方
  - ・ IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料
  - ・ 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
  - ・ 着信事業者が設定する接続料に関する課題
2. IP網への移行過程における音声接続料の在り方（加入電話）
  - ・ 移行過程の接続料算定方法の適用期間
  - ・ 指定設備等
  - ・ 移行過程の公平な接続料の算定方法
  - ・ 長期増分費用（LRIC）方式の適用
  - ・ 価格圧搾のおそれへの対応
3. IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方接続料の算定方法等
  - ・ 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲
  - ・ 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

### 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申 (2025.1省令改正)

1. メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法
  - ・ 同一の接続料の算定方法
  - ・ 接続料原価の算定方法
  - ・ ワイヤレス固定電話の扱い
2. LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い
  - ・ IP-LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えの適否
  - ・ メタル回線維持に関する状況変化
3. 東西均一接続料の扱い
  - ・ 東西均一接続料継続の要否
4. 接続料算定方法の適用期間
  - ・ 接続料算定方法の適用期間の適否
5. その他
  - ・ LRICモデルの運用プロセスの簡素化

# 第3章

---

## 情報公開の取り組み

## I 情報開示の基本的な考え方

当社では、電気通信市場における公正競争を促進し、電気通信全体の均衡ある発展を図るという観点から、電気通信事業を営むうえで発生するさまざまな情報の積極的開示に努めています。

### ●情報開示の範囲

下記に該当する場合を除き、当社の保有する各種情報は原則一般に開示します。

- ① お客様、取引相手等のプライバシーに係わるもの
- ② 公共の秩序維持に係わるもの
- ③ 内部者（インサイダー）取引規制に係わるもの

なお、上記の情報であっても、ネットワークの相互接続を行う他電気通信事業者様に対し、相互接続上必要な情報及び事業展開に必要な情報については、法的保護義務等のあるものを除き開示を行います。

## Ⅱ 当社の開示情報

当社における公開情報については、以下の4つに大きく分類され、他事業者様が接続に必要な情報については、接続約款に基づく守秘義務又は守秘義務契約により開示します。

### 開示場所

### 公開情報ホームページ※

#### 電気通信事業者様への情報

- ・ 接続約款
- ・ 接続会計
- ・ 網機能提供計画
- ・ 接続に関する情報開示（インタフェース関連）
- ・ 単位料金区域（MA）別市外局番情報
- ・ 相互接続ガイドブック
- ・ 他事業者様の事業展開に必要な情報 等

【守秘義務契約を締結した上で提供する情報（例）】  
他事業者様の事業展開に必要な情報 等

- ・ コロケーション及びDSL回線等に関する情報
- ・ 光ファイバに関する情報
- ・ フレッツサービス（ISP事業者様向け情報）
- ・ 債務の履行の担保に関する情報 等

#### 利用状況・ネットワーク情報

- ・ 電気通信役務契約等状況報告
- ・ 電気通信役務通信量等状況報告
- ・ サービス概況
- ・ 主要統計資料集 等

#### 経営情報

- ・ 事業計画
- ・ 契約約款集
- ・ 技術的条件集 等

#### 一般広報

- ・ 報道発表資料等

※公開情報ホームページ  
( <http://www.ntt-west.co.jp/open/> )



## Ⅲ 当社の開示窓口

当社では事業法の規定に基づき、接続を円滑に行うための必要な情報を公開しています。

また、公正有効競争条件の確保及び研究開発成果の普及を実効的なものとするため、各種技術情報について可能な限り積極的に開示を行っています。

上記の情報は以下の窓口及びホームページでご覧になることができます。

### 1. 各種情報開示の一般的なお問合せ

インターネットによるお問合わせ（お問合わせフォーム）

<https://www.ntt-west.co.jp/open/inquire.html>

### 2. 研究開発成果の申込み・問合せ

●研究開発成果一般、技術開示

NTT知的財産センター

<https://www.rd.ntt/chizai/information.html>

NTT西日本 技術革新部 IOWN推進室

TEL 06-6490-1009

### 3. 上記以外の相互接続上必要な情報に関するお問合せ

●NTT西日本 設備本部 相互接続推進部

TEL 06-6490-8016

### 4. 公開情報ホームページURL

<http://www.ntt-west.co.jp/open/>

# 第4章

---

## その他の当社取り組み

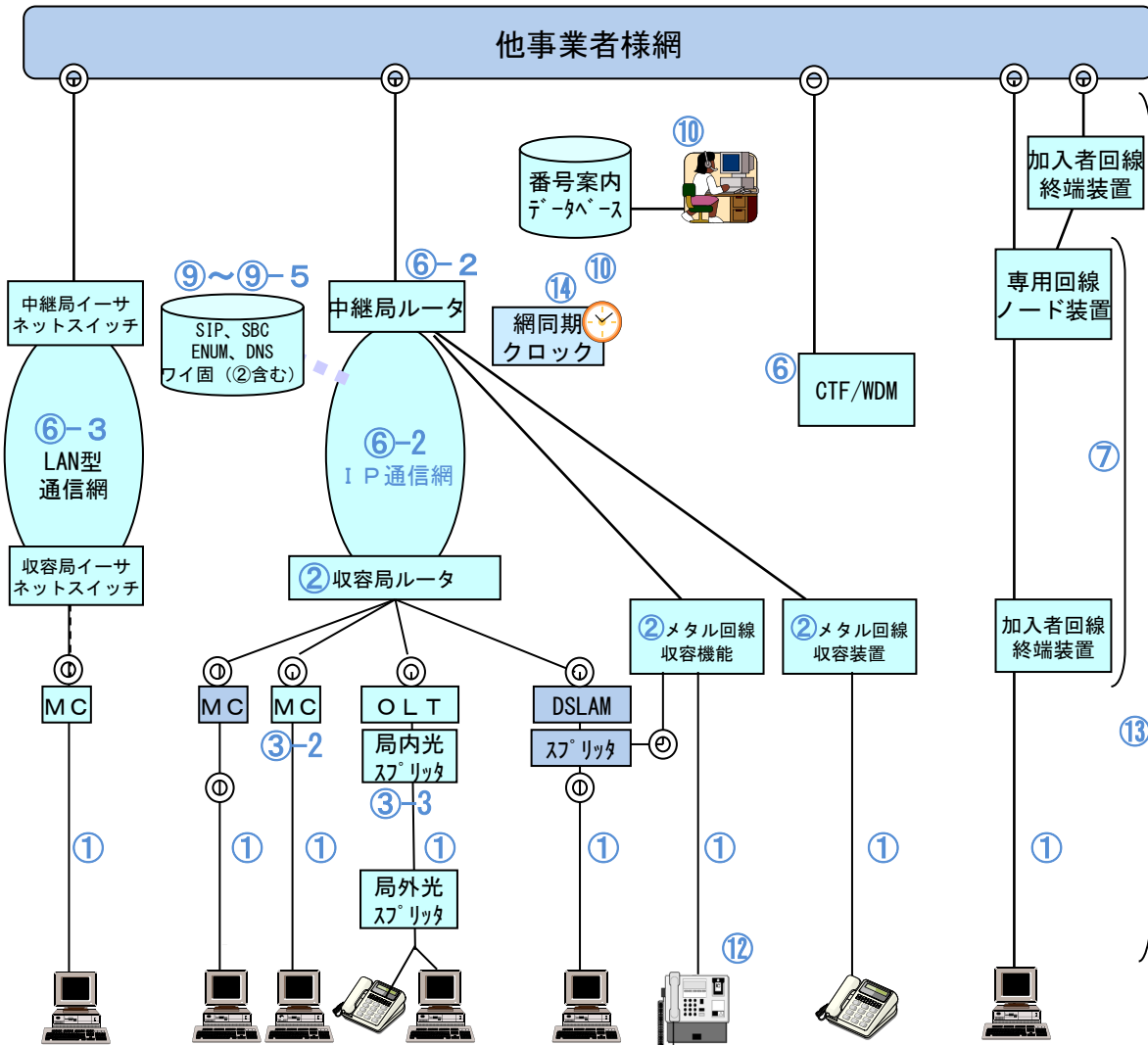


# I ネットワーク機能のアンバンドル化

当社では、接続の基本的ルールに基づき、相互接続に必要な機能のみをお使いいただけるようネットワークの機能をアンバンドル化し、それぞれ網使用料を設定して提供しております。

【凡例】    他事業者様設備    : 当社設備

接続料規則第4条に規定する機能	
① 端末回線伝送機能	一般/特別帯域透過端末回線伝送機能
	帯域分割端末回線伝送機能
	光信号端末回線伝送機能
	総合デジタル通信端末回線伝送機能
	その他端末回線伝送機能
② 端末系交換機能	端末系ルータ交換機能
	一般収容ルータ優先パケット識別機能
	メタル回線収容機能
	ワイヤレス固定電話交換機能
③-2	光信号電気信号変換機能
③-3	光信号分離機能
⑤	閉門系ルータ交換機能
⑥ 中継伝送機能	中継交換機接続伝送専用機能、 一般/特別光信号中継伝送機能
	⑥-2 ルーティング伝送機能
⑥-2	一般/特別/一般県間中継系ルータ 交換伝送機能
	特別収容ルータ接続ルーティング 伝送機能
⑥-3	イーサネットフレーム伝送機能
⑦	通信路設定伝送機能
⑧	信号伝送機能
⑨	SIPサーバ機能
⑨-2	SIP信号変換機能
⑨-3	番号管理機能
⑨-4	ドメイン名管理機能
⑨-5	ワイヤレス固定電話用制御等機能
⑩	番号案内機能
⑫	公衆電話機能
⑬	端末間伝送等機能
⑭	クロック提供機能



## Ⅱ 苦情・要望等の受付窓口について

当社では公正競争条件の適正な運用に向けた取り組みとして、他事業者様向けの苦情・要望の受付窓口を相互接続推進部内に設置しております。

### 受付窓口

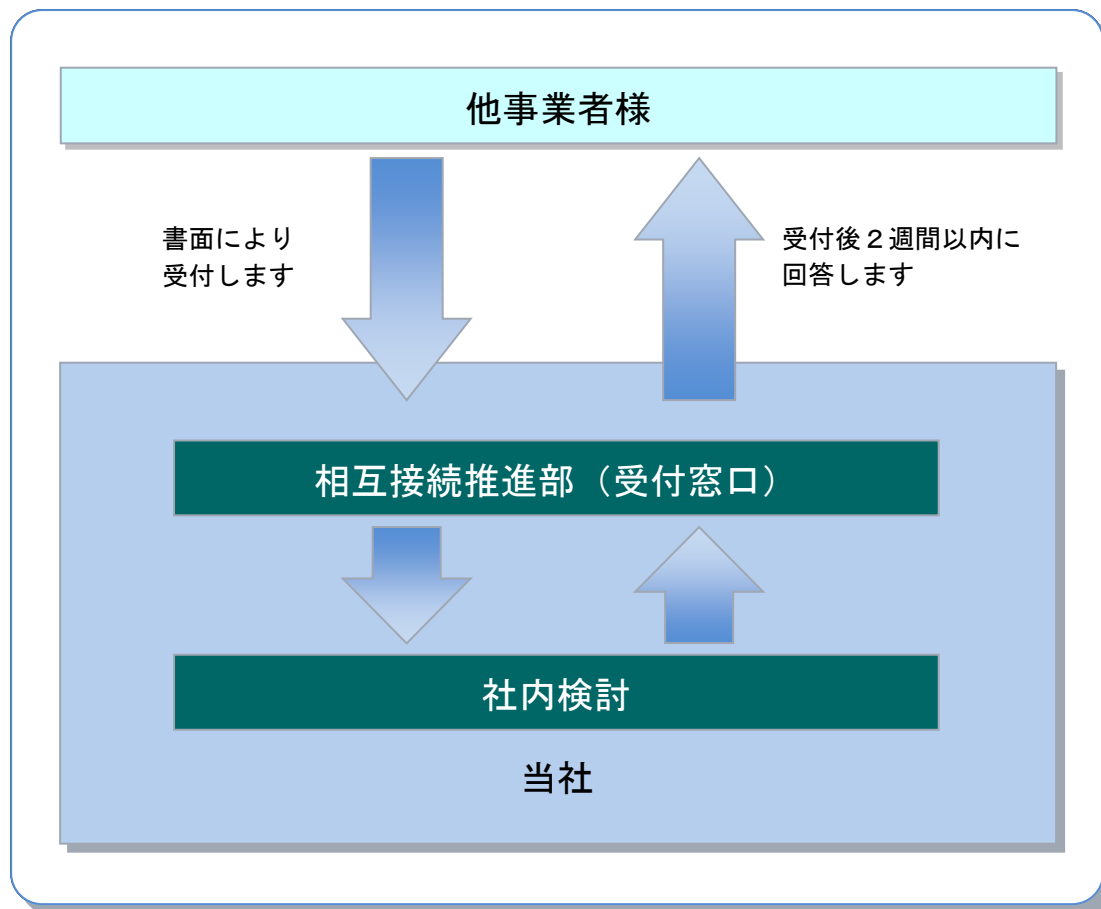
西日本電信電話株式会社  
設備本部 相互接続推進部  
〒534-0024  
大阪市都島区東野田町4-15-82  
電話 06-6490-1233

### 手続き

受付及び回答は書面により行います。  
当社では、受付後原則2週間以内に回答します。

※お問い合わせは上記電話番号にて承ります。

(9:30~16:30 土・日・祝日・年末年始を除く)



### Ⅲ 公正競争及び内外無差別に関する取り組み

当社は、接続事業者様と競合するサービスの販売など、営業活動の展開にあたっては、公正競争を厳に遵守し、取り組んでおります。

1. 接続事業者様情報の目的外利用の禁止 (情報の適正利用)
2. 接続に必要な建物・施設の利用又は情報提供の同等性確保 (内外無差別)

